

平成 22 年 度

包括外部監査結果報告書

平成 23 年 3 月

大分県包括外部監査人

大 石 聡

目 次

第1部 包括外部監査の概要	1
第1．監査の種類	1
第2．選定したテーマ	1
1．外部監査の対象	1
2．監査対象年度	1
第3．テーマ選定の理由	1
第4．監査実施期間	1
第5．外部監査の方法	1
1．監査の要点（監査のチェック項目）	1
2．主な監査手続	2
3．監査対象部署	2
第6．監査体制（監査従事者）	4
第7．利害関係	4
第2部 県と外郭団体との関係	5
第1．外郭団体に対する大分県のこれまでの取組み	5
第2．外郭団体を取り巻く環境のさらなる変化	5
第3．大分県におけるその後の取組み	6
第3部 総括的意見	9
第1．今回の外部監査にあたり検討した主な項目と総括的意見	9
第2．今後の課題	20
第3．総括表	23
第4部 個別意見	25
第1．指定団体	25
財団法人 大分県文化スポーツ振興財団	25
大分高速鉄道保有 株式会社	33
大分航空ターミナル 株式会社	37
社団法人 ツーリズムおおいた	44
財団法人 大分県原子爆弾被爆者対策協議会	49
財団法人 大分県腎バンク協会	53
財団法人 大分県地域保健支援センター	56

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会.....	67
財団法人 大分県生活衛生営業指導センター.....	77
財団法人 大分県総合雇用推進協会.....	82
財団法人 大分県産業創造機構.....	95
財団法人 大分県中小企業会館.....	102
財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所.....	106
財団法人 日田玖珠地域産業振興センター.....	111
大分県信用保証協会.....	116
大分ブランドクリエイト 株式会社.....	123
株式会社 大分国際貿易センター.....	128
財団法人 大分県森林整備センター.....	133
財団法人 大分県主要農作物改善協会.....	141
社団法人 大分県農業農村振興公社.....	145
社団法人 大分県漁業公社.....	155
社団法人 大分県生乳検査協会.....	161
社団法人 大分県畜産協会.....	166
社団法人 大分県配合飼料価格安定基金協会.....	175
社団法人 大分県漁業海洋文化振興協会.....	180
大分県漁業信用基金協会.....	184
大分県農業信用基金協会.....	192
株式会社 大分ボール種苗センター.....	200
大分県土地改良事業団体連合会.....	204
大分県農業会議.....	212
財団法人 大分県建設技術センター.....	216
財団法人 大分県公園協会.....	222
大分県住宅供給公社.....	228
大分県道路公社.....	238
大分県土地開発公社.....	242
財団法人 大分県体育協会.....	247
財団法人 暴力追放大分県民会議.....	258
財団法人 大分県交通安全協会.....	264
財団法人 大分県公営企業協会.....	273
第2 . その他出資等団体.....	279

第1部 包括外部監査の概要

第1．監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

第2．選定したテーマ

1．外部監査の対象

大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制

2．監査対象年度

平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）但し、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

第3．テーマ選定の理由

外郭団体は産業振興や福祉の増進、教育文化の振興等の行政目的を達成するため、公共的・公益的なサービスの提供を効果的・効率的に行うために設立された団体であり、行政を補完、代替する機能をはたすものと捉えられる。

このような外郭団体を取り巻く環境は、平成19年6月に地方財政健全化法の成立、平成20年12月には公益法人改革関連三法の施行と大きく変化しており、自治体の厳しい財政状態や指定管理者制度の導入とも絡んで、その組織、業務執行体制の見直しによる効率的な組織運営が求められている。

また、マネジメント改革の必要性から、ガバナンスや内部統制の充実による適正な業務執行が求められており、さらに県民満足度の向上のための長期的な取り組みも必要になっていることから、そのあり方を見直す状況に直面しているといえる。

このため、外郭団体の財務内容を把握し、その業務執行が適切かつ合理的に行われているか、今後のあり方はどうあるべきか等について検討することは、県民にとって有益であると考え、テーマとして選定した。

第4．監査実施期間

平成22年6月1日～平成23年3月31日

第5．外部監査の方法

1．監査の要点（監査のチェック項目）

指定団体

団体の特性や、各団体に投入できる監査人員・時間によって差異があるが、概ね以下のポイントによりヒアリングその他資料の閲覧等を行った。また、各団体に対して、

県がどの程度モニタリング、すなわち実態把握を行っているかについても検討した。

その他の出資等団体

各団体に対して、県がどの程度モニタリングし、実態を把握しているかについて検討した。

2. 主な監査手続

県の担当者、各団体の責任者及び担当者に対してヒアリングを行い、必要に応じて規程類、議事録、契約書類、決裁関係書類、その他管理資料の閲覧、現場視察、再計算、資料の突合、その他分析的手続を実施した。

また、監査の過程で財務諸表の各項目を検討し、指摘を行っているが、この監査の主たる目的は財務諸表に信頼性を付与するものではないため、各団体の財務諸表数値の適正性を保証するものではない。

3. 監査対象部署

大分県の外郭団体のすべてを監査対象とした。

指定団体（39 団体）

団体名	所管部局
財団法人 大分県文化スポーツ振興財団	企画振興部
大分高速鉄道保有 株式会社	企画振興部
大分航空ターミナル 株式会社	企画振興部
社団法人 ツーリズムおおいた	企画振興部
財団法人 大分県原子爆弾被爆者対策協議会	福祉保健部
財団法人 大分県腎バンク協会	福祉保健部
財団法人 大分県地域保健支援センター	福祉保健部
社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	福祉保健部
財団法人 大分県生活衛生営業指導センター	生活環境部
財団法人 大分県総合雇用推進協会	商工労働部
財団法人 大分県産業創造機構	商工労働部
財団法人 大分県中小企業会館	商工労働部
財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所	商工労働部
財団法人 日田玖珠地域産業振興センター	商工労働部
大分県信用保証協会	商工労働部
大分ブランドクリエイト 株式会社	商工労働部

株式会社	大分国際貿易センター	商工労働部
財団法人	大分県森林整備センター	農林水産部
財団法人	大分県主要農作物改善協会	農林水産部
社団法人	大分県農業農村振興公社	農林水産部
社団法人	大分県漁業公社	農林水産部
社団法人	大分県生乳検査協会	農林水産部
社団法人	大分県畜産協会	農林水産部
社団法人	大分県配合飼料価格安定基金協会	農林水産部
社団法人	大分県漁業海洋文化振興協会	農林水産部
	大分県漁業信用基金協会	農林水産部
	大分県農業信用基金協会	農林水産部
株式会社	大分ボール種苗センター	農林水産部
	大分県土地改良事業団体連合会	農林水産部
	大分県農業会議	農林水産部
財団法人	大分県建設技術センター	土木建築部
財団法人	大分県公園協会	土木建築部
	大分県住宅供給公社	土木建築部
	大分県道路公社	土木建築部
	大分県土地開発公社	土木建築部
財団法人	大分県体育協会	教育庁
財団法人	暴力追放大分県民会議	警察本部
財団法人	大分県交通安全協会	警察本部
財団法人	大分県公営企業協会	企業局

その他の出資等団体（23 団体）

団体名	所管部局
一般財団法人 大分県市町村職員研修センター	総務部
株式会社 別府交通センター	企画振興部
株式会社 サングリーン宇佐	企画振興部
大分ホーバーフェリー 株式会社	企画振興部
大分バス 株式会社	企画振興部
株式会社 大分フットボールクラブ	企画振興部
財団法人 大分県アイバンク協会	福祉保健部
財団法人 大分県環境管理協会	生活環境部
株式会社 エスプレス大分	生活環境部
財団法人 大分県自動車会議所	商工労働部

株式会社 大分放送	商工労働部
大分県デジタルネットワークセンター 株式会社	商工労働部
株式会社 エフエム大分	商工労働部
大分朝日放送 株式会社	商工労働部
社団法人 大分県果実生産出荷安定基金協会	農林水産部
株式会社 大分県畜産公社	農林水産部
九州乳業 株式会社	農林水産部
周防灘フェリー 株式会社	農林水産部
有限会社 大分県酪農振興公社	農林水産部
財団法人 大分県土地区画整理協会	土木建築部
大分ウォーターフロント開発 株式会社	土木建築部
財団法人 大分県奨学会	教育庁
財団法人 大分県防犯協会	警察本部

第 6 . 監査体制 (監査従事者)

包括外部監査人	大石 聡	(公認会計士)
補 助 者	川野嘉久	(公認会計士)
補 助 者	吉富健太郎	(公認会計士)
補 助 者	林 宗義	(公認会計士)
補 助 者	吉松 勲	(公認会計士)
補 助 者	染矢堯志	(公認会計士試験合格者)

第 7 . 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 県と外郭団体との関係

第1．外郭団体に対する大分県のこれまでの取り組み

外郭団体は産業振興や福祉の増進、教育文化の振興等の行政目的を達成するため、民間の資金、人材、経営ノウハウを活用しながら、公共的・公益的なサービスの提供を効果的・効率的に行うために設立された団体であり、行政を補完、代替する機能を果たすものと捉えられる。

しかし、外郭団体そのものの経営が悪化する事態に陥ったり、それを支えてきた地方財政が厳しくなる中で、外郭団体の必要性を検討し、当初の設立目的を達成してその役割が低下した団体や、かけたコストに見合った成果を上げていない団体等について、そのあり方を見直すといった改革が強く求められてきている。

大分県における外郭団体に関する取り組みとしては平成16年度から平成20年度における行財政改革プランによるものが挙げられる。

このプランによる歳出削減策の中で公社等外郭団体の整理統合が進められ、外郭団体数（*）が33団体より23団体となり、歳出削減額も64億円の目標に対して108億円の実績となった上に県の職員による業務援助も81人から37人に減少する等、一定の成果を上げてきたといえる。

（*）当時において対象とする外郭団体の基準としては、県出資割合が50%以上、業務援助、県補助金等が財政規模の50%以上等であった。

第2．外郭団体を取り巻く環境のさらなる変化

しかしながら、外郭団体等を取り巻く情勢は平成15年9月に指定管理者制度が導入され民間事業者などによる公の施設の管理が可能になり、指定管理者の選定についても公募対象施設が拡大しているという状況以外にも、以下のようにさらに大きな変化も生じている。

公益法人制度改革

旧来の公益法人制度においては、各主務官庁が公益法人の設立許可等を行う仕組みとなっていたが、平成20年12月からの新たな制度では、法人の設立がこれまでの許可主義から準則主義（登記）となり、法に基づく手続きに従い、一定の要件を満たせば行政官庁の許可無しで当然に法人格が与えられることとなっている。また、法人の申請により第三者機関の客観的な意見に基づき内閣総理大臣又は都道府県知事が公益性の認定をしたものに

については公益社団（財団）法人となることができる。

現行の公益法人（特例民法法人）は、平成 25 年 11 月末までに公益性を有する法人（公益法人）としての認定か、通常の社団又は財団（一般法人）としての認可を受けなければならず、これらいずれの申請も認められない場合又は申請を行わない場合には解散となる。従って、現行の公益法人（特例民法法人）にあっては、所定の期間内に公益法人改革への対応が求められている。

公益認定を受けられないということは、不特定多数の利益の増進に寄与する公益法人ではないということとなる。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化等を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものである。

その中で、将来負担比率の算出に当たって、公社等の負債額や自治体が行う損失補償等の実質負担見込額が算入されることとなっている。

第 3 . 大分県におけるその後の取組み

大分県は外郭団体に関する、上記のようなさらなる外部環境の変化に対応して、平成 21 年 9 月に『大分県公社等外郭団体に関する指導指針』を策定し、取り組みを始めており、その指針の主な骨子は以下のとおりとなっている。

『大分県公社等外郭団体に関する指導指針』

（ 1 ）趣旨

必要性の減少した事務及び事業の民間活動領域の拡大、出資法人に対する補助金・委託金の抑制、経営が悪化した第三セクターの集中的な改革が要請される。

外郭団体の適切な運営は、県の行財政運営全般に大きな影響を及ぼすことから、今後の外郭団体の運営指導を徹底するために策定するもの。

（ 2 ）団体の定義

大分県の指針において「外郭団体」は「指定団体」と「その他の出資等団体」に区分され、それぞれの定義は以下のようになっている。

指定団体	基本財産、資本金等に県が出資又は出せん（出資等）を行っており、その比率が25%以上の団体 県の補助金、交付金等の額又は委託料の額が継続的に団体の財政規模の50%以上である団体 県職員を業務援助のため継続的に派遣している団体 その他特に指導監督する必要がある団体
その他の出資等団体	県からの出資等の比率が25%未満の団体(上記の から までに掲げるものを除く)

(3) 主管部局長の役割

各部局の部局長は指定団体の運営について、適切に指導監督を行うとともに、その他の出資団体についても、県との関連の度合いに応じて必要な範囲内で指定団体に準じた指導監督を行う。

毎年度、原則として一定の様式により経営状況等の点検評価を行うとともに、その結果を総務部長に報告する。また、点検評価の結果に基づき、指定団体に対し、適切な指導助言を行う。

その他の出資団体について、その経営状況等を総務部長に報告する。

(4) 総務部長の役割

総務部長は外郭団体に関する主管部局長からの協議を受け、経営状況の確認を行うとともに必要がある場合には主管部局長に改善を要請する。

(5) 外郭団体への運営指導の内容

各主管部局長は外郭団体に対して以下の内容につき、指導（指定団体については指導監督）を行うことになっている。

- 経営計画に基づいた合理的な事業運営
- 経営努力による財務基盤の強化
- 資金の管理運用における適正化
- 計数管理によるコスト管理
- 予算執行の適正化
- 組織の合理化と理事会等の機能強化
- 人件費の適正化
- 職員の活性化

(6) 外郭団体に対する県の人的関与の適正化

各主管部局長は、外郭団体に対する役員の就任や職員の派遣等の人的関与が適正に行われるよう指導する。

(7) 外郭団体に対する県の財政的関与の適正化

各主管部局長は、外郭団体に対する補助金や委託料等の見直しを行うとともに事業収入の確保等について指導する。

(8) 指定団体に対する指導監督事項

各主管部局長は、以下の事項につき指定団体に対し指導監督を行う。

指定団体の統廃合等

情報公開の推進

経営計画の策定と進捗管理

指定団体に対する検査・調査等

(9) 外郭団体設立の条件

新たな外郭団体の設立は原則として認めない。

第3部 総括的意見

第1．今回の外部監査にあたり検討した主な項目と総括的意見

1. 経営努力が図られているか

当該団体について経営努力が十分に図られているかという観点からは、主として以下の事項について検討した。

- ・ 経営目標及び経営理念が明確になっており、適正な事業計画が策定され、これに基づいた事業運営がなされているか
- ・ 定期的に事業計画と実績が比較され改善措置が検討されているか（いわゆるPDCA が機能しているか）
- ・ 委託事業や補助金に過度に依存することなく自主事業を検討しているか
- ・ 寄付金の獲得、協賛金の受入等の状況はどうか
- ・ 顧客ニーズの把握をアンケート等により、十分に行っているか
- ・ 管理コストが抑えられ、ローコスト経営が行われているか
- ・ その他経営改善の余地はないか

PDCAとは Plan, Do, Check, Actionの略であり、計画策定に基づく実行、計画と実績の比較、改善活動の継続的实施をいう。

（総括的意見）

経営目標や経営理念は組織運営を行っていく上でその柱となる重要なものといえ、これが明確でありかつ組織内に浸透していなければ十分な成果を上げることはできない。

今回検討した指定団体については、それぞれ経営目標といえるものは明確となっているケースは多かったが、事業計画については単年度思考が強く、3年から5年程度の期間を見越した中期事業計画を策定している団体は非常に少なかった。

経営環境の変化が激しく比較的長い期間の計画が立てづらいのは事実であるが、単年度目標だけでなく中期的に達成すべき目標水準とそのために必要となる事業に対する優先順位を明確にし、効率的に事業を進めるためにも中期計画は必要であり、作成後における単年度ごとの実績との比較、軌道修正という進捗管理は目標達成のために重要といえることから各団体で策定する必要がある。

さらに単年度の計画についても実績との比較を行い、それを次年度以降の計画に十分に反映させているとみられる団体も少なかった。

単年度ごとの計画と実績の比較、差異の原因分析、改善措置という、いわゆるPDCAこれによって経営状況の十分な把握の遅れを防ぎ、収支改善に向けた経営努力を促すとともに環境変化への対応の遅れを防ぐためにも、経営管理上の欠くべからざる手法であることから、すべての団体において各年度、確実に実施すべきである。

顧客ニーズの把握をアンケート等により十分に行っている団体が非常に少なかった。

通常の民間企業であれば、売上を獲得することは企業にとっての生命線に関するため、何らかの形でマーケティングを行い、需要動向を把握し、存続をはかろうとする。しかし、外郭団体の場合顧客ニーズの把握を十分に行わなくとも、ニーズとかい離れた事業展開が行われてしまうことがあることから、サービス等を受ける側のニーズを定期的に把握することによって、かい離が生じないようにしなければならない。

景気の悪化による影響もあってか賛助会費や寄付金等が減少傾向であり、今後も先細りが予想される状況にある団体がある。これらの団体は事業のやり方を工夫したり、目標額を設定して、もっと積極的に外部にアピールする等の対応を取る必要がある。手をこまねいては自らの事業を行うための財源が減少していくばかりであり、その存在意義も失いかねない状況となる恐れがある。

後述する『8.3E(経済性・効率性・有効性)の観点から問題はないか』の箇所にも記載しているが、効率的な組織になっておらず、非効率な状態で運営されている団体がある。外郭団体の役割は行政目的を達成するために、自治体の業務を補完・代替することにあることから効率的な運営が行われなければならず、組織運営自体に無駄があれば、早急に改善すべきである。組織のための組織となっはいけない。

2.. ガバナンスが十分に機能しているか

当該団体についてガバナンス、すなわち独立した組織体としての統治が十分に機能しているかという観点からは、主として以下の事項について検討した。

- ・ 統括責任者の下、統制のとれた組織運営がなされているか
- ・ 理事会等意思決定機関が十分に機能しているか
- ・ 監事等の監査機能が有効か
- ・ 外部の専門家(公認会計士等)による監査、指導の有無

(総括的意見)

理事会の議事録を閲覧すると、年間を通じて理事会への出席率の低い理事がいる団体が存在した。理事会の目的は、団体の適切な意思決定及び事業運営のモニタリングにあり、理事を選任するに当たっては、ある程度、理事会への出席が可能であることが前提条件となる。理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能か否かを確認した上で、理事就任への依頼を行う必要がある。

また、理事の人数を必要以上に増やすことは迅速な意思決定を妨げることにもつながることから、理事の人数の適正化を図る必要がある。

監事監査については、本来の機能が果たされていないとみられるケースがあった。監事の監査は団体におけるガバナンス機能の充実に貢献するものと考えられることから、その充実が必要と考えられる。

上記の団体内部におけるガバナンス機能を担保する意味においても、県の政策実現においても、各外郭団体を県の主管部局等がモニタリングし、場合によっては指導監督を行うことが必要となってくるが、この指導監督の前段階であるモニタリングが十分に行われている団体が少なかった。

この原因等については以下の『9. 県の担当部局からのモニタリングは十分か』の項に記載した。

3. 内部統制の整備・運用状況に問題はないか

当該団体について内部統制の整備・運用状況はどうかという観点からは、主として以下の事項について検討した。

・リスクマネジメントの状況、規程類の整備・運用の状況、資産保全の状況等リスクを絞り込んで効率的に内部統制を整備し、その運用が行われているか

(総括的意見)

今回検討した外郭団体についていえば、内部統制の整備・運用という観点からは、ほとんどの団体において不十分といわざるをえなかった。

民間企業と同様に自治体や外郭団体においても、不適正な事務処理の改善や法令等の遵守を徹底し、業務の有効性や効率性をはかり、財務書類の信頼性を確保するとともに資産を保全する目的のため、内部統制の整備・運用の充実は喫緊の課題といえる。

特にリスクの高い現預金等の資産まわりの内部牽制についての不備は早急に改善しなければ、事故が発生してからでは遅いといえる。

また、財務報告の信頼性が図られなければ、誤った会計数値による報告がなされ、経営状況の適時、適格な把握が遅れて経営悪化が進行する恐れがあることから、留意が必要となる。

外郭団体においては、まず、決裁規程や稟議規程、職務権限規程、経理規程等の団体独自の規程や仕組みを整備し、これを運用することによって内部統制を充実させる必要があるが、今回の監査においては規程そのものが不十分な例があったほか、規程は整備されていても、運用が規程通りに行われていない状況が散見された。

まず、個々の外郭団体において内部統制上の不備は早急に改善を行うべきである。その上で県側においても団体の状況を適切にモニタリングすることが、県が作成した『大分県公社等外郭団体に関する指導指針』に基づく統制を行う上で、必要欠くべからざる条

件といえる。

今回の監査において外郭団体に対する主管部局等のモニタリング機能が十分に働いていない状況があったが、外郭団体が自主自立性を発揮し、自治体も外郭団体を有効に活用して行政目的を達成するには、県と外郭団体を含めた大きな枠組みにおける内部統制という観点から、主管部局等のモニタリングが適切に行われる必要がある。

なお、モニタリング機能が十分に働いていない原因については以下の『9. 県の担当部局からのモニタリングは十分か』の項に記載した。

事業が途中で中断した状態であったり、締結する契約の中身において団体側に過大なリスクが発生しており、改善すべき事項があるなど、リスク管理という観点から改善が必要な団体があった。事業の計画段階での適切なリスクの把握と対策が必要であるといえる。

4. 財務内容の健全性・真実性に問題はないか

当該団体について財務内容の健全性・真実性について問題はないかという観点からは、主として以下の事項について検討した。

- ・流動比率、自己資本比率等の財務比率は健全か
- ・財務比率を算定する元となった会計数値は適正か
- ・有価証券の運用は健全に行われているか
- ・不動産の含み損益の状況はどうか
- ・偶発事象の発生する余地はないか
- ・債権管理は適切に行われ、資産の保全が図られているか
- ・引当金の計上等は問題ないか

(総括的意見)

財務内容の健全性という観点からは特に、その他の出資等団体の中に債務超過に陥り、経営再建の途上にある団体があるが、指定団体の中にも債務超過まで陥らずとも、業績が落ち込み、財務内容が悪化してきている団体があり、これらについては経営内容の改善が急務となっている。

また、経営内容のタイムリーかつ的確な把握は外郭団体に対する統制の中でも最重要課題の一つであり、そのためには当該団体の財務内容の真実性が担保されなければならない。

今回の監査は財務報告の適正性を保証するものではないため、各団体の開示する財務数値の信頼性を証明するものではないが、検討の過程で把握した修正すべき事項については指摘している。

これら指摘事項の中には、当該団体にとって質的にも金額的にも重要なものがあることから、今後適切に対処することによって財務内容の真実性を確保し、財務の健全性確保に

役立てる必要がある。真実な財務報告は団体における健全な経営の大前提といえる。

財団等における資産の維持、運用は最重要課題の一つであり、財産を有価証券で運用している場合があるが、外国債券の保有により実質的にその分の利息収入がゼロないしは極めて低くなってしまっている団体が複数あった。

資産運用の原則は以下の3点に集約でき、これを遵守して行う必要がある。

資産運用収入を継続的に安定させ、法人運営の長期安定化に貢献すること 規程を整備し内部管理体制を充実させること 資産運用に伴うリスクを十分に管理すること

原則 資産運用収入を継続的に安定させ、法人運営の長期安定化に貢献すること

財団等が資産を保有する目的は当該資産を利用して事業を行うこと、あるいは、そこから得られる運用収入によって、その目的とする事業を効果的に実施すること、及び財産としての価値を維持し、特定の支出に備えることにあるといえる。

特に、団体の事業運営のための運営資金を確保する目的で有価証券等を保有する場合は当該資産を保有している期間において、継続的、安定的に運用収入が得られることが必要となる。

ところが、昨今の金融情勢は極めて低い運用成績を運用側に強いており、十分な事業費を賄うほどには利息等の収入を確保することは困難な状況にあるといえ、担当者は少しでも利回りの良い商品を求めて証券会社等の新規提案に応じることはやむをえない面もある。しかし、いかに低金利とはいえ、リスクの大きい商品の提案を受け入れることは厳に慎むべきである。

今回複数の団体で購入していた円貨建ての外国債券については、元本割れをしないということをふれこみに高金利商品として導入されており、確かに満期まで保有すれば発行元が償還できなくなる限り元本割れの可能性は低いといえるかもしれない。

ところが、これらの円貨建て外国債券はその仕組みによって為替の変動により、受取る金利の水準が大きく変動し、円安局面では高金利であるが、逆に円高局面では大きく利回りが悪くなっており、現状の円高局面において0%となっているものもあった。

億単位の金融資産を保有しながら、当該資産からほとんど利息等が得られておらず、また、今後為替が短期間で大きく円安に振れる可能性は低いことから考えて、この状態が継続する可能性がある。このことは、より安全性の高い資産をもっていたならば得られたであろう利益を喪失しているということになり、そういう意味で機会損失が生じているといえ、今後もこの状態が継続するリスクがある。

元本割れ等資産本体だけでなく金利収入等の果実に関するリスクも考慮して低リターンであっても安全かつ確実な資産（国債、地方債等）に投資することによって資産運用収入を継続的に安定させ、法人運営の長期安定化に貢献することが肝要であり、為替変動リス

クを内包したもの、また、内部で説明できないものや理解の範囲を超えるものは一切回避する方針が望ましいといえる。

原則 規程を整備し内部管理体制を充実させること

金融情勢が日々変動している状況の中では、どのように運用規程やガイドライン等を作成しても常に満足できる運用収入の確保を可能にすることは困難といえる。画一的なルールだけで対応しきれないほど現在の金融情勢は単純では無くなっているからである。

しかしこのような状況においても、資産運用が大きく担当者の能力に委ねられることはリスクが大きく、資金管理運営方針及び有価証券保有基準等の規程作成により、運用は限定的なものとし、運用商品については、内部牽制が効いて、説明責任と意志決定の透明性がはかれるものとする必要がある。従って、この『規程を整備し内部管理体制を充実させること』という原則の下、為替リスク及び信用リスクへの対処を盛り込むと共に、内部牽制上有価証券等の取得時の承認、決裁手続きを充実させる必要がある。

今回の監査対象の団体においては規程等の整備は行われていたが、一部運用権限の範囲が大きすぎる等の改善すべき事項があった。

原則 資産運用に伴うリスクを十分に管理すること

満期まで保有する有価証券であっても、簿価と時価で大きな乖離が生じているとすると、決算書上で、法人の資産状況や財務内容を正確に反映しきれない等の弊害が生じる。

従って、評価損に対しては常に神経を払い、たとえ満期保有目的の債券であっても、評価損が著しく大きい場合は時価下落の要因を分析し、検討する必要がある。

特に今回複数の団体で保有していた円建て外国債券の場合、評価額が下がってくるということは、利率も下がっている可能性が高く（実際に直近で金利ゼロとなっているものがある）、特に期間の長いものについては評価額を十分に検討する必要がある。

従って、この『資産運用に伴うリスクを十分に管理すること』という原則の下、少なくとも半期に一度は時価・簿価の一覧表を作成し、内部で分析して検討する必要がある。

土地の含み損を抱えている公社については、最終的に県が帳簿価額にて買い取る取り決めになっている。土地については実質的には県の含み損といえるが、これを公社が所有している状態においては購入資金に係る金利や事務費等によって帳簿価額が加算され含み損が膨らむことから、県としても可及的速やかに利用計画を決定し、土地の有効活用を図る必要がある。

また、先行取得という手法について大分県の場合、企業誘致等にとって有効であるという認識であるが、かつてのような地価上昇時代とは異なることから、自治体が公社に土地を先行取得させ事業を行うやり方は、かなり限定されるという認識の下に運用しなければ、県自体がリスクを抱えることになるということを強く認識すべきである。

保証業務を行っている団体は、金融機関が中小の事業者等に資金を貸し付けた場合に当該債務を保証しており、これらの団体は債務の保証を行った事業者等が金融機関に返済できなくなった場合、金融機関の請求を受けて代位弁済することになっている。

今回、検討を行った中でいえることは、保証を行う際の審査の段階において、金融機関からの情報に過度に依存することなく可能な限り主体的に被保証先の財務分析や実態把握を十分に行い、最終的な損失を回避すべく対応を取る必要があるということである。

また、厳しい審査は保証を受ける側である事業者等の経営の健全化を促すことにつながるということも認識すべきである。

団体の中にはもともと金融を業とはしていないものの、施策の中で資金の貸付事業が発生している団体がある。これらの団体については債権管理が特殊な業務であり、管理コストが多く発生することに加えて、貸し倒れのリスクが高いということに十分留意して取り組む必要があるといえる。

貸付等で債権を保有している団体については引当金の問題は避けられない事項である。団体の中には決算に当たって貸付先の実態把握を十分に行わず、引当金計上の検討が不十分な状態のものがあつた。

これについては決算に当たり、貸付等を行っている相手先の実態を可能な限り把握して、十分な引き当てを行うことは当然である。これを回避して、引当が不十分な状態のままであれば、団体自身の財務内容の実態把握が遅れることになり、財務の健全化のタイミングを遅らせ、ひいては団体の存続をも脅かす事態となりかねないからである。

5．公益認定に対して障害がないか

当該団体が公益認定を受けるに当たって、障害がないかどうかという観点からは、主として以下の事項について検討した。

- ・公益目的事業費比率 50%以上に対して障害がないか
- ・公益認定を受けるための経理的基礎を備えているか
- ・移行に関するタイムスケジュールや課題の抽出が行われているか

(総括的意見)

新たな公益法人制度の枠組みの中においては、主に公益目的事業を行っているなどの一定の要件を満たしている一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁から公益認定を受けることにより公益社団法人又は公益財団法人として扱われることとなっており、この公益認定に向けて準備作業を行っている団体が多く存在した。

ここで公益法人は、その設立目的の達成のために継続的に公益目的事業を行うことが期

待されており、そのために必要な経理的基礎や技術的能力を備えていることが認定基準として定められている。

その中において、認定法5条2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」という項目があり、これについてはガイドライン - 2 及び FAQ 問 - 1 - 1 に 財政基盤の明確化、 経理処理、財産管理の適正化、 情報開示の適正性 が必要とされている。

法人が適切に会計処理を行うことができる能力を備えていることは、法人の適正な事業運営を支えるだけでなく、情報開示と相まって事業運営の透明性を高め、法人に対する外部の信頼性を向上させる前提となることから、このような基準が設けられている。

しかし、今回の団体の中にはこの経理的基礎の要件をいまだ満たしていないと考えられる団体が散見された。

必要な経理的基礎及び技術的能力を備え、継続的に公益目的事業を行うため、公益認定の申請までには必要な経理的基礎を具備するよう努力する必要がある。

6．設立目的に適合しているか

当該団体が現在行っている事業が、設立目的に適合しているか否かという観点からは、主として以下の事項について検討した。

- ・ 設立の経緯、目的から勘案して現在の状況は妥当か
- ・ 従来から行われている事業で必要性のないものはないか
- ・ 民間等による代替の可能性
- ・ 県直営との比較検討
- ・ 他の外郭団体との事業の類似性、同質性による統合の可能性
- ・ 事業の実体が乏しく小規模化していないか
- ・ 効果の測定が行われているか
- ・ 県の関与の見直しが必要ではないか

(総括的意見)

既に本来の役割を終えている事業を抱える団体があった。これについては団体そのものの存続も含めて、そのあり方を検討すべき状況にある。

さらに、長年事業を行ってきた中で 社会情勢や国の政策の変更等、経営環境の変化によって、現在行っている事業の中身が、結果として設立目的に必ずしも十分に適合しているとはいえない状況にある団体があった。民間企業であれば定款目的を広く解釈し、法令等に適合して利益を上げ存続していけばよいが、外郭団体の存在意義は自治体の政策目的を実現するために行政を補完する機能を果たすことにある、ということをお忘れではないと考える。

また、当初は県が出資等において関与しなければならない状況にあったが、その後、県

が出資を維持すべき必要性が薄れている団体も存在した。

自治体から出資等を受けている外郭団体は一般社会における組織の形態としては特殊な存在であるということを十分に認識し、事業の公益性や設立の目的、公共への貢献性を検討する必要がある。

その上で民間にできるものは民間に譲渡するなどして事業を選択して集中、絞り込みを行うことが必要となり、当然その結果として自立化・民営化や統合・廃止が出てくる場合もあると考えられる。

7. 組織人事面で問題はないか

当該団体における組織人事面に問題はないかという観点からは、主として以下の事項について検討した。

- ・ 役職員が硬直化していないか
- ・ 県職員 OB の受け皿となっていないか
- ・ 県職員の派遣が多くないか
- ・ プロパー職員のモチベーションに配慮した人事となっているか

(総括的意見)

自治体の職員の方々は長年行政に携わっており、その知識・経験は貴重であり、退職後も意欲・能力があれば、その知識・経験を有効活用することは、社会的にも重要なことである。しかしながら、退職した自治体職員が外郭団体の役員として再就職することについては、その必要性・合理性を慎重に検討し、外郭団体の自主性、自立性についても十分に考慮のうえで、再雇用を決定する必要がある。

また、プロパー職員出身の役員が不在の状況にある団体があったが、プロパー職員のモチベーションを向上させるためにも、プロパー職員が役員となるような体制を構築する必要がある。

8. 3E(経済性・効率性・有効性)の観点から問題はないか

当該団体において3E(経済性・効率性・有効性)の観点から問題はないかという点については、主として以下の事項について検討した。

- ・ 利用者当たりのコストは高すぎないか
- ・ 見積りの甘さによる追加コスト(損失)の発生はないか
- ・ 遊休資産等の無駄は発生していないか
- ・ 目的を達成する上でより効率的な方法はないか
- ・ 予算の効率的な使用が行われているか

(総括的意見)

効率的な組織になっておらず、非効率な状態で運営されている団体がある。これらの組織は事業所の統廃合や組織の見直しを行ってスリム化を実施すべきである。外郭団体の役割は行政目的を達成するために、自治体の業務を補完・代替することにあることから効率的な運営が行われなければならない。

同じく不要な施設を抱えている団体や資産に遊休状態が発生している団体がある。利用率も低く、存続の必要性が高くない施設は廃止することが必要である。資産に遊休状態が発生している団体については、事業の仕組みを工夫することによって、資産の稼働率を上げる努力が必要となってくる。

基金を造成して行っている事業で費用対効果の観点から問題があるため、事業の廃止を検討すべき団体がある。システムの運用には多額の予算が必要であり一度構築すると簡単には中断できないことから、漫然と継続してしまうこととなりがちであるが、費用対効果の観点から有効性が低下している状況にあれば、その後のランニングコストを考慮して、廃止をし、基金の保全をはかることも検討すべきである。

資産購入の段階において、初期投資のみでなくランニングコストまで考慮して意思決定すべきであったケースや備品等の管理が十分に行われていないため無駄なコストがかかっていると考えられるケースが散見された。

今後は資産購入に当たっては初期投資額にランニングコストも含めてトータルで採算を分析すべきであり、購入した資産は棄損や滅失等の事態が発生しないように現物を十分に管理すべきである。

9 . 県の担当部局からのモニタリングは十分か

当該団体に対して県の担当部局が十分なモニタリングを行っているかという点については、主として以下の事項について検討した。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 担当部局によるタイムリーかつ十分なモニタリングが行われているか・ 業績の把握は的確に行われているか・ 団体の重要な意思決定については担当部局が把握しているか |
|--|

(総括的意見)

団体におけるガバナンス機能を担保する意味においても、県の政策実現においても、各外郭団体を県の主管部局等がモニタリングし、場合によっては指導監督を行うことが必要となってくるが、この指導監督の前段階であるモニタリングが十分に行われている団体が

少なかった。

主管部局等のモニタリングが不十分であると、当該団体の経営状況の把握が遅れることにより経営問題の先送りの発生、経営悪化の進行、ひいては県の財政への影響が生じることにもなりかねない。

従って、リスク・アプローチの観点から、特にリスクが高いと思われる項目につき、各外郭団体に対する積極的かつ詳細なモニタリングが欠かせないといえる。

今回、主管部局等のモニタリングが十分に行われていなかった原因としては以下の2つが考えられる。

モニタリングを行う側の専門性の欠如

モニタリングを行う県側の担当者はおおむね2年から3年ほどで異動する。これ自体は仕組上やむを得ないことであるとしても、その際に十分なインフォメーションを伴った引き継ぎが的確になされない場合が多い状態にある。

蓄積された十分なインフォメーションを伴った引き継ぎがなされなければ、後任の担当者は十分な知識もなしに業務をスタートせざるをえず、限られた時間の中で業務に習熟することは困難となり、このことが専門性の欠如に結びつくほか、効率的な仕事の阻害要因ともなる。

このことは膨大なマニュアルや引継書を要求しているのではない。既存の書類があれば、それを最大限利用し、必要に応じて補足しても何ら差し支えない。つまり、新たに特定の業務フローや文書を作成することを求めるものではなく、既に作成・使用している記録や文書を利用し、これを体系化することを強調しているのである。

リスク・アプローチの観点から、特にリスクが高いと思われる業務の可視化、業務知識の共有化を図る必要があるといえる。

外郭団体側の意識の欠如

おおむね外郭団体側としては、今回の監査を含むモニタリングに対し、消極的な場合がある。しかし、出資や出えんの受け入れ、補助金や委託料等での関係の継続等、県との良好な関係、連携が必要な場合が多いといえることから、自らの現状についてもっと開示すべきと考える。

また、県側の監査等を含むモニタリングに対し、十分な説明を尽くすことによって積極的にリスク管理に役立てるべきである。

組織の外側からの見方や意見を積極的に把握し、場合によっては取り入れることによって組織そのものの体質が強くなるということを認識するべきであり、それを避けては外部環境に対する感応度を弱め、組織内に大きなリスクを抱えることになることを認識すべきと考える。

第 2 . 今後の課題

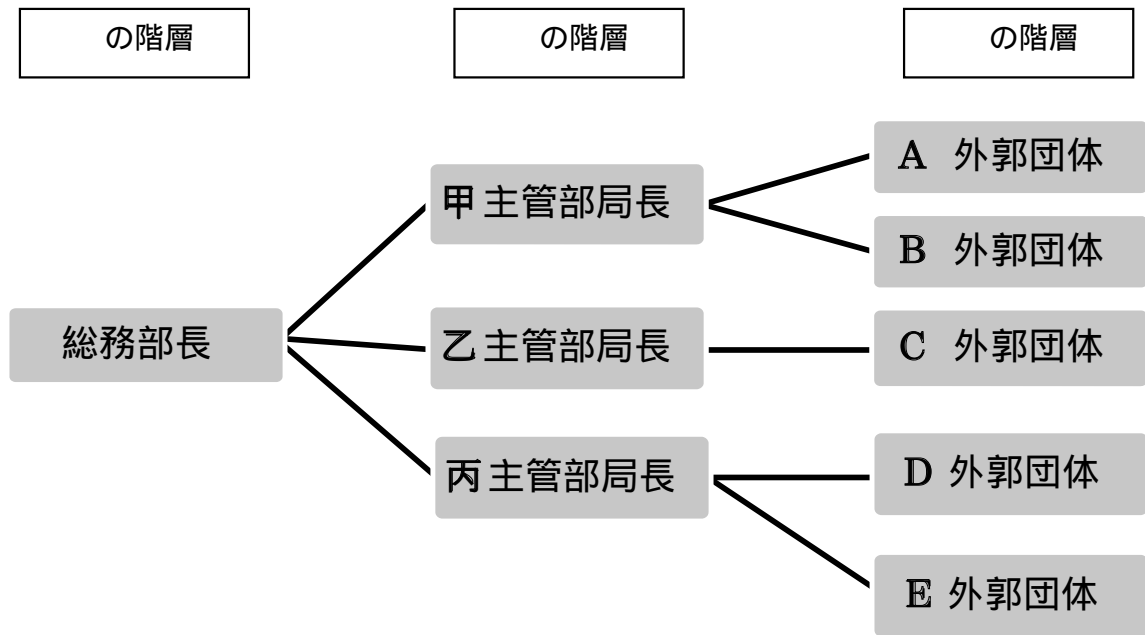
大分県としてはすでに記載した『大分県公社等外郭団体に関する指導指針』を策定し、外郭団体の経営状況を適切に掌握し、必要に応じて改善措置を促そうとしている。

しかし、大分ホーバーフェリー(株)や九州乳業(株)等の経営悪化に見られるように極めて厳しい状況になって事態が表面化するなど経営監視機能が十分でなかったといわざるをえない状況も見られ、今後の外郭団体に対する経営内容の把握体制や指導監督のあり方についてはいまだ明確になっているとはいえないと考えられる。今回の監査においても主管の部局における各外郭団体に対する関与やモニタリングが不十分であるケースが多かった。

また、大分県として外郭団体の経営に対してどこまで関与すべきかについても、本来外郭団体は自主自立の立場で改革に取り組んでいくべきとの考えから、あいまいになりがちである。確かに外郭団体としての自主性、自立性は尊重すべきであるが、各団体のガバナンスや内部統制が十分に確立していない現状から鑑みるに、外郭団体に出資等（出資又は出せん）を行った主体として、あるいは補助金や委託料を支出していたり、職員を業務援助のために継続的に派遣している側として、もっと積極的な関与をすべきと考えられ、あいまいな関与はかえって経営状況を見えなくし、経営内容の悪化を招きかねないとする。つまり、踏み込むべきところはもっと踏み込んで積極的に発言するべきであり、それに対して団体側が合理的な根拠を示して反論する、あるいは取り入れるということを通じて団体側の経営体質が鍛えられるということを確認すべきである。

そのためには県側としても、さらに専門性を高める必要があるとともに、団体の経営状況等を的確に把握するための体制を強化する必要がある。

そこで、県および外郭団体を含めた階層別の統制構造として『大分県公社等外郭団体に関する指導指針』の枠組みを生かした上で、大分県における外郭団体に対するマネジメントのあり方を示すとすれば、以下のような階層構造による統制が行われるべきと考える。



上記のそれぞれの階層での活動は、各外郭団体内部において合理的な事業運営を目指す活動、それぞれの外郭団体を主管する主管部局において当該部局の政策目的を達成する意図をもったマネジメント活動、県全体としての調整も含めたマネジメントを担う総務部門の活動、として位置づけられる。

①の階層における活動

各外郭団体それぞれにおいて、目的である事業を一定レベルの品質を保ちながら効果的かつ効率的に提供することを主眼とする。

その際、各年度において(単年度)事業計画及び一定の年数を区切って中期計画を策定し、継続的に実績と比較することによって当初の目的が達成されたのか、どの部分が不十分であったのかを把握することにより、次期以降の運営に役立てることとする。

また、事業体としてリスクに備えるため、理事会や役員会を活性化させたり、監事が機能する等一定のガバナンスを確保するとともに、コンプライアンスを徹底するために内部統制の充実に留意する。

②の階層における活動

各部局の政策目的の達成に向けて主管する外郭団体の適切かつ効率的な運営を主眼とし、主管する事業の遂行に向けて各外郭団体が事業を実施する合理性や効率性を検討し、使用可能な資源をどのように配分すればよいのかという観点より各外郭団体の活動を検討する。その際、各外郭団体が実施している事業に重複がないか、各団体間での連携が不足してい

ないかといった点に留意し、主管する外郭団体を俯瞰して事業全体の効率性に留意し、成果が上がっていない事業の廃止や外郭団体への財政支出等の見直しも含めた検討を行う。また、各団体においてガバナンスの充実が図られ、内部統制に重要な欠陥がないかについても検討事項となる。

なお、上記目的遂行のためには各外郭団体に対する積極的かつ詳細なモニタリングが欠かせないことはいうまでもない。

の階層における活動

上記の階層において行われている統制活動を総務部門が最終的に点検する。その際の主眼は、管理責任を持つ主管部局が各外郭団体を十分にモニタリングし、事業を効果的・率的に遂行するために管理可能な資源を有効に活用しているか、各外郭団体での問題点を的確に把握しているか、それらを受けて各主管部局において対応が取られているかにある。

の階層において行われる活動は各主管部局が自己の部局の政策性に専念して判断するのに対して、の階層における活動の特徴は、総務部門が個々の主管部局の政策を横串で比較して判断することにある。

つまり、各主管部局で適切な外郭団体に対するマネジメントが行われているかを確認し、場合によっては全体的な観点から外郭団体に対する活動をマネジメントすることも考えられる。

上記の統制構造を整備し、それぞれの階層で PDCA サイクルを伴って運用し、それらを有機的に機能させることにより、県としてのマネジメントシステムを確立して政策目的を実現させることを強く望むところである。

-

第3．総括表

下記は、実施した外郭団体（指定団体及びその他出資等団体）に係る主な指摘及び意見を示したものである。詳細は「第4部 個別意見」を参照されたい。

指定団体	
団体名	指摘または意見
財団法人大分県文化スポーツ振興財団	国際交流事業について
大分高速鉄道保有株式会社	内部統制の補完について
大分航空ターミナル株式会社	有価証券の会計処理について
社団法人ツーリズムおおいた	未徴収の会費について
財団法人大分県原子爆弾被爆者対策協議会	協議会のあり方について
財団法人大分県腎バンク協会	財団法人のあり方について
財団法人大分県地域保健支援センター	閑散期への対応について
社会福祉法人大分県社会福祉協議会	貸付金償却累計額について
財団法人大分県生活衛生営業指導センター	事業内容の見直しについて
財団法人大分県総合雇用推進協会	人材定住基金事業について
財団法人大分県産業創造機構	経営支援の記録について
財団法人大分県中小企業会館	該当なし
財団法人ハイパーネットワーク社会研究所	固定資産の管理について
財団法人日田玖珠地域産業振興センター	退職給付引当金設定について
大分県信用保証協会	保証意思決定の検討について
大分ブランドクリエイイト株式会社	「坐来」の経営戦略について
株式会社大分国際貿易センター	ポートセールス活動について
財団法人大分県森林整備センター	県との事業分担について
財団法人大分県主要農作物改善協会	種子対策事業について
社団法人大分県農業農村振興公社	リスクマネジメントについて
社団法人大分県漁業公社	種苗販売価格について
社団法人大分県生乳検査協会	検査業務及び協会
社団法人大分県畜産協会	コンサルタント事業について
社団法人大分県配合飼料価格安定基金協会	県とのかかわりについて
社団法人大分県漁業海洋文化振興協会	団体のあり方について
大分県漁業信用基金協会	債務保証損失引当金計上額等
大分県農業信用基金協会	求償権償却引当金について
株式会社大分ボール種苗センター	県の株式の保有について
大分県土地改良事業団体連合会	支部事務所及び土地改良資料館について

大分県農業会議	退職準備金について
財団法人大分県建設技術センター	常勤役員について
財団法人大分県公園協会	収入拡大の方向性について
大分県住宅供給公社	今後の方針について
大分県道路公社	該当なし
大分県土地開発公社	長期保有土地について
財団法人大分県体育協会	補助金について
財団法人暴力追放大分県民会議	資金計画について
財団法人大分県交通安全協会	統合・支部化について
財団法人大分県公営企業協会	業務手順の整備について

【その他出資等団体】

県出資及びモニタリングの必要性の観点から検討を要する団体

主管部局	団体名
生活環境部	株式会社エスプレス大分
商工労働部	大分朝日放送株式会社
福祉保健部	財団法人大分県アイバンク協会
土木建築部	大分ウォーターフロント開発株式会社
企画振興部	大分バス株式会社

モニタリングの適正性の観点から検討を要する主幹部局

主管部局	団体名
農林水産部	周防灘フェリー株式会社
企画振興部	株式会社サン・グリーン宇佐
商工労働部	株式会社エフエム大分
企画振興部	株式会社別府交通センター
商工労働部	株式会社大分放送
企画振興部	大分ホーバーフェリー株式会社
農林水産部	有限会社大分県酪農振興公社
農林水産部	社団法人大分県果実生産出荷安定基金協会
生活環境部	株式会社エスプレス大分
商工労働部	大分県デジタルネットワークセンター株式会社
農林水産部	株式会社大分県畜産公社
商工労働部	大分朝日放送株式会社
企画振興部	株式会社大分フットボールクラブ

第4部 個別意見

第1．指定団体

【財団法人大分県文化スポーツ振興財団】

1．概要

目的

財団法人大分県文化スポーツ振興財団は、大分県立総合文化センターを拠点として、県民の幅広い欲求に応えられる多様な文化事業やスポーツ振興に関する事業を実施するとともに、県民と外国人の相互理解と友好親善の増進に努め、もって潤いのある県民生活の創造と健やかで個性ある地域づくりに寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 文化事業の企画及び実施に関する事業
- (2) 文化等に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (3) 文化施設の管理及び運営並びに利用促進に関する事業
- (4) スポーツの振興に関する事業
- (5) 多面的な国際交流の企画、推進に関する事業
- (6) 在住外国人に対する支援に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

沿革

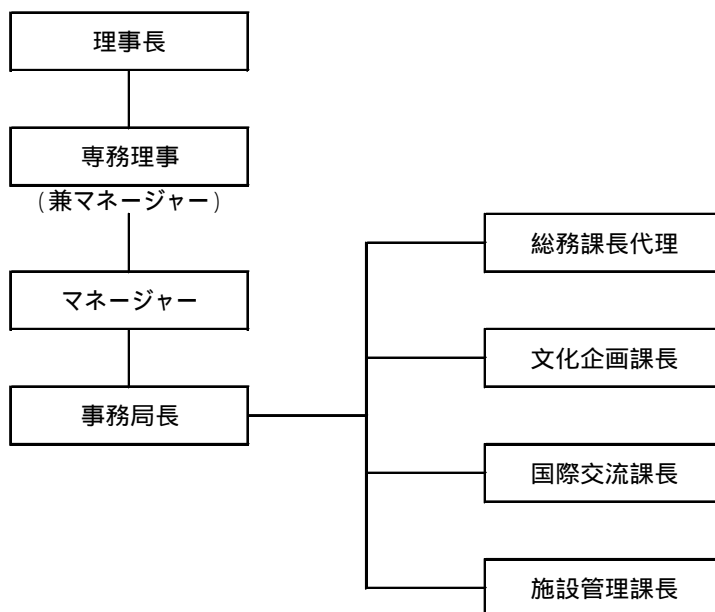
平成 8年 2月：財団法人大分県文化振興財団設立

平成 17年 4月：財団法人大分スポパーク 21 及び財団法人大分県国際交流センターと合併し、財団法人大分県文化スポーツ振興財団となる

平成 17年 12月：大分県立総合文化センターの指定管理者に指定される

平成 21年 1月：大分県立総合文化センターの指定管理者に指定される（第二次）

組織図



役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	16	2	14	1	6	4	2	-	21	21	-	43	6	37	1
19	16	1	15	2	6	4	2	-	23	23	-	45	5	40	2
20	16	1	15	2	6	4	2	-	22	22	-	44	5	39	2
21	17	1	16	1	5	2	3	-	23	23	1	45	3	42	2
22	17	1	16	1	6	2	4	-	21	21	1	44	3	41	2

財務内容

(1) 財産及び損益の状況

財産の状況		財産の増減内容	
単位：百万円		単位：百万円	
【資産】	【負債及び正味財産】	【増加】	【減少】
流動資産121	流動負債108	事業収益318	事業費390
固定資産974	固定負債2	受取補助金等125	管理費94
	正味財産985	その他34	その他25

(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
1. 流動資産	86	93	121
現金預金	76	87	94
未収金	8	5	26
その他	0	0	0
2. 固定資産	1,057	1,007	974
(1) 基本財産	130	130	130
(2) 特定資産基本財産			
文化事業基金資産	328	323	337
国際交流推進基金	420	406	392
その他	5	4	5
特定資産合計	754	735	734
(3) その他の固定資産			
長期貸付金	166	133	99
その他	5	8	10
その他の固定資産合計	172	141	110
資産合計	1,143	1,101	1,096
1. 流動負債	78	81	108
未払金	70	56	74
前受金	7	24	32
その他	0	1	1
2. 固定負債	3	1	2
その他	3	1	2
負債合計	81	83	110
1. 指定正味財産	860	810	790
2. 一般正味財産	201	206	194
正味財産合計	1,061	1,017	985
負債及び正味財産合計	1,143	1,101	1,096

科目	19年度	20年度	21年度
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	341	338	318
受取補助金等	110	154	125
受取寄付金	44	56	19
その他	8	13	14
経常収益計	503	563	478
(2) 経常費用			
管理費及び管理運営受託事業費	526	553	485
事業費	433	455	390
管理費	92	97	94
その他	5	3	5
経常費用計	531	557	490
当期経常増減額	28	5	12
2. 経常外増減の部			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	28	5	12
一般正味財産期首残高	230	201	206
一般正味財産期末残高	201	206	194
指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	43	52	19
その他	0	3	0
当期指定正味財産増減額	44	49	19
指定正味財産期首残高	904	860	810
当期指定正味財産増減額	860	810	790
正味財産期末残高	1,061	1,017	985

県との関係

(1) 出資

県出資額 467 百万円 (総出資額 467 百万円) 県出資比率 100%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
107 百万円	148 百万円	113 百万円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

総合文化センター管理事業

平成 18 年度より、県の施設である大分県立総合文化センターの指定管理者に指定され、施設の管理運営及び利用促進を行っている。また、当該施設にネーミングライツが導入されていることに伴い、「iichiko」の愛称の使用・周知を図り、あらゆる機会を通じてさらなる定着に努めている。

文化事業

「大分県文化振興条例」や「大分県文化振興基本方針」に掲げられた県の文化振興施策遂行の一翼を担う中核として、「本物の芸術文化に触れる」、「人を育て活かす」を基本方針にオーケストラ、バレエ等の公演を実施している。公演の実施に際しては、文化事業基金等を活用し、入場料等は低廉な価格設定に努めている。

国際交流事業

県民の国際化に関する理解を促進するため、ホームページ「おおいた国際交流プラザ」の運営、機関誌「ラ・エスタシオン」の発行等を行っている。また、県内の在住外国人支援を目的として、機関誌「The Tombo」「大分情報」の発行、英語等による携帯メールでの情報の発信を行っている。

3. 監査結果

< 指摘事項 >

共催事業に係る内部統制について

稟議制度は意思決定を行うために必要な制度であるが、共催事業に係る稟議書を閲覧した結果、契約書の締結日より稟議書の決裁日付が後になっている事例及び決裁権限者が専務理事であるにもかかわらず、事務局長の決裁で終了している事例が検出された。

稟議制度を適切に運用することが必要である。

財団法人大分県文化スポーツ振興財団では、幅広い作品を県民に提供する等のため、地元テレビ局等と共催事業を実施している。共催事業では、ホール使用料の減免はないが、財団がホール使用料相当額を共催相手に支払うことで、実質的にホール使用料を免除している。

共催事業を決定する業務の流れは、共催事業申請に基づく共催事業伺書の決裁、共催協定書契約締結伺書の決裁、共催に関する協定書の契約締結となっている。

平成 21 年度実施の共催事業に係る上記の書類を閲覧したところ、以下の不備が検出された。

- ・ 契約書の締結日より稟議書の決裁日付が後になっているものがあった。
- ・ 決裁権限者が専務理事であるにもかかわらず、事務局長の決裁で終了しているものがあった。
- ・ 共催事業申請に基づく共催事業伺書のないものがあった。
- ・ 伺書に決裁日が記入されていないものがあった。

稟議制度の意義を理解し、上記の不備が生じないように制度を運用する必要がある。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

受託料の精算について

大分県立総合文化センターの管理運営に係る受託料について、剰余金が発生した場合、県に返還することになっているが、財団の経営努力をさらに高めるために、当該事項の見直しが必要である。

担当者にヒアリングを実施し、総合文化センター管理事業特別会計の収支計算書を閲覧した結果、上記のように判断した。

財団法人大分県文化スポーツ振興財団は、大分県立総合文化センターの管理運営を指定管理者として平成 18 年度から 3 年間受託した。その実績を受け、平成 21 年度からも引き続き指定管理者となり、大分県立総合文化センターの管理運営を行っている。

上記業務の基本協定書によれば、年度ごとに管理業務の実施に係る経費を精算し、剰余金が生じた場合には、県との協議の上、県に返還することとなっている。

そのため、いかに経営努力を行い剰余金が発生したとしても、県に返還しなければならないため、結果的に財団法人大分県文化スポーツ振興財団にさらなる経営努力を促す上では望ましくない契約となっている。

財団法人大分県文化スポーツ振興財団のさらなる経営努力を促すためにも、剰余金の返還に係る条項の見直しを検討することが必要である。

< 監査意見 2 >

国際交流事業について

実施している事業について、必要性等の再検討が必要である。また、基金等の状況を踏まえ、国際交流事業を実施する体制の検討が望まれる。

担当者にヒアリングを実施し、「平成 21 年度 国際交流事業実績」等を閲覧した結果、上記のように判断した。

実施する事業について

国際交流事業の中には、語学教室のように民間事業者が行っているものもあり、財団法人大分県文化スポーツ振興財団がコストを負担してまで、あえて実施する必要のない事業もあると考えられる。また、「国際映画の夕べ」や、「日本語ボランティア養成講座」のように参加者が極めて少なく費用対効果の観点から、実施する必要性がないと考えられるものもあると考えられる。

国際交流事業を所管する県の国際政策室と国際交流課は、事業を計画する際にその事業の必要性を検討しているが、必要に応じ広く意見を聴取するなどして外部に説明可能な事業内容を選択・実施する必要があると考える。

今後の方向性について

国際交流事業は、事業活動から得られる収入がほとんどないため、国際交流推進基金管理特別会計の国際交流推進基金を取り崩して事業を行っており、その結果、基金の残高は以下のように減少している。

(単位：百万円)

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
420	406	392

平成 24 年度には別会計からの繰り入れが終了し基金残高の減少ペースが大きくなることが見込まれ、平成 38 年度前後には基金が枯渇する可能性が高いことから、事業内容の見直しを行い、効果的、効率的な事業をより厳選して実施することが望ましいと考える。

< 監査意見 3 >

理事の選任について

理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能である人物に対して理事就任への依頼を行う必要がある。

担当者にヒアリングを実施し、議事録を閲覧した結果、上記のように判断した。

平成 21 年度の理事会の議事録を閲覧したところ、出席率の低い理事が見受けられた。理事会の目的は、財団の適切な意思決定、事業運営のモニタリングにあり、理事を選任するに当たっては、ある程度の理事会の出席が可能であることが前提条件である。

理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能か否かを確認した上で、理事就任への依頼を行う必要がある。

< 監査意見 4 >

マネージャー職について

マネージャー職に係る職務分掌、職務権限が不明確であり、当該職制について検討する必要がある。

担当者にヒアリングを実施し、組織図等を閲覧した結果、マネージャー職に関して上記のように判断した。

以前は部長制度を採用していたが、これを廃止したことに伴い、マネージャー制度を導入している。しかしながら、マネージャーの職務分掌は不明確であり、現状では、専務理事が兼務している。また、職務権限表上のマネージャーの権限も不明確である。

従って、職務権限及び職務分掌の明確化のためにも説明のつかないマネージャー職については、あり方を検討することが望ましいと考える。

< 監査意見 5 >

財団の公益性について

財団では、公益財団法人への移行を検討しているが、担当者へのヒアリングの結果、事業自体としては当財団の公益性については以下のように考えられる。

財団法人大分県文化スポーツ振興財団は、公益財団法人への移行を検討しており、平成 24 年 9 月に大分県へ公益認定を申請する予定である。公益財団法人への移行に当たっては、公益目的事業比率、(株)大分フットボールクラブへの貸付金（貸付金額 200 百万円、平成 21 年度末残高 99 百万円）等の課題はある。財団では、これらの課題を解決した上で、公益財団法人への認定を得る方針を決定している。

スタッフの充実した催事の開催者は別として、それ以外の方々が施設を利用するには、財団職員のきめ細かなサポートが必要となっている。その意味では単に施設を貸し出すということだけではなく、公共文化施設としての公共性・公益性に基づいたサポートによる利用の確保を図り、適切に運営すること自体が施設を利用した地域文化の振興を果たしている。これをもって公益性を認識することができることから、公益目的の事業の範疇に入れることができると考えられる。

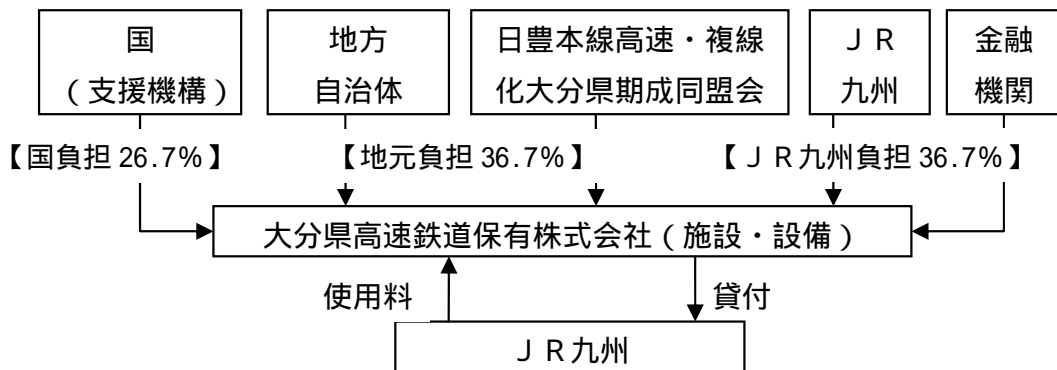
【大分高速鉄道保有株式会社】

1. 概要

目的

大分高速鉄道保有株式会社は、日豊本線大分佐伯間高速化事業の実施のため、日豊本線大分佐伯間高速化事業により取得した施設の管理及び九州旅客鉄道株式会社への貸し付けを行っている。

事業スキーム



沿革

平成 13 年 5 月：会社設立発起人会

平成 13 年 6 月：会社設立登記

平成 13 年 9 月：高速化工事着手

平成 16 年 3 月：高速化工事完了し、開業

組織図

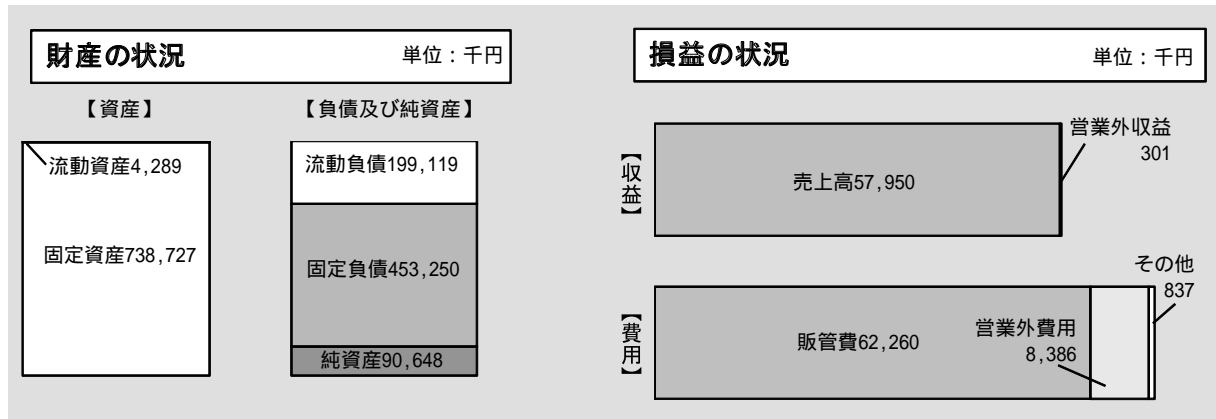
省略

役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	2	-
19	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	2	-
20	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	2	-
21	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	2	-
22	4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	3	-

財務内容

(1) 財務及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
資産	839,735	789,984	743,017
流動資産	3,219	3,631	4,289
現金預金	3,219	3,631	4,289
固定資産	836,516	786,353	738,727
有形固定資産	836,443	786,280	738,654
構築物	836,443	786,280	738,654
無形固定資産	72	72	72
電話加入権	72	72	72
負債	718,857	686,103	652,369
流動負債	148,107	174,103	199,119
短期借入金	146,000	172,000	197,000
その他	2,107	2,103	2,119
固定負債	570,750	512,000	453,250
長期借入金	570,750	512,000	453,250
純資産	120,878	103,880	90,648
資本金	237,500	237,500	237,500
利益剰余金	116,621	133,619	146,851

科目	19年度	20年度	21年度
売上高	57,950	57,950	57,950
売上原価	-	-	-
売上総利益	57,950	57,950	57,950
販売費及び一般管理費	66,484	65,597	62,260
営業利益	8,534	7,647	4,310
営業外収益	28	26	301
営業外費用	8,373	8,604	8,386
経常利益	16,879	16,225	12,395
特別利益	-	-	-
特別損失	-	-	62
税引前当期純利益	16,879	16,225	12,457
法人税等	771	771	775
当期純利益	17,651	16,997	13,232

県との関係

(1) 出資

県出資額 196,000 千円 (総出資額 237,500 千円) 県出資比率 82.5%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

1. 概要 目的を参照

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

事業計画の柔軟な見直しについて

営業終了まで20年弱を要することを考慮すれば、今後の経済環境の変化に応じて柔軟な事業計画の見直しを行う必要がある。

事業計画を閲覧し担当者にヒアリングを行った結果、上記のように判断した。

当社は、平成13年度から平成15年度にかけて実施された大分～佐伯間の鉄道高速化事業により取得した設備等を九州旅客鉄道株式会社に貸し付け、その貸し付け料を原資に取得に要した借入金を返済することを目的として設立されている。

平成21年度の営業損失は約430万円、当期純損失は約1,320万円であるが、これについても設立当初に策定された事業計画に沿うものであり大きな乖離はない。なお、この事業計画によれば、平成25年度に営業黒字化、平成40年度に内部留保額が資本金額に達した時点をもって当社を清算し営業を終了する計画となっている。

以上のように、当社は事業計画に従って淡々と営業を行っているものの、営業終了の平成40年度までにはまだ20年弱を要することを考慮すれば、将来的には経済環境の変化に応じた事業計画の見直しが必要と考えられる。特に、税制改正や九州旅客鉄道株式会社の収益環境の変化は当社の事業計画に大きな影響を及ぼすことが考えられるため、そのような事態が発生した場合には適宜見直しが必要である。

なお、県民視点からすれば、大分～佐伯間の鉄道高速化という事業目的が達成されている以上、県が投下した資金(資本金)は早く回収されることに越したことはない。そういう意味からも将来的には事業終了の前倒しができないか等も検討するべきと考える。

< 監査意見 2 >

内部統制の補完について

実務担当者が1名であり内部統制はないため、これを補完する方策を検討すべきである。

組織図等関連資料を入手し担当者にヒアリングを行った結果、上記のように判断した。

当社の実務は取締役管理部長が実質1人で行っているため、ダブルチェックなどの相互牽制が効かず内部統制はないといわざるをえない。また、1人で行っているため会計処理を誤ったとしても気づかないことも考えられる。

県としては、取締役会等を通じて営業状況を把握するにとどまらず、会計数値の適正性を担保するためにも税理士などの会計の専門家と顧問契約を結び、定期的に帳簿類のチェックを受けるよう指導すべきと考える。

【大分航空ターミナル株式会社】

1. 概要

目的

大分航空ターミナル株式会社は、旧大分空港の定期航空路の開設に当たり航空会社や航空旅客へ必要な施設・設備・サービスの提供を行うことを目的として、次のような事業を行っている。

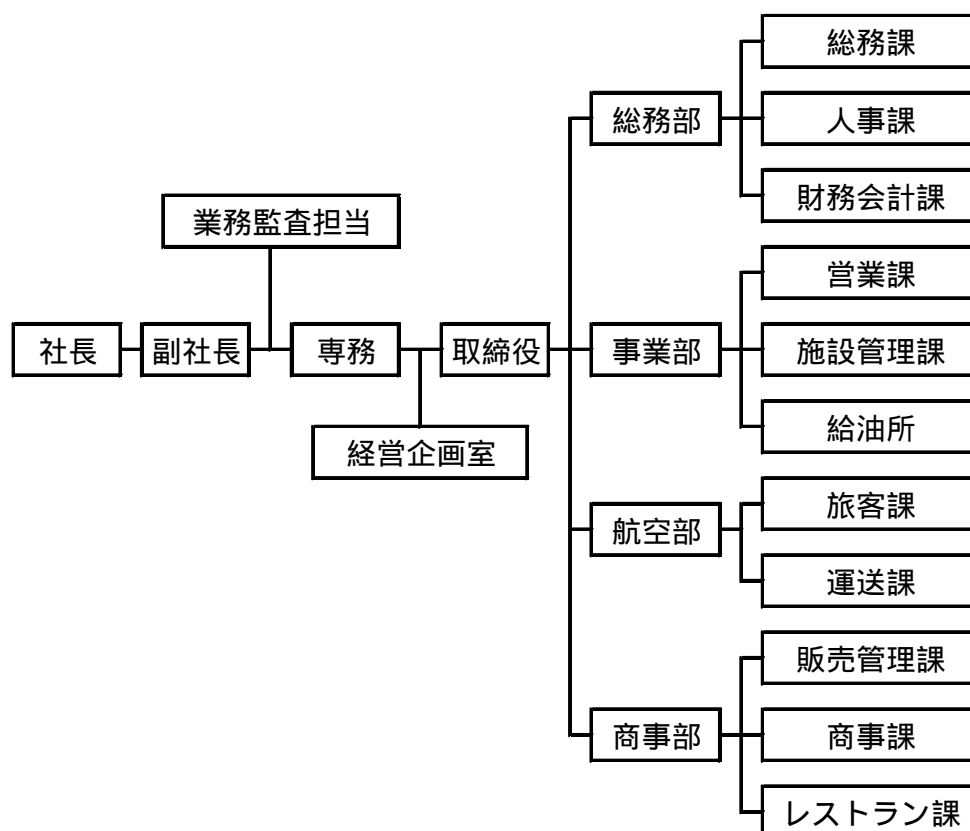
- (1) 航空機による運送代理店業
- (2) 貸室業並びに施設、設備の賃貸業
- (3) 損害保険代理店業及び旅行業
- (4) 石油製品の販売
- (5) 食堂及び喫茶店並びに娯楽施設の経営
- (6) 政府専売品、酒類、飲食物、日用雑貨等の販売
- (7) 広告宣伝業
- (8) 航空業者、航空旅客及び航空貨物に対する役務並びに施設の提供

具体的な事業内容としては、運送代理店業、空港ビル内でのレストラン、売店の運営、施設の賃貸、近隣地での給油所の経営等を行っておりこれらが収入源となっている。

沿革

- 昭和 13 年：旧大分空港は旧大分海軍航空隊基地として大分市内に開設される
- 昭和 31 年：民間会社 4 社が出資し、資本金 300 万円にて大分航空株式会社設立
- 昭和 32 年：滑走路 1,080 メートルの第 2 種空港として供用開始
- 昭和 45 年：資本金 1 億 9,200 万円に増資、うち 5,700 万円を大分県が出資
- 昭和 46 年：旧安岐町に現大分空港開港、現社名に変更
- 平成 4 年：国際線ターミナルビル供用開始
- 平成 8 年：新貨物ターミナルビル供用開始
- 平成 14 年：新旅客ターミナルビル供用開始

組織図

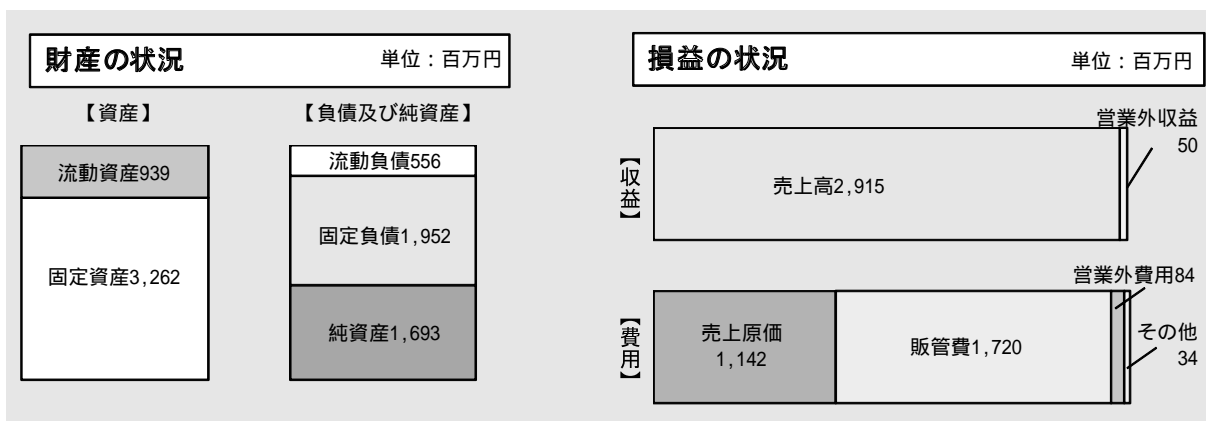


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員			嘱託・臨時等			計				
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	業務 援助	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	12	-	12	1	147	-	147	1	32	32	-	191	-	191	2
19	12	-	12	1	149	-	149	1	34	34	-	195	-	195	2
20	11	-	11	1	151	-	151	1	32	32	-	194	-	194	2
21	12	-	12	1	143	-	143	1	27	27	-	182	-	182	2
22	11	-	11	1	153	-	153	1	16	16	-	180	-	180	2

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

貸借対照表				
(単位:百万円)				
科目	19年度	20年度	21年度	
資産	4,763	4,434	4,202	
流動資産	1,239	1,025	939	
現金預金	836	836	768	
売掛金	72	73	51	
有価証券	199	-	-	
商品	27	23	27	
未収入金	87	81	78	
その他	16	9	14	
固定資産	3,524	3,408	3,262	
有形固定資産	3,272	3,188	2,972	
建物	3,058	3,013	2,812	
その他	214	175	159	
無形固定資産	3	3	2	
投資その他の資産	247	217	287	
投資有価証券	129	110	188	
関係会社株式	74	74	74	
長期貸付金	21	17	16	
その他	22	13	7	
負債	3,034	2,711	2,508	
流動負債	613	541	556	
買掛金	184	151	163	
1年以内返済長期借入金	200	200	200	
未払金	74	61	64	
その他	153	128	128	
固定負債	2,420	2,170	1,952	
長期借入金	2,004	1,804	1,604	
退職給付引当金	304	255	236	
修繕引当金	72	73	71	
その他	38	36	39	
純資産	1,729	1,722	1,693	
資本金	495	495	495	
利益剰余金	1,234	1,227	1,198	

損益計算書				
(単位:百万円)				
科目	19年度	20年度	21年度	
売上高	3,517	3,142	2,915	
売上原価	1,389	1,292	1,142	
売上総利益	2,128	1,850	1,773	
販売費及び一般管理費	2,061	1,794	1,720	
営業利益	66	56	53	
営業外収益	71	88	50	
営業外費用	92	125	84	
経常利益	45	19	19	
特別利益	-	-	-	
特別損失	-	-	33	
税引前当期純利益	45	19	13	
法人税等	1	1	1	
当期純利益	44	18	14	

県との関係

(1) 出資

県出資額 142,500 千円 (総出資額 495,000 千円) 県出資比率 28.8%

「1. 概要 沿革」参照

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
- 千円	9,722 千円	500 千円

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

1. 概要 目的を参照

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

投資有価証券の会計処理について

金融商品会計基準によれば、上場有価証券は時価評価を行うこととし、売買目的ではない投資有価証券の評価損益は「その他有価証券評価差額金」として純資産に計上しなければならない。また、簿価に対して時価が 50%超下落している有価証券については、評価損を「その他投資有価証券評価損」として特別損失で計上し、減損処理することが要求されている。

大分航空ターミナル株式会社においては、このような金融商品会計基準に従った有価証券の会計処理が行われていなかった。

決算書等の閲覧及び経理担当者にヒアリングを行った結果、上記のように判断した。

なお、当該基準に従って平成 22 年 3 月 31 日現在の時価を用いて会計処理を行えば以下
のようになる。

(単位：円)

銘柄	取得価額	時価	差額	コメント
全日本空輸	4,951,900	31,204,290	29,252,390	有価証券評価差額金計上
日本航空ジャパン	2,750,000	-	2,750,000	減損
大分銀行	77,800,000	68,800,000	9,000,000	有価証券評価差額金計上
豊和銀行	39,600,000	32,200,000	7,400,000	有価証券評価差額金計上

修正仕訳

投資有価証券 12,852,390 円 / その他有価証券評価差額金 12,852,390 円

投資有価証券評価損 2,750,000 円 / 投資有価証券 2,750,000 円

< 監査意見 2 >

内部統制の構築について

不正や誤謬が発生するリスクに配慮した内部統制の整備・運用に取り組むべきである。

大分航空ターミナルでは、昨年職員による現金横領という不祥事件が発生した。これを受けて、会社では現金確認業務の作業分担によるダブルチェック化、定期的なコンプライアンス研修、業務監査担当及びコンプライアンス委員会を設置し社内監査を実施する等の改善措置が取られている。

また、これとは別に売掛金の会計処理間違いにより残高に差異が発生したため、前期決算において特別損失 33,316 千円を計上するに至っている。これは、POS システム（販売管理システム）上の残高と経理システム上の残高との照合を怠っていたことにより生じた誤りであったため、これについても以後は毎月両システムの残高を照合する改善措置が取られている。

このように、個別の案件についてはそれぞれ改善措置が取られているものの、内部統制の不備から生じる事例が発生していることを考慮すれば、その改善は喫緊の課題となっている。今回発生した事例にかかわる業務のみならず、すべからく会社全体の業務を対象としてその見直しを進めるとともに、不正や誤りが発生するリスクに配慮した業務体制の構築に取り組むべきである。

< 監査意見 3 >

任意団体の指導監督について

指定団体等の周辺に存在する任意団体についても指導監督を行う必要がある。

大分県では、昭和 54 年に大分空港の利用促進を図るため、大分県、周辺自治体、大分航空ターミナルを中心とした大分空港利用促進期成会が任意団体として結成されている。

当期成会は、大分県並びに周辺自治体等からの会費及び負担金を財源として、大分空港の利便性を高め利用客の増加が期待される様々な施策を実施しており、施策の立案は主に県が行っている。すなわち、大分県は指定団体である大分航空ターミナルには継続的な補助金等の支出は行っていないものの、任意団体である当期成会に会費及び負担金を財政支出することにより県の施策の実現を図っている。

任意団体は、関係者とのつながりを形成し県の施策を効率的かつ円滑に推進するために一定の役割を果たしていると認められるものの、近年県の事務作業のあり方の見直しが進められるなか、任意団体についても設立の意義の見直しや業務の効率性、透明性の確保等が求められるようになってきている。

このような流れを受けて、県は平成 19 年に任意団体を指導監督するための統一的な指針を策定し、実態の把握とモニタリングに努めているものの、事務局が県庁内にあり業務も県職員が兼務して行うケースが多い任意団体は極めて閉鎖的であり、県民視点からすれば依然として実態が把握しづらいといわざるをえない。県としては、定期的な報告を受ける等の指導監督を行い、県民に対する説明責任を果たしていくべきである。

(参考)

大分県の「外郭団体」は「指定団体」及び「その他の出資等団体」から構成されている。

1. 指定団体

県の事務と密接な関係を有する事業を行っている団体で、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 基本財産、資本金等に県が出資又は出せん(以下、「出資等」という。)を行っており、その比率が 25%以上の団体。ただし、地方独立行政法人及び専ら国等が指導を行う団体を除く。
- (2) 県の補助金、交付金等の額又は委託料の額が、継続的に団体の財政規模の 50%以上である団体
- (3) 県職員を業務援助のために継続的に派遣している団体
- (4) その他特に指導監督する必要がある団体
(「継続的」とは、3年以上連続しており、今後も同様の状態であることが予測されるなど、恒常的となっている状態をいう。)

2. その他の出資等団体

県からの出資等の比率が25%未満の団体（上記1の（2）から（4）までに掲げるものを除く。）をいう。ただし、地方独立行政法人及び専ら国等が指導を行う団体を除く。（「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」より）

上記の外郭団体とは別に、任意団体と呼ばれるものが存在し、大分県では以下のように定義している。

任意団体

法令上の根拠を有しない県以外の団体であって、県の庁舎内に事務所を置くもの又は当該団体の事務が主として県の庁舎内で行われているもの。ただし、県職員のみで構成する親睦会、勉強会等の団体を除く。

（「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」より）

上述した大分空港利用促進期成会は、この任意団体に属する団体である。

【社団法人ツーリズムおおいた】

1. 概要

目的

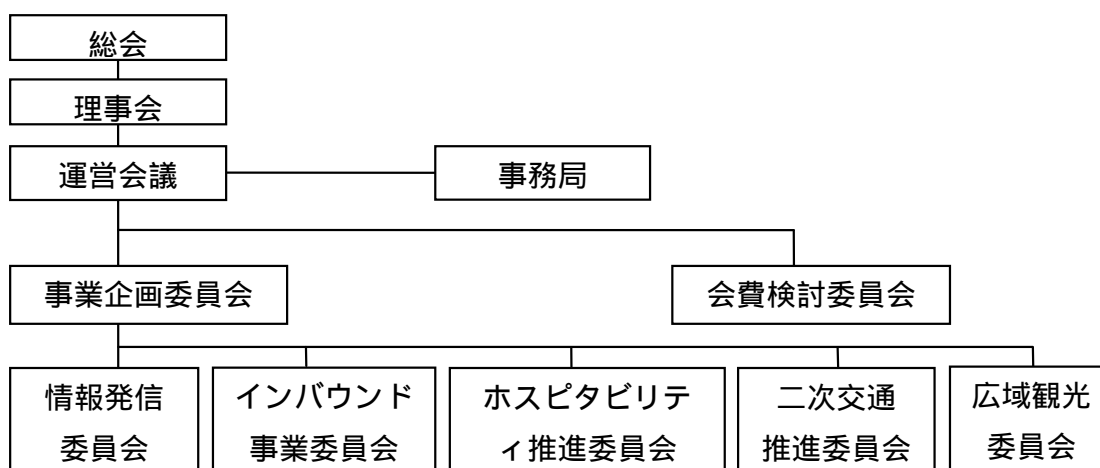
社団法人ツーリズムおおいたは、大分県内における観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を図り、併せて健全な観光旅行の普及発展と国際観光の振興を促し、もって県民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的としている。これらの目的に基づき、主に次のような事業を行っている。

- (1) 国内外観光宣伝及び観光客の誘致に関すること
- (2) 観光文化の振興に関すること
- (3) 観光・地域振興事業に関すること
- (4) 観光地の環境整備に関すること
- (5) 観光情報をはじめ、地域の総合的な情報の提供に関すること
- (6) 観光事業従事者の資質向上に関すること
- (7) 観光・地域づくり事業にかかわる調査研究及び指導に関すること
- (8) 観光・地域づくり関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (9) (1)～(8)までの事業の円滑な実施を確保するための基金の造成に関すること
- (10) 旅行業法に基づく旅行業
- (11) 観光振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体の行う事業に対する拠出に関すること
- (12) その他、目的を達成するために必要な事業の実施に関すること

沿革

平成 17 年 4 月：旧大分県観光協会を改組し発足、現在に至る

組織図



役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	41	-	41	-	1	-	1	-	5	5	-	47	-	47	-
19	44	-	44	-	3	1	2	-	5	5	-	52	1	51	-
20	42	-	42	-	3	1	2	-	4	4	-	49	1	48	-
21	37	-	37	-	5	1	4	-	4	4	-	46	1	45	-
22	37	-	37	-	6	3	3	-	6	6	-	49	3	46	-

財務内容

(1) 財産及び収支の状況

財産の状況		収支の状況	
単位：千円		単位：千円	
【資産】	【負債及び正味財産】	【増加】	【減少】
固定資産210 流動資産29,404	流動負債25,641 正味財産3,973	会費収入17,219 補助金収入6,920 委託金収入89,154 その他7,450	事業費101,486 管理費16,533

(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
資産	32,471	21,037	29,614
固定資産	210	210	210
流動資産	32,261	20,827	29,404
普通預金	9,048	3,298	3,494
未収会費	1,625	2,346	2,227
未収入金	18,924	6,758	22,865
その他	2,663	8,424	817
負債	28,825	19,789	25,641
流動負債	28,825	19,789	25,641
未払金	28,581	19,585	25,187
その他	244	203	454
正味財産額	3,645	1,248	3,973

科目	19年度	20年度	21年度
増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額	2,433	-	2,724
資産増加額合計	2,433	-	2,724
増加額合計	2,433	-	2,724
減少の部			
1 資産減少額			
当期収支額	-	2,396	-
資産減少額合計	-	2,396	-
減少額合計	-	2,396	-
当期正味財産増加額	2,433	2,396	2,724
前期繰越正味財産額	1,211	3,645	1,248
期末正味財産合計額	3,645	1,248	3,973

県との関係

(1) 出資

該当なし。

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
26,590 千円	11,213 千円	6,000 千円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
50,809 千円	51,488 千円	84,471 千円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証

該当なし。

(6) その他(平成 21 年度)

別府ビーコンプラザ使用料減免 40% (納入額 539 千円)

2. 主な事業の概要

情報収集発信事業

大分の観光情報を観光情報誌やホームページ、マスメディアを活用して発信する。

都市圏観光誘客促進事業

福岡都市圏や首都圏など大都市圏から観光客を誘致するため、PR 活動や旅行商品の造成に向けた取り組みを促進する。

おおいた竹ものがたり推進事業

大分県の特産品である「竹」をテーマにイベントを開催し、観光関係者等と連携して大分県内の観光地や特産品を PR する。

海外観光客誘致事業

中国、韓国、台湾、香港などアジア諸国を中心に海外観光客の誘致を行う。

おおいた観光特別対策事業

高速道路利用料金の引き下げというチャンスを活用し、これまで情報発信があまりなされていない関西以西の都市圏（主に中国、四国地方）からの個人客の誘客を促進する。併せて、大分県の宿泊者の再訪を促すリピーター確保にも取り組む。

3. 監査結果

< 指摘事項 >

未徴収の会費について

未徴収の会費のうち、明らかに徴収不能のものについては損失処理を行い、また徴収不能のおそれがあるものについては徴収不能引当金を設定すべきである。

未徴収の会費の明細の閲覧及び経理担当者へのヒアリングにより、上記のように判断した。

平成 22 年 7 月末現在で、平成 17 年度の未収会費が 620,000 円、平成 18 年度分が 370,000 円、平成 19 年度分が 490,000 円、平成 20 年度分が 701,334 円、平成 21 年度分が 136,050 円それぞれ残っている。これらの先については、まず第一に連絡を取り納入を促す必要がある。しかしながら、特に古い年度の未収会費の中には、退会等により明らかに回収ができない先があると思われる。そのような先については洗い出しを行い、徴収できない先については所定の決裁手続きを経た上で損失処理を進める必要がある。また、明らかに徴収不能とまではいえないが、その可能性がある先については徴収不能引当金を設定すべきである。

同時に、内部管理上はそもそも長期間未収の状態が放置されていることや未収になる割合が高いことに問題があるため、徴収初期段階での徴収手続、方法の見直しや改善を進めていく必要があると考える。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

現預金の照合体制について

現金の照合作業を 1 名で行っておりチェックも受けていなかった。現金事故防止のためには、複数人での照合もしくは上席者のチェックが必要である。
--

小口現金出納簿の閲覧及び経理担当者へのヒアリングを行った結果、上記のように判断した。

小口現金の出納簿との照合、預金通帳の補助元帳との照合は定期的に行われているが、担当者が一人で行っている状態である。現金、預金については事故につながりやすいため、照合担当者とは別の担当者が再度照合結果を確認するというダブルチェックを行うか、もしくは上席者の確認が必要である。

< 監査意見 2 >

組織体制について

知識、経験等のノウハウが蓄積され、観光業、旅行業のプロとなりうる人材が育つ組織体制を構築されたい。

ツーリズムおおいたの現状の組織体制は、県や市町村及び民間企業からの出向者で成り立っており、寄り合い所帯の感が否めない。出向者は短期間で異動していくため、組織の内部に観光業、旅行業のノウハウが蓄積されない。その一方で、ツーリズムおおいたには、地元の観光素材と観光事業者との仲介を図り、県内観光事業の発展と振興のための中心的な役割が期待されている。また、今後増えていくであろう着地型旅行企画の造成にも情報収集力といったノウハウが必要と考えられる。

そのような意味からすれば、今後は、知識・経験・人脈等を兼ね備えたプロパー職員の人材育成と長期間就労できるような給与体系も含めた労働環境の整備を行っていく必要があると考えられる。

【財団法人大分県原子爆弾被爆者対策協議会】

1. 概要

目的

財団法人大分県原子爆弾被爆者対策協議会は、原爆被害者等の医療援護または更生の措置を要する者に対し、正常な社会人として生活できるように援助を行うことを目的として、原子爆弾被爆者別府温泉療養所（原爆センター）の設置運営等の事業を行っている。

沿革

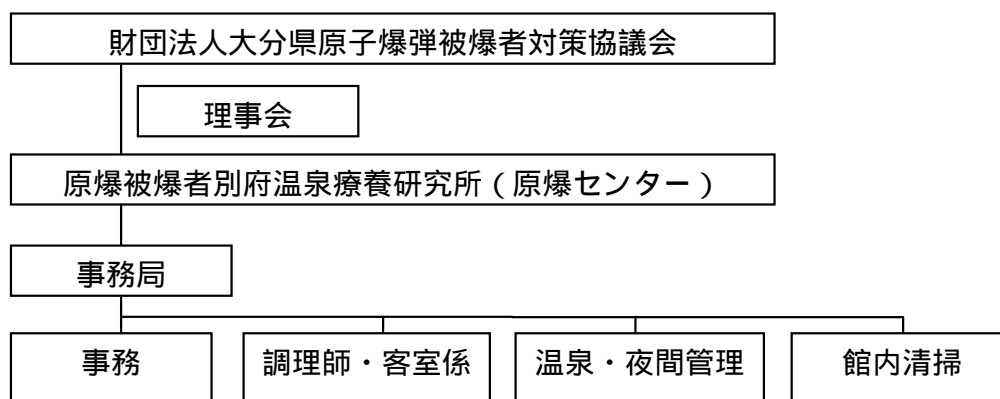
昭和 34 年 7 月：財団法人大分県原子爆弾被爆者対策協議会設立

昭和 35 年 2 月：原子爆弾被爆者別府温泉利用研究所（原爆センター）開設

昭和 46 年 5 月：鉄筋コンクリート 4 階建本館を建設。「原子爆弾被爆者別府温泉療養研究所」と改称

昭和 50 年 3 月：リハビリ施設棟建設

組織図

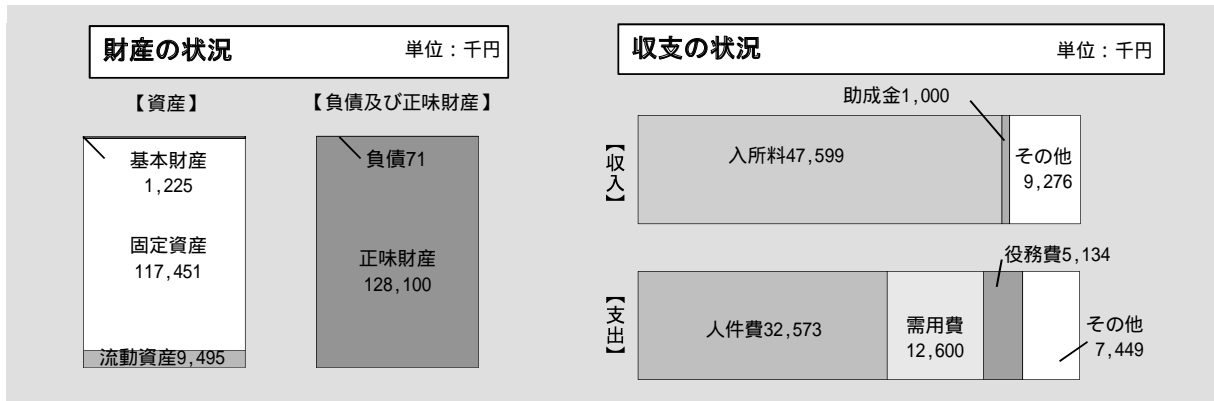


役職員の状況

年度（平成）	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 （業務援助）	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	14	1	13	2	-	-	-	-	11	11	-	25	1	24	2
19	14	1	13	2	-	-	-	-	11	11	-	25	1	24	2
20	14	1	13	2	-	-	-	-	11	11	-	25	1	24	2
21	14	1	13	2	-	-	-	-	11	11	-	25	1	24	2
22	14	1	13	2	-	-	-	-	11	11	-	25	1	24	2

財務内容

(1) 財産及び収支の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
資産	142,705	136,479	128,171
基本財産	1,225	1,225	1,225
土地	725	725	725
基金	500	500	500
運用財産	141,479	135,254	126,946
固定資産	117,288	117,451	117,451
土地	15,540	15,540	15,540
建物	94,443	94,763	94,763
その他	7,305	7,148	7,148
流動資産	24,190	17,802	9,495
負債	71	71	71
正味財産額	142,633	136,408	128,100
(参考)積立金残	24,106	17,706	9,306

土地と建物は圧縮記帳をする前の金額で記載している。

科目	19年度	20年度	21年度
収入	68,396	63,753	57,876
入所料	54,813	52,927	47,599
助成金	1,900	1,900	1,000
その他の収入	11,683	8,925	9,276
支出	68,383	63,728	57,758
給与費	25,984	21,315	20,466
退職金	7,482	6,996	6,327
賃金	1,935	3,700	3,200
共済費	3,036	1,944	2,270
旅費	300	350	292
交際費	142	158	122
厚生費	309	309	309
需用費	12,951	14,216	12,600
役務費	5,215	5,189	5,134
委託料	4,750	4,783	4,696
その他の経費	6,274	4,764	2,338
繰越収支差額	13	25	117

県との関係

(1) 出資

県出資額 500 千円 (総出資額 1,225 千円) 県出資比率 40.8%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
73 千円	73 千円	66 千円

(3) 受委託関係
該当なし。

(4) 借入金
該当なし。

(5) 債務保証等
該当なし。

2 . 主な事業の概要

1 . 概要 目的を参照

3 . 監査結果

指摘事項なし。

4 . 監査意見

< 監査意見 >

当協議会のあり方について

原子爆弾被爆者別府温泉療養所（原爆センター）は、利用者の減少、施設の老朽化等の問題を抱えており、事業の廃止を検討すべきである。

当協議会が運営する原子爆弾被爆者別府温泉療養所（原爆センター）は、以下のような理由からその役割を終えつつあり、県としても事業の廃止を検討すべき時期に来ていると考える。

利用者の減少

平成 11 年度には延宿泊者数が 15,000 人以上あり利用率も 80%を超えていたが、平成 20 年度には延宿泊者数が 10,000 人を割り、利用率も 54%にまで落ち込んでいる。

背景には、近年のデフレ傾向により別府市内のホテルでも 1 泊 5,000 円台で宿泊できる施設が増加し、当センターの利用料金（被爆者手帳所持者 1 室 2 名以上で 1 泊 5,250 円）の相対的な優位性がなくなってきたことが考えられる。

また、当センターの利用者の 70%以上は広島県内からの被爆者であるが、高齢化が進み遠出を避ける傾向にあることに加え、広島県内にも被爆者を対象とした類似施設ができていることも影響していると思われる。

施設の老朽化

現在の当センターの建物は、昭和 46 年に建設されている。築後 40 年余りが経ち建物内の至る所にひび割れ（クラック）が散見され老朽化が著しい。さらに、昭和 50 年以前に建てられているため耐震構造化も今後必要になるとと思われる。

従って、当センターでの事業を継続していくためには、現存する建物の耐震構造化あるいは建て替えが必要になるとと思われるが、相当の費用を要することが予想される。

前述したように当センターの利用者の 70%以上は広島県内の被爆者であり、大分県内の利用者は 3%にも満たない。事業を継続するにしても、県の厳しい財政事情の中で県民の利用がほとんど見込まれない施設に対して多額の追加投資を行うことに県民の理解が得られるか、疑問が残るところである。

財政状態の悪化

前掲した貸借対照表の流動資産（内容は現金預金）の推移を見ても分かるとおり、年間 700 万円から 800 万円のペースで減少している。これは、利用客の減少による収入の目減り分を、預金を取り崩すことにより穴埋めしているからに他ならない。

従って、このまま利用客の減少に歯止めがかからなければ早晚財政的に行き詰ることが予想される。これを回避するためには、遊休資産（臨時駐車場、ゲートボール場）の売却を急ぐしかない状況である。

職員の高齢化

職員の高齢化が進んでいる。所長を除く職員 4 名は全員定年退職後の嘱託による再雇用者である。また、所長についても県を定年退職後 15 年間勤務していることから、今後も事業を継続していくことは厳しい状況にある。

【財団法人大分県腎バンク協会】

1. 概要

目的

財団法人大分県腎バンク協会は、腎臓に関する保健衛生の知識の普及啓発を行うとともに、腎臓の提供のあっせんを行うことにより腎臓移植の推進を図り、もって県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的としている。これらの目的に基づき、主に次のような事業を行っている。

- (1) 腎臓移植に関する知識の普及啓発
- (2) 腎臓提供者の募集及び登録
- (3) 腎臓移植希望者の登録
- (4) 腎臓提供協力医療機関、腎臓移植医療機関等との連絡調整
- (5) 腎臓移植医療従事者及び医療機関に対する支援
- (6) 腎臓移植希望者の組織適合検査等に対する助成
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

沿革

平成元年 11月：大分県が大分県ライオンズクラブに対して腎バンク設立の協力要請

平成2年 2月：大分県ライオンズクラブが協力要請受け入れ

平成2年 8月：設立認可

平成2年 10月：腎臓提供あっせん業の許可を受け業務開始

組織図

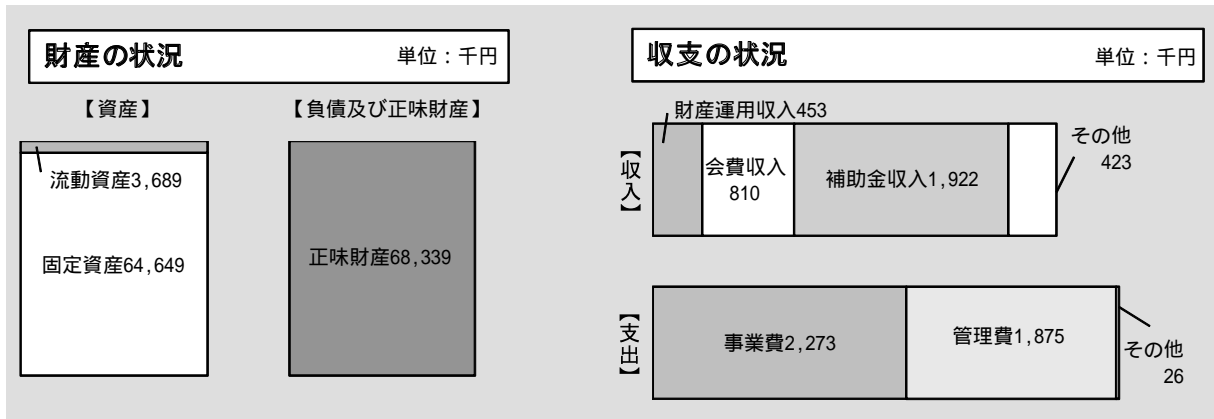
省略

役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	12	1	11	-	-	-	-	-	1	1	-	13	1	12	-
19	12	1	11	-	-	-	-	-	1	1	-	13	1	12	-
20	12	1	11	-	-	-	-	-	1	1	-	13	1	12	-
21	12	1	11	-	-	-	-	-	1	1	-	13	1	12	-
22	12	1	11	-	-	-	-	-	1	1	-	13	1	12	-

財務内容

(1) 財産及び収支の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
資産	69,265	68,905	68,339
固定資産	64,649	64,649	64,649
基本財産	64,500	64,500	64,500
その他	149	149	149
流動資産	4,615	4,255	3,689
負債	-	-	-
流動負債	-	-	-
固定負債	-	-	-
正味財産額	69,265	68,905	68,339

科目	19年度	20年度	21年度
増加の部			
1 資産増加額			
当期収支額	6	-	-
什器備品購入額	-	-	-
2 負債減少額			
増加の部合計	6	-	-
減少の部			
1 資産減少額			
当期収支額	-	359	565
什器備品減価償却額	25	-	-
2 負債増加額			
減少の部合計	25	359	565
当期正味財産減少額	18	359	565
前期繰越正味財産額	69,283	69,265	68,905
期末正味財産合計額	69,265	68,905	68,339

県との関係

(1) 出資

県出資額 20,000 千円 (総出資額 64,500 千円) 県出資比率 31.0%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1,922 千円	1,922 千円	1,922 千円

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2 . 主な事業の概要

移植コーディネータによる臓器移植に関する普及啓発活動と以下の業務を実施している。

- ・メディアへの出演、取材等を通じた情報発信
- ・病院での臓器移植に関する説明会の実施
- ・街頭での臓器提供意思表示カードの配布活動等

3 . 監査結果

指摘事項なし。

4 . 監査意見

< 監査意見 >

当財団法人のあり方について

当法人の財政状態が悪化していることに鑑みれば、事業継続が困難になることが予想されるため、将来的に安定した事業継続が可能となる方策を検討する必要がある。

臓器移植法の改正により臓器移植の機会が増加することが予想され、当財団法人の事業の必要性も今後ますます増加していくものと思われる一方で、当財団法人は設立当初にはなかった移植コーディネーター事業を行うようになってから人件費が増加し、正味財産は減少の一途をたどっている。

従って、財政状態が悪化する中で社会的意義のある事業を安定的に継続していくことが可能かどうか慎重に検討する必要があるものの、基本財産の運用収入を増加させることや、臓器移植への社会的理解を進めて寄付金や協賛金等の自己収入を増加させることも現在の経済環境下では難しいことを考慮すれば、早晩剰余金が底をつくことが予想され、現状の財団法人方式での事業継続は困難と考えざるをえない。

県としては、例えば当財団法人を一旦解散させ出資財産を返還してもらい、それを原資に移植コーディネーターを県の専門職員として雇用する等、今後も安定的に事業継続を図れる方策を検討すべきと考える。

【財団法人大分県地域保健支援センター】

1. 概要

目的

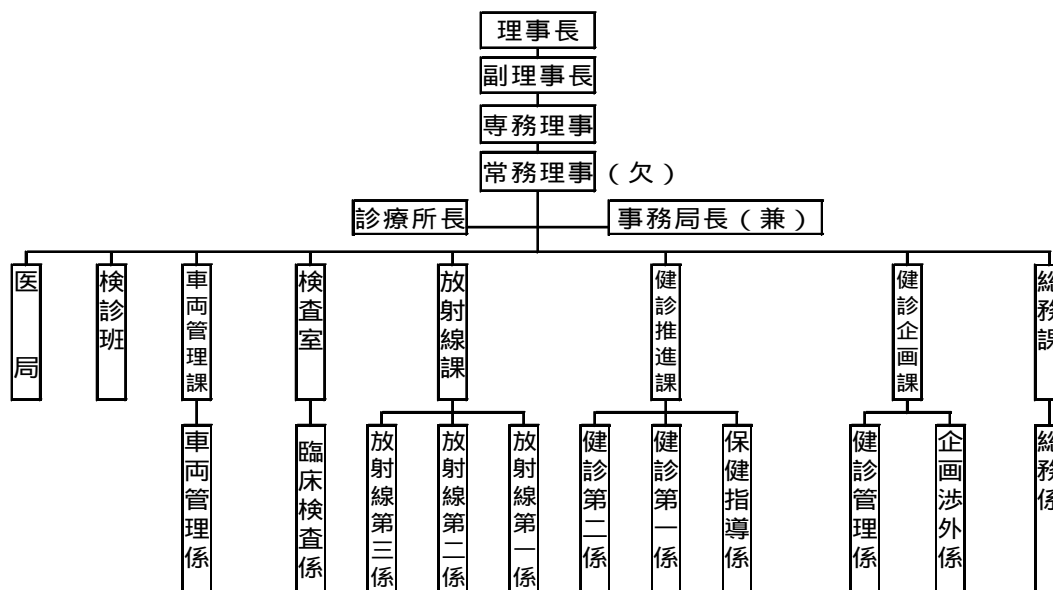
財団法人大分県地域保健支援センターは、保健医療に関する知識の普及啓発、疾病予防のための検診により県民の保健の向上に寄与することを目的としている。これらの目的に基づき主に次のような健康診断・検診業務を行っている。

- (1) 特定健康診査業務
- (2) がん検診業務
- (3) 結核検診業務
- (4) 生活習慣病検診業務

沿革

- 昭和 15 年：財団法人結核予防会大分県支部設立
- 昭和 33 年：胸部レントゲン検診開始（結核予防会）
- 昭和 47 年：結核検診を保健所から逐次移管
- 昭和 53 年：肺がん二重読影開始。成人病検診を保健所から逐次移管
- 昭和 36 年：財団法人大分県対ガン協会設立
- 昭和 41 年：胃がん検診開始
- 昭和 44 年：子宮がん検診開始
- 昭和 61 年：肺がん喀痰細胞診検診開始
- 平成 元年：大腸がん検診開始（同）
- 平成 7 年：両協会を統合、財団法人大分県地域保健支援センター発足

組織図

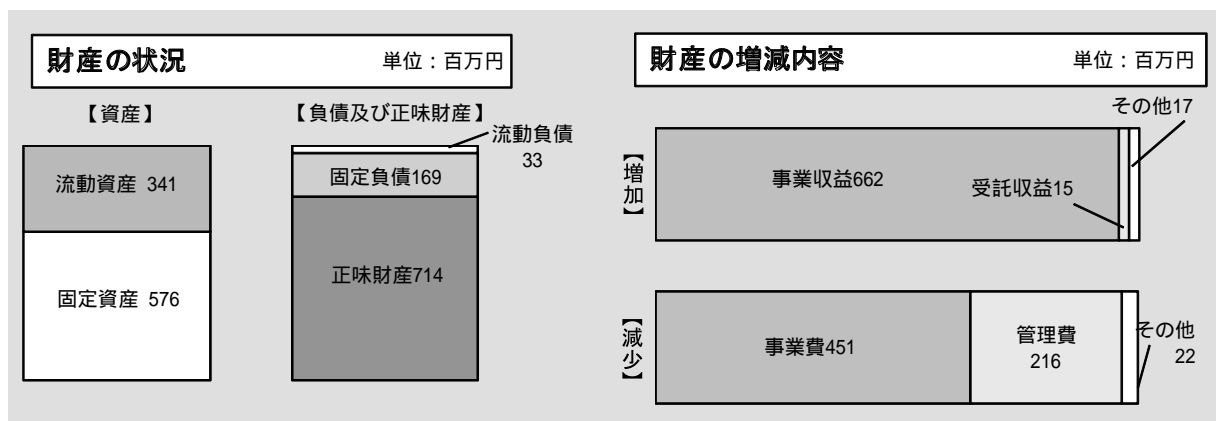


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	23	3	20	1	54	-	54	1	9	9	-	86	3	83	2
19	23	3	20	1	53	-	53	1	14	14	1	90	3	87	3
20	22	3	19	1	50	-	50	1	16	16	2	88	3	85	4
21	22	3	19	1	49	-	49	1	17	17	2	88	3	85	4
22	21	2	19	1	46	-	46	1	19	19	1	86	2	84	3

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
現金預金	288	228	276
有価証券	40	40	40
未収入金	30	26	20
その他流動資産	2	4	5
流動資産計	361	299	341
基本財産	-	20	35
特定資産	-	-	-
建物	477	465	454
其他有形固定資産	120	93	73
無形固定資産	7	19	13
その他の固定資産	0	0	0
固定資産計	606	598	576
資産計	967	898	918
未払金	52	12	33
その他流動負債	0	1	0
流動負債計	53	13	33
長期借入金	125	132	118
其他固定負債	31	41	51
固定負債計	156	173	169
負債計	210	187	203
指定正味財産	-	286	280
一般正味財産	757	423	434
正味財産計	757	710	714
負債及び正味財産計	967	898	918

科目	19年度	20年度	21年度
【一般正味財産】			
検診事業等収益	722	633	662
受取補助金等	-	9	6
受託事業収入	15	12	15
その他収益	4	4	4
経常収益計	742	659	688
事業費	563	478	451
管理費	260	212	216
経常費用計	824	690	668
経常増減	81	30	20
経常外収益	6	6	6
経常外費用	1	16	16
経常外増減	4	10	10
一般正味財産増減	77	40	10
一般正味財産	757	423	434
期末残高			
【指定正味財産】			
指定正味財産増減	-	6	6
指定正味財産	-	286	280
期末残高			
正味財産期末残高	757	710	714

県との関係

(1) 出資

県出資額 5,000 千円 (総出資額 20,000 千円) 県出資比率 25.0%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
500 千円	- 千円	- 千円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
34,897 千円	33,924 千円	36,443 千円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証

該当なし。

(6) その他 (平成 21 年度)

車輛の貸与、地代の減免 36,537 千円 減免率 10/10

2 . 主な事業の概要

特定健康診査業務

特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、当該年度に 40 歳以上 75 歳に到達する者に対してのメタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) に着目した健診である。

身体計測や血液・尿検査の他、心電図検査や眼底・貧血検査を行い検診後に判定結果を受診者に通知するものであり、高血糖や脂質異常、高血圧などの追加リスクがあった受診者には、改善のため実践できる目標を選択し継続的に実行するための積極的支援などを行う。

このうちセンターが実施するものは、主に健診と判定通知までであるが、一部の市町村・事業所の保険者からは保健指導業務を委託され検診後の継続的支援業務も行っている。

がん検診業務

市町村や事業所から委託を受け、がん検診を行っている。平成 20 年度の主な検診は以下のとおりである。

種類	総受診者数(人)	発見がん数
肺がん検診 (胸部 X 線撮影)	36,978	19
胃がん検診	24,577	19
子宮がん検診	25,642	19
乳がん検診	21,445	37
大腸がん検診	27,153	49
前立腺がん検診	2,878	26

結核検診業務

「感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県立学校の学生及び生徒の結核健康診断業務を県から委託されている。市町村の一般住民や事業所施設、センターへの外来受診者を合わせると、平成 20 年度の結核検診受診者は 7 万 4 千人。このうち結核発見数は 4 人となっている。

生活習慣病検診業務

政府管掌保険生活習慣病検診や労働安全衛生法に基づく検診等を実施している。

3. 監査結果

< 指摘事項 >

現金管理について

保有現金と現金出納帳を照合するため、実際に現金をカウントしたところ、現金出納帳の記載額と実際の保有現金とに差異があった。現金のカウントの頻度を増やす等、適切な現金管理を行う必要がある。

センターで現金のカウント及び総務課へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

センターによると、現金有高を一定額としており、定期的に支出した金額と同額を補給している。補給の際に、現金実査を行わずに現金出納帳の現金支出額を補給しているとのことである。これでは、帳簿金額と実際金額が異なる場合に当該差異を認識できず誤った金額を補給してしまう可能性がある。さらに一定期間、現金カウントをしなければ、どの時点で帳簿と現金にズレが生じたかを特定できないのも問題である。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

退職給付積立特定預金について

貸借対照表及び財産目録において、特定資産の内訳科目として記載されるべき退職給付積立特定預金が、基本財産の中に記載されていた。当該特定預金は基本財産ではなく、特定資産に計上すべきである。

財務諸表等を閲覧した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 2 >

有価証券の表示について

貸借対照表の有価証券 40 百万円が流動資産に含まれているが、当該有価証券は満期保有目的の国債（平成 28 年 7 月満期）であるため、投資有価証券として固定資産（その他固定資産）に計上するのが適切である。

財務諸表の閲覧及び総務課へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 3 >

未払費用ないし賞与引当金の設定について

賞与について未払費用ないし賞与引当金が計上されていない。

財務諸表と給与規程の閲覧及び総務課へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

センターは職員に対し、期末手当（賞与）を6月と12月に支給することになっている。期末手当の額は、給与規程によると、給料・調整手当等の月額に支給率等に乗じた金額で算定されることとなっている。

会計原則によれば、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に記載するものとする」とされている。企業会計と同様、財団法人においても支給対象期間が当期に帰属する部分については当期の費用として発生しているため、12月から3月に係る賞与の支給金額を未払費用ないし賞与引当金として繰り入れる必要がある。

< 監査意見 4 >

議事録の記載について

理事会の議事録については、作成後議長及び出席者の代表2名以上の署名及び保存が寄付行為で定められているが、その際、日付が空欄のまま放置されているものが散見された。署名は、適切に議事録が記載されていることを確認したという署名人の証跡であるため、今後は日付も含め記載の不備がないようにする必要がある。

理事会の議事録を閲覧した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 5 >

理事の選任について

理事会に本人出席しない理事が複数人常態化している。理事会の目的は、財団の適切な意思決定、事業運営のモニタリングにあり、理事を選任するに当たっては、ある程度の理事会の出席が可能であることが前提条件となる。理事会への積極的な関与が可能か否かを確認した上で、理事就任への依頼を行う必要がある。

理事会の出席状況に関する資料の閲覧及び総務課へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

最近の理事会の出席状況をまとめると以下の表のようになる。

理事会における役員出席状況

理事会開催時期	役員総数	本人出席	委任状出席	欠席
平成 20 年 5 月	22 名	14 名	7 名	1 名
平成 21 年 3 月	22 名	15 名	6 名	1 名
平成 21 年 5 月	22 名	15 名	7 名	0 名
平成 22 年 3 月	22 名	16 名	6 名	0 名
平成 22 年 5 月	21 名	14 名	7 名	0 名

寄付行為によると、理事会は法人の運営に関する重要な事項を議決するものとされ、本人出席が原則であり、例外として書面表決が認められる。理事会を構成する理事のうち、専務理事 1 名を除く 20 名は非常勤の理事であり（平成 22 年 5 月時点）、理事会への本人出席がない場合には、役員としての職務を十分に果たすことができないのではないかと考えられる。

なお、平成 20 年 5 月から平成 22 年 5 月までに開催された 5 回の理事会のうち、3 回以上委任状による書面表決を行った同一役員は 4 名存在していた。

< 監査意見 6 >

プロパー職員の登用

プロパー職員が役員に登用された実績はないが、プロパー職員のモチベーションを高めるためにも、事業及び業務に精通したプロパー職員の中から役員への登用を検討する必要がある。

組織図を閲覧し、総務課へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 7 >

超過勤務時間の管理について

センターでは、勤務者がタイムカードから超過勤務命令簿に超過勤務時間を転記し、給与計算者が勤務者全員の勤怠時間 1 カ月分を集計して超過勤務手当が支給されているが、タイムカードから超過勤務命令簿への転記が適切に行われたかどうかを照会した形跡がなく、給与計算者が計算した集計時間の正確性も上席者がチェックしていない。定期的に、上長が職員個人の超過勤務状況を把握し、集計時間の正確性の検証を行うよう検討する必要がある。

勤怠について総務課へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

センターの事業費 451,903 千円のうち人件費は 308,254 千円と、事業費の 60%以上を占めており、人件費については適切なモニタリングが求められる。

なかでも、超過勤務は出張による検診業務で臨時的に発生しやすく、超過勤務命令簿の作成が事後的になる可能性が高い。

残業の水増しや必要のない残業を把握するためにも超過勤務時間を上長がチェックしたり、総務課長が定期的に個人別の超過勤務手当の支給状況を確認したりして、勤怠管理及び給与計算が適切に行われるようチェック体制を厚くする必要がある。

< 監査意見 8 >

試薬の在庫の管理について

検診業務で使用する試薬在庫の払出状況が、チェックされずに試薬の発注がなされている。この場合、試薬の紛失・盗難が発生しても発見することが困難となり、管理上問題がある。また、センターでは試薬の発注回数が予算化されているが、そもそも払出データを適切に把握しないと妥当な予算は組めない可能性が高いと考えられる。在庫の受払状況を把握すべきである。

試薬倉庫を観察し、検査担当者にヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

大腸や尿検査などで使用する年間の試薬購入額は 4,379 千円（平成 21 年度決算額）。センターでは試薬の種類別に発注時期や発注回数、購入金額を予算設定し、検査担当者が、試薬倉庫の状況を見て必要な分量をその都度発注し、予算と実績の状況を月ごとにチェックしている。しかし、払出状況が把握されておらず、適切な払出データが予算に反映されていないため、発注する予算自体が妥当ではない可能性がある。また、試薬の盗難や紛失、不正使用を発見・防止できない可能性も高く、安全管理上問題がある。

センターが扱っている試薬は 30 種類程度であり、種類別に払出データを把握することも実務上、困難ではないと考えられる。受払管理表を作成するなど在庫管理業務を見直す必要がある。

< 監査意見 9 >

検体の廃棄管理について

検体の廃棄に関しては、検査後およそ 1 カ月前後で検査室が任意で廃棄処分を行っているが、管理表が作成されていない。

廃棄されるべき検体が廃棄されていないことや、廃棄されるべきでないものが廃棄されていないかなどを適時・適切に把握できる管理表を作成する必要がある。

検体の廃棄について検査担当者へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 10 >

購入契約について

センターは、設備購入の際に購入コストでの相見積もりを取っているが、今後は材料費や印刷製本費、修繕費などのランニングコストも含めたトータルコストで相見積もりを取るなどして、さらなる費用の削減に努める必要がある。

過年度の財務諸表の閲覧及び契約について総務課へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

下表は各検診業務における材料費・印刷製本費・修繕費の内訳である。

(単位：円)

	材料費	印刷製本費	修繕費	計
特定・基本健康診査	3,109,744	1,116,360	649,561	4,875,665
結核検診	4,249,131	360,360	2,720,639	7,330,130
生活習慣病	401,056	210,000	-	611,056
骨粗鬆症検診	119,700	77,490	196,640	393,830
胃がん検診	15,418,347	1,039,775	2,816,198	19,274,320
子宮がん検診	6,311,198	627,288	962,494	7,900,980
肺がん検診	328,650	144,050	-	472,700
乳がん検診	8,542,307	1,325,775	3,479,416	13,347,498
大腸がん検診	8,614,178	714,032	196,275	9,524,485
合計	47,094,311	5,615,130	11,021,223	63,730,664

平成 21 年度の事業費において、材料費や印刷製本費、修繕費に係る契約に付き、相見積もりは実施されておらず、契約先の 1 社から見積もりをとり、契約を行っていた。

相見積もりを行わなかった主な理由としては、既に所有する検査機器等との適合性や、特定の試薬の納入業者が限られること(材料費)、検診システムとの適合性(印刷製本費)、検診車のメーカー保守によるもの(修繕費)であった。当該費用は、設備等購入後に不可避免的に発生するコストであり、業者を選別・代替できないとのことであった。

センターでは、設備等購入の際に購入コストに関してのみ複数業者による見積もりを行っているが、上表のように毎年多額のランニングコストが発生している事実がある。従って、今後はこのようなランニングコストが発生する設備については、購入時に使用コストも併せて計算した上で、購入業者の選定を行っていく必要がある。

< 監査意見 11 >

閑散期への対応について

冬場が閑散期となっており、 検診車の多くの不動が発生している。 検診単価を下げるなどの弾力的な運用や へき地への検診業務の拡大により、 閑散期に検診業務を行えるようになれば検診車・人員の削減が可能となり、 組織としてより効率的な運営が可能となると考えられる。 検診業務の平準化を図る必要がある。

年間の検診スケジュールの閲覧及び総務課へのヒアリングを実施した結果、 上記のように判断した。 について以下、 個別に記載する。

検診車の不動

下表は平成 21 年度閑散期（12 月 3 月）及び繁忙期（6 月）の検診車（胃がん、子宮がん、乳がん）の稼働状況である

がん検診車の稼働日数（延べ日数）

種類	車両No	閑散期				繁忙期
		12月	1月	2月	3月	6月
胃がん (6台)	車両A	4日	6日	9日	6日	26日
	車両B	3日	5日	12日	6日	24日
	車両C	稼働なし	1日	4日	稼働なし	9日
	車両D	稼働なし	稼働なし	1日	稼働なし	21日
	車両E	7日	4日	稼働なし	稼働なし	25日
	車両F	稼働なし	稼働なし	稼働なし	稼働なし	21日
子宮がん (3台)	車両G	8日	4日	稼働なし	5日	25日
	車両H	17日	13日	18日	15日	29日
	車両I	稼働なし	稼働なし	稼働なし	稼働なし	17日
乳がん (3台)	車両J	稼働なし	稼働なし	2日	稼働なし	稼働なし
	車両K	6日	2日	7日	1日	14日
	車両L	18日	16日	14日	16日	24日

上表のとおり、 繁忙期には月 20 日前後稼働していたものが、 閑散期には 1 か月間まったく稼働しなくなるという車両が目立っている。

閑散期では、 3 種のがん検診車 12 台のうち、 4 ~ 5 台が車庫に眠っている状態であり、 検診車が効率的に使用されているとはいえない状況にある。

検診単価の値下げについて

閑散期には、 各検診業務の契約単価を下げるような弾力的な運用を行うことで、 繁忙期

の受診者を閑散期にも振り向けられるような対応を検討するべきである。

必ずしも夏場に検診業務をしなければならないということはなく、あくまで自治体や受診者、保険者の慣例となっているだけと考えられる。

検診料を下げることで受診者側にもメリットとなれば、閑散期の検診も十分に見込めるのではないかと考えられ、業務を平準化できれば、センターとして必要な設備や人員の削減にもつながると考えられる。

へき地への検診事業の拡大について

特定検診を行う民間の検診機関や各市町村には医師会設立の検診機関が存在し、業務が競合しているなか、県などが出資し検診センターとして存在する意義を考えるとすれば、市町村独自では構築・維持できない検診体制を確保するとともに、民間法人では代替できないへき地への検診業務を行いうる機関としての存在であると考えられる。

へき地での検診は、1回当たりの受診者が少ないため、都心部での検診と比べ収益性は悪い。しかし、民間の医療法人と同じく、収益性・コストの点のみを追及するのであれば、そもそもセンターとしての存在意義は薄いと考えられる。

閑散期を利用して積極的なへき地検診を検討されたい。

【社会福祉法人大分県社会福祉協議会】

1. 概要

目的

社会福祉法人大分県社会福祉協議会は、社会福祉法第 110 条に基づき、大分県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的としている。

この目的に基づき行っている多様な事業を 5 群に分け、それぞれの主なものを挙げる。

(1) 住民主体による地域福祉活動の推進に係るもの

- ・民生委員・児童委員活動
- ・ボランティア・市民活動センター
- ・大分県長寿いきいきセンター
- ・小地域見守り・支え合い活動ネットワーク事業

(2) 福祉サービス利用者の利益保護の推進に係るもの

- ・日常生活自立支援事業等（あんしんサポートセンター）
- ・福祉サービス第三者評価事業（福祉サービス評価センターおおいた）
- ・介護サービスの情報公表事業（介護サービス情報公表センター）
- ・福祉サービスに関する苦情解決事業

(3) 良質な福祉サービス提供のための支援に係るもの

- ・福祉を支える人づくり研修（大分県社会福祉介護研修センター）
- ・経営支援・指導事業
- ・福祉人材センター事業

(4) 県民主体のサービスの提供に係るもの

- ・生活福祉資金貸付
- ・臨時特例つなぎ資金貸付
- ・身体障害者福祉センター
- ・介護実習・普及センター事業及び高齢者総合相談センター事業

(5) その他

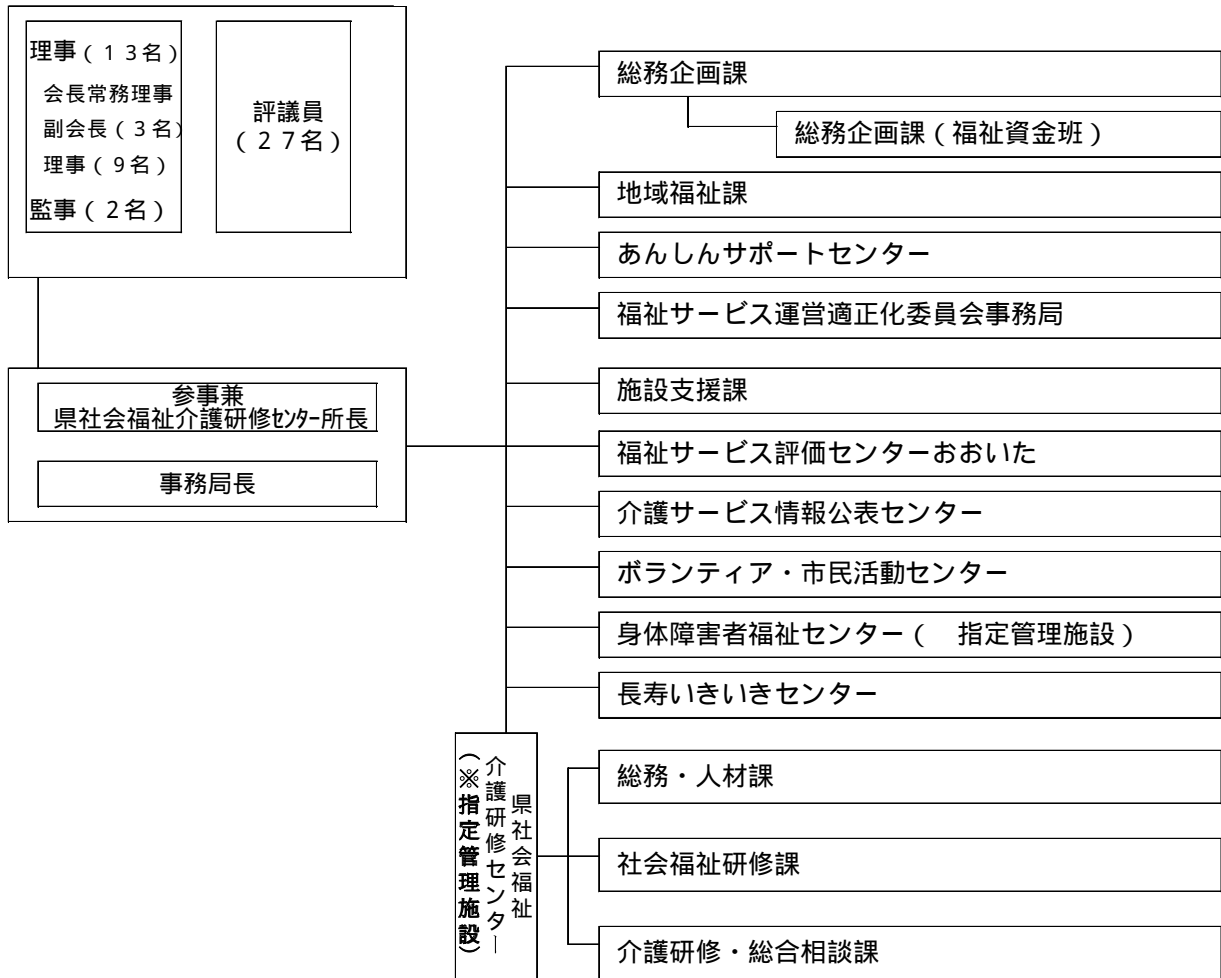
- ・豊の国ねんりんピック開催

なお、大分県社会福祉介護研修センター及び大分県身体障害者福祉センターに関しては、その管理運営に係る業務を県から指定管理者として受託し行っているものである。

沿革

昭和 28 年 11 月 24 日：社会福祉事業法（現・社会福祉法）に基づき設立

組織図



役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	15	1	14	2	28	1	27	-	41	41	5	84	2	82	7
19	15	1	14	2	29	1	28	-	46	46	5	90	2	88	7
20	15	1	14	2	29	1	28	-	45	45	6	89	2	87	8
21	13	1	12	1	29	1	28	-	39	39	5	81	2	79	6
22	14	1	13	1	27	-	27	-	37	37	5	78	1	77	6

財務内容

(1) 財産及び収支の状況

財産の状況		収支の状況	
単位：百万円		単位：百万円	
【資産】	【負債及び純資産】	【収入】	
流動資産1,966	流動負債115	補助金収入1,077	事業収入1,195
固定資産11,512	固定負債12,148		その他562
	純資産1,215	【支出】	
		事業費1,200	管理費1,110
			その他15

(2) 3年間の推移

貸借対照表			
(単位：百万円)			
科目	19年度	20年度	21年度
現預金	1,338	1,574	1,892
その他の流動資産	36	33	73
流動資産計	1,375	1,607	1,966
基本財産	117	114	110
その他の固定資産	10,425	10,621	11,401
固定資産計	10,542	10,736	11,512
資産計	11,918	12,344	13,478
未払金	65	55	92
その他の流動負債	14	182	22
流動負債計	79	238	115
退職給与引当金	216	232	215
退職共済給付引当金	8,051	8,329	8,695
交付金	2,449	2,449	2,860
その他の固定負債	386	376	376
固定負債計	11,104	11,388	12,148
負債計	11,184	11,627	12,263
基本金	15	15	15
基金	1,517	1,466	1,580
その他の純資産	798	764	380
純資産計	733	717	1,215
負債・純資産合計	11,918	12,344	13,478

退職共済給付引当金は、協会職員のための引当ではなく、民間社会福祉施設職員退職共済事業で計上しているもの。

収支計算書			
(単位：百万円)			
大項目	19年度	20年度	21年度
補助金収入	157	158	1,077
受託金収入	307	326	298
事業収入	1,207	1,192	1,195
その他の収入	1,083	228	264
収入合計	2,755	1,906	2,835
事業費	989	1,157	1,200
管理費	1,689	684	1,110
その他の支出	-	-	15
支出合計	2,678	1,841	2,327
収支差額	76	65	508

一般会計及び公益事業会計については事業活動収支計算書が作成されているためこれにより、その他の特別会計については収支計算書によった。構成の異なるものをなるべく単純に一覧できるように集約して表示している。

県との関係

(1) 出資

県出資額なし（総出資額 15 百万円）、県出資比率 0%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
157 百万円	158 百万円	1,077 百万円

1,077 百万円（平成 21 年度）の主な内訳

生活福祉資金貸付事業・貸付資金	410 百万円
同事業・欠損補填	293 百万円
日常生活自立支援事業	47 百万円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
298 百万円	317 百万円	289 百万円

289 百万円（平成 21 年度）の主な内訳

指定管理受託料	216 百万円
大分県社会福祉介護研修センター管理運営	165 百万円
大分県身体障害者福祉センター管理運営	50 百万円
その他県からの受託料	73 百万円

(4) 交付金・負担金

県からの交付金・負担金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
3 百万円	2 百万円	17 百万円

(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

小地域見守り・支え合い活動ネットワーク事業

市町村社会福祉協議会をはじめとする関係団体への支援と連携のもと、地区（校区）社会福祉協議会やふれあいサロンなど住民同士が声を掛け合い、気軽に集える場の設置促進を通じて、住民がお互いに支え合い、助け合うことのできる仕組みづくりを推進している。

大分県ボランティア・市民活動センター

昭和 56 年 6 月 1 日、「大分県ボランティアセンター」として大分県社会福祉協議会に開設され、平成 16 年 4 月 1 日に現在の名称に変更した。ボランティア・市民活動に取り組む県民を幅広く支援する。ボランティアリーダー養成講座等の各種講座・研修会の開催、広報啓発活動、大分県ボランティア・市民活動推進大会開催等の交流促進、ふれあい学習の実施等の福祉教育推進等を行っている。

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、日常生活に必要な福祉サービス利用手続きや預貯金の出し入れ、また通帳や権利証などの大切な書類の預かりなどのサービスを行うものである。

実施主体は大分県社会福祉協議会であり、同協議会に設置されたあんしんサポートセンターにおいて契約・管理事務等を行うが、窓口業務や契約後のサービス提供業務は市町村社会福祉協議会が担当している。

大分県社会福祉介護研修センター

大分県社会福祉介護研修センターは、平成 5 年 11 月に大分市明野地区に設置された、研修室 9 室、介護実習室 5 室等からなる施設であり、他に住宅改造モデル展示場、ウエルフエアテクノハウスが併置されている。

同センターは社会福祉を支える人づくりを推進するため、広く県民を対象とした介護研修及び社会福祉施設職員や社会福祉関係行政職員等の社会福祉従事者に対する専門研修並びに福祉用具の展示・相談、福祉人材のあっせん等の各事業を総合的に実施している。

指定管理者制度の導入により、平成 18 年 4 月から、大分県社会福祉協議会は指定管理者として同センターの管理運営業務を県から受託し実施している。

生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付事業とは、大分県社会福祉協議会が、国（厚生労働省）の生活福祉資金貸付制度の実施主体として、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯、失業者世帯などに対し、世帯の生活の安定や自立を図ることを目的に、必要な生活資金を低利で貸し付ける事業である。原資は、原則として国が 3 分の 2、大分県が残りを負担する。窓口は市町村社会福祉協議会が担当している。

平成 21 年度の大分県社会福祉協議会の特別会計決算書によれば、生活福祉資金特別会計貸借対照表に記載される貸付金残高は 1,300 百万円に上る。

なお、同貸借対照表上、貸付資金区分別の残高に対して、それぞれ「 資金償却累計額」としてマイナスの金額の表示がなされている。これは通常の営利企業会計に見られる

引当金等のような資産科目残高の控除項目としてではなく、あくまで参考値の併記に止まり、位置付けとしては脚注等と同様のものである。償却とはここでは貸付資金の管理システム上、いわば回収困難のフラグを立てた扱いであり、会計残高としては貸付金の発生ベースのまま保持しているということになる。これ自体は同制度の会計処理に関する「生活福祉資金会計要領」に沿う処理であるが、記載されている「償却累計額」の額に誤りがあった点、及び実質的な貸付金残高の評価をすべきところ現状では協会自身に把握できていない点について、監査意見に記載することとした。

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

生活福祉資金特別会計貸借対照表上の「貸付金償却累計額」に係る誤謬について

生活福祉資金特別会計貸借対照表の資産の部に記載されている貸付金の項に、貸付資金区分ごとの残高に 表示で「償却累計額」が表示されているが、その集計内容に基本的な誤りが認められた。

平成 22 年度より新しい会計準則等に則った会計処理が適用されているが、過年度の分についても適宜遡及修正可能な情報の把握が必要である。

以下は生活福祉資金特別会計貸借対照表の資産の部の抜粋である。

資産の部	
⋮	
固定資産	
⋮	
貸付金	1,300,830,286
総合支援資金貸付金	311,732,550
総合支援資金貸付金償却累計額	145,460
福祉資金貸付金	519,969,129
福祉資金貸付金償却累計額	79,613,186
⋮	

抜粋部分だけでは分かりにくいですが、貸付金には5つの資金区分があり、抜粋に見られる2つを含めて、311 百万円（以下も）+ 519 + 366 + 65 + 37 = 1,300（若干の不整合は端数切り捨て表示のため）という残高構成である。つまり償却累計額はこの部分に 表示はしてあるものの控除計算はなされていない。この科目の対称勘定として純資産の部の基金の項

に 債権償却累計額が記載される（こちらも基金から控除されない）ことでバランスされる仕組みとなっている。

この処理自体は、生活福祉資金貸付制度の会計処理に関する「生活福祉資金会計要領」に沿う処理であるが、記載されている「償却累計額」の額に誤りがあった。

本来、「生活福祉資金会計要領」によれば、「生活福祉資金償却規程」に従って償却を行った金額がこの償却累計額に加算され、そのうち償却処理後に回収に至ったものをそこから控除する。つまり、一定の期間償還が行われない貸付金債権の額をこの項目で集計把握することで、実質的に回収可能な貸付金残高が差引計算で把握できるという狙いである。通常の営利企業会計でいえば評価性引当金（資産残高の評価のための控除項目）に相当する。

ところが、複式簿記の複雑な会計処理が十分理解されていないまま、逆に償却処理後に回収した金額の集計を償却累計額としてしまっていたため、平成 21 年度末貸借対照表に誤った金額が表示されており、さらに過年度の貸借対照表についても同様に誤っている。

この誤謬の重要な問題点は、貸借対照表の読者が貸付金残高の回収可能性評価についてミスリードされてしまう点にある。作表上控除計算しない構造により、この償却累計額を控除した回収可能見込額に経理・作表担当者の意識が行かず、その問題点に気付かなかったことが原因といえる。

さて、平成 22 年度より新しい「生活福祉資金会計準則」、「生活福祉資金会計要領」に基づく会計処理が適用されるが、大きな変更点の一つとして、この貸付金の評価に係る扱いが上げられる。徴収不能のおそれのある、または可能性が極めて高い債権を区分標記することや、徴収不能額を合理的に見込んで徴収不能引当金を計上することが新たに要求される（監査意見の項の関連記載も参照のこと）。新基準による債権評価との比較可能性の担保の意味でも、平成 21 年度を含めて数期分に遡及して旧「償却累計額」の適正な金額を把握しておくことが有用と考える。

< 監査意見 2 >

事業の優先順位について

県社協が本来やるべき、最も優先度の高い「住民主体による地域福祉活動の推進」に係る取組みの状況が不十分と考えられる。

事業の優先順位を把握して、本来の目的に立ち返って優先順位の高いものから行う必要がある。

地域福祉活動の主眼は、安心して暮らせる地域づくりのために、何よりも地域住民自身が主体的に活動することにある。

このような住民主体による地域福祉活動を推進する上での『県』社協の存在意義は、各

『市町村』社協に対してリーダーシップを発揮して、小地域（校区単位等）での声かけや見守りの体制をつくる「小地域ネットワーク」活動を全県で組織的に推進していくことにある。

そのために各市町村社協に対して、地域福祉活動計画策定の指導を行ったり、高齢者の孤立を防ぐためのサロン作りや地区（校区）社協づくりを推し進めていく取り組みを行っているが、その進捗状況が十分でないため、具体的には以下の内容につき、早急に進捗管理を行い、積極的に推進する必要がある。

市町村社協に対する地域福祉活動計画策定

単に計画策定を指導するにとどまらず、いわゆるPDCAによる計画遂行の管理も含めて指導する必要がある。

ふれあいいいききサロン、子育てサロン

サロンの目的は地域での孤立を防ぐために、いわゆるたまり場を作ることにあるが、県社協としては各市町村単位の活動のサポートをする役割をもっている。

しかし、まったく作られていない市があるほか、できたサロンの活動状況を取りまとめるまでにはなっていない。

サロン作りの説明、研修会の開催を活発化させ、市町村でのサロン作りを推し進めるサポートをするとともに、できたサロンの活動状況を取りまとめることを通じて市町村の活動を促す必要がある。

地区（校区）社協

豊後大野市、由布市、国東市はゼロとなっている。これについても、市町村の活動をリードしていく必要がある。

< 監査意見 3 >

社会福祉介護研修センターで実施する研修の対象拡大に係る提案

社会福祉介護研修センターが現状行っている福祉従事者への研修は、一部の研修を除き対象が社会福祉法人職員に限定されている。

福祉分野に対して多様な事業主体の参入がなされている今日、社会福祉法人でない有料老人ホーム等の職員に対する研修を自主事業として実施することは、今日の社会的要請に応える点でもセンターの稼働率を高める点でも、検討することが望ましいと考える。

大分県社会福祉協議会は、大分県から社会福祉介護研修センターの指定管理者として管理運営を受託し、これに基づいて社会福祉法人において福祉に従事する職員等に対して、職階別や職種別、また、課題別に研修を行っている。またそれとともに、介護に関する専門的な知識を習得する研修を行っている。

福祉分野に対して多様な事業主体の参入がなされている今日、社会福祉法人以外の施

設・組織において福祉に従事する職員に関しても、同様の研修の需要は小さくないことと思われる。従来はこれらの職員等については一部の研修を除きセンターの実施する研修の対象外とされてきたが、このような社会的要請に応えて、社会福祉法人でない有料老人ホーム等の職員に対する研修を自主事業として実施すべきではないかと考えられる。センターの稼働率を高める観点からも、ぜひ検討していただきたい。

なお、自主事業と書いたが、県の側で指定管理者への委託業務内容を再検討し、社会福祉法人以外で福祉に従事する職員等への研修実施も織込むということも考えられよう。県もその旨検討し、社会福祉協議会と調整することを提案しておきたい。

< 監査意見 4 >

生活福祉資金貸付業務における貸付金の残高管理のあり方について

生活福祉資金貸付業務の実施においては、通常このような業務に求められる、実質回収可能額を合理的に算出・把握する管理手法に関して、その発想も実務も欠けていたといえる。

平成 22 年度より適用される新しい「生活福祉資金会計準則」、「生活福祉資金会計要領」においては、その会計処理自体がそのような発想に基づいて設計されている。

新ルールによる数値の算出作業に終始するのではなく、その考え方ごとに取り入れて、新ルールに準拠した貸付残高管理手法を構築されることが望まれる。

貸付金の管理のあり方としては、個別の債権ごとに状況を把握して回収可能性の高低によるランク付け区分等を行い、これに基づいて回収不能見込額を合理的に積み上げ、債権総額に対する回収可能額の把握（いわゆる債権の評価）を行うことが通常である。このような手法により、事業全体における損益やキャッシュフローの見通しを鮮明にする一方で、債権回収業務における選択と集中のために有用な情報を収集・蓄積することが狙いである。

生活福祉資金特別会計の貸借対照表においては、1,300 百万円という大規模な貸付金残高が計上されている（平成 21 年度末）。この金額は、発生ベースによる未償還残高そのままであり、回収可能見込額としての評価は反映されていない（詳細は関連内容の監査意見を参照）。会計上の処理の問題は別にすると、従来の大分県社会福祉協議会の貸付金管理の考え方の中に、上に述べたような債権評価の観点が欠けていたことがヒアリングなどから覗かれた。

しかし、平成 22 年度より適用される新しい「生活福祉資金会計準則」、「生活福祉資金会計要領」においては、営利企業の会計処理方法が多く取り込まれる中で、貸付金に係る会計処理についても、そのような債権評価の発想に基づいたものとなっている。徴収不能のおそれのある、またはその可能性が極めて高い債権を区分標記することや、徴収不能額を合理的に見込んで徴収不能引当金を計上することが新たに要求されている。

この新しい会計ルールの適用に当たっては、単に決算整理において数値の算出を行うと

ということではなく、次のようなことが必要になってくる。やや理想論的にいえば、個別の債権の回収可能性について、延滞回数・期間等の形式基準を適宜設けて定量的・機械的判定を行い、または定性的・個別的判断により機械的判定結果を適宜修正する方法を構築すること。年間スケジュールの中で、期の後半（例えば12月ごろ）に一度ランク付けを更新し、さらに期末までにそのランク付けの再更新が必要となってくる原因事象の発生を網羅的に捕捉できる仕組みを構築すること、等である。協会のマンパワーの余力等との兼ね合いで、実行可能で一定の効果のある方法論の構築が望まれる。

【財団法人大分県生活衛生営業指導センター】

1. 概要

目的

財団法人大分県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という）は、大分県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号、以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて県内における利用者または消費者の利益の擁護を図ることを目的としている。これらの目的に基づき、主に次のような事業を行っている。

- (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導
 - (2) 生活衛生関係営業に関する利用者または消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者または法第3条の規定により組織された県内における生活衛生同業組合（以下「生活衛生同業組合」という。）の指導
 - (3) 法第57条の12第1項に規定する標準営業約款に係る営業者の登録
 - (4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催またはそのあっせん
 - (5) 生活衛生関係営業に関する情報または資料の収集及び提供
 - (6) 生活衛生関係営業の振興のための事業
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (参考) 法の適用を受ける業種

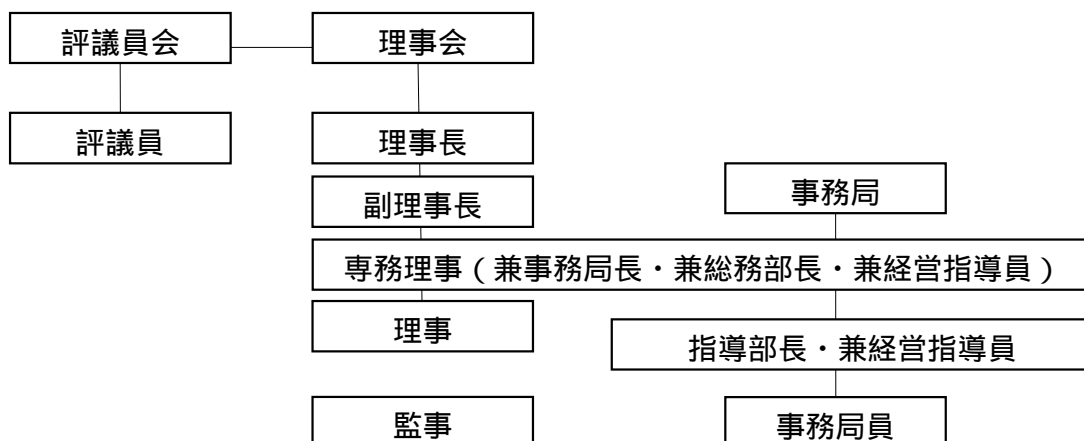
クリーニング店、理容店、興行場、飲食店、公衆浴場、旅館・ホテル、美容店、寿司店、喫茶店、食肉販売店、社交業

沿革

昭和54年4月：法の改正により、全国及び都道府県に一般財団法人として環境衛生営業指導センターを設置（知事が指定）することとされた。

昭和58年3月：大分県知事の許可を受けて設立

組織図

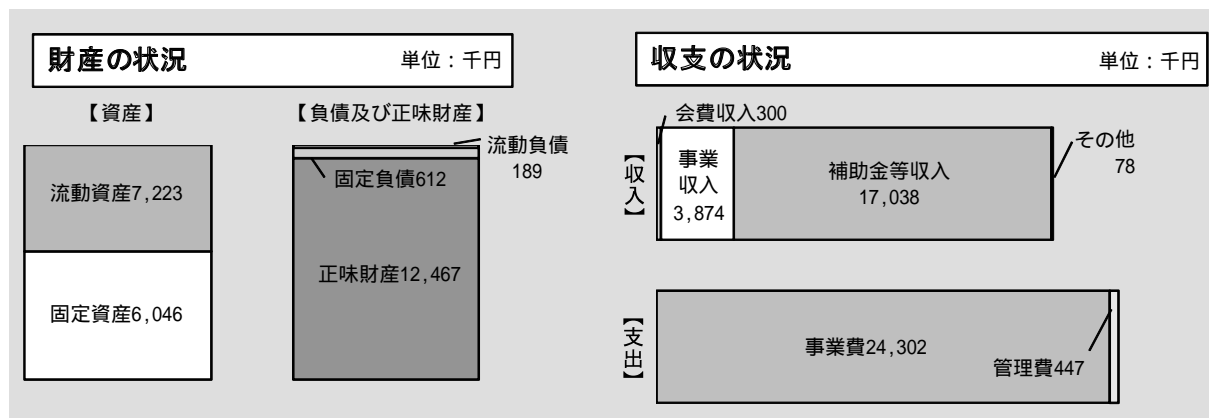


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	14	-	14	1	2	-	2	-	-	-	-	16	-	16	1
19	14	-	14	1	2	-	2	-	-	-	-	16	-	16	1
20	14	-	14	1	2	-	2	-	-	-	-	16	-	16	1
21	14	-	14	1	2	-	2	-	-	-	-	16	-	16	1
22	14	-	14	1	2	-	2	-	-	-	-	16	-	16	1

財務内容

(1) 財産及び収支の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
資産	19,654	16,764	13,270
流動資産	13,666	10,717	7,223
固定資産	5,988	6,046	6,046
基本財産	5,000	5,000	5,000
特定資産	754	812	812
その他	234	234	234
負債	848	838	802
流動負債	293	226	189
固定負債	554	612	612
正味財産額	18,806	15,295	12,467

科目	19年度	20年度	21年度
事業活動収入	24,510	24,413	21,292
基本財産運用収入	13	21	21
会費収入	300	300	300
事業収入	6,232	6,531	3,874
補助金収入	17,838	17,438	17,038
その他の収入	126	122	57
事業活動支出	26,893	27,236	24,749
事業費	25,990	26,637	24,302
うち人件費	15,242	16,697	12,538
管理費	902	598	447
投資活動収入	288	199	-
投資活動支出	189	257	-
当期収支差額	2,283	2,880	3,457
前期繰越収支差額	15,655	13,372	10,491
次期繰越収支差額	13,372	10,491	7,033

県との関係

(1) 出資

県出資額 2,000 千円 (総出資額 5,000 千円) 県出資比率 40.0%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
17,839 千円	17,439 千円	17,039 千円

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

生活衛生営業者を対象とした経営相談業務

融資に関する相談業務

経営改善や調理技術、接客マナー等の講習会や研修会、クリーニング師研修会等の実施

標準営業約款制度(Sマーク)登録の推進業務

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 >

事業内容の見直しとその効果の測定について

ホームページへのアクセス数の把握等可能な限り事業効果の測定を行うとともに、事業内容が本当に事業者のニーズに沿うものなのかの検討が必要である。
--

当指導センターは、指導員の設置、相談指導業務等を通じて生活衛生事業者の衛生水準向上のために一定の役割を果たしていると認められるものの、国の事業仕分けで財団法人全国生活衛生営業指導センターが行っているクリーニング業者に対する研修事業等の廃止や、厚生労働省の内部レビューにおいて都道府県的生活衛生営業指導センターへの補助事業の廃止が議論されている。これらのことから分かりますとおり、補助金で特定の業界を支援する以上、目に見えるかたちでその事業の効果を示してほしいという要請や、そもそも営業品質の向上はその業界に任せて国が関与すべきではない、あるいは衛生水準の向上に十分寄与したのでその役割は終了したといったような存在意義を問われるような議論が展開されている。

そのような中で、当指導センターとしても今後も事業を継続するのであれば、その効果の可視化の努力はもちろんだが、今行っている事業が本当に事業者のニーズにあっているか検討してみることも必要ではないかと思える。事業者のニーズにあっていなければ事業

の効果は期待できない。例えばクリーニング研修の受講率が低いのは、事業者がその必要性を感じていないか、あるいは研修内容が実情にそぐわないのかも知れない。

また、相談業務にしても目標件数には達しているものの、その内容は当指導センターの事業内容の説明であるなど実質を伴っていないことを考慮すれば、そもそも相談指導事業が必要なのかというところから検討しなければならない。

いずれにしろ、当指導センターを通した行政側からの一方的な事業を行うのではなく、アンケートや聞き取り等で事業者のニーズを把握し、それを踏まえた上での事業展開が必要と思われる。

【財団法人大分県総合雇用推進協会】

1. 概要

目的

財団法人大分県総合雇用推進協会は、(1) 高齢者・障害者及び(2) 若年者等の安定した雇用の確保や雇用をめぐる諸問題等に関し必要な事業を行うことにより、県内産業及び企業における雇用の確保と安定に資することで、県民の福祉の向上に寄与することを目的とし、主に次のような事業を行っている。

(1) を対象とした事業

- ・ 高齢者雇用支援事業
- ・ 障害者雇用支援事業

(2) を対象とした事業

- ・ 若年者地域連携事業
- ・ 人材定住基金事業
- ・ ジョブカフェおおいた事業

沿革

昭和 52 年：社団法人大分県障害者雇用促進協会設立

昭和 55 年：財団法人大分県雇用開発協会設立

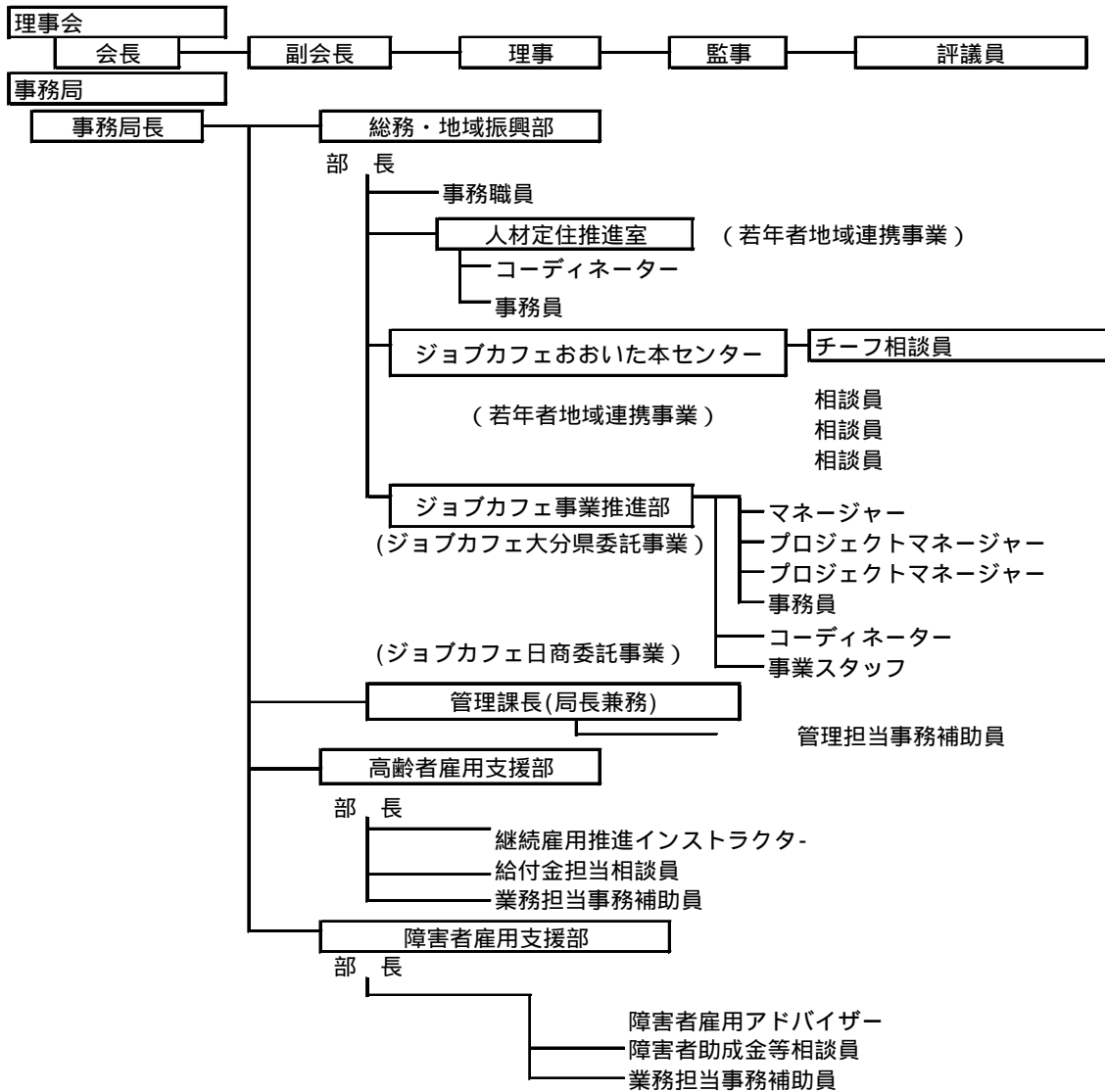
平成 3 年：社団法人大分県地域雇用振興協会設立

平成 4 ～ 9 年：社団法人大分県地域雇用振興協会に人材定住基金造成

平成 5 年：財団法人大分県雇用開発協会が財団法人大分県高年齢者雇用開発協会に名称変更

平成 11 年：社団法人大分県障害者雇用促進協会と社団法人大分県地域雇用振興協会が解散、財団法人高年齢者雇用開発協会が事業受入。人材定住基金をはじめとする残余財産を同協会に寄付。財団法人大分県総合雇用推進協会に改称

組織図

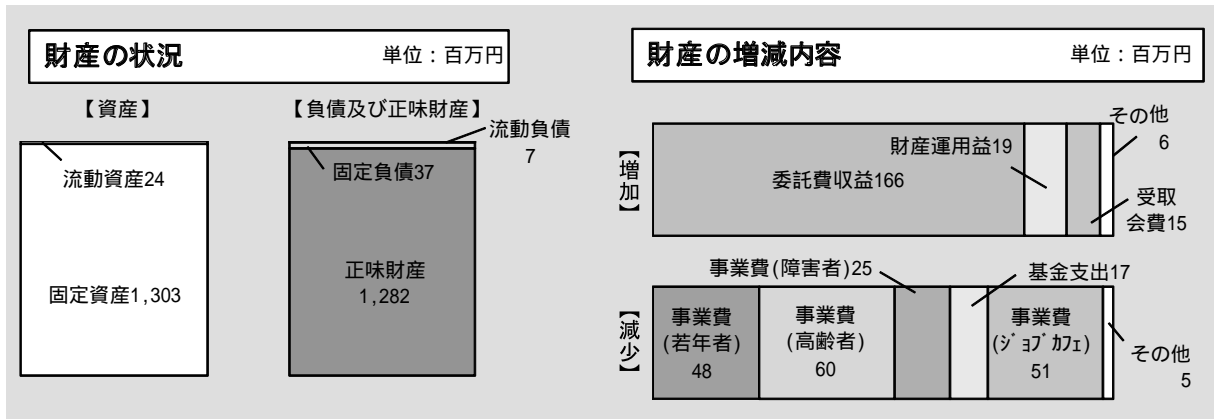


役職員の状況

年度(平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	22	-	22	3	5	-	5	-	33	33	1	60	-	60	4
19	20	-	20	3	7	-	7	-	36	36	-	63	-	63	3
20	20	-	20	4	7	-	7	-	31	31	-	58	-	58	4
21	19	-	19	4	6	-	6	1	24	24	-	49	-	49	5
22	19	-	19	4	4	-	4	1	20	20	-	43	-	43	5

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
【資産】			
現金預金	36	22	24
未収金	27	16	0
流動資産計	63	38	24
基本財産	1,262	1,262	1,262
特定資産	29	36	38
その他固定資産	12	3	3
固定資産計	1,303	1,302	1,303
資産計	1,367	1,341	1,328
【負債及び正味財産】			
未払金	21	9	0
その他	17	11	7
流動負債計	39	20	7
基金損失補てん用積立金	18	20	22
システム改修準備積立金	10	14	14
その他固定負債	0	1	0
固定負債計	29	36	37
負債計	68	57	45
指定正味財産	1,242	1,262	1,262
一般正味財産	56	21	20
正味財産計	1,299	1,283	1,282
負債及び正味財産計	1,367	1,341	1,328

科目	19年度	20年度	21年度
【一般正味財産】			
基本財産運用益	35	25	19
受取会費	18	16	15
受取補助金等	3	3	3
委託費収益	267	207	166
その他収益	4	17	3
経常収益計	330	237	208
若年者雇用事業費	86	69	48
高齢者雇用事業費	98	78	60
障害者雇用事業費	37	34	25
人材定住基金事業費	21	21	17
ジョブカフェ事業費等	66	57	51
その他費用	12	10	5
経常費用計	324	272	209
経常増減	6	35	1
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	-	-
経常外増減	-	-	-
一般正味財産増減	6	35	1
一般正味財産期末残高	56	21	20
【指定正味財産】			
指定正味財産増減	-	20	-
指定正味財産期末残高	1,242	1,262	1,262
【正味財産】			
正味財産期末残高	1,299	1,283	1,282

県との関係

(1) 出資

県出資額 950,450 千円 (総出資額 1,262,322 千円) 県出資比率 75.3%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
3,982 千円	3,982 千円	3,186 千円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
37,453 千円	38,116 千円	37,647 千円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2 . 主な事業の概要

高齢者雇用支援事業（高齢者雇用支援部）

企業の定年の引き上げや継続雇用の導入等に係る賃金や人事管理制度の見直し等について、高年齢者雇用アドバイザーや70歳雇用支援アドバイザーによる企業相談・援助活動を実施している。また、雇用保険の適用事業主を対象に、定年引き上げ等奨励金や高年齢者等共同就業機会創出助成金の申請・交付業務を行っている。

障害者雇用支援事業（障害者雇用支援部）

高年齢者及び障害者雇用優良事業所並びに優良勤労障害者の表彰を行う「豊の国雇用促進フェスタ」や、障害者の技能労働者としての職業能力の向上と、障害者に対する社会の理解を深める「アビリンピック大分県大会」を開催している。

また、障害者雇用に取り組む事業所に対し、相談・援助活動等を行っているほか、一定数を超えて障害者を雇用している事業者に対する障害者雇用納付金の申請・交付業務を行っている。

これまで上記の業務の多くを、国が出資した独立行政法人である高齢・障害者雇用支援機構から委託を受けて行っていたが、平成22年度限りで同機構が直営で業務を行うこととなったため、平成23年度以降はほとんどの業務が実施されない可能性が高い。なお、県は高齢者・障害者雇用の促進を図るため、協会に補助金3,186千円を支出している（平成21年度）。

若年者地域連携事業（総務・地域振興部）

企業情報の提供や適職診断、カウンセリング等を通じて若年者の就職をワンストップで

支援するために県が設置した「ジョブカフェおおいた」本センターへの相談員の配置や、新入社員や若手社員が職場定着できるためのスキルアップセミナー、若年者再就職セミナーの開催を実施している。

この事業は大分労働局の委託事業となっている。

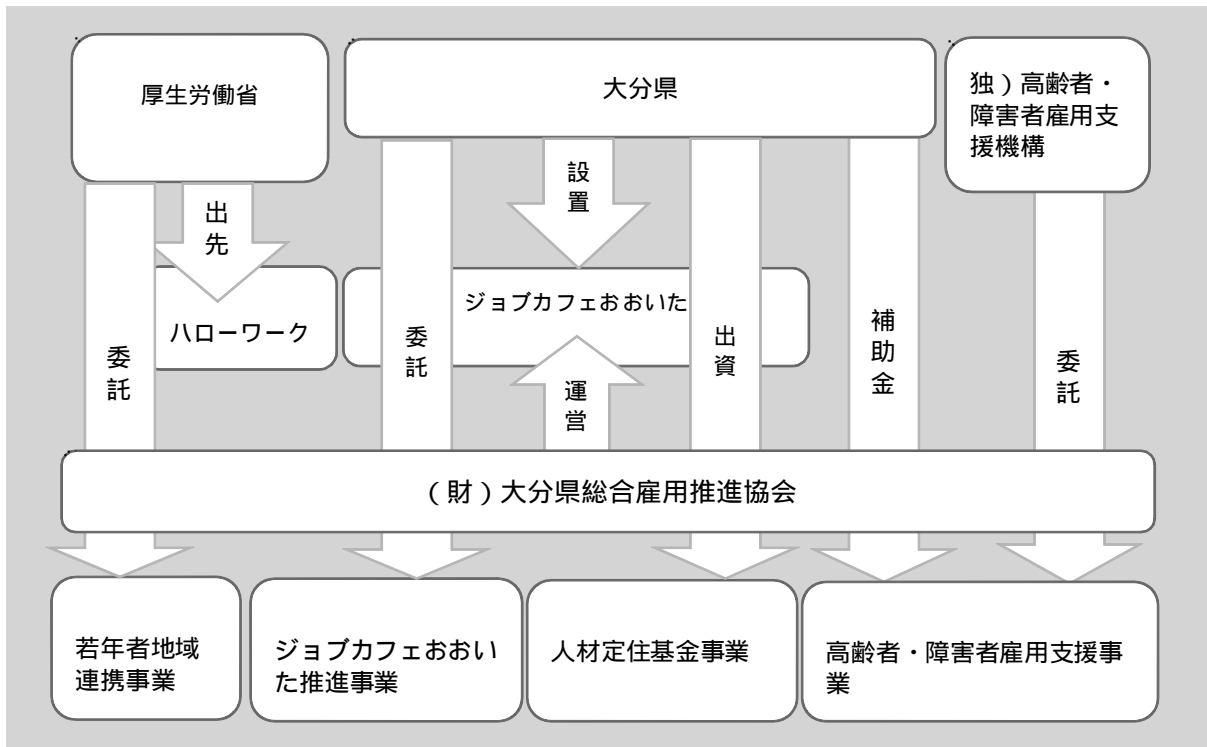
人材定住基金事業（総務・地域振興部）

人材定住基金の運用益で、高校・大学等の卒業予定者の県内就職及びU・Iターン希望者の県内定住促進のための事業を行っている。具体的には雇用情報や生活関連情報を提供し、企業・求職者の登録を行う人材定住情報システムの運用、新規大卒者及びU・Iターン希望者面接会の広報などを実施している。

ジョブカフェおおいた事業（総務・地域振興部）

ジョブカフェおおいた推進事業では、県が設置したジョブカフェおおいたの総括・運営や別府・中津・日田・佐伯のジョブカフェのサテライト運営を行うほか、地域企業の情報収集や採用担当者に対する情報提供などの業務を行っている（県委託事業）。また、ジョブカフェ地域ネットワーク強化事業（日本商工会議所委託）では、大学生への企業情報の提供や、大学生と企業との交流を目的に模擬面接会やバスセミナーなどを開催している。なおジョブカフェ地域ネットワーク強化事業は平成22年度で終了することとなっている。

～ の事業をまとめるとおおよそ、下図のようになる。



3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

償却原価法の適用について

人材定住基金で運用を行っている債券のうち、5つの債券は額面金額よりも低い価額で購入しており、取得価額で計上を行ったままになっている。

当該差額は金利の調整と認められることから、購入日から償還日までの間に償却原価法を適用するのが会計基準で定められた会計処理方法であるため、償却原価法を適用すべきである。

人材定住基金運用状況の資料を閲覧、総務・地域振興部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 2 >

未払費用ないし賞与引当金の設定について

賞与に関して未払費用や賞与引当金を設定する必要がある。

賃金規程及び財務諸表の閲覧、総務・地域振興部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

賞与については12月から5月、及び6月から11月の支給対象期間に応じて、それぞれ6月と12月の年2回支払われることになっている。賃金規程で支給基準が定められており、金額を合理的に算定されると考えられるので未払費用ないし賞与引当金を設定すべきである。6月の支給見込額のうち、対象期間(12月から3月)までに発生した金額を当期の費用に繰り入れる必要がある。

< 監査意見 3 >

賃金台帳について

賃金台帳を閲覧したところ、台帳作成者が記載した金額を、賃金受領者がチェックし受領印を押す方法が取られていたが、台帳を総務課長等上長が閲覧した証跡はなかった。しかし、上長のチェックが行われないと、台帳作成者の賃金台帳については、作成者と賃金受領者が同一人物となるため、牽制が効かないことになる。今後は上長が定期的に賃金台帳をチェックすべきである。

賃金台帳の閲覧、総務・地域振興部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 4 >

積立資産について

特定資産において、基金損失補てん用積立資産とシステム改修準備積立資産の計上額が、固定負債である基金損失補てん用積立金及びシステム改修準備積立金の計上額を 149 千円超過している（21 年度末）

特定資産の積立額が固定負債計上額を超えるということは、積み立てる必要性のない資産を特定資産に積み立てることになってしまうことから、超過分は特定資産の利息により発生したものであるとして流動資産に振り替えるなどの会計処理を行う必要がある。

財務諸表を閲覧、総務・地域振興部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 5 >

正規職員就業規則について

就業規則によると「職員の定年は、定めない」とされているが、組織の新陳代謝や人件費の抑制のためにも職員の定年は設けるべきである。

就業規則を閲覧、総務・地域振興部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 6 >

事務所家賃について

事務所を賃料の高い場所に構える合理的な理由が見当たらないことから、効率性の観点から事務所移転を検討すべきである。

家賃に関する資料及び総務・地域振興部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

協会はハローワークプラザおおいた内のジョブカフェおおいた本センター（大分市高砂町）を賃借しているほか、大分市金池町に 444.79 m²（134.55 坪）の事務所を賃借しており、下表は事務所の家賃を示したものである。

年度	家賃	共益費	計
19年度	13,393千円	4,746千円	18,140千円
20年度	13,393千円	4,746千円	18,140千円
21年度	13,393千円	4,746千円	18,140千円

求職者は、事務所ではなくジョブカフェや就職説明会・セミナーを訪れるため、求職者の利便性を考慮する必要があるのは前者よりもむしろ后者である。家賃の高い大分駅前に事務所を設置するのは、効率性の観点からも好ましいものではないと思われる。協会は財務状況の悪化や職員数の減少から、契約を改定し22年4月から300㎡(90.76坪)に賃借面積を縮小、賃借料を33%削減する措置を講じているが、事務所の移転によってさらなる費用削減が可能と考えられる。

< 監査意見 7 >

雇用に関する機関について

大分県には就職支援や職場定着支援を行う機関が点在しており、一部重複しているような機関も存在していることからコスト面から効率的とはいえず、利用者の視点からも情報を網羅的に認識しづらい状況にあると考えられる。

各機関が連携し情報の集約化を図る必要がある。

県内の就職支援及び職場定着支援の関係機関について、県へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

下表は大分県に存在する主な雇用関係機関である。

【就職支援関係】	
組織名	概要
(財)大分県総合雇用推進協会	ジョブカフェ運営
厚生労働省 大分労働局	ハローワークでの求人情報提供
(社)大分市シルバー人材センター	高齢者の就業
(財)産業雇用安定センター	出向・移籍の相談、人材情報の収集・提供
(独)雇用・能力開発機構 大分センター	求職者のための職業訓練
(独)大分地域職業訓練センター	職業訓練に関する研修施設の利用
大分高等技術専門校	職業訓練・技術講座の受講
人材派遣会社	就職体験支援事業(県委託)
(株)ベンチャーラボ	サポートステーション運営(厚労省委託)

【職場定着関係等】	
組織名	概要
(財)大分県総合雇用推進協会	新入社員、若手社員対象セミナー
大分労働基準監督署	労働条件・労災保険給付に関する相談
大分県労政・相談情報センター	労働問題全般の相談受付
(財)21世紀職業財団大分事務所	セクハラ・パワハラ講師派遣等
(財)おおいた勤労者サービスセンター	中小企業勤労者向け福利厚生サービスの提供
(財)大分県産業創造機構	新入社員、マナー、会計等の研修(有料)
(株)ヒューマンエナジー研究所	正社員化就職支援プログラム(厚労省委託)

就職支援や職場定着支援のための機関が数多くあるが、単に利用機関が多ければよいというものではない。なぜなら、情報や業務の点在・重複は、コストや業務効率の面から好ましいものではなく、利用者側から見ても、機関や業務が点在すればアクセスや利用がしづらいからである。

今後は、県や労働局が関係機関と協議し、機関の整理・情報の集約を図る必要がある。例えば、求職者が各機関の情報にワンクリックでアクセスできるような一覧性のあるホームページの開設が有用と考えられる。

大分県や大分県総合雇用推進協会のホームページを見ても、各支援機関を網羅的に把握・理解できるページが見当たらない状況にある。

利用者がサービスを一覧できる「ワンストップ型」のホームページを作ることによって、利用者に混乱を与えることなく情報提供が可能となり、またスムーズに各機関にアクセスできるのではないかと考えられる。

そのためには、関係機関がお互いに連携しやすいネットワークを構築し、情報の集約化を図る必要があることから、県の主管部署が率先して業務の遂行を行う必要があると考える。

< 監査意見 8 >

人材定住基金の運用について

人材定住基金 12 億 6 千万円のうち、外国債券を 4 銘柄計 6 億円購入しているが、うちユーロ円債(2 億円)が平成 22 年 7 月に実質 0%の金利水準となってしまっており、現在の状況からすると、この状態が継続する恐れがある。

基金については預金や国債など安全かつ確実な運用が望ましいと考える。

人材定住基金運用状況の資料を閲覧、総務・地域振興部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

協会は欧州復興開発銀行が発行する 20 年もののユーロ円債 200,000 千円を平成 16 年に購入しており、利率は以下のとおりとなっている。

【最初の2年間】3.75%

【以降の18年間】20.00% × 利払日為替レート（円 / USD） / 設定為替 - 16.50

（設定為替：109.30 円 / USD から毎年 0.50 円円高方向に変動）

当該銘柄は為替レートの影響を受ける仕組みとなっており、平成 22 年 7 月に利率・利息が 0 となっている。

証券会社から発行される残高明細書を見ると、評価額（時価）が算定できない銘柄とされており、仮に満期前に売却することとなると大きな損失が生じるおそれがある。

人材定住基金の運用規程では、一定以上の格付けのある外債の購入は認められているものの、リスクの高い債券については運用担当者の情報収集能力や判断能力に依存することになりかねない。

購入時にリスクを十分認識せず過度な収益アップを考えて運用すれば、今回のような機会損失（預金や公社債で運用すれば得られたはずの利益）が発生する可能性もある。

基金（基本財産）はその運用益により公益活動を行うためのものであるから、今後は運用対象を預金や国債・地方債等、より安全性の高い資産に限定し、低リターンであっても安全かつ確実な投資を行うよう見直されるべきと考える。

< 監査意見 9 >

賛助会員の減少傾向について

協会の賛助会費の減少が続いている。賛助会費獲得のために、目標を設定した上で、適時、分析・評価・改善を行うよう検討する必要がある。

会員状況の資料の閲覧、事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。協会の自己収入である賛助会員の獲得（受取会費）に関して、過年度の状況を見ると、下表の通り賛助会員数の減少が続いている。

年度		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
会員数	目標（人）				1,550
	実績（人）	1,670	1,566	1,422	1,390
	達成率（%）				89.7%
会費収入	目標（人）				17,000
	実績（人）	19,096	19,491	16,922	15,427
	達成率（%）				90.7%

協会としては、減少はリーマンショックによる不況が大きな原因と捉えているが、会員目標が 20 年度まで設定されておらず、実績に対する評価及び業務の改善が行われた形跡が

見当たらなかった。

21年度からは目標が設定されているため、今後は原因分析や、事後評価、改善業務を適時かつ適切に行う必要がある。

< 監査意見 10 >

人材定住基金事業「SORIN」の有効性について

ハローワークでも求人情報のインターネットサービスが導入されたことにより、SORINの役割・意義は大きく薄れている。SORINの維持管理コストも多額であり、費用対効果の面で問題となっていることからSORINの廃止を検討すべきである。

県出資（出えん）9億5千万円を含む12億6千万円の人材定住基金の運用益で高校・大学の卒業予定者の県内就職及びU・Iターン希望者の県内定住促進のため、財団は「SORIN（人材定住情報システム）」を活用し、企業の情報提供や求人者の情報登録、求職者と企業とのマッチング等の事業を行っている。

以下の表はSORINの登録データの推移、表（下）は大分労働局（ハローワーク）の求人データである。

SORIN	【学生】	18年度	19年度	20年度	21年度
	有効求人数	304	359	387	311
	有効求職者数	1,523	323	262	309
	紹介件数	31,264	5,202	2,522	511
	就職件数	166	173	142	122
	【一般】				
	有効求人数	304	359	387	311
	有効求職者数	1,127	551	592	624
	紹介件数	20,980	13,469	10,683	5,310
	就職件数	166	173	142	122
	【U・Iターン】				
	有効求人数	459	394	375	344
	有効求職者数	773	762	776	796
	紹介件数	9,845	9,616	9,352	4,682
	就職件数	120	110	81	52

		18年度	19年度	20年度	21年度
ハローワーク	有効求人数	293,038	290,811	225,654	173,200
	有効求職者数	290,484	285,415	307,552	373,118
	紹介件数	106,991	108,110	121,373	154,341
	就職件数	29,703	30,477	29,090	31,717

表中のSORINの有効求人数と有効求職者数・就職件数は、ハローワークと比較すると1%にも満たない状況となっている。有効求人数や有効就職件数をSORIN・ハローワークの利用度、紹介件数や就職件数をその貢献度と捉えると、SORINの利用度・貢献度はハローワークよりもかなり低いといえる。さらに、SORINに掲載されている企業情報のほとんどはハローワークでも公開されており、SORINの有用性は高いとはいえない。

SORIN構築当初は、ハローワークの企業インターネットによる企業情報検索等がなかったため、SORINは求職者が自宅でも企業情報の検索が行えるものとして貴重なものであったが、現在、ハローワークでもインターネットサービスが行われており、さらにハローワークの方が情報量、実績とも圧倒的に勝る状況である。

利用者側からみても、情報が分散、重複するよりも一元化するほうが利用しやすく、SORINの果たす役割は減ってきている。

SORINを主とする人材定住基金事業は、年間17百万円の事業費が発生しており（平成21年度）費用対効果の観点で問題があること等からSORINは廃止すべきと考える。

ただし、U・Iターンに関しては、現在の求人情報でなく数年後の転職のための企業情報を閲覧したいニーズがあり、現在の求人情報の提供を行うハローワークでは代替できない可能性もあることから別途検討するべきである。

< 監査意見 11 >

人材定住基金について

協会は財務状況の悪化及び事業規模の縮小から、人材定住基金12億6千万円を取り崩し、若年者就職支援のためにジョブカフェ事業等の上積みや新規事業を行うことを検討している。しかし、基金転用による就職・定着の効果は極めて不透明であり、これまで基金が効果的かつ効率的に使われてきたとはいえないことから、基金はいったん県などに自主返還することも検討する必要がある。

業務の効果及び基金の用途について、資料の閲覧及びヒアリングの内容を総合的に検討した結果、上記のように判断した。

前述のとおり、協会の自己収入（受取会費）は年々減少傾向にある。さらに、23年度からは、高齢者雇用支援事業及び障害者雇用支援事業のほとんどが独立行政法人 高齢・障害者支援機構による直営となるため、高齢者雇用支援事業及び障害者雇用支援事業はほぼ

廃止の方向であり、協会の委託費収益も 85 百万円減少する見込みである。

協会では当該委託費収益を、管理職の給与や協会の事務所賃借料に充当しており、費用については 23 年度以降も引き続き発生するので、協会はさらに人件費や賃借料の大幅な削減を検討している。

ただし、人件費や賃借料の削減がある程度できたとしても、現行の委託費収益等と賛助会費（自己収入）のみで運営を継続するのは財務上困難であると考えられている。

このため、協会では人材定住基金 12 億 6 千万円の運用益の一部を積み立てた特定資産を活用するとともに将来的には基金本体を取り崩して、ジョブカフェ事業など若年者就職支援業務の上積みを図るとともに、収支の改善に取り組むことを検討している。

ジョブカフェ事業で行う業務は、若年者の就職カウンセリングや履歴書作成、面接等の助言、若年者の就職面接会、企業情報を掲載した広報物の作成・配布等である。しかし、現時点において、協会では当該業務と就職実績等との因果関係の把握が行われておらず、多額の基金を取り崩してまで効果の見えない業務に充てることは問題がある。

さらに、これまでの人材定住基金の用途を見ても、基金利息から本センターの家賃に 4.3 百万円、事務所家賃に 3 百万円、SORIN システム運営経費に 4 百万円、職員 2 名分の人件費の一部に 2.5 百万円充当されている（21 年度）。人材定住基金事業の目的は高校・大学等卒業予定者の県内就職や、U・I ターン希望者の県内定住促進であるが、当該事業を維持するだけでも年間 13.8 百万円のコストが発生しており、利息収入の 7 割を超えている状況にある。当該基金から本センターの家賃全額が充当され、効果の低い SORIN システムに使われていた点等を鑑みると、基金が求職者支援のために効果的・効率的に使われてきたとは判断できず、たとえ、基金の取り崩しが若年者就職支援という名目であったとしても、その実質は協会運営の維持コストとなってしまう可能性も否定できない。

従って人材定住基金は県などに自主返還（寄付）することを検討する必要があると考えられる。

【財団法人大分県産業創造機構】

1. 概要

目的

財団法人大分県産業創造機構は、地域に蓄積された技術、人材、情報等の産業・経営資源の活用による県内産業の自立的発展及び新たな産業創造を実践し、企業経営の向上等に資する人材を育成し、並びに経済・産業・社会及び地域振興に関する調査研究等を行うことにより、県民生活の向上と県産業経済の発展に寄与することを目的としている。

これらの目的に基づき、主に次のような業務を行っている。

- (1) 中小企業応援センター
- (2) 支援機関ネットワークの推進
- (3) 取引のあっせん、相談等
- (4) 自動車関連産業新規事業参入支援
- (5) おおいた地域資源活性化基金事業
- (6) 大分県ビジネスプラングランプリ
- (7) IT インキュベータ施設「i プラザ」入居企業の支援
- (8) 産学官連携による新技術・新事業の創出
- (9) 次世代電磁力応用機器開発技術の構築（地域結集事業）
- (10) 大分県 LSI クラスターの振興
- (11) 異業種交流の促進
- (12) 大分県人材育成センター研修講座等
- (13) 中小企業への情報提供
- (14) 地域経済動向に関する調査

沿革

ア 昭和 47 年 4 月：財団法人大分県中小企業設備貸与公社設立

昭和 50 年 11 月：改組して財団法人大分県中小企業振興公社となる

イ 昭和 50 年 10 月：社団法人大分県中小企業情報センター設立

昭和 55 年 4 月：社団法人大分県地域経済情報センターに改称

ウ 昭和 58 年 12 月：財団法人大分県高度技術開発研究所設立

エ 昭和 58 年 12 月：財団法人大分県地域技術振興財団設立

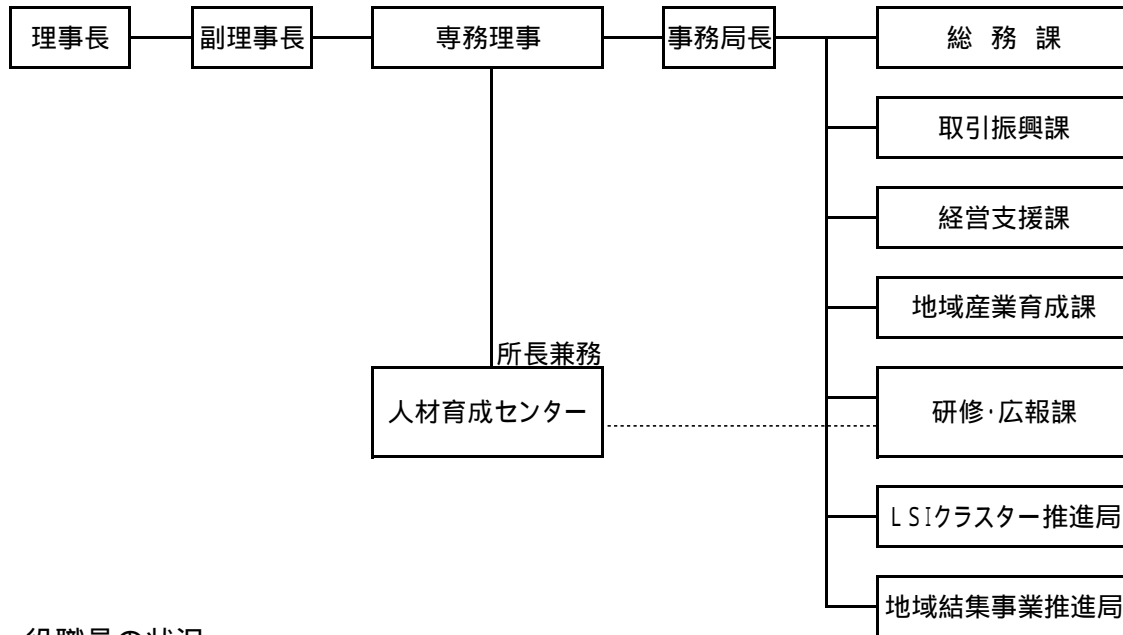
平成 8 年 4 月：ウを解散、これを統合して財団法人大分県技術振興財団となる

平成 11 年 4 月：アを解散、これを統合して財団法人大分県産業創造機構となる

平成 12 年 4 月：イを解散、これを統合

なお、平成 12 年 5 月に中小企業支援法に基づく「指定法人（県中小企業支援センター）」の指定を受け、また、平成 17 年 7 月に中小企業新事業活動促進法に基づく「中核的支援機関」の認定を受けている。

組織図

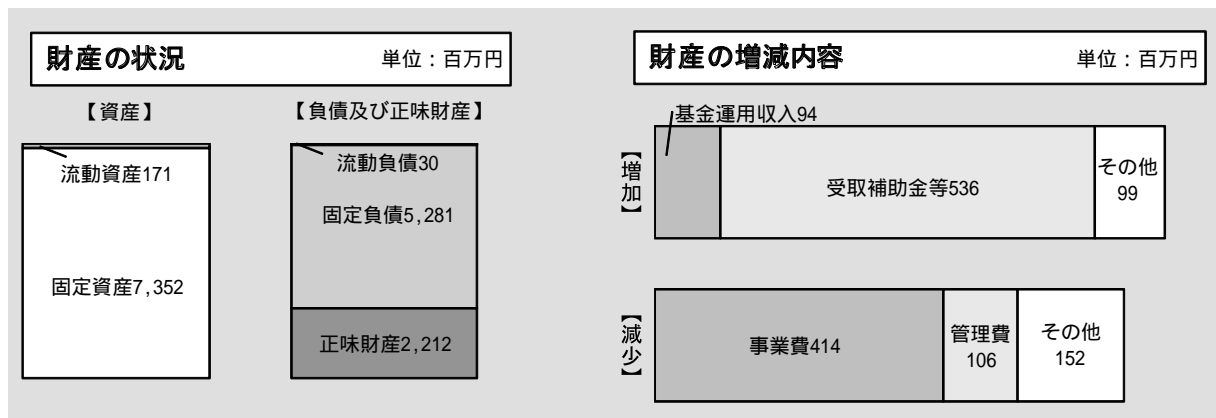


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	20	2	18	2	22	7	15	-	11	11	-	53	9	44	2
19	20	2	18	2	21	7	14	-	10	10	-	51	9	42	2
20	19	2	17	2	27	12	15	-	21	21	-	67	14	53	2
21	19	2	17	2	29	13	16	-	26	26	1	74	15	59	3
22	20	1	19	2	28	12	16	-	31	31	1	79	13	66	3

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3 年間の推移

貸借対照表			
(単位:百万円)			
科目	19年度	20年度	21年度
1. 流動資産			
現金預金	125	54	37
未収金	130	120	131
その他の流動資産	32	6	3
流動資産合計	288	181	171
2. 固定資産			
基本財産	25	25	25
特定資産	2,528	7,455	6,969
その他固定資産	495	533	358
固定資産合計	3,048	8,013	7,352
資産合計	3,337	8,195	7,524
1. 流動負債			
未払金	98	40	24
その他の流動負債	19	12	5
流動負債合計	118	52	30
2. 固定負債			
長期借入金	739	5,675	5,047
退職給付引当金	43	74	76
その他の固定負債	288	239	156
固定負債合計	1,071	5,989	5,281
負債合計	1,189	6,042	5,311
指定正味財産	1,643	1,643	1,643
一般正味財産	505	509	569
正味財産合計	2,148	2,153	2,212
負債及び正味財産合計	3,337	8,195	7,524

正味財産増減計算書			
(単位:百万円)			
科目	19年度	20年度	21年度
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	0	0
特定資産運用益	-	-	0
基金運用益	18	52	94
受取会費	43	40	38
事業収益	17	11	8
賃借料収益	8	7	5
受取補助金等	282	508	536
その他の収益	60	52	48
経常収益計	432	672	733
(2) 経常費用			
事業費	183	322	414
管理費	168	97	106
その他経常費用	21	59	9
経常費用計	373	479	529
当期経常増減額	58	193	203
2. 経常外増減の部			
当期経常外増減額	86	188	143
当期一般正味財産増減額	27	4	59
一般正味財産期首残高	533	505	509
一般正味財産期末残高	505	509	569
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	1,643	1,643	1,643
指定正味財産期末残高	1,643	1,643	1,643
正味財産期末残高	2,148	2,153	2,212

県との関係

(1) 出資

県出資額 906 百万円 (総出資額 1,643 百万円)、県出資比率 55.1%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
116 百万円	132 百万円	134 百万円

134 百万円 (平成 21 年度) の主な内訳

中小企業総合支援事業	6 百万円
中小企業情報化推進事業	26 百万円
下請企業振興事業	39 百万円

インキュベート施設

入居企業育成支援事業

3 百万円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
2 百万円	2 百万円	8 百万円

(4) 交付金・負担金

県からの交付金・負担金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
11 百万円	11 百万円	11 百万円

(5) 借入金

県からの借入金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
735 百万円	4,685 百万円	4,057 百万円

4,057 百万円（平成 21 年度）の主な内訳

おおいた地域資源活性化基金 4,010 百万円

(6) その他（平成 21 年度）

土地貸付料 1,966 千円を減免（減免率 4/10）

2. 主な事業の概要

地域力連携拠点事業

経済産業省から採択を受け、中小企業の経営革新、IT 活用、創業、事業承継などの課題解決にワンストップで支援するため、専門の応援コーディネーターを配置し、専門家の派遣やセミナーの開催を行ったもの。

事業仕分けにより平成 22 年度は同じ事業はないが、中小企業応援センターと名前を変えてほぼ同内容の事業は行われる。

大分県ニュービジネス発掘・育成事業（大分県ビジネスプラングランプリ）

地域経済の活性化とベンチャー企業の創出を図るため、広く全国からビジネスプランを公募し、審査の上、特に優秀な者を表彰するもの。

地域結集事業

大分大学が有するベクトル磁気特性理論に基づく新しい設計技術により、モーターの高効率高出力化、磁気駆動要素の高機能化、材料活用支援技術の構築に向けて研究開発を行い、また企業化に向けて取り組むもの。

自動車関連産業新規参入促進事業

地場中小企業の自動車産業への参入促進・取引拡大事例を創出するため、ダイハツ九州からの派遣者を中心に「新規参入支援プロジェクトチーム」を結成し、自動車産業に参入意欲のある地場企業を発掘し、生産技術等の個別指導を行うもの。

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 1 > 経営支援の記録について

中小企業支援事業において、経営支援を行った詳しい内容や支援効果の記録が十分に残されていない。支援の経緯や状況等を各種資料とともに記録として残しておき、支援ノウハウの蓄積やプロパー職員の育成に役立てる必要がある。

中小企業支援事業における記録を閲覧するとともに関係者にヒアリングを行った結果、上記のように判断した。

中小企業支援事業において、経営支援の状況が記録として十分に残されていなかった。経営支援の状況を記録に残しておかなければ、支援ノウハウの蓄積にならず、その場限りとなってしまいう可能性が高い。

プロパー職員の育成のためにも、事業の成果を疎明するためにも、支援の経緯や状況等を各種資料とともに記録として残し、蓄積する等経営支援の記録を充実する必要がある。

< 監査意見 2 > 自立支援型組織を目指した事業の検討について

県からの業務援助・企業からの出向職員が他の外郭団体と比しても多い状態である。自立支援型の組織を目指して、自主事業の開発、受託事業の検討、企業 OB の活用等、産業創造機構としての新たな取り組みを検討する必要があると考えられる。

責任者への質問、及び関係書類の閲覧等により上記のように判断した。

県からの業務援助・企業からの出向職員が他の外郭団体と比しても多い状態にある。自立支援型の組織を目指して、自主事業の開発、受託事業の検討、企業 OB の活用等、産業創造機構としての新たな取り組みを検討してよいのではないかと考えられる。

特に、受託研究調査については、17年度 15 百万円、18年度 13 百万円あったが、19年度以降は 19年度 3 百万円、20年度 1 百万円、21年度 2 百万円と少額に落ち込んでいる。

調査研究事業については財団の前身の一つでもある（社）大分県地域経済情報センターの領域でもあったとのことであり、また、財団の事業である経営支援や地域産業育成に密接にかかわることから、毎年度受託できるように努力すべきと考えられる。

< 監査意見 3 > ソフィアホールの収入確保について

ソフィアホールの稼働率が低下していることから、利用率が低減している原因を把握し、対策を検討することによって稼働率を上げ、収入を確保する必要がある。

関係書類の閲覧及び関係者への質問等により上記のように判断した。

ソフィアホールの稼働率が、平成 19 年度 47.3%、平成 20 年度 41.1%、平成 21 年度 32.6%と漸減傾向となっており、平成 19 年度からすると金額ベースで約 3 百万円の減収になっている。

過去に利用実績のある事業者等を調査する、あるいは、近隣の同じような施設の料金や利用状況を把握するなどして、利用率が低減している原因を把握し、対策を検討することによって稼働率を上げ、収入を確保する必要がある。

< 監査意見 4 > 特定資産の取崩しの状況について

平成 20 年度包括外部監査報告書において大分県産業創造機構に関して記載された特定資産の取り崩しに係る監査意見は、一定限の措置がなされたものと認めうるが、さらに整理し取崩していく方向で検討されたい。

平成 20 年度の包括外部監査報告書において、大分県産業創造機構に関して「特定資産とする意義に欠ける預金は取り崩すべき」との監査意見が記載されている。

この監査意見へのフォローアップとして、ヒアリング等を実施し、次の事実を確かめた。

目的事業が終了した 3 基金計 728 百万円について、平成 22 年度に新たに中小企業チャレンジ支援基金を創設し全額これに振り替えることを、平成 22 年 3 月開催の理事会で決議している。

この措置自体は、新しい基金が有効に活用されるのであれば意義のあるものといえる。

ただ、同報告書で「会計的にあまり意味のない引当金・準備金が負債に計上されており、

見合いで特定資産として～（中略）～仕様の確実性や必要額の算定根拠が不明瞭なまま資金使途が拘束され～」とした状況は、完全に解消されたとはいえない。平成21年度貸借対照表に計上されている特定資産69億円（同報告の対象である平成19年度末では25億：増加しているのは主におおいた地域資源活性化資産50億円の造成による）の中には、まだ整理可能ないわば埋蔵金が存するものと思われるため、資金の有効利用のためにさらなる整理の検討が必要である。

一方、県の立場からは、過去の拠出により外郭団体に造成した資金が休眠状態にあるような場合に、これを団体に指摘して有効活用を促すことはもちろん、場合によりその回収を行うことも、県民への義務であるはずである。団体における特定資産整理の検討に積極的な指導を行うことが必要である。

< 監査意見5 > 産学官連携推進事業について

産学官連携推進事業については、十分な成果が上がっているとは見られないことから、今後の取り組みを再検討する必要がある。
--

関係者への質問、及び関係書類の閲覧等を行った結果上記の判断を行った。

産学連携については成果を上げることは非常に困難が伴い、簡単なことではない事は十分に承知しているが、コストをかけて行う以上は一定の成果を上げるよう他の事例等も検討の上取り組んでいただきたい。

また、産学連携の事業に限らず、すべての事業について、もう少し目標を明確に定める必要があるという印象を持った。

限られた人員と予算の中で目的を達成するには全体的な目標、課毎の目標、個人の目標を明確に定めて、区切りを設けて実績と比較して改善につなげる必要がある。戦略が必要と考えられる。

【財団法人大分県中小企業会館】

1. 概要

目的

財団法人大分県中小企業会館は、県中小企業の経済的及び社会的地位の向上を図るとともに、中小企業団体相互の連携を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする。これらの目的に基づき、主に次のような事業を行っている。

- (1) 中小企業団体との協議連絡及び県が行う中小企業行政への協力
- (2) 中小企業に関する調査研究
- (3) 中小企業者の知識及び教養の向上に関する事業
- (4) 中小企業者に対する福利厚生に関する事業
- (5) 中小企業者に対する出版物の発行
- (6) 中小企業会館の建設及び経営
- (7) その他本法人の目的達成に必要な事業

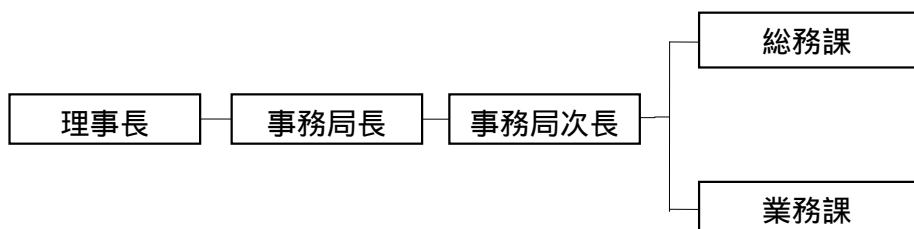
沿革

昭和48年6月：設立（出えん額：県100万円、団体等100万円）。所在地：大分市大手町3丁目1番1号

昭和48年9月：中小企業の結集のシンボルとして指導諸機関を一同に集中し、相互の施策を調整して総合的に推進するとともに、研修施設を整備、情報機能を統合・一元化することによって中小企業の健全な育成に資するため、中小企業会館建設着工

昭和49年8月：中小企業会館竣工。中小企業指導関係団体等入居。財団所在地を現所在地に移転。以後、中小企業会館の維持管理等を行い現在に至る。

組織図

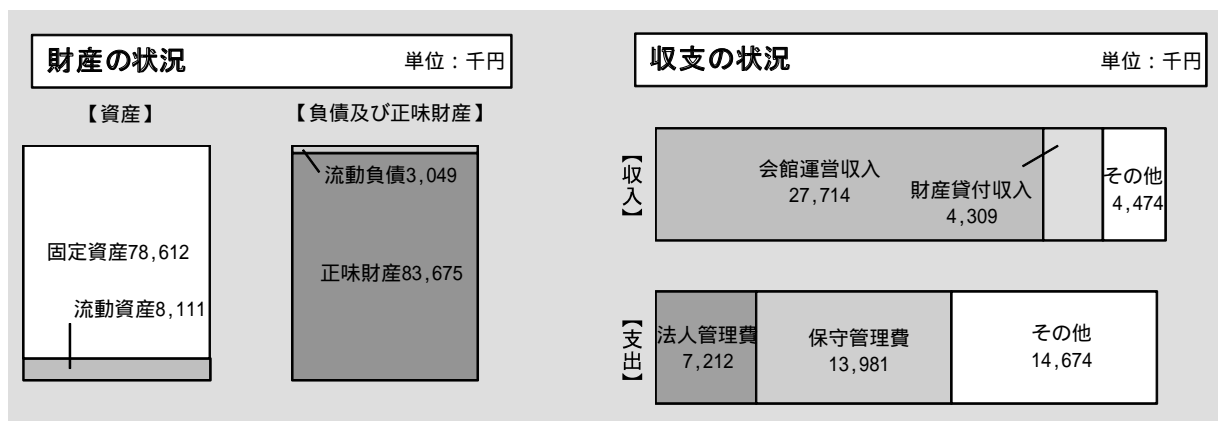


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	7	2	5	2	-	-	-	-	2	2	-	9	2	7	2
19	7	2	5	2	-	-	-	-	2	2	-	9	2	7	2
20	7	2	5	2	-	-	-	-	2	2	-	9	2	7	2
21	7	2	5	2	-	-	-	-	2	2	-	9	2	7	2
22	7	1	6	2	-	-	-	-	2	2	-	9	1	8	2

財務内容

(1) 財産及び収支の状況



(2) 3 年間の推移

貸借対照表			
(単位:千円)			
科目	19年度	20年度	21年度
資産	86,246	86,627	86,724
固定資産	78,715	78,719	78,612
基本財産	2,250	2,250	2,250
建物	76,325	76,329	76,222
その他	140	140	140
流動資産	7,531	7,907	8,111
現預金	5,137	5,767	5,878
有価証券	2,120	2,140	2,160
その他	273	-	73
負債	3,217	3,582	3,049
流動負債	3,217	3,582	3,049
正味財産額	83,029	83,045	83,675
基本財産	2,250	2,250	2,250
建設会計受入	80,973	80,973	80,973
繰越剰余金	194	178	451

収支計算書			
(単位:千円)			
科目	19年度	20年度	21年度
収入	38,381	59,270	36,498
会館運営収入	31,655	47,319	27,714
建物維持負担金収入	22,998	21,007	19,173
会議室運用収入	7,289	6,513	7,222
県土地貸付料収入	1,366	1,342	1,319
空調機負担金収入	-	18,455	-
財産貸付収入	4,282	4,282	4,309
その他の収入	2,443	7,668	4,474
支出	38,325	59,254	35,868
事業費	197	202	203
法人管理費	10,924	9,390	7,212
事務管理費	10,907	9,374	7,200
その他	16	16	11
保守管理費	20,372	16,376	13,981
保守費	20,072	16,038	13,729
その他	299	338	252
その他の支出	6,831	33,284	14,471
当期収支差額	56	15	629

県との関係

(1) 出資

県出資額 1,000 千円 (総出資額 2,250 千円) 県出資比率 44.4%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証

該当なし。

(6) その他 (平成 21 年度)

土地貸付料減免 減免率 4/10

2．主な事業の概要

大分県中小企業会館の建物維持管理

大分県中小企業会館内の会議室等の貸付

3．監査結果

指摘事項なし。

4．監査意見

該当なし。

【財団法人ハイパーネットワーク社会研究所】

1. 概要

目的

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所は、環境を重視しつつハイパーネットワーク社会（デジタル技術により高度に統合された情報処理及び情報通信を技術的な基盤として成立する高度情報ネットワーク社会をいう）に関する調査及び研究、研究発表会等の開催、情報の収集及び提供等を行うことにより、ハイパーネットワーク社会の早期かつ健全な実現の推進を図り、もって我が国及び国際社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。これらの目的に基づき、主に次のような事業を行っている。

- (1) ハイパーネットワーク社会に関する調査及び研究
- (2) ハイパーネットワーク社会に関する研究発表会等の開催
- (3) ハイパーネットワーク社会に関する情報の収集及び提供
- (4) ハイパーネットワーク社会に関する内外関係機関等との交流及び協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

沿革

平成2年3月：「ハイパーネットワーク・日出会議」を開催し県知事が研究所の設立を
提言

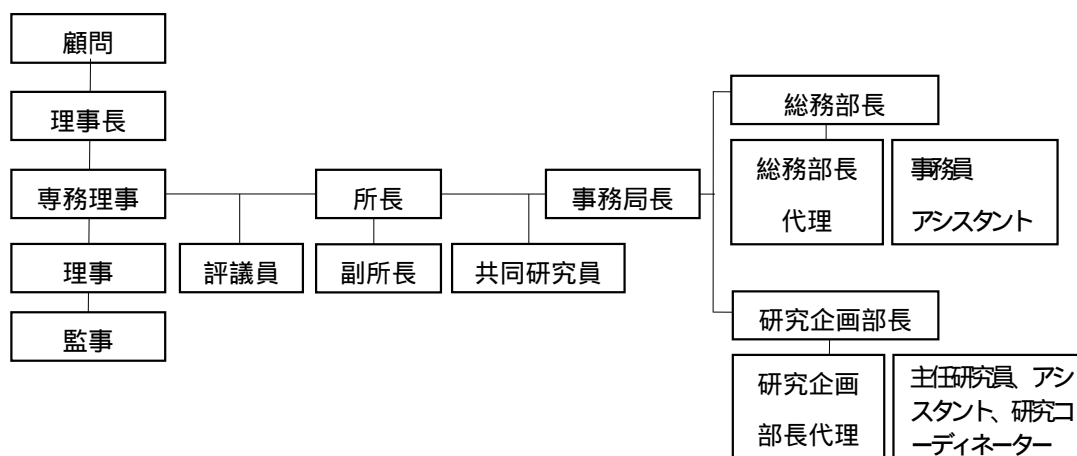
平成5年3月：ハイパーネットワーク社会研究所設立

平成12年：「豊の国ハイパーネットワーク構想」を策定

平成15年：「情報モラル」啓発事業の開始

平成20年：ネットあんしんセンター、めじろん放送局の開設

組織図

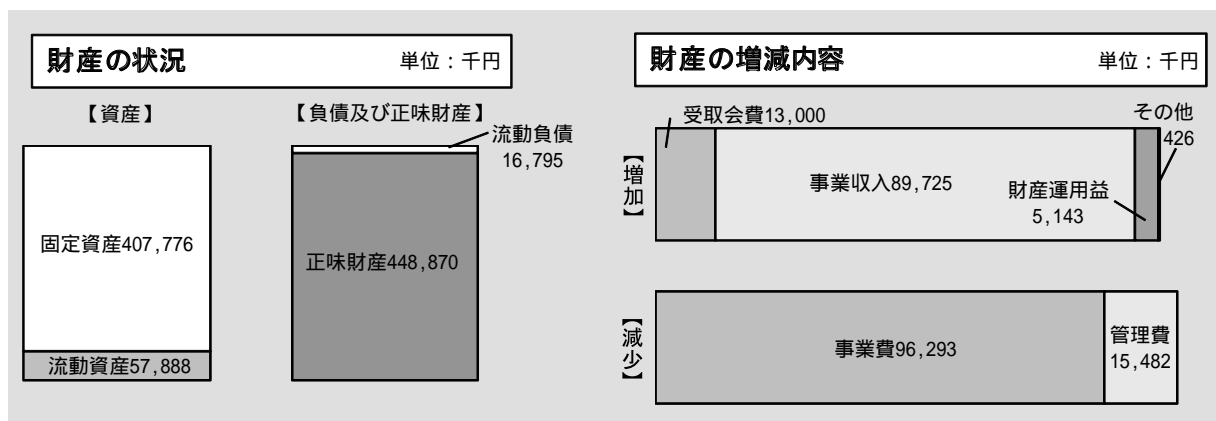


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員			嘱託・臨時等				計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	12	1	11	-	2	2	-	12	1	11	-	26	2	24	-
19	12	1	11	-	3	3	-	12	1	11	-	27	2	25	-
20	12	1	11	-	3	3	-	10	1	9	-	25	2	23	-
21	12	1	11	-	2	2	-	12	1	11	-	26	2	24	-
22	12	1	11	-	3	3	-	13	1	12	-	28	2	26	-

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
資産	486,735	464,057	465,665
固定資産	409,453	408,611	407,776
基本財産	399,000	399,000	399,000
その他	10,453	9,611	8,776
流動資産	77,281	55,445	57,888
現預金	14,021	10,890	5,106
未収金	61,086	42,496	50,730
その他	2,173	2,058	2,051
負債	28,505	11,705	16,795
流動負債	28,505	11,705	16,795
未払金	5,089	6,374	6,313
短期借入金	23,000	5,000	10,000
その他	416	331	481
正味財産額	458,229	452,351	448,870

科目	19年度	20年度	21年度
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	4,959	5,143	5,143
受取会費	13,000	13,500	13,000
事業収入	124,072	67,926	89,725
大分県委託事業	25,714	24,787	42,721
国及び関係団体委託事業	63,216	37,396	40,059
その他	35,142	5,742	6,945
補助金等収入	3,909	500	400
雑収入	100	77	26
経常収益計	146,043	87,147	108,296
(2) 経常費用			
事業費	130,738	76,160	96,293
管理費	6,422	16,865	15,482
経常費用計	137,161	93,025	111,776
当期経常増減額	8,881	5,878	3,480
2. 経常外増減の部			
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	8,881	5,878	3,480
一般正味財産期首残高	449,347	458,229	452,351
一般正味財産期末残高	458,229	452,351	448,870
正味財産期末残高	458,229	452,351	448,870

県との関係

(1) 出資

県出資額 150,000 千円 (総出資額 429,000 千円) 県出資比率 35.0%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1,976 千円	- 千円	- 千円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
25,714 千円	24,787 千円	42,721 千円

(4) 交付金・負担金

県からの交付金・負担金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
- 千円	500 千円	400 千円

(5) 借入金等

該当なし。

2 . 主な事業の概要

ハイパーネットワーク別府湾会議

未来のネットワーク社会をテーマに国内外から有識者を招き、事例発表、意見交換等

地域コミュニティ情報化推進事業

情報コミュニティセンターの運営やフォーラムの開催、情報提供誌の発行

企業向け人権啓発活動支援事業

企業向けの情報モラルに関する普及啓発

安心できる IT 利活用推進事業

情報セキュリティや情報モラルの向上を図るための「ネットあんしんセンター」の設置
運営

めじろん放送局企画運営

大分県の動画情報の発信を行う「めじろん放送局」の運営

3 . 監査結果

< 指摘事項 >

固定資産の管理について

固定資産に計上されているもののうち、既に現物がないものについては除却処理すべきである。

固定資産台帳（資産別固定資産減価償却内訳表）を通査し担当者に確認したところ、以下の4品目については現物がないため除却処理すべきである。

(単位 : 円)

物件名	期首帳簿価額	除却損
富士通ワークステーション	927,002	927,002
PC サーバー	15,231	15,231
DAT4/8GB	8,103	8,103
液晶プロジェクター富士通 PJ-S1700	15,002	15,002
合計	965,338	965,338

固定資産除却損 965,338 円 / 什器備品 965,338 円

4. 監査意見

< 監査意見 >

事業活動の認知度の向上について

県民への普及啓発活動の頻度を高めることや、県民と接する活動を増やすことにより事業活動の認知度を上げる方策を検討する必要がある。

当財団法人は、情報コミュニティセンターの運営、情報モラル啓発、ネットあんしんセンターの運営、その他大分県が構築する高速、大容量の光ファイバーによる幹線ネットワーク「豊の国ハイパーネットワーク」のリニューアルの支援、その利活用や地域イントラネットの構築、地域情報化構想の策定について県内の市町村の支援等で実績があり、その内容は多岐にわたる。また、活動範囲も大分県に留まらない。これらの事業の大半は、専門的な知識と経験を有するとともに、営利企業ではない第三者的な立場から支援できる当財団法人でなければできない事業である。また、九州の他県を見ても当財団法人のように専門的な情報技術の調査研究活動と、それらを一般市民へ普及啓発する活動を同時に行う団体はない。

そういう観点から、当財団法人の存在意義は認められるものの依然として県民の事業活動に対する認知度は低いといわざるをえない。当財団法人としては、一般市民への普及啓発活動の頻度を高めたり、一般市民と接する活動をより多く行うなどして県民への認知度を高めていく必要があるといえる。

たとえば、最新のパソコンを無料で利用できる研修ルームは、高齢者の利用を前提としている関係で平日しか利用できない。そのため社会人はほとんど利用する機会がない。これを土曜、日曜も利用できるようにすれば社会人をはじめとした一般市民も利用可能になり、認知度が向上するとともに研修ルームの利用率の向上にもつながると考えられる。

【財団法人日田玖珠地域産業振興センター】

1. 概要

目的

財団法人日田玖珠地域産業振興センター（以下「振興センター」という）は、日田玖珠地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力のある地域経済社会の形成並びに地域住民の生活向上及び福祉の増進に寄与することを目的としている。これらの目的に基づき、次のような事業を行っている。

- (1) 新製品及び新技術の開発研究及び試作に関する事業
- (2) デザインまたはシステム開発に関する事業
- (3) 教育、研修及び実習に関する事業
- (4) 調査並びに情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 技術指導及び技術相談に関する事業
- (6) 経営相談に関する事業
- (7) 見本市等の開催に関する事業
- (8) 地場製品の展示即売及び消費者への商品普及宣伝に関する事業
- (9) 日田玖珠地域産業振興センターの建設及び管理運営に関する事業
- (10) その他振興センターの目的達成のために必要な事業

沿革

昭和 56 年 6 月：国の中小企業政策である「地場産業振興センター」構想により、建設候補地の地域指定を受ける

昭和 57 年 11 月：振興センター開館

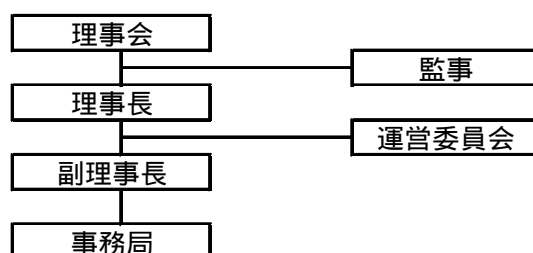
平成 12 年 3 月：サッポロビール新九州工場内に別館の物産館「森の風」を開館

平成 14 年 3 月：振興センター 1 階展示販売場リニューアル

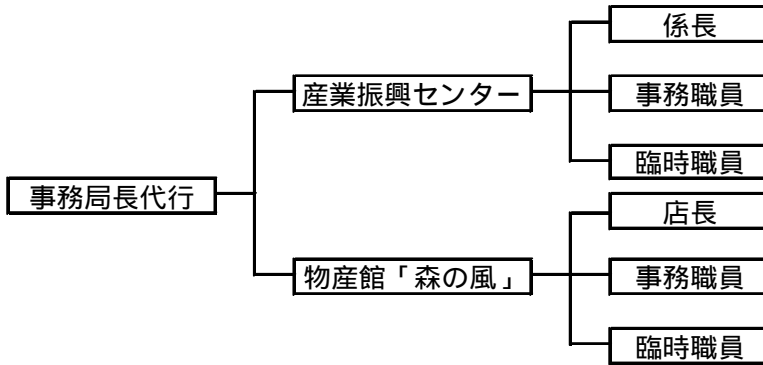
平成 22 年 3 月：物産館「森の風」リニューアル

組織図

(1) 振興センター組織



(2) 事務局組織

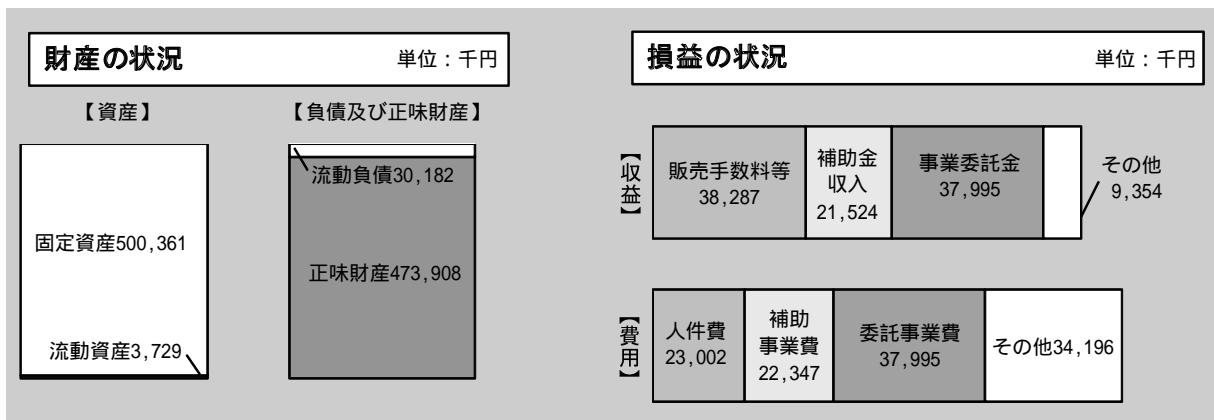


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	13	1	12	-	6	-	6	-	5	5	-	24	1	23	-
19	14	1	13	-	6	-	6	-	5	5	-	25	1	24	-
20	13	1	12	-	6	-	6	-	3	3	-	22	1	21	-
21	13	1	12	-	6	-	6	-	5	5	-	24	1	23	-
22	12	-	12	-	6	-	6	-	4	4	-	22	-	22	-

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

貸借対照表			
(単位:千円)			
科目	19年度	20年度	21年度
資産	524,961	513,544	504,090
固定資産	513,259	504,678	495,331
土地	256,230	256,230	256,230
建物	533,632	533,632	533,632
その他	33,971	34,960	34,960
減価償却累計額	310,574	320,144	329,492
その他固定資産	5,030	5,030	5,030
基本財産	5,000	5,000	5,000
出資金	30	30	30
流動資産	6,671	3,835	3,729
負債	27,560	28,472	30,182
流動負債	27,560	28,472	30,182
未払金	9,897	12,582	11,748
借入金	15,000	12,000	14,000
その他	2,662	3,890	4,433
正味財産額	497,400	485,072	473,908
基本金	444,728	444,728	444,728
特定基本金	13,467	13,467	13,467
繰越剰余金	39,204	26,875	15,711

損益計算書			
(単位:千円)			
科目	19年度	20年度	21年度
収入	61,640	59,361	107,161
販売手数料等	41,674	39,844	38,287
使用料収入	6,626	5,321	4,232
補助金収入	8,749	8,617	21,524
事業委託金収入	-	-	37,995
その他の収入	4,590	5,577	5,121
支出	82,442	71,689	117,542
人件費	35,409	25,792	23,002
補助事業費	8,749	9,872	22,347
委託事業費	-	-	37,995
その他の経費	38,283	36,024	34,196
当期利益	20,802	12,328	10,380

県との関係

(1) 出資

県出資額 1,600 千円 (総出資額 5,000 千円) 県出資比率 32.0%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

振興センター及びサッポロビール新九州工場内の物産館「森の風」における地場製品の展示、販売業務

大都市圏での物産展開催事業等を通じて、地場製品の販路開拓、販売促進にかかわる業務

首都圏小売業者訪問による市場の需要調査等の業務

地場業者に対する振興センター内の展示場、会議室の貸し会場業務

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

退職給付引当金の設定について

退職給付引当金を設定すべきである。

振興センターのプロパー職員に対して、過去に退職金規程に基づいて退職金を支給した事実があるため、期末要支給額を退職給付引当金として設定すべきである。

< 監査意見 2 >

商品券の管理について

客から受け取った商品券が再利用可能な状態で手提金庫に保管されていた。再利用されないようにする必要がある。

現金実査を行った結果、手提金庫の中に商品券が保管されていたが、使用済みが確認できるような形での保管がされていなかった。使用済みということが確認できなければ、再利用される危険性があり内部管理上は問題がある。商品券の裏面に使用済みの押印をする等、再利用できないようにして保管すべきである。

< 監査意見 3 >

固定資産の管理について

固定資産に係る現物実査が行われていなかった。今後は定期的に現金と台帳の照合を行い管理すべきである。

固定資産台帳（固定資産減価償却内訳明細書）を入手しヒアリングを行った結果、現物実査が行われていなかった。固定資産台帳の内容を見てみると、開館当時の昭和 57 年頃に取得した資産が多数残っており、これらの中には既に廃棄、あるいは所在不明等の理由で現物が確認できない資産があることが予想される。

今後は定期的に現物実査を行い固定資産台帳と照合し、現物が確認できない資産については除却処理すべきである。

< 監査意見 4 >

大展示場の利用促進について

振興センター内の大展示場の使用料は、自主財源確保のために必要不可欠であり利用率を高める方策を検討されたい。

振興センターの主な自主財源は、振興センター内の展示即売場とサッポロビール日田工場に隣接する物産館「森の風」における物品販売による販売手数料及び当振興センター内の展示場、会議室等の使用料収入である。このうち、販売手数料については物産館のリニューアル等が奏効し平成 18 年度の販売額約 4,000 万円を底に持ち直しつつあり、経営努力の結果が見てとれる。

一方、使用料収入については、平成 8 年度に 1,500 万円程度あったのをピークに平成 21 年度には 400 万円程度にまで落ち込んでいる。施設の老朽化や近隣に類似の貸会議室ができたことが影響しているが、何よりも展示場の利用率が低下していることが大きいと思われる。特に大展示場は 1309.8 m²と体育館ほどの広さを持ち、他の施設にはないほどの規模であるにも拘わらず年間 40 万円程度の使用料収入に留まっている。

大展示場の活用方法としては、日田・玖珠地域の地元産品を年間を通じて展示する常設展示場にする構想もあるようである。これが実現すれば常設展示場として振興センターに安定的に使用料収入をもたらすだけでなく、新たな観光スポットとしての役割も担い相乗効果が期待できる。いずれにしろ、振興センターとしては、大展示場の有効利用について様々な面から検討すべきである。

【大分県信用保証協会】

1. 概要

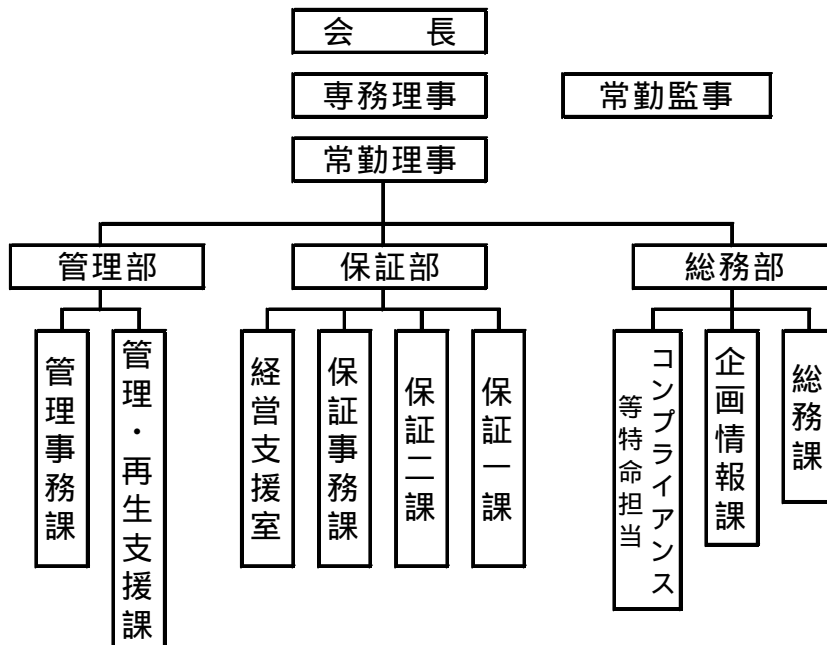
目的

大分県信用保証協会は、昭和 24 年 4 月 26 日に設立された信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としている。

沿革

省略

組織図

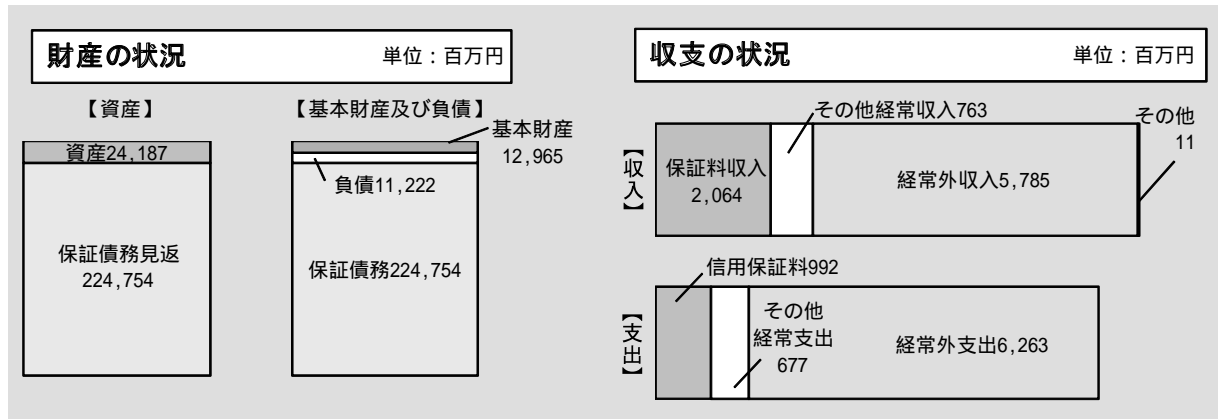


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	15	1	14	1	44	-	44	-	-	-	-	59	1	58	1
19	15	1	14	1	43	-	43	-	5	5	-	63	1	62	1
20	17	1	16	1	39	-	39	-	6	6	-	62	1	61	1
21	14	1	13	1	42	-	42	-	4	4	-	60	1	59	1
22	15	1	14	1	42	-	42	-	5	5	-	62	1	61	1

財務内容

(1) 財産及び収支の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
現金預金	16,347	10	9,571
有価証券	9,789	10,477	12,055
動産・不動産	359	358	349
損失補償金見返	87	74	59
保証債務見返	201,742	221,340	224,754
求償権	1,498	1,960	1,552
雑勘定	668	656	600
(うち未経過保険料)	(499)	498	(448)
資産合計	230,493	244,825	248,942
基本財産	12,775	13,060	12,965
制度改革促進基金	193	223	269
収支差額変動準備金	3,015	3,015	3,015
責任準備金	1,249	1,357	1,372
求償権償却準備金	462	452	477
退職給与引当金	599	546	573
損失補償金	913	576	1,175
保証債務	201,742	221,340	224,754
借入金	5,725	-	-
雑勘定	3,816	4,253	4,339
(うち未経過保証料)	(3,638)	(3,990)	(4,120)
基本財産・負債合計	230,493	244,825	248,942

科目	19年度	20年度	21年度
経常収入	2,656	2,702	2,827
(うち保証料)	(2,192)	(2,153)	(2,064)
経常支出	1,746	1,781	1,669
(うち人件費)	(458)	(450)	(464)
(うち信用保険料)	(1,099)	(1,096)	(992)
経常収支差額	910	920	1,157
経常外収入	5,503	5,943	5,785
責任準備金戻入	1,279	1,249	1,357
求償権償却準備金戻入	330	462	452
求償権補填金戻入	3,784	4,108	3,878
その他	108	123	97
経常外支出	5,946	6,606	6,263
求償権償却	4,232	4,792	4,392
責任準備金繰入	1,249	1,357	1,372
求償権償却準備金繰入	462	452	477
その他	1	3	19
経常外収支差額	443	662	477
金融安定化特別基金取崩	5	9	11
制度改革促進基金取崩額	2	26	0
当期収支差額	475	294	692

県との関係

(1) 出資

県出資額 3,367 百万円 (総出資額 12,965 百万円) 県出資比率 26.0%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
171 百万円	204 百万円	256 百万円

256 百万円（平成 21 年度）は信用保証料率軽減補助事業

（ 3 ）受委託関係

該当なし。

（ 4 ）借入金

該当なし。

（ 5 ）債務保証

県の損失補償契約等に基づく債務残高の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
89 百万円	76 百万円	63 百万円

県制度資金に係る代位弁済発生時に一定の填補を行う契約関係が存する

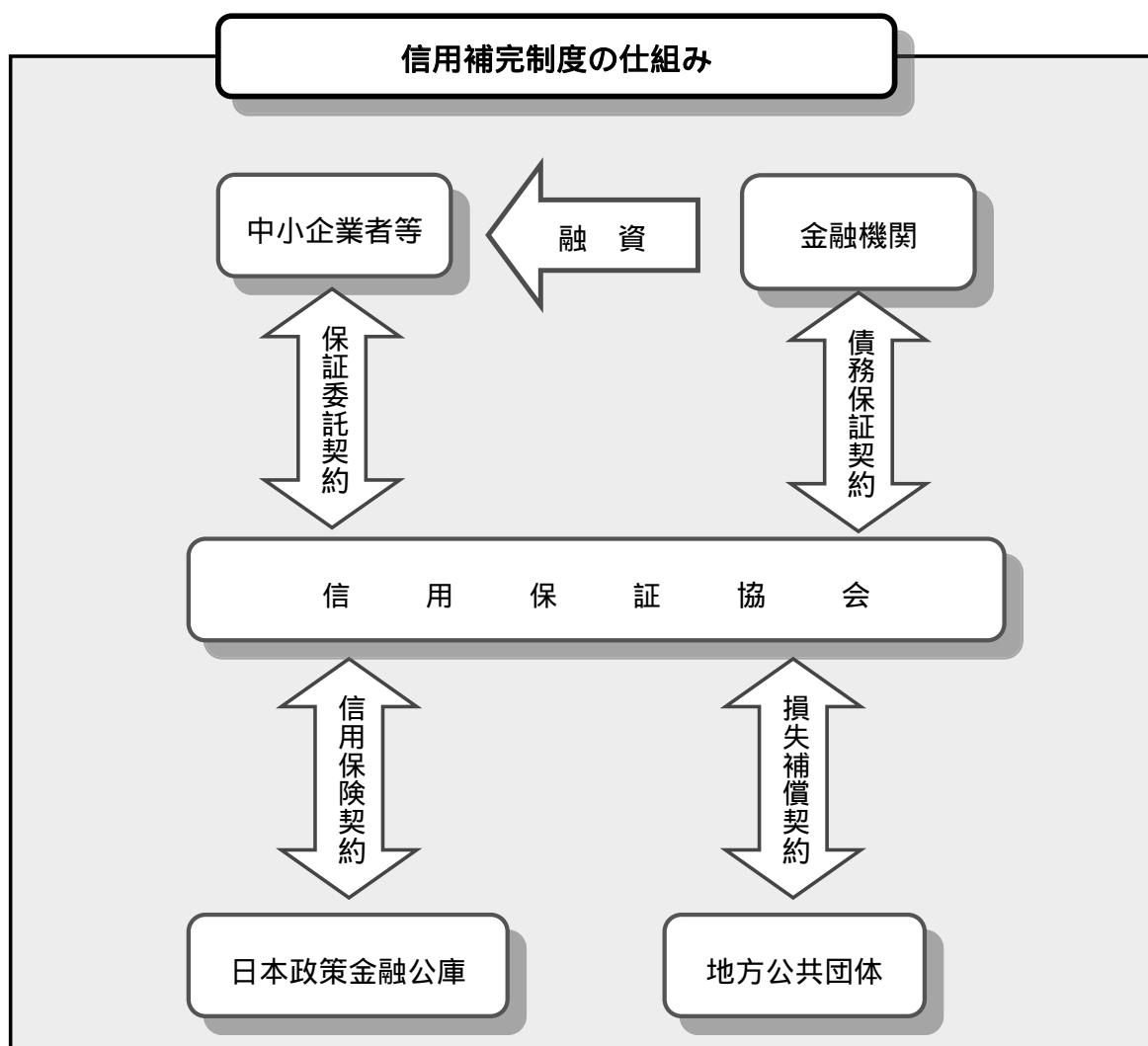
（ 6 ）損失補償金

県損失補償金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
0 百万円	0 百万円	0 百万円

2 . 主な事業の概要

信用保証協会は、既に述べたとおり、中小企業者等が金融機関から資金の融資を受ける際に債務保証を提供している（信用保証制度）。信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにするために、信用保証協会は日本政策金融公庫との間に信用保険契約を締結し、保証業務に伴って生じるリスクをカバーしている（信用保険制度）。この2つの制度を総称して信用補完制度と呼んでいる。この信用補完制度の仕組みを図式化した。



図中で中小企業者については、原則としてその業種が中小企業信用保険法施行令に定めるものであり規模が業種ごとに設定された資本金の額や従業員数を超えない場合に、保証の対象となる。

上掲図に示したように、信用保証協会は中小企業者等の金融機関からの資金借入を容易にするために債務保証を行うが、この保証債務の残高は、大分県信用保証協会の場合、平成21年度末で224,754百万円に上る。

信用保証協会の主要な収入は、保証委託契約に当たって被保証人である中小企業者等から得る保証料である。保証料率は利用する保証制度等により異なるが、大分県信用保証協会の場合、平成21年度の平均保証料率は、0.92%となっており、同年度の保証料収入は2,064百万円である。

信用保証協会が債務の保証を行った中小企業者等が金融機関に返済できなくなった場合、金融機関の請求を受けて信用保証協会が代位弁済を行う。代位弁済の実施後は、当該債務者に対して代位弁済額を元本とする債権（求償権）を有することになり、直接に回収を図ることになる。大分県信用保証協会の場合、平成21年度末の求償権の残高は1,552百万円

で、これに対して 477 百万円の引当金が計上されている（求償権償却引当金）。

3．監査結果

指摘事項なし。

4．監査意見

< 監査意見 1 >

保証の意思決定の際の検討のあり方について

保証の意思決定の際の検討について、保証先の状況を関係先も含めてグループベースで検討すべきところ、検討が不十分と思われるケースがあった。

保証を行う際には保証先の実態把握に努め、保証承諾後短期間での代位弁済に至らないようにするべきである。

関係書類の閲覧及び関係者へのヒアリングを行ったところ、保証先の状況を関係先も含めてグループベースで検討すべきところ、これらが行われておらず、検討が不十分と思われるケースがあった。

関係法人間の取引や債権債務の状況も含めて十分に把握した上で、保証先の実態把握に努め、保証承諾後短期間での代位弁済に至らないようにするべきである。

< 監査意見 2 >

継続取引先の実態把握について

保証承諾後短期間で代位弁済に至った先の中に過去からの継続取引先が散見されることから、継続取引先についても過去の情報に依存せず十分に実態把握を行い慎重な審査を行う必要がある。

関係書類の閲覧及び関係者へのヒアリングを行った結果、保証承諾後短期間で代位弁済に至った先の中に過去からの継続取引先が散見された。継続取引先であっても過去の情報に依存せず、直近の十分な実態把握に努め、慎重な審査を行うことによって代位弁済の発生を抑える必要がある。

< 監査意見 3 >

代位弁済発生時の顛末書作成について

代位弁済発生時には顛末書等を作成し、経営責任を有する経営陣に正式に報告するとともに、その後の代位弁済を抑えるための有用な管理資料とするべきである。

関係書類の閲覧及び関係者へのヒアリングを行った結果、上記のように判断した。

代位弁済が発生した際には、過去から代位弁済に至った経緯や原因等をまとめた顛末書を作成して、経営責任をもつ経営陣に提示、報告することにより保証の取り組み時点から経営内容の推移、財務内容や資金繰り悪化の経緯や原因等につき、十分な認識を共有する必要がある。

また代位弁済に至ってしまった場合にこそ、過去の失敗から学ぶべき点は多いため今後の取り組みに生かすための参考資料とする必要があると考えられる。

< 監査意見 4 >

経営支援室の活動について

経営支援室の活動について現状では十分な経営支援の機能が果たされているとはいい難いことからその活動を充実させるべきである。

関係書類の閲覧及び関係者へのヒアリングを行った結果、上記の判断を行った。

経営支援室の活動は今後、当協会が更なる代位弁済率のコントロールを行い、金融機関とは異なる立場での経営支援を充実させる観点から、重要といえる。

この点、実地調査の件数が4月～7月の間で12件と少ない状況となっていることは、現状では十分な経営支援の機能が果たされているとはいい難い。当室はもちろんのこと、現業部門の担当者においても可能な限り実際の現場を訪問し、実態の把握と対応策を模索すべきである。

< 監査意見 5 >

内部監査について

内部監査については現状、総務部が行っており、独立性の観点から改善の余地がある。

関係者へのヒアリングの結果、内部監査を総務部が行っており、監査に必要な独立性の観点から改善の余地があると考えた。

< 監査意見 6 >

プロパー職員の理事登用について

職員のモチベーションを高めるためにもプロパー職員の理事登用について、検討すべきである。

関係者へのヒアリングを行い人員表を検討したところ、プロパー職員出身の監事はいませんが理事がない状況となっていた。

職員の能力レベルは十分にあると考えられることから、プロパー職員のモチベーションを高めるためにもプロパー職員出身の理事を登用すべきである。

< 監査意見 7 >

県関与のあり方について

県側はこれまで以上に当協会のモニタリングを行うべきである。

上記 1 から 6 までの意見及び以下の検討の結果、上記結論に達した。

金融円滑化特別対策事業に係る損失補償基金の余剰について

大分県は過年度において、大分県信用保証協会に補助金を拠出し、金融円滑化特別対策事業に係る損失補償基金を造成した。この資金は大分県金融円滑化特別対策事業に沿った融資保証に係る代位弁済の発生による損失の補償の性質を持っている。

今回、試算したところ十分な安全余裕をみてもなお資金に余剰があるが、もともと『金融円滑化特別対策事業に係る大分県中小企業向け制度資金の保証債務損失補償及び損失補償基金出捐契約』に基づき、県と大分県信用保証協会の合意の上、造成されたものであり、中小企業の支援をより積極的にやってもらいたいという県側の意思である旨の説明を受けた。

また、当該契約書によれば、その第 7 条において損失補償期間終了後に基金の残余がある場合には、その全額を速やかに県側に返還しなければならないとされている。

以上のことに鑑みれば、当該基金については以下に記載している会計検査院から指摘のあった制度改革促進基金と同列に取り扱う必要性は薄いと考えられる。

但し、現状余剰があるとはいえ、代位弁済による毀損を回避すべく、十分な期中管理を行う必要がある。

これが実行されるためには、県の所管部局の信用保証協会に対する、これまで以上のモニタリングも必要といえる。

(参考)

全国の 52 信用保証協会に対して経済産業省が補助金により造成した制度改革促進基金に関して、平成 22 年 7 月に会計検査院が、計 40 協会の基金に約 88 億円の余剰金があると指摘している。この余剰金については、会計検査院は経済産業省に対し、信用保証協会に速やかに国庫返納させることを求めている。大分県信用保証協会においても余剰金は存在し、県協会は既に返納すべき金額を会計検査院の報告書に沿って 237 百万円と試算済である。

【大分ブランドクリエイイト株式会社】

1. 概要

目的

大分ブランドクリエイイト株式会社は次の事業を営むことを目的とする。

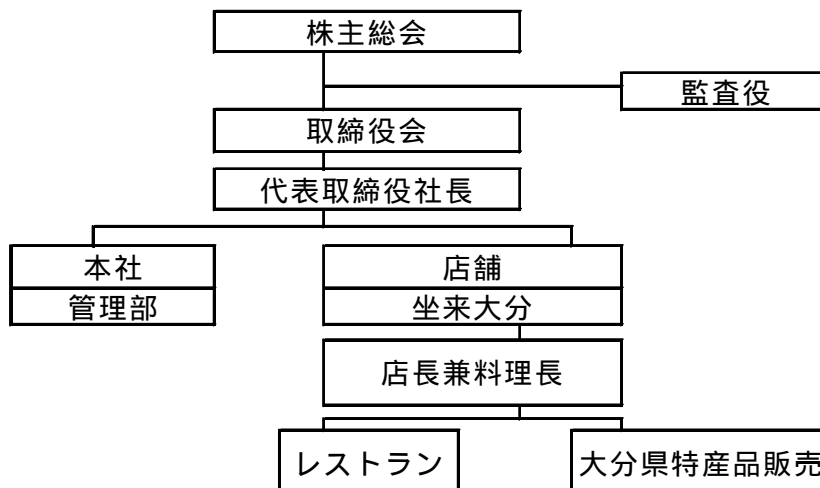
- (1) レストラン、喫茶店の経営
- (2) カボス、椎茸、海産物、乾物等大分県特産品の販売
- (3) 竹籠、陶器、民芸品等郷土特産品の開発及び販売
- (4) 酒類、清涼飲料の販売
- (5) 各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行事の企画業務
- (6) インターネットを利用した通信販売業務
- (7) 通信販売業務
- (8) 前各号に附帯する一切の業務

沿革（県が出資した経緯）

大分の素材を活かした魅力ある商品開発、農林水産物や加工物の販路拡大、挑戦する人材の育成を通じて大分ブランドの確立を図ることを目的として、「おおいた」という旗を掲げ大分県の拠点となるフラッグショップを東京都内に開設した。大消費地である首都圏の消費者の需要動向を探るアンテナ機能も包含し、「食」を通じて大分県の豊かさを伝え、消費者と生産者の橋渡しをすることで大きな効果を上げることができる。

また、民間ノウハウを最大限に活用しながらレストラン運営や大分県特産物の物販を機動的に行うために、民間企業との共同出資による当該ショップを運営するために平成18年に大分ブランドクリエイイト株式会社を設立した。なお、大分県の各施策を推進するために、株式の52.6%を大分県が保有している。

組織図

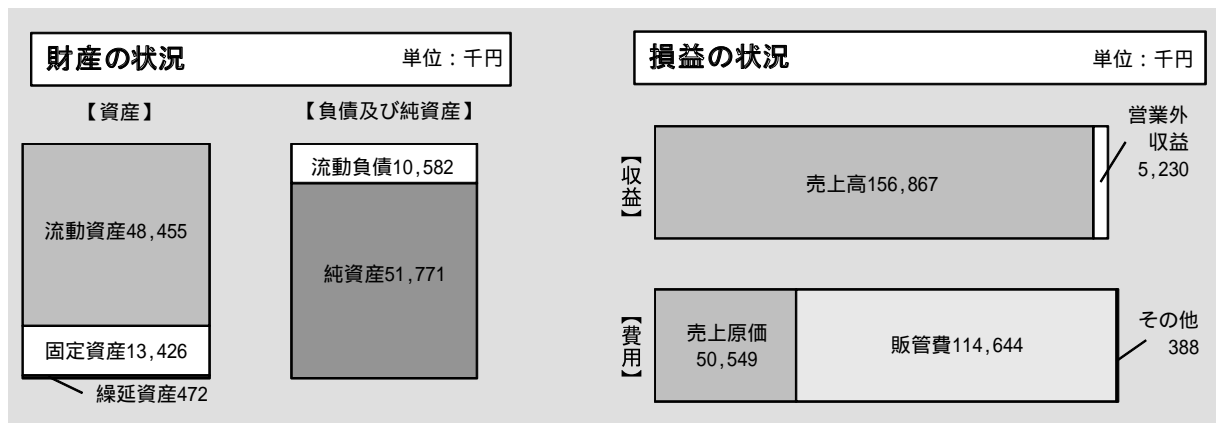


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	4	2	2	-	11	-	11	-	7	7	-	22	2	20	-
19	4	2	2	-	15	1	14	-	3	3	-	22	3	19	-
20	4	2	2	-	17	-	17	-	4	4	-	25	2	23	-
21	4	2	2	-	19	-	19	-	-	-	-	23	2	21	-
22	4	1	3	-	17	-	17	-	-	-	-	21	1	20	-

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

貸借対照表 (単位：千円)

科目	第2期	第3期	第4期	第5期
	H19 12月末	H20 12月末	H21 3月末	H22 3月末
流動資産	60,427	51,457	43,221	48,455
現金預金	47,490	39,418	30,524	35,654
売上債権	8,140	7,316	7,613	6,418
棚卸資産	2,002	1,666	1,630	2,053
その他	2,794	3,056	3,452	4,328
固定資産	58,493	20,977	19,422	13,426
有形固定資産	55,356	18,694	17,224	11,367
無形固定資産	1,342	1,512	1,427	1,087
投資その他	1,794	771	771	971
繰延資産	1,534	1,062	944	472
資産合計	120,455	73,497	63,588	62,354
流動負債	17,125	16,199	8,332	10,582
固定負債	45,720			
純資産	57,609	57,298	55,256	51,771
資本金	77,500	77,500	77,500	77,500
資本剰余金	17,500	17,500	17,500	17,500
利益剰余金	37,390	37,701	39,743	43,228
負債・純資産合計	120,455	73,497	63,588	62,354

損益計算書 (単位：千円)

科目	第2期	第3期	第4期	第5期
	H19/1~ 19/12	H20/1~ 20/12	H21/1~ 21/3	H21/4~ 22/3
売上高	172,171	179,594	39,777	156,867
売上原価	55,923	61,574	13,023	50,549
売上総利益	116,248	118,019	26,353	106,317
販売費及び一般管理費	123,151	120,385	27,779	114,644
営業損益	6,902	2,365	1,425	8,326
営業外収益	4,872	4,475	1,094	5,230
営業外費用	1,590	625		26
経常利益	3,620	1,484	331	3,122
特別損失		1,432	1,620	
税引前当期純利益	3,620	51	1,951	3,122
法人税、住民税及び事業税	527	362	90	362
当期純利益	4,147	311	2,041	3,484

(注) 第4期は決算期変更のため3ヶ月の実績となっている。

県との関係

(1) 出資

県出資額 50,000 千円 (総出資額 95,000 千円)、県出資比率 52.6%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
2,000 千円	3,585 千円	4,320 千円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証

該当なし。

(6) その他

県からの店舗使用部分に係る家賃負担の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
34,265 千円	34,265 千円	34,265 千円

2. 主な事業の概要

大分の素材を生かした魅力ある商品開発、農産物や加工品の販路拡大、挑戦する人材の育成を通じて大分ブランドの確立を図ることを目的として、「おおいた」という旗を掲げ大分県の拠点となるレストラン主体のアンテナショップ「坐来大分」を東京都内で運営している。

3. 監査結果

< 指摘事項 >

個人に対する売掛金について

平成 21 年 3 月 23 日に発生した売掛金 77,060 円が平成 22 年 7 月末時点で未回収で滞留債権となっている。売掛金の回収について滞留債権に移行しないように回収状況を定期的にモニタリングするべきである。

掛け売りについてはこのような未回収となるリスクがあるのでクレジットカードを利用して発生する売掛金を除き取り扱わないようにするべきである。

売掛金の管理について、大分本社に訪問し、会計書類を閲覧した結果、上記のように判断した。

4. 監査意見

< 監査意見 >

「坐来大分」の経営戦略について

「坐来大分」は東京における大分県産品の普及に取り組み「おおいた」ブランドの確立を図ることを目的としているが、現状は繰越利益剰余金がマイナスでありさらに大分県から賃借料を免除されている。

「おおいた」ブランドを確立するという目的があるにせよあまりにも赤字体質が続くようであれば大分県の出資が毀損し続け、県民の理解も得られなくなるおそれがある。県民の理解を得るために赤字を出さないような実現可能性のある経営戦略の策定を急ぐべきである。

当社の業務の大部分が銀座のフラッグショップ「坐来大分」でのレストラン事業である。「坐来大分」の設備は大分県の県有財産であり大分県から設備を借り受けて営業を行っているのであるが、大分県からは下記の表のように毎年賃借料 34,265 千円を免除されている。他県のフラッグショップにおいても家賃については各県が負担しているということであるが、賃借料を免除されてもなお赤字が続いており平成 22 年 3 月末決算で繰越利益剰余金がマイナス 43,228 千円になっているというのは事業会社としては大分県等の出資者の期待に応えていないと考えられる。さらに当社は平成 21 年度に大分県から広報・情報発信事業として 1,400 千円、ステップアップ支援事業として 2,920 千円を委託料として受領している。

このように大分県は財政支出を行っている上に、継続して当期純損失になっておりその出資割合を考慮すると大分県は下記の表のような金額を実質的に負担していると考えられる。

当社は東京銀座の「坐来大分」というアンテナショップを通じて大分県産品の普及に取り組み「おおいた」ブランドの確立を図ることを目的とする団体ではあるが、そうであっ

ても現状のまま赤字体質であれば大分県の出資を毀損することになるため、現在の戦略を抜本的に見直して大分県の出資を毀損しないように実現可能性のある計画を策定し実行すべきである。

大分県の実質的負担

(千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
当期純損失のうち県出資比率 52.6%相当	163	1,074	1,833
委託料	2,000	3,585	4,320
県による家賃負担	34,265	34,265	34,265
県の実質負担分合計	36,428	38,924	40,418

【株式会社大分国際貿易センター】

1. 概要

目的

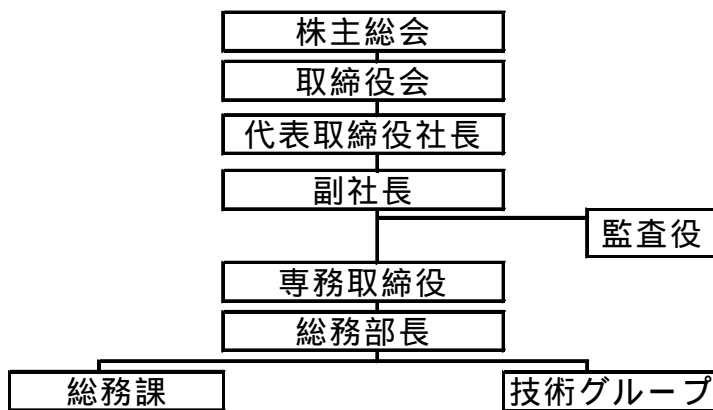
株式会社大分国際貿易センターは大分港大在コンテナターミナル内の施設の整備及び管理を行う。当社はこれらの目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 不動産の賃貸業
- (2) 荷役用機器の賃貸業
- (3) 港湾施設の管理にかかわる受託業務
- (4) 見本市会場、展示会場のイベントの企画及び運営業務
- (5) 輸出入手続の事務代行業
- (6) 農産物、水産物、木材、冷凍食料品、工芸品、民芸品、家具、籐、日用品雑貨の輸出入・並びにその販売業務
- (7) 船舶用、自動車用、荷役運搬機械の燃料及びその部品の販売業務
- (8) 国際経済交流に資するための出版物の発行及び物流情報の提供業務
- (9) 国際業務にかかわる翻訳業・通訳業
- (10) 損害保険代理業
- (11) 飲食店の経営
- (12) 酒類、たばこ、米穀、収入印紙及び切手の販売業務
- (13) 産業廃棄物収集、運搬
- (14) 前各号に付帯する一切の事業

沿革

FAZ 法(「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」平成 4 年 7 月 16 日施行 平成 18 年 5 月 29 日失効)に基づき、大分県では平成 6 年 3 月に「大分県地域輸入促進計画」が国の承認を受けた。この計画を実施する事業主体として、また、輸入促進基盤施設の整備・運営を効率的かつ効果的に行うことを目的として、平成 6 年 12 月に大分県や大分市をはじめ官民による出資で当社を設立し、平成 18 年度から大分県の大分港大在コンテナターミナル指定管理者となっている。

組織図

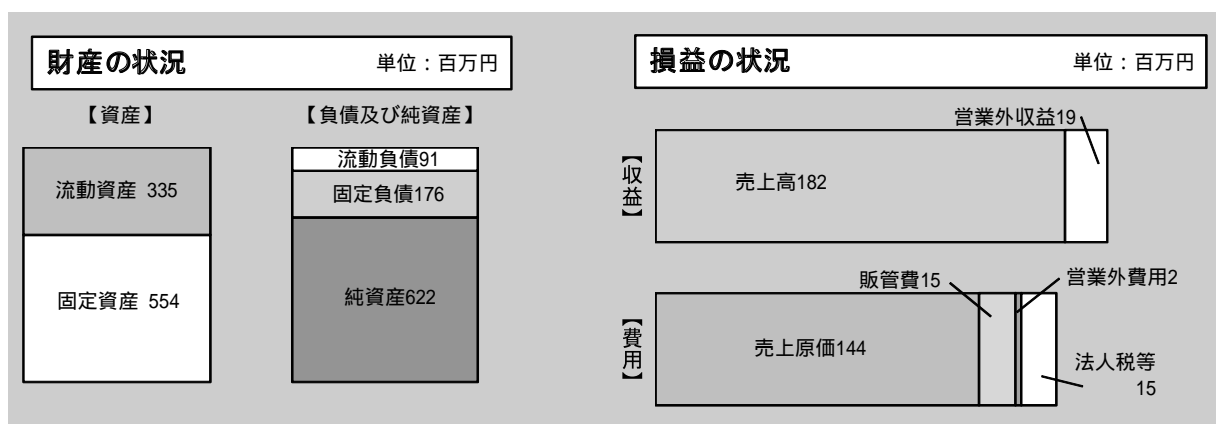


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	14	-	14	1	4	-	4	-	1	1	1	19	-	19	2
19	14	-	14	1	4	-	4	-	1	1	1	19	-	19	2
20	13	-	13	1	4	-	4	-	1	1	1	18	-	18	2
21	13	-	13	1	4	-	4	-	1	1	1	18	-	18	2
22	13	-	13	1	4	-	4	-	2	2	1	19	-	19	2

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
流動資産	376,902	137,668	335,328
現金預金	366,402	125,003	322,068
未収入金	9,726	10,512	11,324
棚卸資産	773	768	760
その他		1,383	1,174
固定資産	589,104	787,666	554,848
有形固定資産	577,570	501,045	441,196
無形固定資産	781	684	1,492
投資その他	10,753	285,935	112,159
資産合計	966,007	925,334	890,176
流動負債	93,997	88,041	91,031
固定負債	297,368	237,008	176,648
純資産	574,641	600,285	622,496
資本金	659,000	659,000	659,000
利益剰余金	84,358	58,714	36,503
負債・純資産合計	966,007	925,334	890,176

科目	19年度	20年度	21年度
売上高	184,196	185,550	182,865
売上原価	144,326	144,754	144,932
売上総利益	39,869	40,795	37,933
販売費及び一般管理費	15,173	15,682	15,861
営業損益	24,696	25,113	22,072
営業外収益	19,581	16,126	19,036
営業外費用	4,146	3,139	2,789
経常利益	40,130	38,100	38,319
特別損失	103		302
税引前当期純利益	40,027	38,100	38,016
法人税、住民税及び事業税	16,507	12,456	15,805
当期純利益	23,520	25,643	22,211

県との関係

(1) 出資

県出資額 180,000 千円 (総出資額 659,000 千円) 県出資比率 27.3%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
49,330 千円	49,330 千円	50,942 千円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証

該当なし。

(6) その他 (平成 21 年度)

大分国際貿易センタービル及び冷凍冷蔵倉庫敷地使用料減免 10,010 千円

2．主な事業の概要

大分国際貿易センタービル、冷凍冷蔵倉庫及び食品流通加工センターの賃貸業
大在コンテナターミナルの管理運営の受託（指定管理者）
貿易業務並びに貿易支援業務

3．監査結果

指摘事項なし。

4．監査意見

<監査意見>

ポートセールス活動について

大分県としては貨物取扱量が減少している現状の下、コンテナ貨物を獲得するためにポートセールス活動を行っている。しかし、実際に貨物を獲得するためには行政のみによるポートセールス活動には限界があるため、大在コンテナターミナルに入居する海運業者や陸運業者、周辺の倉庫業者など物流関連企業から大分県内の輸出入貨物の動きや企業情報、船賃の動きや陸上運賃の概要や、周辺の倉庫立地状況など、コスト面や周辺の物流環境面に関する情報を入手しやすい当社と大分県が一体となったポートセールス活動を行う必要がある。

そのために当社及び大分県は、ポートセールス推進員に対して輸出入に係る様々な情報の具体的な収集計画を策定させ、さらに実際の活動を定期的に報告させることによって、ポートセールス活動をモニタリングして営業活動に活かしていくべきである。

本社へ訪問し事業内容に関するヒアリング、定款、事業報告書等の閲覧、現金実査等の手続きを実施した。当社は平成6年3月に、大分市、別府市を対象に大分港を中心とした「大分 FAZ 計画（大分県地域輸入促進計画）」が国の承認を受け、同年12月に事業推進の中核となる第三セクターとして設立された。大分県地域輸入促進計画の基本コンセプトは環太平洋地域との人、モノ、情報の国際交流拠点、当面は、東アジア、中国、韓国を中心としたアジア貨物の東九州における輸入拠点となることである。

しかしながら現状は下記の表のようにコンテナ取扱量が減少傾向にある。これは船賃等の価格競争力あるいは航路や寄港便数など利便性等の理由で博多港、門司港等へ輸入の取扱いが流れているため、外貿定期コンテナ航路が4航路・週4便と徐々に減少していることが大きく影響している。

大分港大在コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱量の推移（単位：TEU）

	H17	H18	H19	H20	H21
輸出（実入り）	17,214	19,150	17,582	16,324	14,969
輸入（実入り）	4,898	5,782	5,984	5,832	5,943
輸出（空）	2,481	3,007	4,116	3,984	3,088
輸入（空）	14,340	16,616	15,482	14,384	12,023
計	38,933	44,555	43,164	40,524	36,023

大分県は港湾利用の開拓や拡大を目指してポートセールス活動を行っている。具体的には港の存在を認知してもらうために大分県担当者が荷主企業に対してアポイントメントを取り企業訪問を行い、企業に対し大分港大在コンテナターミナルの概要や就航している定期航路など大まかな概要について説明をしている。

その一方で当社も県内の輸出入貨物に関する情報収集を行うとともに、フレート（船賃）の概要、港周辺の倉庫立地状況など、コスト面や周辺の物流環境面に関する情報を荷主企業にアピールし、企業に対して詳細なコスト（見積）提案を行わせるために、海運貨物取扱業者が訪問することの了解を得て、事後に海運貨物取扱業者が実際に荷主企業を訪問し見積提案が実際に行われているかどうかの進捗状況を確認して港の利用実現に向け必要なフォローを行う、といったポートセールス活動を行っている。

当社は情報収集の面で大分県と比較して海運業者や陸運業者、周辺の倉庫業者など物流関連企業から、県内の輸出入貨物の動きや企業情報、フレート（船賃）の動きや港までのドレイ料（陸上運賃）の概要、港周辺の倉庫立地状況などコスト面や周辺の物流環境面に関する情報が入手しやすいという優位性がある。

また大分県は複数の海運貨物取扱業者との関係の公平性を保つため個別の海運貨物取扱業者の動きの把握や特定の海運貨物取扱業者の営業をフォローする動きは取りづらいが、民間企業である当社は個別の海運貨物取扱業者の活動をフォローしやすいという優位性がある。

コンテナ貨物を獲得するためには行政によるポートセールス活動だけでは限界があり、荷主企業が真に欲しい情報であるトータルコスト、釜山（または上海）トランシップ（積み替え）により結ばれる世界各地の港とその運航航路（船社）、所要日数、船賃等の情報や港周辺の物流環境など、海運業者や陸運業者、周辺の倉庫業者など物流関連企業との連携により荷主企業に対して営業活動を行うことが不可欠である。

当社には「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用して大分県から貿易関連企業の情報収集業務等を受託してポートセールス推進員が配置されている。

このポートセールス推進員に対して当社及び大分県はトータルコスト、釜山（または上海）トランシップ（積み替え）により結ばれる世界各地の港とその運航航路（船社）、所要日数、船賃等の情報や港周辺の物流環境などの情報の具体的な収集計画を策定させ、さらに実際の活動を定期的に報告させることによって、ポートセールス活動をモニタリングして営業活動に活かしていくべきである。

【財団法人大分県森林整備センター】

1. 概要

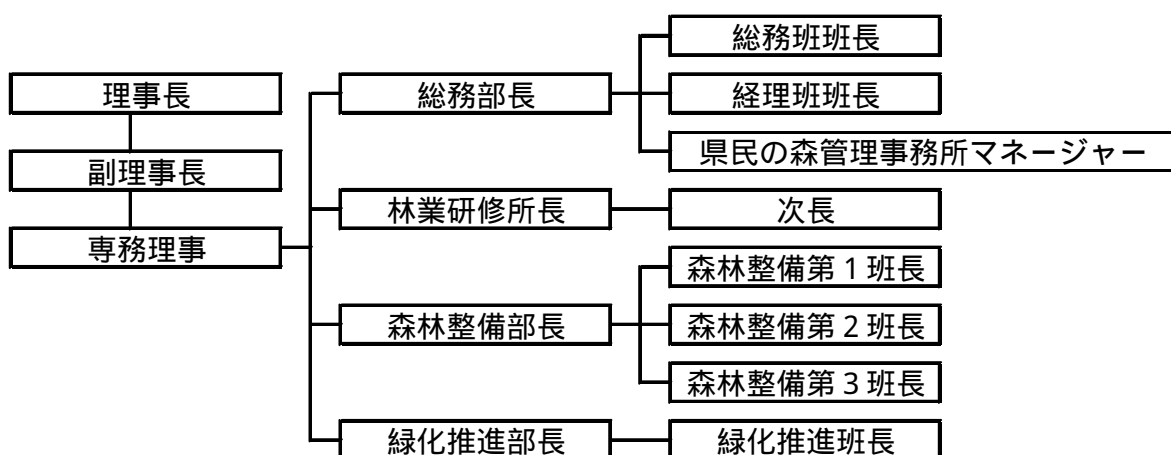
目的

財団法人大分県森林整備センターは、県土の緑化の推進に関する事業、植林・育林及び森林の伐採に関する事業、林業の担い手の確保・育成対策事業等を実施することにより、生活環境の緑化、森林資源の整備及び持続的な木材生産を図り、もって県土の保全、山村地域経済の振興及び県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

沿革

平成2年の大水害発生を受け、県下全域の間伐を目的として平成3年10月に設立された。平成9年1月に林業労働力確保支援センターに指定された。平成18年9月に森林整備法人に認定された。

組織図

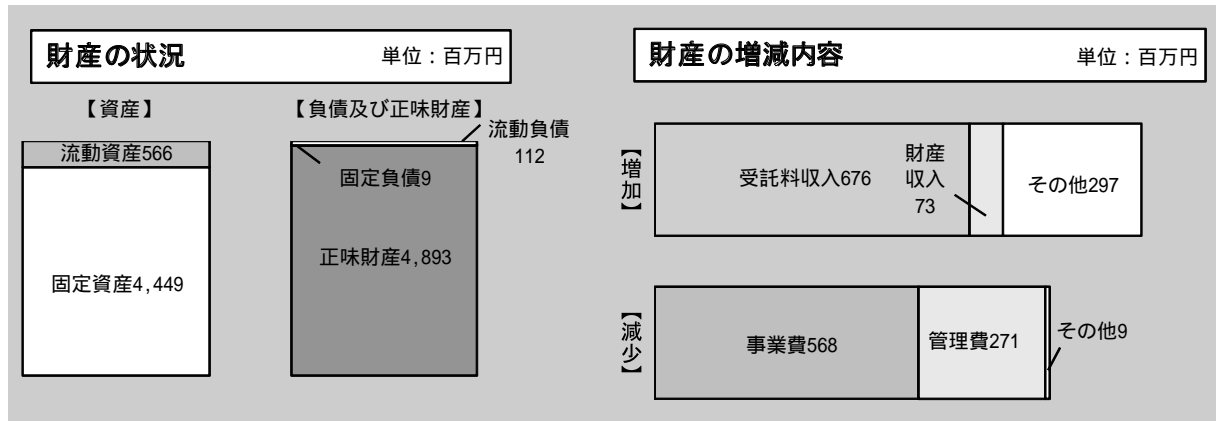


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員			嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	13	2	11	1	1	1	-	7	7	2	21	3	18	3
19	14	2	12	2	1	1	-	6	6	1	21	3	18	3
20	14	2	12	2	10	1	9	12	12	2	36	3	33	4
21	13	1	12	2	16	-	16	15	15	3	44	1	43	5
22	12	-	12	2	16	-	16	15	15	1	43	-	43	3

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
1. 流動資産			
普通預金	80	23	113
機械購入積立金	147	135	120
資産安定基金	104	144	254
未収入金	114	48	77
流動資産合計	446	352	566
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金基本	304	154	154
投資有価証券	3,896	4,046	4,114
基本財産合計	4,200	4,200	4,268
(2) その他固定資産			
高性能林業機械	132	126	99
出資金	70	70	71
その他	3	5	10
特定資産合計	207	202	181
固定資産合計	4,407	4,402	4,449
資産合計	4,854	4,755	5,015
1. 流動負債			
未払金	172	55	110
その他	0	1	2
流動負債合計	172	56	112
2. 固定負債			
借入金	9	9	9
固定負債合計	9	9	9
負債合計	181	65	121
1. 一般正味財産	4,672	4,689	4,893
(うち基本財産)	4,200	4,200	4,268
正味財産合計	4,672	4,689	4,893
負債及び正味財産合計	4,854	4,755	5,015

科目	19年度	20年度	21年度
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
県民有林管理受託料	274	371	493
受託料	40	34	182
財産収入	101	94	73
その他	152	68	297
経常収益計	569	567	1,047
(2) 経常費用			
事業費	341	340	568
管理費	134	190	271
経常費用計	476	530	840
当期経常増減額	93	37	207
2. 経常外増減の部			
当期経常外増減額	23	20	8
3. 法人税等			
当期一般正味財産増減額	69	16	197
一般正味財産期首残高	4,602	4,672	4,695
一般正味財産期末残高	4,672	4,689	4,893
正味財産期末残高	4,672	4,689	4,893

県との関係

(1) 出資

県出資額 3,200 百万円 (総出資額 4,268 百万円) 県出資比率 75.0%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
235 百万円	244 百万円	283 百万円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
93 百万円	133 百万円	295 百万円

(4) 交付金・負担金

県からの交付金・負担金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
- 百万円	- 百万円	49 百万円

(5) 借入金

県からの借入金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
9 百万円	9 百万円	9 百万円

(6) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

森林整備事業

県から管理委託を受けた県民有林について、造林補助金を活用した保育間伐事業等の保育事業及び作業道開設事業を実施し、森林地域活動支援交付金を活用した歩道開設等及び林業再生交付金を活用した基幹的な作業道の開設を実施している。

緑化推進事業

県の施設である県民の森の指定管理者に指定され、施設の管理運営及び利用促進を行っている。また、緑の募金事業等により市町村等が実施する植樹等による緑化の推進や、植樹体験及び緑化や緑地の役割等の普及啓発を主とした緑化推進活動に助成を行っている。

林業労働力確保促進事業

森林整備法人が常時雇用している現場作業員の社会保険料等の事業主負担に対する助成

を行っている。また、労確法に基づく認定事業体が負担する労災上乗せ保険料等に対する助成及び振動障害特殊健康診断に対する助成並びに福利厚生等に対する指導を実施している。なお、これらの助成の財源は、基本財産の運用収入により確保されている。

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 1 > 有価証券の運用について

基本財産の一部を円貨建外国債に運用しているが、実質0%の金利水準となってしまうものがあり、現在の状況からするとこの状態が継続する恐れがある。基金については預金や国債等安全かつ確実な運用が望ましいと考える。また、償還年数のバランスについても配慮した運用が必要である。

担当者にヒアリングを実施し、基本財産運用表等を閲覧した結果、上記のように判断した。本財団では、県、市町村等からの出捐により、林業労働基金、林業担い手対策基金及び緑化基金を運用し、運用益により助成金の交付を行っている。

平成21年度末の基本財産の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	金額
林業労働基金	2,000
林業担い手対策基金	2,200
緑化基金	68
合計	4,268

この基金の運用方針としては、償還時に元本が保証されている国債、地方債等の安全性の高い債券を満期まで保有することを原則としている。

過去3年度の平均利率等の推移は、以下のとおりである。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
平均利率	2.4%	2.2%	1.7%
運用益(百万円)	101	94	73
外債比率	36	36	35

運用益が減少傾向にあるのは、低金利が継続していること及び円高により円貨建外国債の利回りが低下しているためである。

特に今回の円貨建外国債は、円高が進むと利率が低下するなど、為替レートの影響を受

ける仕組みとなっており、特に次表の債券は運用の成果が乏しい状況となっている。

運用先	金額	運用益	利率
国際復興開発銀行	100 百万円	10 千円	0.01%
スウェーデン地方金融公社	100 百万円	467 千円	0.47%
ノルウェー輸出金融公庫	100 百万円	-	0.00%

本財団は、円貨建外国債の限度額を基本財産総額の 36%を超えないものとして定めているが、購入時にリスクを十分認識せず過度な収益アップを考えて運用すれば、今回のような機会損失（預金や公社債で運用すれば得られたはずの利益）が発生する可能性もある。

また、リスクの高い債券については運用担当者の情報収集能力や判断能力に依存することになりかねない。実際、財団の基金運用は専務理事が中心になって行い、財務委員会の承認を得て、投資銘柄を決定している。その結果、運用実務に精通しているのは専務理事のみであり、運用実務の引き継ぎが十分に行われぬ可能性も考えられる。

基金（基本財産）はその運用益により公益活動を行うためのものであるから、今後は運用対象を預金や国債・地方債等、より安全性の高い資産に限定し、低リターンであっても安全かつ確実な投資を行うよう見直されるべきと考える。

・償還年数について

償還年数別の基本財産の金額は、以下のとおりである。

償還年数	金額（百万円）	構成比率
30 年	1,400	32.8%
20 年	100	2.3%
10 年	2,264	53.0%
5 年未満	504	11.8%
合計	4,268	100.0%

上表から明らかなように、償還年数が 30 年のものが、財産総額の 30%を超える状態にある。現在は低金利時代であるが、償還年数が長いものは将来、金利が上昇した場合にはリスクを抱えることが考えられることから、バランスのとれた構成比率とすることが望ましい。

< 監査意見 2 >

県との事業分担について

県と財団は同様の事業を実施しているため、将来的には事業の統合を検討する必要がある。

担当者にヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

本財団では、約9千haの森林の管理を行っているが、県も同様に約7千haの森林の管理を行っている。事業を効率的に実施する観点から、規模の経済が働くように本財団または県が一括して、上記の森林の管理を行うことが効率的であり合理的である。

事業の統合について県の担当者に質問したところ、経営資源、ノウハウの継承の観点から現時点では、実施は困難とのことであるが、将来的には、事業の統合を検討する必要がある。

< 監査意見 3 >

役員について

プロパー職員の役員が不在の状況である。プロパー職員のモチベーションを向上させるためにも、将来的にはプロパー職員が役員となるような体制を構築する必要がある。

当該事業の担当者にヒアリングを実施し、組織図を閲覧した結果、上記のように判断した。

退職した県職員は長年行政に携わっており、その知識・経験は貴重なものであり、退職後も本人に意欲・能力があれば、その知識・経験を有効活用することは、社会的にも重要なことである。

しかしながら、退職した県職員が外郭団体の役員として再就職することは、天下り問題として、県職員を厚遇することとなり、その必要性・合理性を慎重に検討した上で、再雇用を決定する必要がある。

本財団には、2名の県職員OBが役員として在任しているが、プロパー職員の役員が不在の状況である。プロパー職員のモチベーションを向上させるためにも、将来的にはプロパー職員が役員となるような体制を構築する必要がある。

< 監査意見 4 >

理事の選任について

理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能である人物に対して理事就任への依頼を行う必要がある。

担当者にヒアリングを実施し、議事録を閲覧した結果、上記のように判断した。

平成21年度の理事会の議事録を閲覧したところ、出席率の低い理事が見受けられた。理事会の目的は、財団の適切な意思決定、事業運営のモニタリングにあり、理事を選任するに当たっては、ある程度の理事会の出席が可能であることが前提条件である。

理事の選任に当たっては、理事会への出席が可能か否かを確認した上で、理事就任への依頼を行う必要がある。

< 監査意見 5 >

出資金の管理について

出資先の経営状況のモニタリングを十分に行い、出資金の評価を行う必要がある。

当該事業の担当者にヒアリングを実施し、財務諸表等を閲覧した結果、上記のように判断した。

本財団は、林業労働者の通年雇用等を目的として森林組合等に71百万円を出資している。本財団が出資した主な目的が林業従事者の通年雇用の確保であり、投下資本の回収が目的でないことから、本財団では、森林組合等の経営状況のモニタリングが十分に行われていない。

本財団は出資の評価を適切に行うために、出資先の経営状態をモニタリングし、森林組合等の財政状態を文書化しておく必要がある。

< 監査意見 6 >

県民の森について

県民の森における現金の実査については日次で行い、その結果を担当者以外のものがチェックする体制を構築する必要がある。

当該事業の担当者にヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

県民の森では、利用者から利用料を預かり、月に一度県の口座に振り込んでいる。

その際、一般利用者から預った現金は事務所の金庫に保管しており、定期的に県民の森の銀行口座に預け入れている。

現金の管理状況を担当者に質問したところ、日次で現金の実査は行っていないとのことである。一般的に、現金は不正が発生しやすいものであるから、日次で現金の実査を行い、実査を実施した担当者以外のものがチェックする体制を構築する必要がある。

< 監査意見 7 >

預金通帳の管理について

預金通帳の管理に当たっては、県民の森及び林業研修所が多額の預金を管理する必要のない管理体制を構築する必要がある。

当該事業の担当者にヒアリングを行い、貯金通帳等を閲覧した結果、上記のように判断した。

県民の森及び林業研修所は、本部とは別の場所で事業を行っており、業務を効率的に実施するためそれぞれ独自の通帳を作成し、入金・出金を管理している。通帳を閲覧したところ、一時的に県民の森では、20,000 千円、林業研修所では、4,000 千円の残高を超えることもあった。これらの場所は、本部から物理的に離れているため、可能な限り本部で入出金を管理し、現地で管理する通帳残高は少額にする必要がある。

【財団法人大分県主要農作物改善協会】

1. 概要

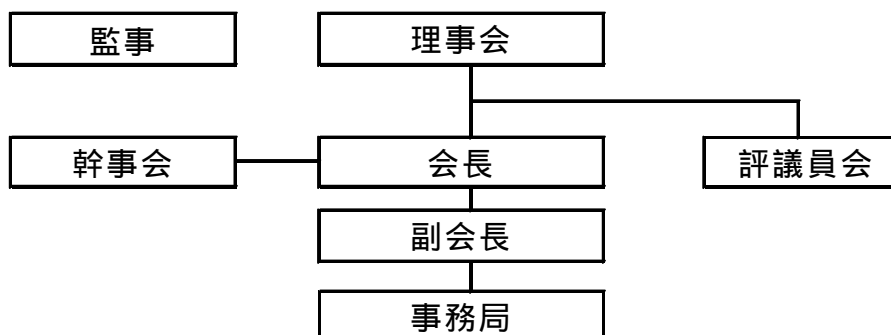
目的

財団法人大分県主要農作物改善協会は、米、麦及び大豆の優良種子の生産の確保と普及の促進を図り、品質の改善及び生産性の向上を促進し、もって農家経済の安定に寄与することを目的とする。

沿革

大分県は種子の生産から生産物の品質改善向上までの一連の事業を効率的に普及促進するため、県内の種子協会と米麦改良協会を発展的に解消し、法人格をもった組織を設立するために昭和44年に設立された。大分県（8,000千円）市町村（7,000千円）全国農業協同組合連合会大分県本部（5,000千円）による寄付金（20,000千円）が基本財産となり、以後、資本から生じる収入、種子供給による事業に伴う収入で運営されている。

組織図

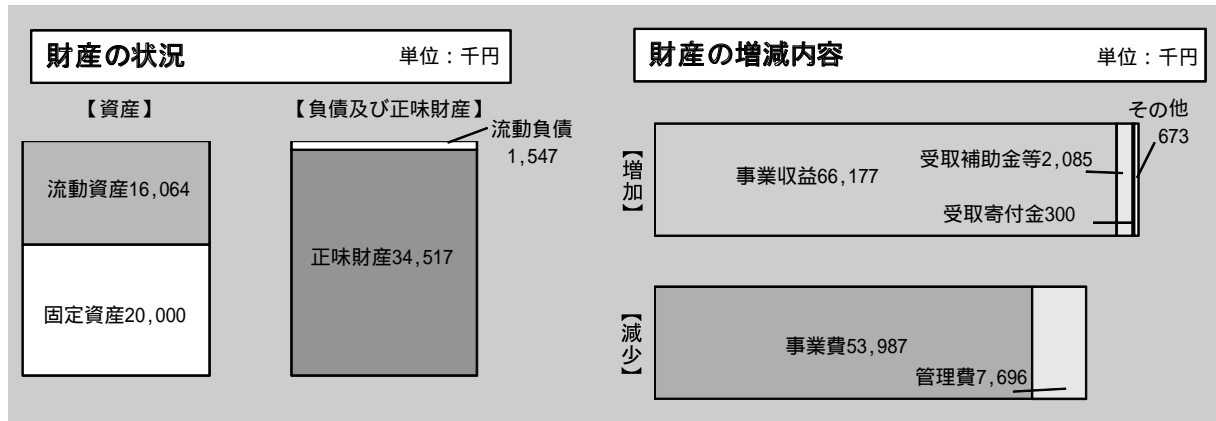


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員			嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	計	県職員	法人	うち県OB
18	3	3	-	-	1	1	-	4	4	-	8	7	1	-
19	3	3	-	-	1	1	-	4	4	-	8	7	1	-
20	3	3	-	-	-	-	-	5	5	-	8	8	-	-
21	3	3	-	-	1	1	-	5	5	-	9	8	1	-
22	2	2	-	-	1	1	-	6	6	-	9	8	1	-

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
資産の部			
1 流動資産			
現金預金	12,469	15,161	8,334
未収入金	10,202	25,739	7,730
流動資産合計	22,672	40,901	16,064
2 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	20,000	20,000	20,000
基本財産合計	20,000	20,000	20,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	613	613	-
特定資産合計	613	613	-
固定資産合計	20,613	20,613	20,000
資産合計	43,285	61,514	36,064
負債の部			
1 流動負債			
未払金	6,211	33,936	1,547
流動負債合計	6,211	33,936	1,547
2 固定負債			
退職給付引当金	613	613	-
固定負債合計	613	613	-
負債合計	6,824	34,549	1,547
正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	-	-	-
(うち基本財産への充当額)	-	-	-
(うち特定財産への充当額)	-	-	-
2 一般正味財産	36,461	26,964	34,517
(うち基本財産への充当額)	(20,000)	(20,000)	(20,000)
(うち特定財産への充当額)	(613)	(613)	-
正味財産合計	36,461	26,964	34,517
負債及び正味財産合計	43,285	61,514	36,064

科目	19年度	20年度	21年度
一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
経常収益			
基本財産運用益	95	95	52
事業収益	58,729	79,017	66,177
受託補助金等	2,286	1,431	2,085
受取寄付金	300	300	300
雑収益	35	32	621
経常収益計	61,447	80,876	69,236
経常費用			
事業費	59,096	84,621	53,987
管理費	8,601	5,751	7,696
経常費用計	67,697	90,372	61,683
当期経常増減額	6,250	9,496	7,552
経常外増減の部			
経常外収益	-	-	-
経常外収益計	-	-	-
経常外費用			
経常外費用計	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	6,250	9,496	7,552
一般正味財産期首残高	42,711	36,461	26,964
一般正味財産期末残高	36,461	26,964	34,517
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
正味財産期末残高	36,461	26,964	34,517

県との関係

(1) 出資

県出資額 8,000 千円 (総出資額 20,000 千円) 県出資比率 40.0%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1,000 千円	448 千円	400 千円

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2 . 主な事業の概要

当協会は米、麦、大豆の生産確保及び需給調整に関する業務を行い、また大分県の米、麦、大豆振興のために、種子更新の啓発により生産性、品質の向上を図り、もって農家所得の安定と大分県農業の浮上に必要な採種事業等の事業を行っている。

3 . 監査結果

指摘事項なし。

4 . 監査意見

< 監査意見 >

種子対策事業について

大分県主要農作物改善協会の種子対策事業における稲種子、麦種子及び大豆種子の優良種子としての合格数量が、計画数量と比較して低すぎる。気象変動や病害虫に対応した指導を行うべきである。

大分県主要農作物改善協会に現地視察を行い、事務局長及び大分県の担当者にヒアリングを行うとともに事業報告書、理事会議事録、寄付行為、預金通帳、残高証明書の閲覧を行った。

当協会の一歩の目的は、米、麦、大豆種子の採種圃場との採種契約により優良種子の生産と需給に対する種子確保であるが、稲種子、麦種子及び大豆種子ともに計画数量を大きく下回っている。種子の生産や供給はその年の気象条件によって大きく左右されるとのことであるが、近年の気象変動や病害虫の発生に対応した品種改善などの種子対策の指導を

計画的に行うべきである。

採種圃産種子検査実績（合格数量）

		計画数量 (kg)	合格数量 (kg)	計画対比 (%)
稲種子	H19	676,700	56,840	8.4%
	H20	642,800	66,480	10.3%
	H21	579,500	111,500	19.2%
麦種子	H19	350,200	173,340	49.5%
	H20	364,400	105,820	29.0%
	H21	345,500	263,275	76.2%
大豆種子	H19	64,770	8,550	13.2%
	H20	70,410	11,580	16.4%
	H21	81,900	11,460	14.0%

【社団法人大分県農業農村振興公社】

1. 概要

目的

社団法人大分県農業農村振興公社は、(1) 農地保有合理化の促進をはじめ農業構造の改善に資する事業を推進するとともに、(2) 時代の変化に対応しうる内発的発展力に富む青年農業者等の確保及び育成を図り、もって大分県の農業農村の振興と農業者の福利の増進に寄与することを目的としている。これらの目的に基づき、主に次のような事業を行っている。

(1) の目的に基づく事業は主に次のとおり。

- ・担い手支援農地保有合理化事業
- ・草地林地一体的利用総合整備事業

(2) の目的に基づく事業は主に次のとおり。

- ・農業人材確保対策事業 / 農業人材育成対策事業
- ・就農実践研修事業
- ・大規模リース団地整備支援対策事業
- ・就農支援資金貸付事業

なお、これらとは別に、大分県農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館の管理運営に係る業務を、県から指定管理者として受託している。

沿革

昭和 46 年 4 月 17 日：社団法人大分県農地開発公社設立

民法第 34 条の規定に基づく公益法人として知事の認可を受ける

昭和 46 年 6 月 5 日：農地保有合理化法人の指定

農地法施行令第 1 条の 2 第 2 項に基づく法人の指定を受ける

平成 6 年 2 月 28 日：農地経営基盤強化促進法に基づく法人として再出発

農業経営基盤強化促進法第 5 条第 2 項第 4 号口の規定により
県の基本方針に定められる

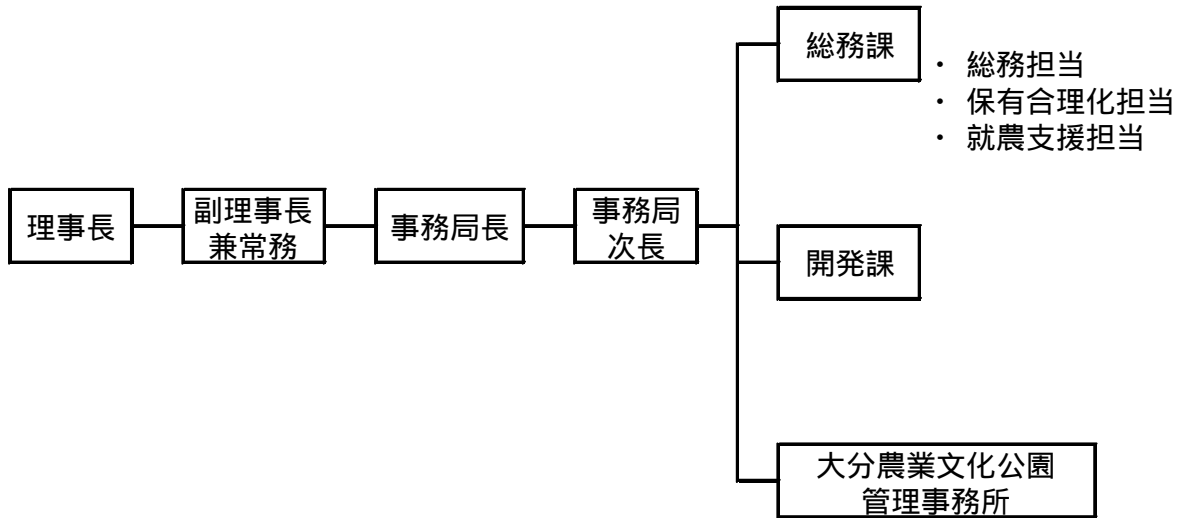
平成 12 年 4 月 1 日：社団法人大分県農業農村振興公社発足

(財)豊の国農業人材育成基金と統合し、基金の事業を承継する

(財)豊の国農業人材育成基金

新たな農業経営を目指す優秀な人材の確保・育成を図ることを目的として基金を形成し設立された財団法人。

組織図

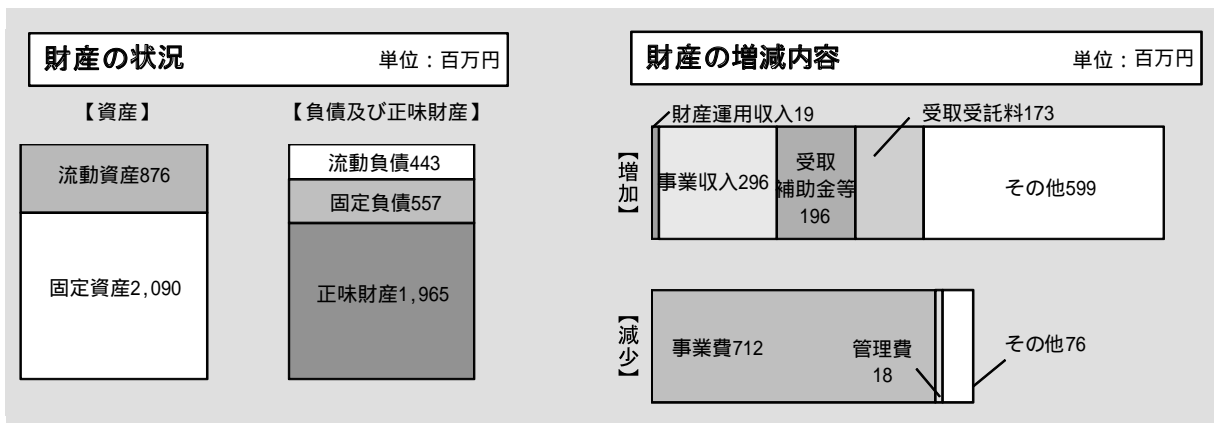


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	15	3	12	1	11	1	10	1	22	22	3	48	4	44	5
19	15	3	12	1	11	1	10	1	21	21	3	47	4	43	5
20	15	2	13	1	10	1	9	1	23	23	3	48	3	45	5
21	14	1	13	1	11	2	9	1	24	24	3	49	3	46	5
22	14	1	13	1	10	2	8	1	22	22	2	46	3	43	4

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3 年間の推移

貸借対照表			
(単位:百万円)			
科目	19年度	20年度	21年度
流動資産	684	980	876
現金預金	131	473	380
合理化事業未収金	89	46	85
その他未収金	108	25	17
前払小作料	38	42	35
合理化事業貸付金	19	56	70
その他の貸付金	-	10	0
就農支援資金貸付金	203	197	196
合理化事業用地	44	79	40
その他の流動資産	50	49	49
固定資産	1,644	1,613	2,090
基本財産	1,339	1,237	1,018
特定資産	305	369	957
その他固定資産	0	5	114
資産合計	2,330	2,593	2,967
流動負債	280	545	443
事業未払金	56	39	1
買掛金	1	2	3
その他の未払金	128	400	314
短期借入金	92	86	84
その他の流動負債	2	17	38
固定負債	553	563	557
長期借入金	423	454	446
退職給付引当金	129	103	107
その他の固定負債	0	5	3
負債合計	834	1,108	1,001
指定正味財産	1,339	1,237	1,661
一般正味財産	156	246	303
正味財産合計	1,495	1,484	1,965
負債及び正味財産合計	2,330	2,593	2,967

正味財産増減計算書			
(単位:百万円)			
科目	19年度	20年度	21年度
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	18	19	17
特定資産運用益	4	3	1
その他固定資産運用益	-	-	1
合理化事業収入	136	104	194
リース団地整備支援対策事業収入	-	1	10
管理運営事業収入	65	77	92
受取補助金等	430	460	196
受取受託料	153	198	173
その他の収益	59	205	168
経常収益計	868	1070	856
(2) 経常費用			
事業費	659	709	712
管理費	165	170	18
他事業への元入金	28	101	76
経常費用計	853	980	807
当期経常増減額	14	89	49
2. 経常外増減の部			
当期経常外増減額	0	1	8
当期一般正味財産増減額	14	90	57
一般正味財産期首残高	142	156	246
一般正味財産期末残高	156	246	303
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	28	101	423
指定正味財産期首残高	1,368	1,339	1,237
指定正味財産期末残高	1,339	1,237	1,661
正味財産期末残高	1,495	1,484	1,965

県との関係

(1) 出資

県出資額 724 百万円 (総出資額 1,161 百万円)、県出資比率 62.4%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
309 百万円	322 百万円	645 百万円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
153 百万円	154 百万円	173 百万円

(4) 借入金

県からの借入金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
272 百万円	265 百万円	254 百万円

(5) 債務保証等

県の損失補償契約等に基づく債務残高の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
102 百万円	158 百万円	169 百万円

2. 主な事業の概要

担い手支援農地保有合理化事業

規模縮小農家から農用地等を買入れまたは借り入れて、農地保有合理化法人である大分県農業農村振興公社が一定期間保有し、規模拡大志向農家に売り渡すまたは貸し付ける農地売買等事業が主な事業である。

現在は、窓口である地域の農業委員会で買い手と売り手ないし借り手と貸し手のマッチングが出来た事案について、土地の買入れないし借り入れを行っているので、中間保有の期間は短く、長期在庫は原則として生じない。

売り手・貸し手が複数となる複雑な権利関係を公社を通して整理できることや、登記費用を公社が負担すること、小作料を一括前受できること（貸し手の場合）等が、契約当事者のメリットとなる。購入ないし借入後の経営農地がおおむね 1 ha となることを要件とすることで、農地の集積（農地保有合理化）を促進する機能を担っている事業である。

草地林地一体的利用総合整備事業

中山間地域等において、林地や草地等農用地や谷を単位とした土地利用体系に再編整備し、畜産的活用の促進等効率的な営農体系の構築を行う事業である。近年増大しつつある耕作放棄地、育林放棄地等、遊林資源を畜産的に活用することで畜産振興と併せて中山間地域の保全を図る一方で、草地整備と併せ、畜舎・飼料調製機械を一体的に整備することで、対象畜産事業者の労力軽減及び規模拡大を促す。

現在、大分豊肥地区で総事業費 6 億円の事業が進行しているほか、大分西部地区で総事業費 15 億円の事業が平成 20 年度に着手され測量試験費として 1 千万円が支出されている

が、住民の反対運動により平成 22 年度は中断している。

農業人材確保対策事業等

公社は、農業の人材確保のため農業現場の見学会や面談会の開催、電話・メールを通じた就農相談活動を行っている。また、先進農家や後継者のいない農家が、就農希望者の受入農家として農業研修を行うことにより円滑な就農を図る就農実践研修事業を実施しており、公社は受入農家に対し謝金を支払っている。

大規模リース団地整備支援対策事業

豊の国農業人材育成基金の一部を活用して、新規就農者の農業参入や後継者の残る農業企画者の育成を図る事業である。

大規模なハウス（園芸施設）を国 50%、県・市町村各 12.5%、公社 25%の事業費負担により事業主体である公社が整備し、入植者にリース使用させる。入植者の負担するリース料は、公社の事業費負担額を耐用年数期間（14 年）の均等払とした金額であり、利息相当額は負担しない。契約期間終了時には公社側の簿価（同期間で減価償却しきるため、通常は 1 円）で購入する契約となっている。つまり入植者は 4 億円のハウスであれば年間 7 百万円のリース料で取得するということになり、大きなメリットがある。

一方で、栽培技術や経験の不足による栽培の失敗や、販路が十分確保できないことによる経営不振等のリスクは存在するため、事業主体である公社から見れば入植者が離脱するリスクがある。これに対しては、契約書上で入植者からリース料 1 年分を前受すること、及び基本協定書（入植者、公社、市町村、県の 4 者によるもの）上で市町村から同じくリース料 1 年分相当額の負担金を受領することが定められており、一定の保証となっている。

就農支援資金貸付事業

公社は、農業経営を目指す就農希望者や就農希望者を雇い入れ就農させようとする農家や農業法人で、県知事より就農計画の認定を受けた認定就農者または認定農業者へ、就農を前提に技術や経営方法を学ぶための研修及び農業を始めるための準備等に必要な資金を貸し付けている。

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

草地林地一体的利用総合整備事業の目的及び同事業に係るリスクマネジメントについて

大分西部地区における草地林地一体的利用総合整備事業は、環境汚染を懸念する住民の反対運動により中断している。しかしこの事態は県と公社のかかわった当初から予見可能なものだったとは考えられない。同事業の目的に地域振興の観点も含まれているにもかかわらずそこに十分な手当てが施されていなかったと思われる。また事業の計画立案段階で適切なリスク把握と対策が行われていなかったことが推察される。今後の同事業ないし類似事業の計画・遂行に当たっては、これらの点を十分に考慮して行う必要がある。

大分西部地区の草地林地一体的利用総合整備事業の状況について、公社の担当者にヒアリングを実施し、適宜資料の閲覧を行った。その結果、以下の点について改善する必要があると判断した。

草地林地一体的利用総合整備事業の目的には、地域振興も含まれていると考えられる。公社のホームページにおける同事業の説明でも「～畜産振興（中略）を図り～」とあり、特定事業者のみに止まらず地域の振興に益する前提をうかがわせるものといえる。

事業の目的をそのように捉えるならば、当該事業の実施により、地域に雇用創出その他の経済効果の波及があることが当然に期待される。事業計画の段階でこの点についても十分に企画・吟味されるべきであるし、例えば雇用創出の効果がどの程度の規模となるのかを適切に予測すべきことになろう。

しかしヒアリングで把握できた範囲では、そのような手当ては行われてなかったと判断せざるをえなかった。

また、大分西部地区の事例の場合、事業の対象となった畜産業者 A について、次のような経緯があった。すなわち畜産業者 A は該当地区の土地を大規模に取得し、県や公社がかかわる前の時点で飼料（牧草）の供給等の十分な計画が存しないまま肉用牛の放牧を開始したものの、裸地が生じ保水環境が変化して河川に影響が懸念されること、また大量の堆肥投入により土壌や地下水の汚染が懸念される等の問題が取り沙汰され、住民との間で摩擦を生じており、住民感情の緩和なくしては事業の実施自体が成立しないケースだといえる。

このように、大分西部地区の案件では、事業固有のリスクに加えて案件個別のリスクが存したのであり、これらのリスクを十分に認識した上でのリスクマネジメントが計画の当初から必要だったと考えられる。

しかし実際にはその点が不十分だったために、地域住民の不信はむしろ大きくなり、現在は水質調査を一定期間行い結果を住民に示すために、事業本体は中断している状態となっているものである。

このリスクマネジメントの観点からも、事業が地域にもたらす経済効果が重要な鍵となってくる。地域に良い経済効果をもたらす計画であり、それがきちんとアナウンスされていけば、住民にはその計画を受け入れる動機が当然ある。それがすなわち地域住民との摩擦というリスクの予防ないし軽減という効果を生むだろうからである。

以上のように、事業の目的の観点からも、リスクマネジメントの観点からも、事業が地域に直接・間接の経済的メリットをもたらすようにしっかりと計画立案し、そのメリットについて住民に十分アナウンスすることが必要である。大分西部地区事業の遂行や以後の事例においてもこの点に十分留意する必要がある。

< 監査意見 2 >

大規模リース団地整備支援対策事業に係るリース契約の違約損害金条項について

大規模リース団地整備支援対策事業において、入植者と公社との間で交わすリース契約の契約書には、借り手である入植者の責任で中途解約に至った場合において借り手が負担すべき違約損害金についての定めがない。

多額な補助金により実施される事業の完遂を担保するため、また通常のリース契約の概念に照らして貸し手である公社が妥当な経済的效果を得るために、中途解約に係る違約損害金の規定を具体的に設けることが妥当である。

当該事業の担当者にヒアリングを実施し、入植者と交わしている契約書、市・県・公社及び入植者の4者で交わしている基本協定書等の資料を閲覧した。

その結果、以下の点について改善する必要があると判断した。

大規模リース団地整備支援対策事業において、入植者と公社との間で交わすリース契約の契約書ひな型では、借り手側の一方的都合による解約は認められないこととされている。

しかし、借り手である入植者が耕作放棄やリース料の不払いにより離脱し事実上中途解約に至らした場合は損害金については定めがない。

契約書に記載されている次の内容の条項から、当該契約はいわゆるファイナンス・リースという類型に属するものと判断できる。

- ・ 経済的耐用年数 14 年をそのまま解約不能なリース期間としていること、
- ・ 期間満了後の格安購入条項が存在し権利行使はほぼ確実であると見込まれること

このようなファイナンス・リース取引の場合、貸し手側のリスクを軽減するために、借り手は中途解約するためには残存リース期間に係るリース料総額にほぼ相当する違約損害金を負担すべきことを定めるのが通常である。

現状の契約書では、このような場合の手当として、前受けしているリース料 1 年分相当額を補填することが定められているのみである。

また、市・県・公社及び入植者の4者で交わす基本協定書には、途中解約によって生じる損失に係る次のような定めがある。

- ・市は、リース団地の安定的な運営を図るため、リース料1年分相当額を公社に納め、公社はリース料等の債権の回収が不能となったことにより損失が発生した場合にはこれを当該損失に充当することができる。(7条1・2項)
- ・市及び県は～(入植者の)離脱等不測の事態等が生じた場合には、リース施設等の継続的・安定的な利用が図られるよう、責任を持って対処する。(6条1項)

前者は文字通りもう1年分の補填であるが、14年のうち多くを残して解約に至った場合に不十分であることは否定できない。また、後者は、残存リース期間中に後継の入植者をあっせんすることでリース料を回収させることを意図するものととれるが、払い手不在の期間は大きなり小なり生じるであろう点がやはり懸念される。

いずれにせよ、経済常識から言って第一義には借り手本人の負うべきリスクなのであって、しかもそのリスクは補助金によってかなり低減されたものであることから、中途解約については違約損害金の規定を設けて借り手の負担額を明確にすべきである。

< 監査意見3 >

就農支援資金貸付事業について

公社が実施する就農支援資金貸付事業において、延滞が相当額発生しており、現在貸し倒れは発生していないが、今後発生する可能性は高い。しかし公社には金融機関のような債権管理や不良債権回収のノウハウは無く、債務者区分や債務者状況の把握といった債権管理は十分に行われていない。

債権管理体制の強化、十分な引当による適切な会計処理が必要である。

また貸し倒れ発生時の損失の負担関係は現在明確にされていないため、早急に県と相談し明確にすべきである。

就農支援資金貸付事業について、担当者にヒアリングを実施し、適宜資料を閲覧して債権管理の状況及び延滞・貸し倒れの実態を把握した。その結果、上記のように判断した。

公社は、新規就農者を支援するため、農家での研修や就農開始時に無利息貸付を行っている。平成22年8月30日時点で、債務者152人のうち12人が延滞している状況である。延滞金は1千万円弱、延滞者の債権残高が2千万円程度存在する。返済までの据え置き期間中の債務者も多数存在するため、今後、返済時期が到来すれば、延滞者や貸し倒れがさらに増加するリスクがある。

また、債務者区分や債務者状況の把握等、債権管理が不十分であった。

現在は非常勤職員 1 人に債権管理を一任しているが、課長等の管理者も定期的に貸付・債権状況を把握・管理する必要がある。また貸付については貸倒引当金を設定していないが、公社としての判断基準を設け、特に貸倒懸念債権等については貸倒引当金を設定すべきである。

現在貸し倒れは発生していないが、今後発生する可能性は高いと考えられ、貸し倒れ時の元本は公社が負担するか県が負担するか定まっていない状況である。早急に県と交渉を行い決める必要がある。

< 監査意見 4 >

大分農業文化公園の指定管理受託に係る再委託業務について

公社は県から大分農業文化公園指定管理業務を受託しており、これに含まれる設備保守管理業務や清掃業務については再委託を行っている。

これらの再委託に係る指名競争入札について、両業務を一括した発注、また複数年での契約を行うなどの工夫により、コスト削減が見込まれるためこれを検討する必要がある。

管理委託業務の予定価格の資料を入手し、担当者にヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

下表は、大分農業文化公園指定管理業務における、設備保守管理業務や清掃業務の再委託（指名競争入札）の年度推移である。

（単位：千円）

		18年度	19年度	20年度	21年度
設備保守管理委託	予定価格	14,700	14,700	14,700	14,700
	落札率	95.5%	94.2%	94.2%	94.2%
清掃等委託	予定価格	12,316	12,458	12,455	12,453
	落札率	97.3%	96.2%	96.2%	96.2%

予定価格総額を見ると、落札率が 95%前後を推移している。

公社はそれぞれ単年度契約での入札を行っているが、複数年での契約をすることによりコスト削減できると考えられる。また、設備保守管理及び清掃等委託業務の指名業者 9 社のうち、7 社は同一の業者が参入していた。今後は 2 つの業務を一括して発注すると、さらなるコスト削減につながると考えられる。

< 監査意見 5 >

大分農業文化公園に係る入場者数の目標設定について

公社は毎年大分農業文化公園の目標入場者数を設定しているが、この目標値に合理的根拠が見られない。職員のモチベーション向上や、未達分析による集客力向上に資するため、合理的分析に基づいて達成可能な目標設定を行うことが適当である。

会社では大分農業文化公園の目標入場者数を、単純に前年度に上乘せし、年間レベル設定しているものの、目標数の根拠が見当たらない。

また日レベルの入場者の目標・見込み客が把握されていない。カレンダーベースで予定・見込み客を把握し、日々の数字を積み上げた上で年間の目標を設定する方法も検討すべきである。

年度により、連休の多い年と少ない年が存在するし、平日と休日であれば当然入場者数は異なってくるであろう。職員の目標達成へのモチベーションの向上や適正な未達分析に資する目標設定を検討すべきである。

< 監査意見 6 >

固定資産及び備品の管理について

固定資産及び備品に係る実物調査が行われていなかった。

固定資産等に関しては定期的に、少なくとも年度末には、固定資産や備品台帳等に記載されている物品が存在するか、確かめるべきである。

固定資産の管理について、会社の総務担当者にヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

【社団法人大分県漁業公社】

1. 概要

目的

社団法人大分県漁業公社は、養殖用種苗及び放流用種苗の生産並びにあっせんを行うとともに、栽培漁業を推進し、大分県における漁業の振興を図り、もって農山漁村の経済の発展及び県民福祉の向上に寄与することを目的としている。これらの目的に基づき、主に次のような事業を行っている。

- (1) 放流用、養殖用種苗の生産事業
- (2) 豊後水道広域栽培漁業推進事業（自主放流事業）
- (3) 県、市からの受託生産事業
- (4) 栽培漁業資源回復等対策事業

沿革

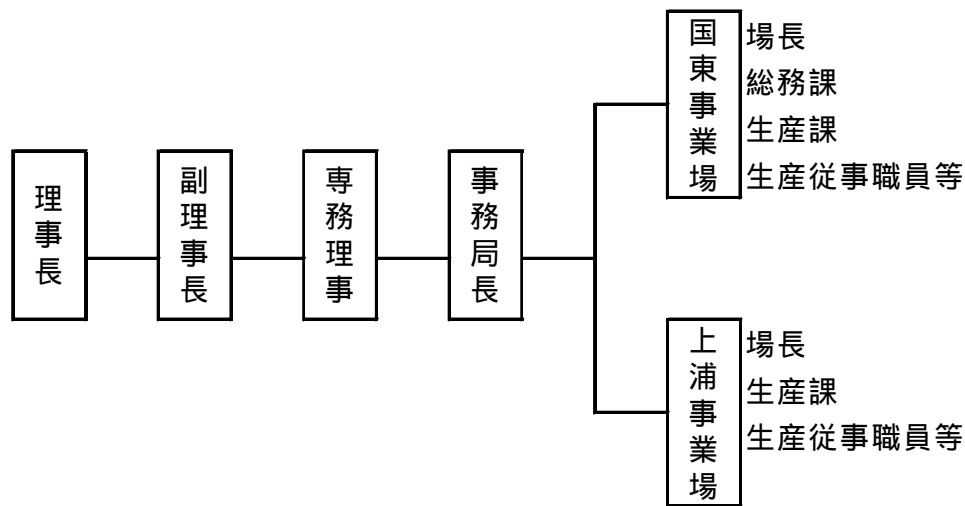
昭和 46 年 10 月：社団法人大分県漁業公社設立

昭和 47 年 4 月：国東事業場でノリ糸状体及びノリ採取網の受託業務を開始

昭和 54 年 6 月：上浦事業場の設置により 2 事業場体制となる

平成 7 年 4 月：広域栽培漁業推進事業を開始

組織図

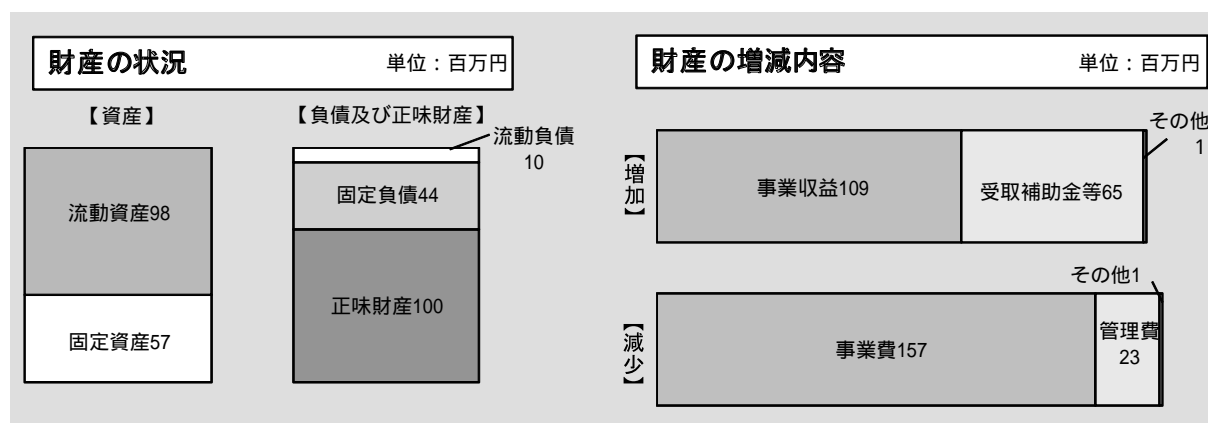


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	13	4	9	1	8	1	7	-	20	20	-	41	5	36	1
19	12	3	9	1	7	1	6	-	21	21	-	40	4	36	1
20	14	3	11	1	8	1	7	-	20	20	-	42	4	38	1
21	15	3	12	1	7	1	6	-	20	20	-	42	4	38	1
22	15	3	12	1	8	2	6	-	19	19	-	42	5	37	1

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
【資産】			
現金預金	69	71	57
受取手形及び売掛金	22	33	24
たな卸資産	14	15	17
その他流動資産	0	0	0
流動資産計	107	120	98
基本財産	-	-	-
特定資産	58	36	40
その他固定資産	19	17	16
固定資産計	77	54	57
資産計	184	174	155
【負債及び正味財産】			
流動負債計	10	25	10
固定負債計	48	43	44
負債計	58	69	54
指定正味財産	-	-	-
一般正味財産	125	105	100
正味財産計	125	105	100
負債及び正味財産計	184	174	155

科目	19年度	20年度	21年度
【一般正味財産】			
事業収益	129	111	109
受取補助金等	92	87	65
その他収益	13	1	1
経常収益計	235	199	176
事業費	183	186	157
管理費	26	32	23
その他費用	13	1	1
経常費用計	223	220	181
経常増減	11	20	4
経常外収益	-	-	-
経常外費用	0	0	-
経常外増減	0	0	-
一般正味財産増減	10	20	4
一般正味財産期末残高	125	105	100
【指定正味財産】			
指定正味財産増減	-	-	-
指定正味財産増減期末	-	-	-
【正味財産】			
正味財産期末残高	125	105	100

県との関係

(1) 出資

県出資額 50,000 千円 (総出資額 84,400 千円)、県出資比率 59.2%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
12,918 千円	4,800 千円	- 千円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
46,027 千円	44,655 千円	36,516 千円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証

該当なし。

(6) その他 (平成 21 年度)

管理棟及び県種苗生産施設の行政財産目的外使用許可
(使用料算定額 133,482 千円 減免率 10/10)

2 . 主な事業の概要

養殖用及び放流用種苗の生産事業

放流用・養殖用種苗を生産し、関係市町村や漁協、漁業者らに販売する事業である。公社で生産できない魚種の一部については、他県の同種団体から入手するなどの、あっせんも行っている。種苗生産は、生産開始から販売までの期間が長いこと、気候の変化や病気などにより種苗が死滅するリスクが高いこと、生産施設を有していないことなどから民間業者が行うことが極めて難しい事業である。

公社設立当初は、魚介藻類のうちノリやワカメなどの藻類の生産が主だったが、漁業者の需要変化に伴い現在はマコガレイやアユ、クルマエビ、アワビなど魚介類を生産している。

豊後水道広域栽培漁業推進事業 (自主放流事業)

公社はマダイ等の地域栽培漁業の定着、拡大を図るため、豊後水道地域 (佐賀関～蒲江地先) で自主放流を行っており、マコガレイについては別府湾から豊後灘海域 (大分市～国見町) で同様の事業を行っている。

受託事業 (県・市)

県との委託契約に基づき、クルマエビ、ガザミ、ヒラメ、マコガレイ、マダイ、イサキ、アワビの種苗生産と放流技術開発試験としてトラフグの種苗開発に取り組んでいる。また、大分市と臼杵市からも委託を受け、イサキやアワビの種苗生産や中間育成を行っている。

栽培漁業資源回復等対策事業

社団法人全国豊かな海づくり推進協会から受託され、トラフグの種苗生産を行っている。

3. 監査結果

< 指摘事項 1 >

固定資産の調査について

財務規程によると、「出納員は毎年一回以上、固定資産の現状を調査し、台帳と照合しなければならない」と定められているが、固定資産の調査を行っていなかった。台帳に記載されている固定資産が実際に存在し利用されているか（資産の実在性）を確かめるために、規程通りの現物調査・照合を実施すべきである。

規程の閲覧を行い、管理者へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 指摘事項 2 >

備品の管理について

公社財務規程によると、取得価格2万円以上のものは備品として備品管理簿により管理すると定められているが、管理者にヒアリングを実施したところ、備品管理簿が作成されていないことが判明した。また、備品を含む物品については毎会計年度末日に実施棚卸をすることとなっているが、棚卸も実施されていなかった。備品管理簿の作成と備品等の棚卸を規程に従って実施すべきである。

規程の閲覧を行い、管理者へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

目標原価の設定について

種苗ごとの目標原価が設定されていないので、目標原価の設定を行う必要がある。

公社では、生産前に決定した委託事業の契約単価を目安に生産を行っており、契約単価は、魚種ごとに過去3年分の実際原価の平均額で設定されている。

実際原価のみで目標原価を設定すると、毎年発生しないような種苗の死滅や非効率な生産業務があった場合には、1匹当たりの原価が上昇することとなる。

非効率な業務を排除し、効率的な業務への転換や職員の原価意識を高めるためにも、目標原価の設定を検討し、年度の中で何度かは目標原価と実際原価を比較して検討することが必要と考える。

< 監査意見 2 >

種苗販売価格について

漁協や漁業者への種苗販売単価が一定であるので、原価が上がると不採算事業に陥りやすい状況となっている。値上げや値下げを検討する必要がある。

会社ではこの4、5年間、漁協や漁業者への種苗販売（自主事業）のうち、値上げは1種1回だけであり、販売単価は変動がないという状況が続いている。これに対し、県から生産委託された種苗の単価は、過去3年間の魚種1匹当たりの原価の平均額と同額で設定されているため、単価は毎年変動する仕組みとなっている。

漁協や漁業者に対して値上げすると販売数量が減るおそれがあることから、会社では値上げを控えている。しかし、原価が上昇すると売価を変えない限り会社としての採算が悪化することとなることから、会社の種苗生産が不採算に陥りやすい要因となっている。従って、生産原価に見合った価格設定を行うことを検討する必要がある。

ある魚介種の値上げを行うことにより、漁協や漁業者が別の魚介種を購入することも想定されるが、不採算事業である魚介種の需要が減り、新たな魚介種の需要が高まれば、会社としても不採算事業を積極的に廃止しやすくなるのではないかと考えられる。従って、不採算事業については、値上げを検討する必要があるといえる。

【社団法人大分県生乳検査協会】

1. 概要

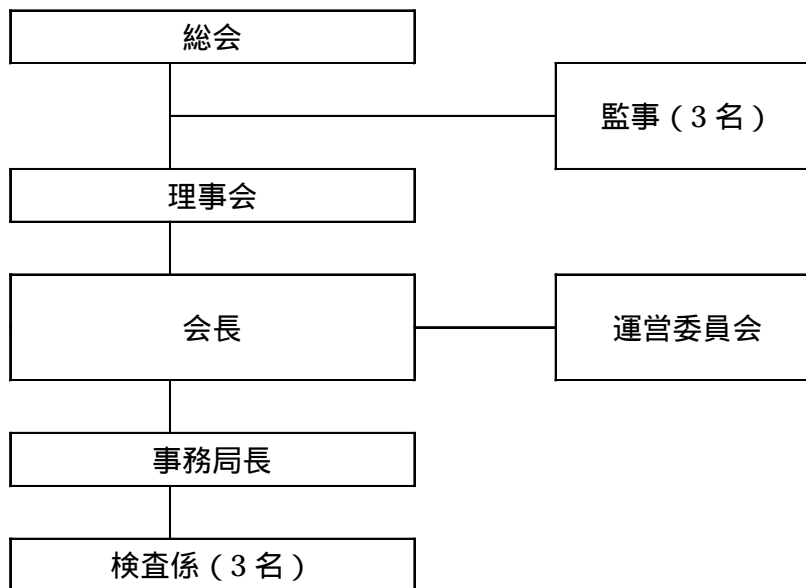
目的

社団法人大分県生乳検査協会は、大分県内で生産される原料牛乳（生乳）の検査をすることにより、生乳の品質改善及び取引の公正化を図り、もって大分県の酪農の振興及び乳業の発展に寄与することを目的とし、乳業メーカーとは独立した機関である当協会が検査を行うことによって、生乳の検査に客観性、公平性が確保される。

沿革

大分県内で生産される生乳の検査を行うことにより、生乳の品質改善及び取引の公正化を図り、もって県の酪農振興及び乳業の健全な発展並びに食生活の向上に寄与することを目的に平成7年1月に設立された。酪農振興及び乳業の発展は県施策とも合致しており、また取引の公正化も公共性も有していることから、大分県、県下酪農共及び乳業メーカーとともに出資することになった。

組織図

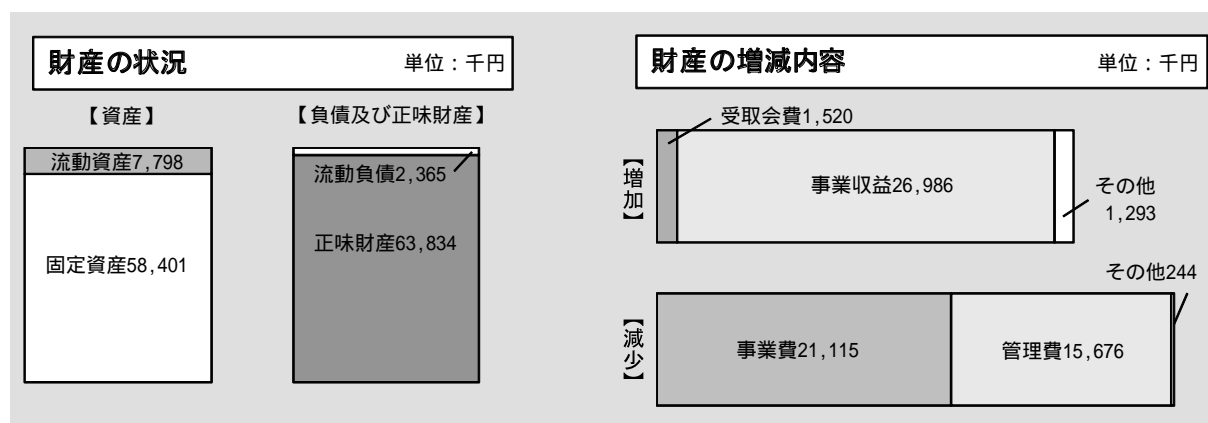


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	9	2	7	-	-	-	-	-	3	3	-	12	2	10	-
19	9	2	7	-	-	-	-	-	3	3	-	12	2	10	-
20	9	2	7	-	-	-	-	-	3	3	-	12	2	10	-
21	9	2	7	-	1	-	1	-	3	3	-	13	2	11	-
22	9	1	8	-	1	-	1	-	3	3	-	13	1	12	-

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
資産の部			
1. 流動資産			
現金	58	41	4
普通預金	6,426	8,535	5,321
未収金	2,540	2,765	2,471
流動資産合計	9,025	11,342	7,798
2. 固定資産			
(1)基本財産			
投資有価証券	100,000	50,000	50,000
基本財産合計	100,000	50,000	50,000
(2)その他固定資産			
機械装置	17,396	12,079	8,207
器具備品	314	215	154
出資金	46	40	40
その他固定資産合計	17,757	12,335	8,401
固定資産合計	117,757	62,335	58,401
資産合計	126,782	73,677	66,200
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,239	3,116	2,364
預り金	-	-	0
流動負債合計	2,239	3,116	2,365
負債合計	2,239	3,116	2,365
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	100,000	50,000	50,510
(うち基本財産への充当額)	(100,000)	(50,000)	(50,000)
2. 一般正味財産	24,543	20,561	13,324
正味財産合計	124,543	70,561	63,834
負債及び正味財産合計	126,782	73,677	66,200

科目	19年度	20年度	21年度
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,305	911	700
受取会費	1,530	1,510	1,520
事業収益	27,961	29,253	26,986
受取負担金	126	96	72
受取寄付金	17,955	-	-
雑収益	1,445	16	521
経常収益計	50,323	31,787	29,799
(2) 経常費用			
事業費	23,569	24,926	21,115
管理費	16,700	13,090	15,676
経常費用計	40,270	38,017	36,792
当期経常増減額	10,053	6,229	6,992
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	-	2,247	-
経常外収益計	-	2,247	-
(2) 経常外費用			
その他経常外費用	-	-	244
経常外費用計	-	-	244
当期経常外増減額	-	2,247	244
当期一般正味財産増減額	10,053	3,982	7,236
一般正味財産期首残高	14,489	24,543	20,561
一般正味財産期末残高	24,543	20,561	13,324
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	100,000	50,000	50,510
指定正味財産期末残高	100,000	50,000	50,510
正味財産期末残高	124,543	71,561	63,834

県との関係

(1) 出資

県出資額 25,000 千円 (総出資額 50,510 千円) 県出資比率 49.5%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

大分県生乳検査協会は以下の事業を行う。

生乳の成分に関する検査

生乳の品質改善、取引の公正化のための検査及び指導

生乳の品質改善等について調査研究資料の提供等に関する事業

その他、目的を達成するために必要な事業

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 >

今後の検査業務等について

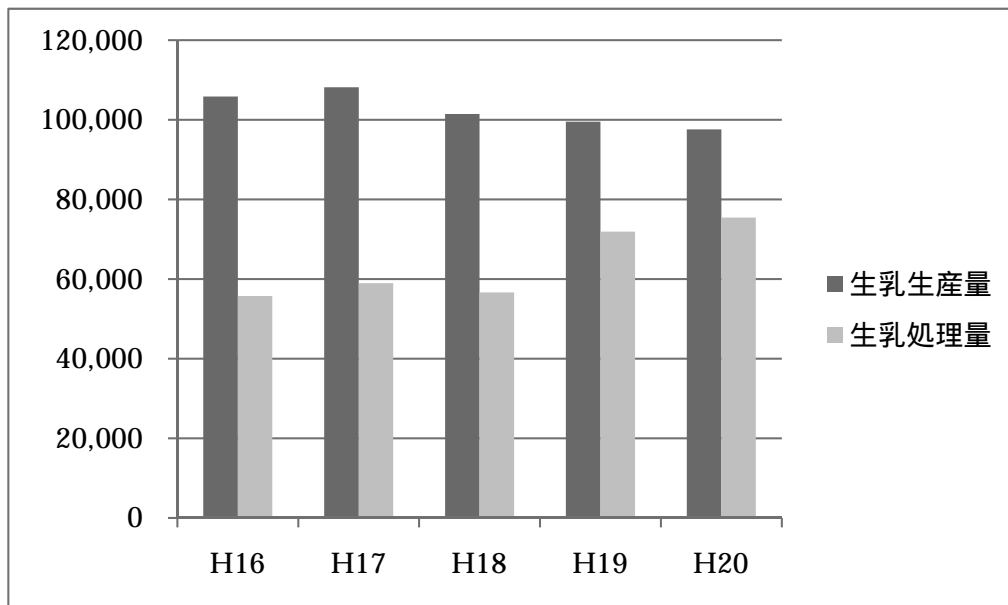
大分県生乳検査協会は検査乳量が増えない限りは収入の増加が見込めないと思われる。3人の職員で検査業務を行っているが、小規模な人数では生乳の検査数量が限られており、収入を増加させることは限界がある。このような現状のまま事業を継続しても赤字が増加する一方であり、組織として継続することが困難な状態にある。検査料金の改定等を行い、収支均衡を図るか、検査業務を他の組織に委ねることが可能であれば事業の廃止または解散も含め検討する必要がある。

大分県生乳検査協会に関して現地視察を行うとともに事務局長、大分県担当者等にヒアリングを行い定款、決算報告書等の閲覧を行った。当協会は生乳の検査に客観性、公平性を持たせるために公的機関として生乳検査を実施しているが、牛乳消費の低迷が続き生乳生産量が減少する中、検査数量が減少している。検査数量の減少に対応するため検査項目を増やす等によって検査体制を充実させる努力をしているが、検査体制を充実させて検査精度を上げるために正規職員を登用しており、人件費が増加している。

このように需要の低迷を打破する努力が結果的に当期収支差額が赤字になっている現状であり今後も検査する乳量が増えない限りは収入の増加が見込めない状況となっている。

検査料金の改定等を行い収支均衡を図ることも考えられるが、現在3名の職員で検査を行っており、このような小規模な団体で組織として継続することが難しいと思われる団体については、検査業務を他の組織に委ねることや事業を廃止することなどを含めた組織のあり方を検討すべきである。

生乳生産量・処理量の推移



生乳生産量：初乳を除く生乳（搾乳したままの乳用牛の乳）の総量

生乳処理量：生乳を県内で乳製品向け、飲用牛乳向け、その他向けに処理したものの量

【社団法人大分県畜産協会】

1. 概要

目的

社団法人大分県畜産協会は、畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営指導、家畜改良、畜産環境保全、家畜及び畜産物の価格安定対策、肉用子牛生産者補給金の交付、畜産の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導、自衛防疫の推進その他畜産の発展に資するための事業を行い、もって畜産経営の安定的発展と畜産の振興に寄与することを目的としている。これらの目的に基づき、主に次のような事業を行っている。

- (1) 畜産コンサルタント事業
- (2) 畜産ネットワーク推進事業
- (3) 肉用牛肥育安定経営対策事業
- (4) 大分県肉用子牛生産者積立助成金交付事業
- (5) 優良繁殖雌牛更新促進事業
- (6) 産業動物獣医師確保特別修学資金給付事業

その他、子牛生産拡大奨励事業、肉用子牛資質向上緊急支援事業、肉豚価格安定対策事業、特定疾病予防接種推進事業などの事業を行っている。

沿革

昭和31年1月：社団法人大分県畜産会設立認可

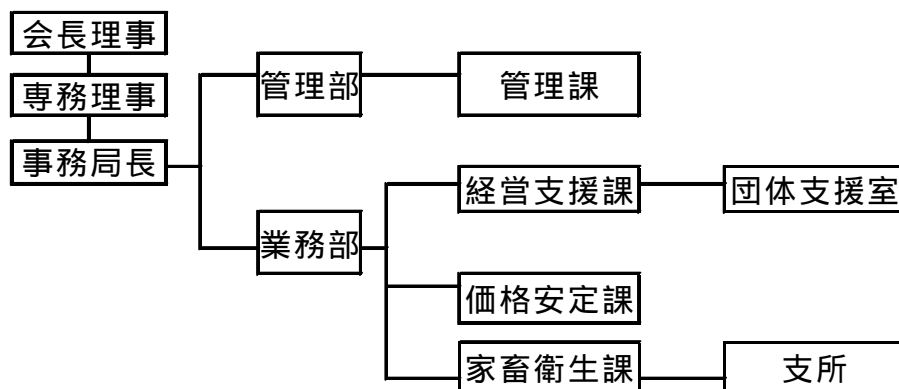
昭和39年4月：畜産コンサルタント事業開始

平成2年4月：大分県肉用子牛生産者積立助成金交付事業開始

平成13年4月：肉用牛肥育安定経営対策事業開始

平成14年7月：(社)大分県畜産会を存続団体として、(社)大分県畜産物価格安定基金協会と(社)大分県家畜畜産物衛生指導協会の3団体を統合し(社)大分県畜産協会となる

組織図

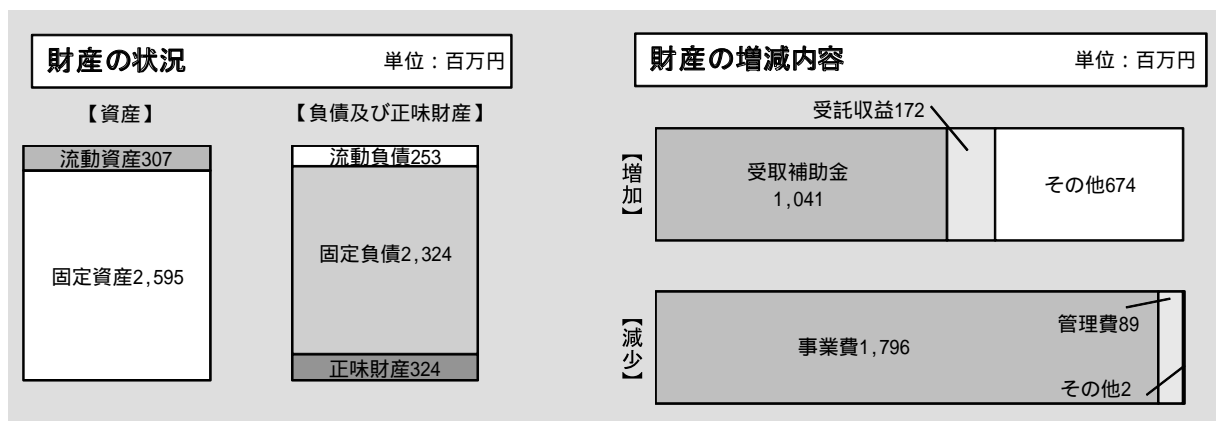


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	16	-	16	2	7	-	7	-	14	14	1	37	-	37	3
19	16	-	16	2	6	-	6	-	14	14	1	36	-	36	3
20	18	-	18	2	6	-	6	-	14	14	1	38	-	38	3
21	18	-	18	2	6	-	6	-	16	16	2	40	-	40	4
22	18	-	18	2	6	-	6	-	14	14	1	38	-	38	3

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
【資産】			
現金預金	43	51	89
未収金	84	148	185
その他	1	8	32
流動資産計	129	209	307
基本財産	200	200	200
生産者積立資産	578	782	-
生産者積立準備資産	289	215	1,145
業務運営基金資産	290	290	290
優良繁殖雌牛更新促進資産	-	-	264
その他特定資産	999	812	685
特定資産計	2,158	2,100	2,385
その他固定資産	29	15	9
固定資産計	2,387	2,315	2,595
資産計	2,516	2,524	2,902
【負債及び正味財産】			
未払金	59	121	165
その他	19	36	87
流動負債計	78	157	253
生産者積立金	578	782	-
生産者積立準備金	289	215	1,145
その他固定負債	1,241	1,046	1,179
固定負債	2,109	2,044	2,324
負債計	2,188	2,201	2,578
指定正味財産	-	0	-
一般正味財産	328	322	324
正味財産計	328	323	324
負債及び正味財産計	2,516	2,524	2,902

科目	19年度	20年度	21年度
【一般正味財産】			
基本財産運用益	2	1	2
受取会費	6	6	6
事業収益	9	10	10
受取補助金	125	421	1,041
受取受託金	60	58	53
その他受取事業	126	122	119
指定正味財産からの振替額	142	567	610
その他収益	20	18	44
経常収益計	493	1,207	1,888
補助事業費	260	978	1,638
受託事業費	62	59	54
その他事業費	110	107	104
管理費その他	57	67	89
経常費用計	490	1,212	1,885
経常増減	2	5	3
経常外収益	132	-	-
経常外費用	133	0	2
経常外増減	1	0	2
一般正味財産増減	1	5	1
一般正味財産	328	322	324
期末残高			
【指定正味財産】			
指定正味財産増減	-	0	0
指定正味財産	-	0	-
期末残高			
【正味財産】			
正味財産期末残高	328	323	324

県との関係

(1) 出資

県出資額 125,000 千円 (総出資額 278,240 千円) 県出資比率 44.9%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
20,549 千円	24,677 千円	27,563 千円

27,563 千円 (平成 21 年度) の内訳

畜産ネットワーク推進事業	600 千円
肉用牛肥育安定経営対策事業	9,606 千円
大分県肉用子牛生産者積立助成金交付事業	15,285 千円
産業動物獣医師確保特別修学資金給付事業	1,200 千円
自衛防疫事業	174 千円
死亡牛適正処理促進事業	697 千円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
9,493 千円	7,798 千円	6,500 千円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2 . 主な事業の概要

畜産コンサルタント事業

国際化の急速な進展、後継者不足等、畜産経営を取り巻く様々な環境の変化や技術の高度化に対応できる経営感覚に優れた経営体を育成するために、大分県が協会に委託している畜産コンサルタント事業である。

肉用牛繁殖、酪農、養豚農家に対し、県振興局に設置された現地指導組織と連携しながら、生産技術や経営管理技術等の畜産経営に係る総合的な改善指導・支援業務を実施するものである。

畜産ネットワーク推進事業

畜産農家の生産意欲の向上を図るため、肉用牛農家や酪農家などの経営主や後継者、女性を対象に畜種を越えたネットワーク組織を作り、生産技術の研さんや経営感覚の向上、消費者との相互交流に取り組んでおり、畜産協会は、情報提供や会員相互による情報交換、他県ネットワークとの意見交換会や生産技術向上研修会などを開催している。

肉用牛肥育安定経営対策事業

肉用牛肥育経営については、素牛の導入から肥育牛の出荷まで一定期間を要し、かつ生産費用に占める素畜費の割合が大きいことから、(肥育前の)素畜価格と(肥育後の)枝肉価格の水準によっては、経営収支の悪化が懸念される。このため、畜産協会は肉用牛肥育安定経営対策事業として、肉用牛肥育経営の収益性が悪化したときに、肥育牛補てん金を交付する事業を実施している。

補てん金の財源としては、生産者の積立と国の助成(割合は生産者：国 = 1 : 3)により肥育牛地域基金が造成されており、大分県は生産者の積立の 10%を助成している。また、肥育牛補てん金は、四半期ごとに算定する肥育牛 1 頭当りの平均推定所得が基準家族労働費を下回った場合、収益性が悪化したものと判断され、原則、その差額の 8 割が基

金から補てんされるものとなっている。

21年度の基金の造成状況を見ると、積立や運用益などで386百万円の増加、補てん金の交付などで423百万円の減少となり期末残高が5百万円となっており、今後、補てん金が基金を超える場合も想定されるが、協会によると、補てん割合を下げるなどして調整する方針という。

大分県肉用子牛生産者積立助成金交付事業

畜産物の輸入自由化、景気変動等により、肉用子牛価格や豚枝肉価格の低迷が危惧されていることから、畜産物の価格差補てんにより畜産農家の経営安定に資するよう、肉用子牛生産者積立助成金交付事業を実施している。

根拠法令は肉用子牛生産安定等特別措置法であり、肉用牛肥育安定対策事業と同様、積立金が造成されており、積立割合は生産者：県：国＝1/4：1/4：1/2である。

対象は、畜産協会と生産者補給金契約を締結し積立金を負担した肉用子牛の生産者であり、積立期間は5年間、造成する積立金は、生産者積立資産に繰り入れられ、5年後に生産者積立準備金(貸借対照表の生産者積立準備資産)に振り替えられることとなっており、21年度末の生産者積立準備金は1,145百万円である。

なお、要交付金が積立額を超える場合の対応は、借入金での対応を予定しており、過去に(社)全国肉用牛振興基金協会から借入れを行ったことがあるが既に完済し、平成21年度末で借入金はない。

肉豚価格安定対策事業

肉豚価格の変動が激しいことが生産者の経営安定の大きな阻害要因になっていることから、商品性の高い肉豚の安定供給と養豚経営の安定的発展に資するため、価格低落時に肉豚価格差補てん事業を実施しており、県、農協、全農、畜産公社、生産者により補てん金が積み立てられている。

の事業の21年度の県拠出金額及び期末残高は以下のようになる。

(単位：千円)

科 目	県拠出	県残高	全体残高
生産者積立資産	15,284	0	0
生産者積立準備資産		250,282	1,145,294
肉豚価格差補てん準備資産		8,694	11,578
肥育牛地域基金資産	9,606	1,629	5,145
業務運営資産		125,000	290,240
合 計	24,890	385,606	1,452,258

優良繁殖雌牛更新促進事業

肉用牛繁殖経営においては、飼料価格の高止まりによる生産コストの上昇や牛肉需要の緩和を背景とした子牛価格の低下により経営環境が悪化し、繁殖雌牛の更新が停滞している。このため、協会では肥育経営体が望む遺伝子資質の高い子牛を生産するため低能力の繁殖雌牛を淘汰し、優良繁殖雌牛を導入するために農林水産省の補助金を財源とする基金が造成されており、雌牛入れ替えの際、農協等の畜産農家への貸付金額の1/3を助成することとなっている。

なお21年度の基金（補助金）収入は268,421千円、補助事業費は3,800千円、期末基金残高264,634千円である。

産業動物獣医師確保特別修学資金給付事業

産業動物診療体制を整備するため、産業動物獣医師を志す者に対して修学資金を給付しており、対象者は2名である。

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見1 >

旅費規程について

旅費規程（表1）によると、役員・従業員の宿泊料が定額と定められており、非常勤役員の費用弁償規程（表2）では、非常勤役員の総会・理事会等会議出席のための旅費が定額とされているが、実費精算を行うよう、規程の見直しを行うべきである。

旅費規程及び非常勤役員の費用弁償規程を閲覧し、事務局へヒアリングを実施したところ、上記のように判断した。下表は当該規程から抜粋したものである。

出張旅費（表1）

【宿泊料】	県内（定額）	県外（定額）
役員	10,000円	15,000円
従業員	8,000円	13,000円

非常勤役員の会議等出席の旅費について（表2）

【旅費区分】	1日当たりの額（定額）
往復の路程50キロメートル未満	8,000円
往復の路程50～100キロメートル未満	9,000円
往復の路程100キロメートル以上	10,000円

(表2)については、東京等への航空機の出張の際にはホテルパック等低廉な旅行商品を利用するよう、旅費規程運用内規の一部見直しが平成18年度に行われているが、九州県内の出張等については上記の規程に基づき旅費精算が行われている。(表2)についても実費精算を行うべきである。

< 監査意見2 >

畜産コンサルタント事業における効果の検証について

畜産コンサルタント事業について効果の検証が行われていない。事業の効果を適時・適切に検証・評価し、効果のあるコンサルタント事業が行えるよう努めるべきである。

畜産コンサルタント事業に係る資料の閲覧、担当者へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

経営指導業務の資料を閲覧したところ、ある肉用牛生産者に対し自給飼料生産に重点を置いた低コスト生産を助言した結果、子牛1頭当たりの生産原価が20千円低減した例が見られるなど、コンサルタント事業自体には一定の効果があるものと思われる。

ところが、協会ではこのようなコンサルタント事業に係る効果の測定が行われていなかった。事業目的に対し、効果的・効率的な手法の検討が不十分であることは否めない。また、協会は県に「畜産コンサルタント事業診断分析報告書」を提出しているが、その中味は、委託事業を受ける前年度における畜産農家の財務データをまとめたものにすぎず、経営指導を行った詳しい内容や指導効果は記載されていなかった。

畜産農家にとっては、前年度の経営分析ではなく当年度の経営状況の改善という結果が重要であり、経営分析だけではコンサルタント事業の目的である「畜産経営の安定的所得」は達成されない。また、分析だけの報告書の作成業務に膨大な時間を費やすのは費用対効果の観点からも事業の目的に対して得策ではないといえ、畜産農家等の経営に最も効果的な支援を行えるよう、コンサルタント業務についての検証を適切に行うべきと考える。

< 監査意見3 >

基本財産に関する内規について

協会は基本財産(固定資産)として、有価証券200百万円を所有しているが、基本財産に関する内規が見当たらなかった。基本財産の適切な管理・運用が図られるためにも、基本財産の取得や処分等に関する内規の整備が必要である。

諸規程の閲覧及び管理部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 4 >

出勤簿の管理について

出勤簿については、日々出勤者が自分で出勤簿に押印することになっているが、平成 21 年度の職員（パート含む）の出勤簿を閲覧したところ、押印なく空欄のままになっているところが散見された。出勤者以外の者によるチェックがなされた証跡もないことから、出勤簿の適切な記載・管理が求められる。

出勤簿の閲覧、管理部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 5 >

臨時手当（賞与）について

臨時手当については職務権限規程や給与規程及び臨時手当支給内規では、「理事長による決定」と定められているものの、稟議決裁基準には臨時手当のことが記載されていない。実際は稟議決裁基準で理事長の決裁伺いを行っており、臨時手当に関しても稟議決裁基準に加えることが望ましい。

諸規程の閲覧及び管理部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 6 >

肥育牛地域基金の科目表示について

平成 21 年度末の貸借対照表上の普通預金（現金預金）のうち、45 百万円は、平成 22 年 1 月から 3 月にかけて生産者から徴収した肥育牛地域基金（その他特定資産）であるが、平成 22 年 4 月に基金積立額が確定するという理由で、特定資産ではなく流動資産の普通預金に計上している。当該普通預金については、用途に制約のある預金であり、用途の制約のない他の普通預金に含めず、特定資産の普通預金として開示する方が望ましいと考えられる。

財務諸表の閲覧、管理部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 7 >

物品管理簿の不備

物品（取得価格 10 万円未満）については「物品管理簿を設けて物品管理をしなければならない」と会計処理規程の中で定められているが、物品管理簿が存在しなかった。物品管理簿の作成を行い協会資産の管理保全に努めるべきである。

会計処理規程の閲覧、管理部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 8 >

固定資産の貸与について

固定資産のうち、パソコンとプリンタの1セットを外部に貸与しているが、台帳に貸与状況を示す記載がなされておらず、また、協会では貸与する際の手続きについて特段の定めはなかった。今後は、固定資産台帳に記載するなど適切な管理の下で貸与すべきである。

固定資産の現物調査、管理部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

【社団法人大分県配合飼料価格安定基金協会】

1. 概要

目的

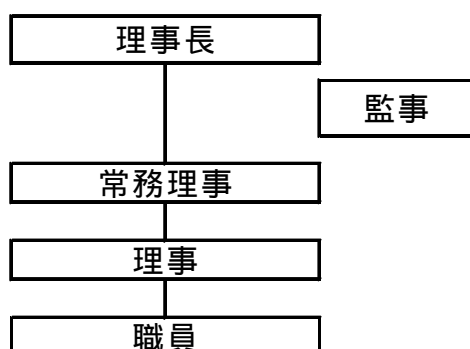
社団法人大分県配合飼料価格安定基金協会は、原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんすること等によりその経営の安定を図ること、畜産経営の環境整備及び畜産経営施設の改善合理化のために行う事業を実施すること並びにその他国及び県が行う畜産経営の安定対策諸事業に協力することにより畜産の健全な発展を資することを目的とする。

沿革

原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんすること等により、その経営の安定を図り、畜産の健全な発展に資することを目的として当協会が設立され、その運営を支援するために大分県が1,400千円出資した。

出資当初、当基金協会の会員が出資している出資金については、本来の性格である入会金として寄託されたもので、返還条件付き出資金として定款に規定されていた。この点に関し、「社団法人はその定款で、会員の出資に関し、脱退時や法人解散時の会員の持分の払戻しに関する規定をすることは、公益法人の性格上妥当でない。」との法務省の見解があったため、平成21年に出資金の規定を廃止し、入会金として寄託金の規定を設ける定款の変更を行った。そのため平成22年3月末時点では大分県は寄託金として当協会に出資している。

組織図

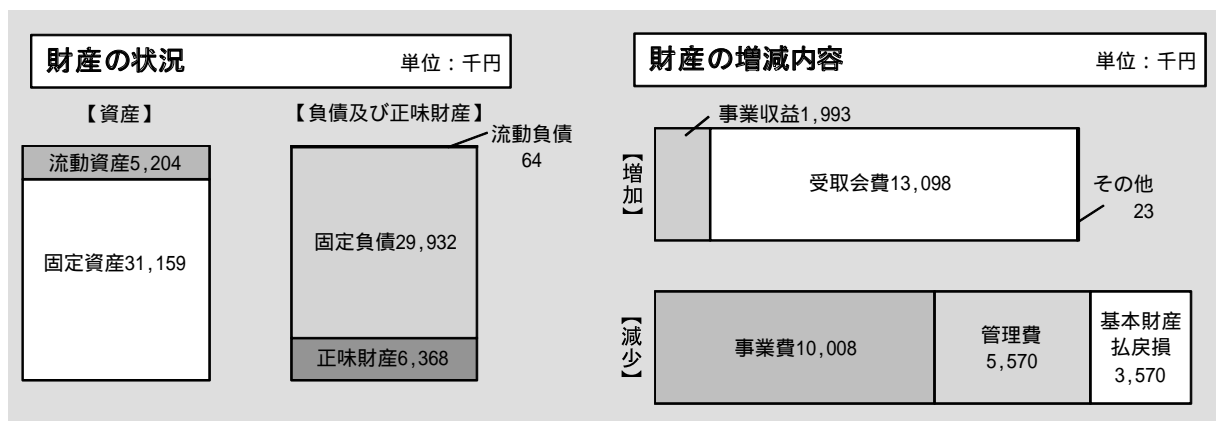


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	9	-	9	1	-	-	-	-	1	1	-	10	-	9	1
19	9	-	9	1	-	-	-	-	1	1	-	10	-	9	1
20	8	-	8	1	-	-	-	-	1	1	-	9	-	8	1
21	8	-	8	1	-	-	-	-	1	1	-	9	-	8	1
22	8	-	8	1	-	-	-	-	1	1	-	9	-	8	1

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	7,714	5,469	5,112
未収金	-	-	2
前払金	97	97	90
流動資産合計	7,811	5,566	5,204
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金(指定正味財産)	3,500	3,570	-
基本財産合計	3,500	3,570	-
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	4,109	4,268	4,427
入金預り金引当資産	-	-	3,570
特定資産合計	4,109	4,268	7,997
(3) その他固定資産			
ソフトウェア資産	476	361	247
関係団体寄託金等	710	710	710
保証金	277	270	270
長期未収金	32,306	41,474	21,934
その他固定資産合計	33,769	42,816	23,162
固定資産合計	41,379	50,654	31,159
資産合計	49,190	56,221	36,364
負債の部			
1. 流動負債			
前受金	2,674	-	-
預り金	54	76	64
流動負債合計	2,729	76	64
2. 固定負債			
長期未払金	32,306	41,474	21,934
退職給付引当金	4,109	4,268	4,427
入会預り金	-	-	3,570
固定負債合計	36,416	45,742	29,932
負債合計	39,145	45,819	29,996
・正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取出資金(基本財産)	3,500	3,570	-
指定正味財産合計	3,500	3,570	-
(うち基本財産への充当額)	3,500	3,570	-
2. 一般正味財産	6,545	6,831	6,368
正味財産合計	10,045	10,401	6,368
負債及び正味財産合計	49,190	56,221	36,364

科目	19年度	20年度	21年度
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	8	12	-
特定資産運用益	2	17	10
受取会費	11,396	11,564	13,098
事業収益	2,671	2,980	1,993
雑収益	31	-	12
経常収益計	14,110	14,575	15,115
(2) 経常費用			
事業費	7,680	9,571	10,008
管理費	4,954	4,786	5,570
経常費用計	12,634	14,358	15,579
評価損益等調整前当期経常増減額	-	-	463
損益評価等計	-	-	-
当期経常増減額	1,476	216	463
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
基本財産出資金	-	70	3,570
受取振替出資金(指定正味財産)	-	70	3,570
経常外収益計	-	70	3,570
(2) 経常外費用			
基本財産払戻損	-	-	3,570
減損損失	92	-	-
経常外費用計	92	-	3,570
当期経常外増減額	92	70	-
当期一般正味財産増減額	1,383	286	463
一般正味財産期首残高	5,161	6,545	6,831
一般正味財産期末残高	6,545	6,831	6,368
指定正味財産増減の部			
受取出資金			
受取出資金	-	140	-
一般正味財産への振替額	-	70	3,570
受取出資金の振替	-	70	3,570
当期指定正味財産増減額	-	70	3,570
指定正味財産期首残高	3,500	3,500	3,570
指定正味財産期末残高	3,500	3,570	-
正味財産期末残高	10,045	10,401	6,368

県との関係

(1) 出資

県出資額 1,400 千円 (総出資額 3,570 千円) 県出資比率 39.2%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 交付金・負担金

県からの交付金・負担金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
10 千円	10 千円	- 千円

(5) 借入金

該当なし。

(6) 債務保証

該当なし。

(7) その他 (平成 21 年度)

流通飼料安全確保指導事業年会費 10 千円が免除されている。

2 . 主な事業の概要

当協会は配合飼料価格差補てん制度に係る事業及び国・県・関係団体が行う畜産振興に係る事業に関して全国組織の社団法人全日本配合飼料価格・畜産安定基金と連携して以下の事業を行う。

配合飼料価格差補てん制度に係る補てん契約の締結、補てん積立金の徴収、補てん金の交付等に関する事業

畜産経営の環境整備、生産及び流通に係る施設の改善合理化のために必要な機械・施設に関する事業

国、県及び関係団体が行う畜産振興に関連する諸事業に関する事業

3 . 監査結果

指摘事項なし。

4 . 監査意見

< 監査意見 >

県とのかかわりについて

大分県が当協会に出資している 1,400 千円については平成 22 年 9 月に返還されたため来年度からは大分県の外郭団体ではなくなる。そのため、今後は指定団体としての指導から、公益認定基準を満たすための指導になっていくものと思われる。

大分県配合飼料価格安定基金協会の現地視察を行い、常務理事及び大分県の担当者にヒアリングを行うとともに定款、決算報告書等の閲覧を行った。

当協会は常務理事とパートの職員の 2 名で業務を行っている小規模な団体であるが公益法人への移行の「認定」の申請を準備している。大分県が当協会に出資している 1,400 千

円については平成 22 年 9 月に返還されたため、来年度からは大分県の外郭団体ではなくなる。そのため、今後は指定団体としての指導から、公益認定基準を満たすための指導になっていくものと思われる。

【社団法人大分県漁業海洋文化振興協会】

1. 概要

目的

社団法人大分県漁業海洋文化振興協会は、漁業の振興並びに水産業・漁村の有する多面的機能の発揮のための助成を行い、もって大分県の漁業の発展及び漁業者の生活安定並びに県民に対する健康で文化的な生活の向上及び、心豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

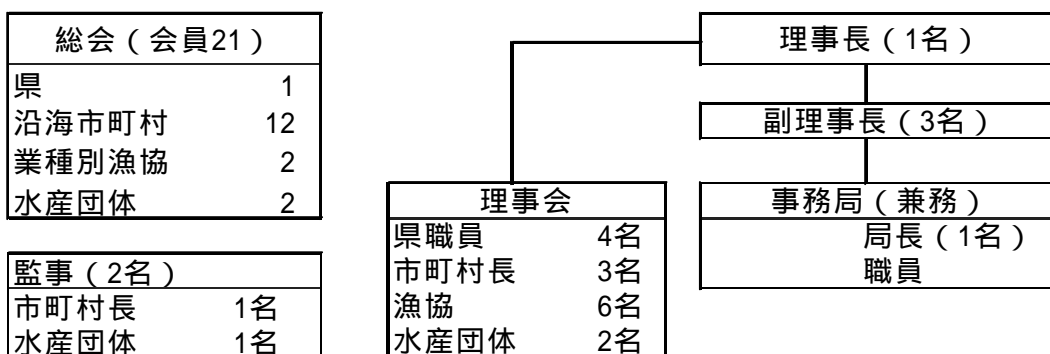
上記の目的を達成するために当法人は次の事業を行う。

- (1) 漁業の振興に関する助成事業
- (2) 漁業環境の保全に関する助成事業
- (3) 漁業経営の安定に関する助成事業
- (4) 漁協運動の推進と経営健全化に関する助成事業
- (5) 海洋文化の創造・継承のために必要な助成事業
- (6) 青少年の健全な育成並びに社会教育活動の支援のために必要な助成事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な助成事業

沿革（大分県が出資した経緯）

この法人は、平成 4 年 2 月 10 日大分県漁業振興協会として設立が認可された。以後 3 ヶ年にわたり基本金 5 億円が造成された。平成 7 年、大分県沿岸漁場整備開発協会を統合した。平成 18 年 6 月、財団法人大分県マリンカルチャーセンター解散に伴う事業承継のため名称、目的及び事業を変更して現在に至る。

組織図

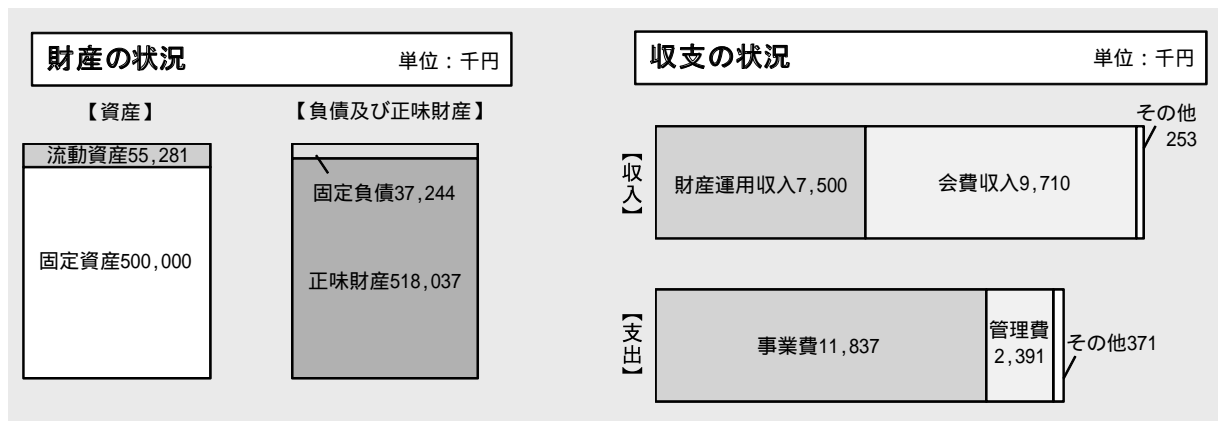


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県O B	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県O B	計	法人	うち 県O B	計	県職員	法人	うち 県O B
18	17	4	13	1	-	-	-	-	4	4	-	21	4	17	1
19	17	4	13	1	-	-	-	-	4	4	-	21	4	17	1
20	17	4	13	1	-	-	-	-	4	4	-	21	4	17	1
21	17	4	13	1	-	-	-	-	4	4	-	21	4	17	1
22	15	2	13	1	-	-	-	-	4	4	-	19	2	17	1

財務内容

(1) 財産及び収支の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
資産の部			
1. 流動資産	18,242	51,613	54,975
現金預金	14,592	28,384	32,118
未収入金	49	-	-
有価証券	3,600	23,229	22,857
2. その他の流動資産	564	305	305
未収利息	564	305	305
3. 固定資産	600,000	500,000	500,000
基本財産			
有価証券	600,000	500,000	500,000
資産合計	618,806	551,918	555,281
負債の部			
1. 固定負債	11,744	36,744	37,244
漁場環境保全緊急対策積立金	11,744	36,744	37,244
負債合計	11,744	36,744	37,244
正味財産の部			
正味財産	607,062	515,174	518,037
(うち出資金)	(500,000)	(500,000)	(500,000)
(うち寄付金)	(100,000)	-	-
(うち当期正味財産増加額)	(1,641)	(91,887)	(2,862)
負債及び正味財産合計	618,806	551,918	555,281

科目	19年度	20年度	21年度
1 増加の部			
(1) 資産増加額			
当期収支差額	1,799	8,396	3,269
増加額合計	1,799	8,396	3,269
2 減少の部			
(1) 資産減少額			
当期収支差額	157	284	406
(2) 基本財産減少額	-	100,000	-
減少額合計	157	100,284	406
当期正味財産増加額	1,641	91,887	2,862
正味財産期首残高	605,420	607,062	515,174
正味財産期末残高	607,062	515,174	518,037

県との関係

(1) 出資

県出資額 150,000 千円 (総出資額 500,000 千円) 県出資比率 30.0%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2 . 主な事業の概要

当法人は主に漁業振興に関する助成事業、漁業経営の安定に関する助成事業、沿岸漁場整備開発関係に係る種苗放流事業等を行っている。このうち漁業振興に関する助成事業と漁業経営の安定に関する助成事業は5億円の出資金の運用益で行っている事業であり、沿岸漁場整備開発関係に係る種苗放流事業等については会員からの会費で行っている事業である。

漁業振興に関する助成事業は種苗放流事業を助成するために、大分県漁業公社から購入したマコガレイ、ガザミ、ヒラメ等各地域に適した種苗を県内各会員の漁協に現物支給する事業である。

漁業経営の安定に関する助成事業は、漁業の担い手の育成に努めるため大分県漁協青年部及び大分県漁協女性部の活動等に対して助成を行う事業である。

沿岸漁場整備開発については水産資源の減少が深刻化していることから、各地域の要望の要望により種苗を放流する事業である。

3 . 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 >

協会のあり方について

大分県漁業海洋文化振興協会は現在「特例民法法人」として存続しているが公益法人改革三法の施行日から5年間の移行期間の間に公益社団法人への移行の認定もしくは一般社団法人への認可、あるいは解散を決めなければならない。当法人の事務作業は大分県漁業協同組合の職員が行っており常勤職員は存在していない。また種苗放流など主な事業についても当協会から漁業協同組合へ魚種の種苗を現物支給して、それを漁業協同組合が放流しており、当協会の職員が実際に放流を行っているものではない。このような現状から見ると、法人としての実態が希薄であるといわざるをえないため法人を解散して、大分県が出資している1億5千万円を大分県に返還してもらうべきである。

社団法人大分県漁業海洋文化振興協会の事務所の視察を行い、事業内容のヒアリングを当協会の担当者及び大分県の担当者に行い、さらに定款、業務報告書等の閲覧を行った結果上記のような判断をした。

当協会は、平成25年11月末までに一般社団法人へ移行するか、公益社団法人へ移行するか、それとも解散して営利法人に転換するのかを決めなければならない。当法人の事業はアワビやヒラメ等の種苗を放流することが中心であるが、事務作業は大分県漁業協同組合の職員が行っており常勤職員は存在していない。また種苗放流など主な事業についても当協会から漁業協同組合へ魚種の種苗を現物支給して、それを漁業協同組合が放流をしており、当協会の職員が実際に放流を行っていないという現状から見ると、当法人は法人としての実態が希薄であるといわざるをえない。

法人としての実態が希薄な中で一般財団法人・公益社団法人へ移行するということはあるべき姿ではなく、むしろ当法人を解散して、大分県が出資している1億5千万円を大分県に返還してもらうべきと考える。

現在当協会の出資金は5億円であるがそれをおおむね1.5%程度の利率で運用している。従って毎年750万円程度の運用益を獲得し、それを原資に漁業振興に関する助成事業を行っている。当協会が解散したとすればそれに相当する事業がなくなってしまうが、大分県としては返還された1億5千万円を原資とすれば20年間は継続して従来と同様の漁業振興事業を行うことができることになる。

【大分県漁業信用基金協会】

1. 概要

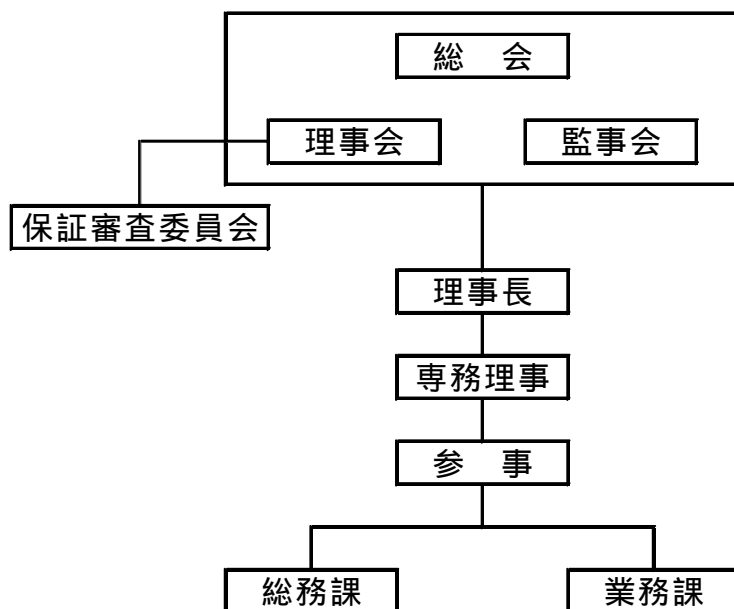
目的

大分県漁業信用基金協会は、中小漁業融資保証法に基づき設立された法人であり、漁業者等の信用力を補完し、漁業近代化資金その他漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることを目的として、金融機関が中小漁業者等に資金を貸し付けた場合の債務を保証する業務を行っている。

沿革

昭和 28 年 8 月 25 日：設立

組織図



役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	13	2	11	1	3	-	3	-	1	1	-	17	2	15	1
19	14	2	12	1	3	-	3	-	1	1	-	18	2	16	1
20	14	2	12	1	3	-	3	-	1	1	-	18	2	16	1
21	13	2	11	1	3	-	3	-	1	1	-	17	2	15	1
22	13	2	11	1	3	-	3	-	1	1	-	17	2	15	1

財務内容

(1) 財産及び損益の状況

財産の状況		損益の状況	
単位：百万円		単位：百万円	
【資産】 流動資産 210 固定資産 2,927 保証債務見返 4,437	【負債及び純資産】 流動負債 95 固定負債 1,187 保証債務 4,437 準備金 11 純資産 1,844	【収益】 事業収入 46 財務収益 44 その他 20	【費用】 事業直接費 31 事業管理費 43 その他 9

(2) 3年間の推移

貸借対照表				
(単位：百万円)				
科目	19年度	20年度	21年度	
流動資産	342	193	210	
現金預金	294	175	182	
未収保険金	30	-	-	
その他の流動資産	16	18	28	
固定資産	2,674	2,922	2,927	
有形固定資産	71	70	69	
無形固定資産	0	0	0	
投資その他資産	2,602	2,851	2,858	
投資有価証券	2,267	2,491	2,500	
外部出資金	16	16	16	
長期貸付金	7	7	5	
求償権	403	435	428	
求償権償却引当金	92	99	93	
保証債務見返	2,768	3,289	4,437	
資産合計	5,784	6,405	7,575	
流動負債	15	442	95	
短期借入金	-	92	59	
一年以内返済予定長期借入金	-	332	-	
その他の流動負債	15	17	36	
固定負債	1,150	832	1,187	
長期借入金	837	519	845	
納付準備金	276	275	293	
債務保証損失引当金	6	5	3	
退職給付引当金	28	31	32	
その他の固定負債	1	1	11	
保証責任準備金	47	16	11	
保証債務	2,768	3,289	4,437	
負債合計	3,981	4,580	5,731	
出資金	895	884	876	
その他の純資産	907	940	967	
純資産合計	1,803	1,824	1,844	
負債及び純資産合計	5,784	6,405	7,575	

損益計算書				
(単位：百万円)				
科目	19年度	20年度	21年度	
事業収入	17	22	46	
財務収益	39	39	44	
その他収益	0	0	20	
(経常収益計)	56	62	111	
特別利益	-	6	-	
収益合計	56	68	111	
事業直接費	7	10	31	
財務費用	0	1	1	
事業管理費	41	43	43	
その他費用	16	18	7	
(経常費用計)	33	36	84	
特別損失	-	-	-	
費用合計	33	36	84	
当期利益金	23	32	27	

県との関係

(1) 出資

県出資額 335 百万円 (総出資額 876 百万円)、 県出資比率 38.3%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
0 百万円	0 百万円	- 百万円

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

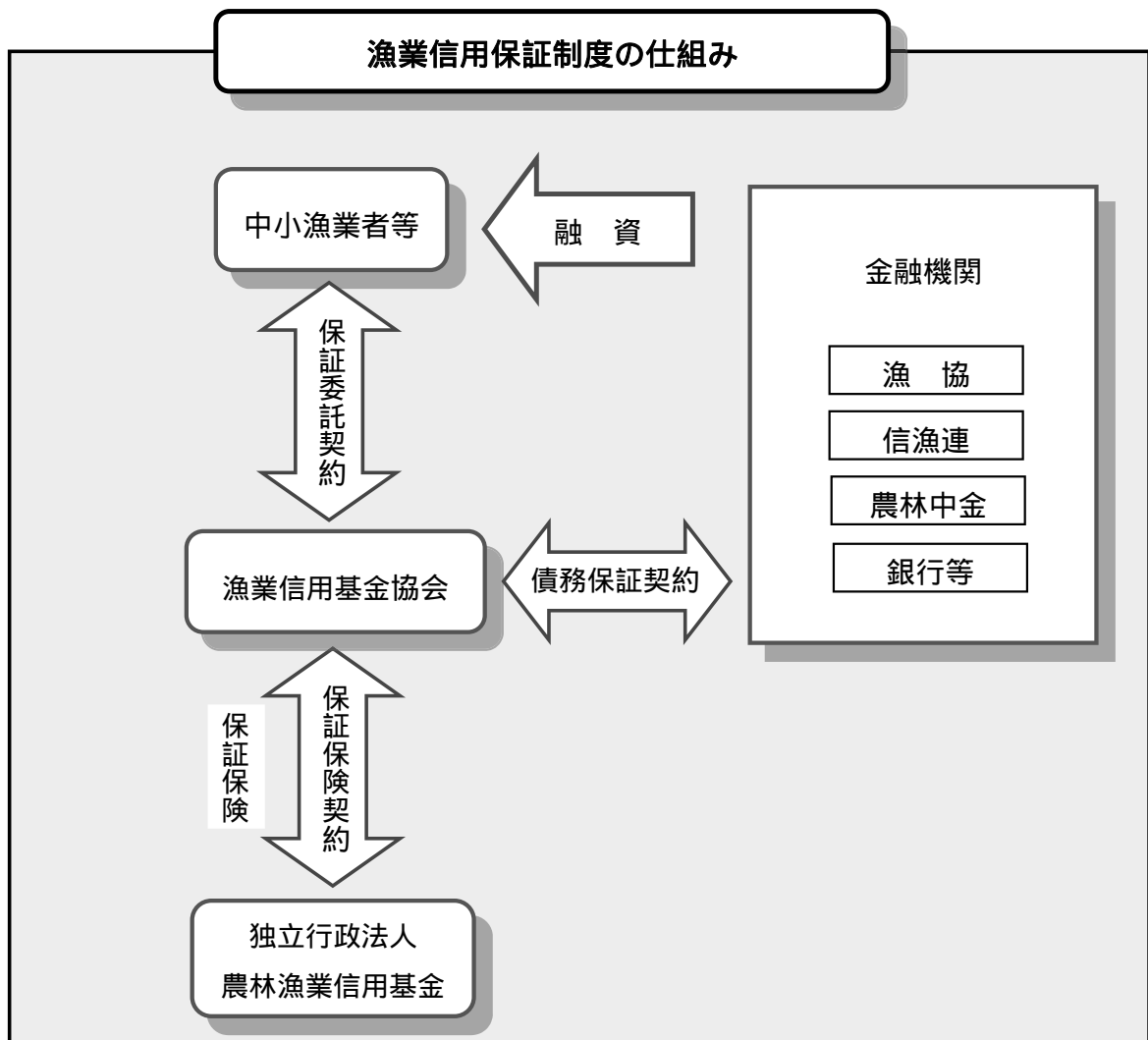
該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

大分県漁業信用基金協会は、既に述べたとおり、中小漁業者等に債務保証を行っている。この債務保証は、中小漁業融資保証法によって整備されている漁業信用保証制度の一環である。下に漁業信用保証制度の仕組みを図式化した。



図中で、中小漁業者等については、漁業を営む個人及び漁業に従事する個人のほか、漁業を営む一定の規模に満たない法人や、水産加工業を営む個人、同じく一定の規模に満たない法人、水産業協同組合などがこれに含まれる。また、独立行政法人農林漁業信用基金については、大分県漁業信用基金協会を含めた全国 42 の漁業信用基金協会が行う債務保証について保証保険を行い、信用保証のリスクを分散することにより、漁業信用基金協会の保証能力の維持を図っている独立行政法人である。

上掲図に示したように、漁業信用基金協会は中小漁業者等の金融機関からの資金借入を容易にするために、債務保証を行う。

対象資金は、漁業近代化資金（漁業近代化資金融通法に基づく資金）、一般資金等（漁業経営改善促進基金等からなり、漁業近代化資金を除く中小漁業者等の事業または生活に必要な資金）に分けられ、大分県漁業信用基金協会における平成 21 年度末時点の保証債務残高は、総額で 4,437 百万円、うち漁業近代化資金 1,842 百万円、経営改善促進資金 175 百万円、その他一般資金 2,419 百万円である。その他一般資金における保証残高は、その大部分が漁業緊急保証対策事業に係るものである。同事業は平成 21 年度に中小漁業者への

セーフティネットとしてスタートしたもので、同事業に係る助成は大部分が国によるが一部は県からもなされる。大分県漁業信用基金協会では同年度中に 2,357 百万円の保証承諾を行った。

漁業信用基金協会の主要な収入は、債務保証契約に当たって被保証人である中小漁業者等から得る保証料である。保証料率は資金種類により異なるが、漁業近代化資金の場合は 0.5%となっており、大分県漁業信用基金協会における平成 21 年度の保証料収入計上額は、34 百万円である。

漁業信用基金協会が債務の保証を行った中小漁業者等が金融機関に返済できなくなった場合、金融機関の請求を受けて漁業信用基金協会が代位弁済を行う。代位弁済の実施後は、当該債務者に対して求償権といわれる債権を有することになり、直接に回収を図ることになる。大分県漁業信用基金協会における平成 21 年度末時点の求償権残高は 428 百万円であり、これに対して 93 百万円の求償権償却引当金を計上している。

3. 監査結果

< 指摘事項 1 >

保証何の中に綴られている収入、支出の状況の推移

決裁済みの保証何の綴りから判断する限り、保証先の財務数値等の内容把握が甘いといわざるをえない。融資金融機関が行っている審査内容を把握し、これが適正であればその内容を保証の決裁書面に残し、審査が十分でなければ、その改善を要求すべきである。

決裁済みの保証何の綴りを閲覧したところ、概して数字の捉え方が甘く、例えば売上数値の推移に無理があったり、在庫数値が異常値である等、記載されている数値が実態とかけ離れていると考えられるものが散見された。

漁業緊急保証対策事業とはいえ、融資の出し手である漁協が融資先に対して、経営改善指導を行っていることを確認した上で、その内容について保証を決定した書面に残すべきである。

保証先を支援するにしても、漁協の審査が十分でないとは判断した場合には、漁協を通じて審査の厳格化を求めることにより、融資先の経営の改善を促す必要がある。

< 指摘事項 2 >

満期保有目的の債券の貸借対照表価額について

大分県漁業信用基金協会会計規程では、満期保有目的の有価証券について、一定の要件を満たす場合、償却原価法に基づいて算定した価額をもって貸借対照表価額とするものと定めている。また、貸借対照表の脚注においても、償却原価法による旨を記載している。

しかし、実際の貸借対照表価額は取得価額のままとなっており、規程に準拠した、実態を適切に反映する会計処理を行うことが必要である。

大分県漁業信用基金協会の平成 21 年度貸借対照表の脚注において、満期保有目的の債券の評価については償却原価法による旨を記載しているが、実際の貸借対照表価額はこれによっておらず取得価額 2,500 百万円のままである。

そこでまず、貸借対照表価額と脚注に不整合が生じていたことになり、開示の正確性の観点から問題となる。

ここで大分県漁業信用基金協会会計規程は、別紙 4 第 4 (1) において、「(満期保有目的の) 債券を債券金額より低い金額または高い価額で取得した場合において、取得金額と債券金額との差額の性格が金利調整 (中略) と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする」としている。

従って、貸借対照表価額を償却原価法に基づき算定しないことは、会計規程への準拠性違反となる。また、規程どおり償却原価法によることで、脚注との整合性も回復できる。

なお、保有する有価証券はすべて満期保有目的の債券である。これについて、定額法 (金利調整差額を取得日から償還日までの月割で均等に損益配分する計算方法) による試算を行った結果、2,501 百万円となり、現状の貸借対照表価額と約 1 百万円の差異が生じていた。

このように影響額はさほど大きくないが、会計規程に準拠した適切な処理 (過年度修正含む) を行う必要がある。

< 指摘事項 3 >

債務保証損失引当金の計上額について

大分県漁業信用基金協会の平成 21 年度貸借対照表に計上されている債務保証損失引当金の算定過程に誤りがあった。計算方法を見直し、また算定シートの修正改善を行い、以後の計上を適正に行う必要がある。

大分県漁業信用基金協会の平成 21 年度貸借対照表には債務保証損失引当金 3.7 百万円が計上されている。この算定の過程についてヒアリングを実施し、また表計算ソフトによる算定シートを閲覧したところ、2 点の誤謬があり、その分を適宜修正した残高は、4.4 百万円であった。

まず、計算シート上でセル集計の範囲設定に誤謬があり、誤った集計をしていたという事実があった。これについては、算定シートの修正改善を行い、以後の計上を適正に行う必要がある。

次に、平成 21 年度決算における算定において、平成 21 年度の代位弁済実績額を反映させていない点に問題があった。このため、平成 17 年度保証残高に対する事故率が過少に算定され、要引当額の算定に影響が生じている。これについては、計算方法の誤りを規程に沿って見直し、適正な計上を行う必要がある。

< 指摘事項 4 >

求償権償却引当金の計上額について

大分県漁業信用基金協会の平成 21 年度貸借対照表に計上されている求償権償却引当金の算定過程に、誤りがあった。適切な算定方法により、以後の計上を適正に行う必要がある。

大分県漁業信用基金協会の平成 21 年度貸借対照表には求償権償却引当金 93 百万円が計上されているが、この金額の算定が、同協会の会計規程に準拠した方法で行われていない。

大分県漁業信用基金協会会計規程は、別紙 6 第 2 において、次のように定めている。

第 2 求償権償却引当金の算定

- 1 第 1 の算定区分（引用者注：近代化資金、一般資金等）ごとに、別表の求償権分類管理表を利用し、被保証人ごとの回収不能額を算定する。
- 2 回収不能額は、求償権分類管理表の「6 回収期間別分類欄」の 及び 並びに「7 回収見込みなし欄」並びに未分類欄の合計額とする。
- 3 回収不能額のうち協会自己リスク分を求償権償却引当金（中略）とする。

しかし、実際には、「求償権償却引当金内訳」（業務報告書のフォーム）のイメージに沿って、引当金のフロー面、つまり増加ないし減少の額が定まり、その結果として期末引当金残高（ストック）が決定するという方法が採られている。

このような方法は、会計規程に準拠したものではなく、また、フロー額の決定の根拠に乏しい。一般営利企業の会計においても、引当金残高は、資産価値の適正評価ないしは潜在的債務の評価のため、ストックベースで確定される性質のものである。あくまで規程に沿った残高の把握が必要である。

前期末に遡及して再計算することは作業量の大きさ等から往査可能な時間内では不可能であったが、協会側が当方の往査時の指摘を受け、中間仮決算として当方の示した方法で算定したところでは 3 百万円の追加的な繰入を要したとの説明を後日受けている。

時点差があるため、この金額がそのまま前期末引当残高の不足を示すものではないが、債務者に大きな異動等はなかったため、実際の影響額はほぼこれに近いと考えられる。

4 . 監査意見

< 監査意見 1 >

債務保証損失引当金の算定の際に利用する被保証者の債務者区分の見直しについて

債務保証損失引当金の算定に当たり、被保証者の被保証債務の履行状況により債務者区分を行い、この区分ごとに平均事故率の算定を行っている。これは会計規程によるものだが、延滞月数に基づく形式的分類による不具合があり、改良を検討することが望ましい。

債務保証損失引当金の算定に当たり、大分県漁業信用基金協会会計規程別紙7に基づき、被保証者の被保証債務の履行状況により債務者区分を行っている。別紙7の定める債務者区分は、基本的に延滞3ヶ月・6ヶ月という形式的分類である。

この区分ごとに平均事故率の算定を行うが、破綻懸念先（延滞3ヶ月以上6ヶ月未満）の事故率がゼロであるといった不具合も生じている。

より実態に沿った引当額の算定を可能にするために、債務者区分に定性的判断を適宜加味することを検討することが望ましいといえる。

< 監査意見2 >

九州エリアにおける各県協会の統合案への対応について

九州エリア内における各県漁業信用基金協会の統合案が社団法人漁業信用基金中央会から示されているとのことである。

大分県漁業信用基金協会においても、昨今の厳しい経済的状況を鑑みると、この統合案については積極的に対応すべきである。

九州エリア内における各県漁業信用基金協会の統合案が社団法人漁業信用基金中央会から示され、既に手を挙げている県協会もあるという状況であるとの説明を受けた。

大分県漁業信用基金協会においても、人件費その他コスト削減は限界に近づいている状況が見てとれ、また、ここ数年の中小事業者への新規保証案件については、代位弁済に至る事故率等について予測の困難な部分もあることから財政的基盤強化の必要性は否定できない。

従って、この統合案については、積極的に取り組むことが必要であると考える。

【大分県農業信用基金協会】

1. 概要

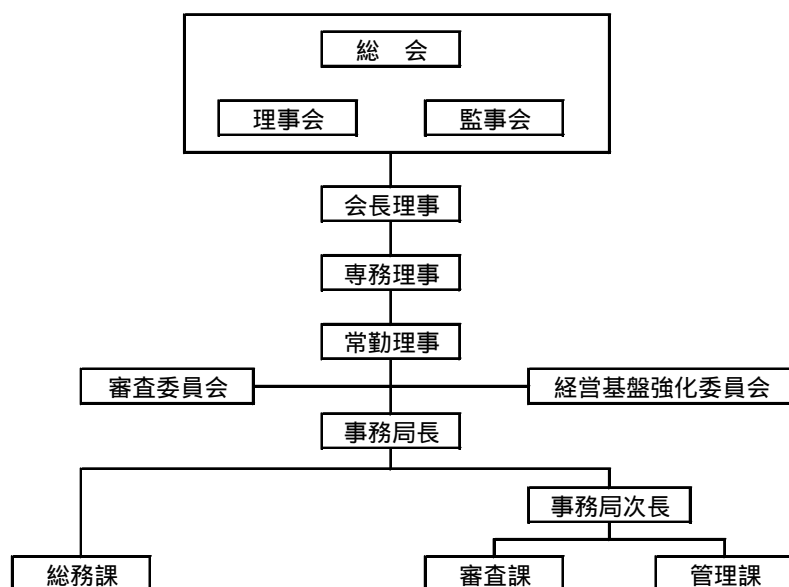
目的

大分県農業信用基金協会は、農業信用保証保険法に基づき設立された法人であり、農業者等の信用力を補完し農業近代化資金その他の資金の借入を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的として、金融機関が農業者等に資金を貸し付けた場合の債務を保証する業務を行っている。

沿革

昭和 37 年 3 月 26 日：設立

組織図

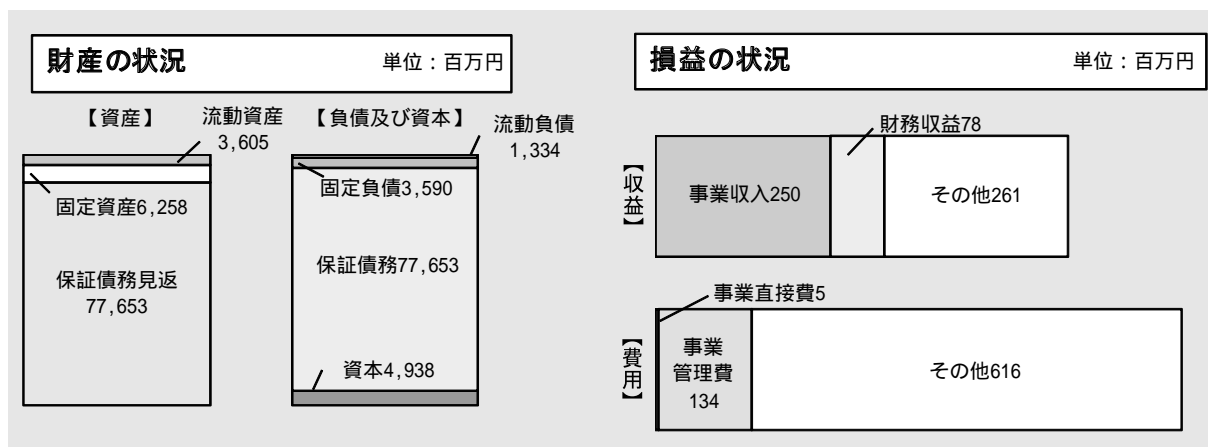


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	12	2	10	1	1	-	1	-	-	-	-	13	2	11	1
19	13	2	11	1	-	-	-	-	-	-	-	13	2	11	1
20	11	1	10	1	-	-	-	-	-	-	-	11	1	10	1
21	11	1	10	1	-	-	-	-	-	-	-	11	1	10	1
22	11	1	10	1	-	-	-	-	-	-	-	11	1	10	1

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

貸借対照表				
(単位：百万円)				
科目	19年度	20年度	21年度	
流動資産	4,386	3,969	3,605	
現金預金	4,132	3,799	3,243	
有価証券	200	50	150	
未収収益	45	112	203	
その他流動資産	8	7	8	
固定資産	5,763	6,128	6,258	
有形固定資産	-	6	5	
無形固定資産	-	3	3	
投資その他資産	5,763	6,119	6,249	
長期預金	410	140	-	
投資有価証券	2,500	3,150	3,699	
外部出資金	164	164	164	
特別外部出資金	310	310	310	
求償権	2,848	2,818	2,542	
求償権償却引当金	471	466	468	
その他の資産	0	2	1	
保証債務見返	77,757	78,324	77,653	
資産合計	87,906	88,423	87,517	
流動負債	1,502	1,604	1,334	
短期借入金	75	24	25	
一年以内返済予定長期借入金	458	658	442	
前受収益	931	875	821	
その他の流動負債	37	46	45	
固定負債	3,603	3,426	3,590	
長期借入金	658	442	684	
支払準備金	2,061	2,125	1,944	
保証責任準備金	405	404	402	
債務保証損失引当金	152	165	268	
退職給付引当金	96	69	67	
求償債務	183	162	161	
その他の固定負債	46	56	61	
保証債務	77,757	78,324	77,653	
負債合計	82,863	83,355	82,578	
出資金	4,037	4,038	4,075	
その他資本	1,006	1,028	862	
資本合計	5,043	5,067	4,938	
負債・資本合計	87,906	88,423	87,517	

損益計算書				
(単位：百万円)				
科目	19年度	20年度	21年度	
事業収入	265	263	250	
その他収益	228	304	260	
財務収益	69	78	78	
(経常収益計)	563	646	588	
特別利益	0	1	0	
収益合計	564	647	589	
事業直接費	4	3	5	
事業管理費	132	134	134	
その他費用	395	484	613	
財務費用	1	2	2	
(経常費用計)	534	625	756	
特別損失	-	-	-	
費用合計	534	625	756	
当期利益(又は損失)金	29	22	166	

県との関係

(1) 出資

県出資額 1,030 百万円 (総出資額 4,075 百万円) 県出資比率 25.3%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
7 百万円	5 百万円	12 百万円

12 百万円 (平成 21 年度) は農業金融対策事業

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

該当なし。

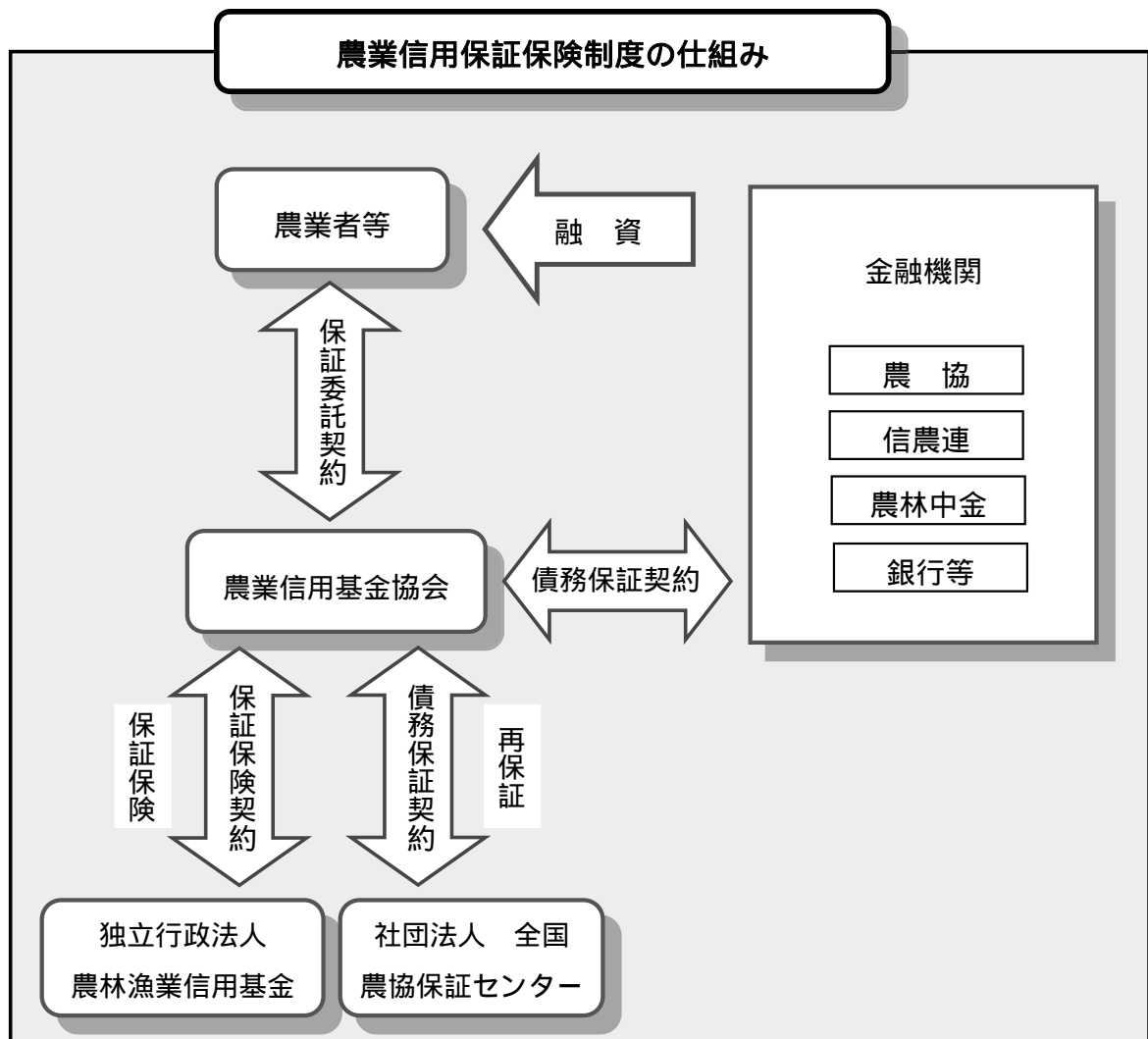
(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

大分県農業信用基金協会は、既に述べたとおり、農業者等に債務保証を行っている。この債務保証は、農業信用保証保険法によって整備されている農業信用保証保険制度の一環である。

下に農業信用保証保険制度の仕組みを図式化した。



図中で農業者等については、農業を営む者、農業に従事する者、農協、同連合会、農業協同会社等がこれに含まれる。

また、独立行政法人農林漁業信用基金は、大分県農業信用基金協会を含めた全国 47 の農業信用基金協会が行う債務保証について保証保険を行い、信用保証のリスクを分散することにより、農業信用基金協会の保証能力の維持を図っている独立行政法人である。

一方、社団法人全国農協保証センターについては、農協の農業者以外の組合員に対する貸し付けについて、農業信用基金協会が負担する保証債務の保証（再保証）を行うこと等を目的として設立された保証機関である。

上掲図に示したように、農業信用基金協会は農業者等の金融機関からの資金借入を容易にするために、債務保証を行っており、対象資金は農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、一般資金（日本政策金融公庫資金等からなる主務大臣指定資金及びその他資金）に分けられる。

大分県農業信用基金協会における平成 21 年度末の保証債務残高は、総額で 77,653 百万円、うち農業近代化資金 3,267 百万円、主務大臣指定資金 40,351 百万円、その他資金 33,831 百万円である。

農業信用基金協会の主要な収入は、債務保証契約に当たって被保証人である農業者等から得る保証料である。保証料率は資金種類や担保の有無によって異なり、農業近代化資金の場合は 0.45 または 0.6% となっており、大分県農業信用基金協会における平成 21 年度の保証料の計上額は 234 百万円である。

農業信用基金協会が債務の保証を行った農業者等が、実際に金融機関に返済できなくなった場合、金融機関の請求を受けて農業信用基金協会が代位弁済を行う。代位弁済の実施後は、農業信用基金協会が当該債務者に対して求償権といわれる債権を有することになり、直接に回収を図ることになる。大分県農業信用基金協会における平成 21 年度末の求償権残高は、2,542 百万円であり、これに対して求償権償却引当金を 468 百万円計上している。

3 . 監査結果

< 指摘事項 1 >

大口保証先の管理体制、経営陣への報告体制について

大口保証先の期中管理体制が不十分である。大口保証先については、たとえ正常先であっても期中管理を十分に行うべきであり、名寄せの上、一定金額以上の先については金融機関の意見に依存しすぎることなく、主体的に被保証先の財務分析や実態把握を十分に行う必要がある。

大口保証先の期中管理体制について検討するため、大口先リストを入手し、その中から個別に抽出してファイルを開覧し、担当者にヒアリングした結果、上記の判断を行った。

大口保証先のファイルのうち任意に抽出して検討したところ、各ファイルとも決算書等は綴られていたが、期中管理を十分に行った状況は見受けられなかった。

大口保証先については、たとえ正常先であってもリスクが大きいため、期中管理を十分に行うべきであり、名寄せの上、少なくとも 5 千万円以上の先については金融機関の意見に依存せず、主体的に被保証先の財務分析や実態把握を十分に行う必要がある。

また、特定の大口先については期中管理の状況について、定期的に経営陣に報告する体制をとることが望ましい。

< 指摘事項 2 >

求償権償却引当金について

大分県農業信用基金協会の貸借対照表に計上されている求償権償却引当金 468 百万円は、「農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令」が「当分の間」認めている簡便な算定方法によっている。

しかし、大口求償権合計 18 億円について、求償権残高より担保等を差し引き個別に引当金を算定したと仮定した場合には、引き当てが大幅に不足しているものと考えられる。不足額の大きさを考慮すると、より実態に近い数値の見積もりが可能な算定方法を検討すべきである。

「農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令」（平成十七年三月三十一日内閣府・農林水産省令第六号：以下、「会計命令」とする。）第 32 条 3 項は、「求償権について取立不能のおそれがある場合には、取立不能の見込額を控除する形式で求償権償却引当金の科目をもって記載しなければならない。」としている。すなわち取立不能見込額を適切に見込んで引当金を計上すべきことが原則である。

一方、会計命令附則 2 では、求償権償却引当金について、「当分の間」、この第 32 条第 3 項の規定にかかわらず、簡便な方法で算定することを容認する旨を定めている。簡便な方法とは、資金種類ごとに回収率の平均値を用いて算定する方法である。

しかし、求償権はその性格上貸倒懸念等の問題のある債権であり、取立不能見込額は個別の債権ごとに担保状況等を考慮して回収不能額を見込む方法によらなければ精度の高い見積もりとならない。

大口求償権（700 万円以上先）に関する個別のリストを入手し、担当者にヒアリングする等検討したところ、大口求償権合計 18 億円について、求償権残高より担保等を差し引き個別に引当金を算定したと仮定した場合には引き当てが大幅に不足しているものと考えられた。

求償権償却引当金の金額は質的にも金額的にも重要なものがあることから、今後実態により近い金額で計上することによって、財務内容の真实性を高め、財務の健全性確保に役立てる必要がある。より実態に近い真実な財務報告は健全な経営の大前提といえる。

従って、附則 2 にかかわらず、少なくとも大口債権について個別の引当額を考慮することが望ましいと考える。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

資金別の保証引き受けの状況について

大分県農業信用基金協会の設立目的は、農業者等の信用力を補完し農業近代化資金その他の資金の借入を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することとなっている。しかし、大分県農業信用基金協会の保証実残高の内訳を見ると、その保証実残高に占める生活資金の割合が61%もあり、とりわけ非農業者の生活資金が44%と高水準となっている。

本協会の設立趣旨に鑑みて、農業近代化、改良資金・就農支援及び農業事業資金の比率を高めるべきである。

	平成 22 年 7 月末 保証実残高	
	件 数	金額（単位：百万円）
農業近代化資金	847	3,268
改良資金・就農支援資金	70	195
一般資金	12,627	73,917
内農業に係る事業資金	4,112	26,656
内農業者向けの生活資金	4,694	12,859
（上記の内の住宅ローン）	(1,572)	(11,531)
非農業者向けの生活資金	3,821	34,400
（上記の内の住宅ローン）	(2,164)	(32,586)
合 計	13,544	77,381

平成 22 年 7 月末における大分県農業信用基金協会の保証実残高は約 77,381 百万円であるが、その内訳としては、住宅ローンやカードローン、マイカーローンといった、いわゆる生活資金が 47,260 百万円（農業者向け 12,859 百万円 + 非農業者向け 34,400 百万円）であり、保証実残高の約 61%（住宅ローン単独では 44,117 百万円、約 57%）を占めている。

また、生活資金の中でも非農業者向けの生活資金の比率が全保証実残高の約 44%とかなり高い水準となっている。

本協会の設立目的は『農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資する』ことにある。このことからすると現状の生活資金に偏っている保証残高は設立目的に沿ったものとなっておらず、農業近代化、改良資金・就農支援及び農業事業資金の比率を高める努力を行うべきである。

農林水産省が5年ごとに調べる「2010年農林業センサス(大規模調査、暫定値)」によると大分県内は一定規模の農家や法人を合わせた農業経営体は3万1千となっており、前回(05年)に比べると約5千(14%)減少しており、高齢化によるリタイアに新規就農者が追いついていかない農業構造が浮き彫りになっている。

農業経営体が減少した分の耕地は集落営農組織等に集約され、1経営体当たりの規模拡大が進んでいるとみられているが、リタイアする農業者に代って新たな担い手育成が課題となっている現状がある。

このように農業経営体が減少する中で、農業の経営近代化のための資金をはじめとする、農業に係る事業資金の比率を向上させることは、簡単なことではないが、本協会の設立目的に照らしてその使命を果たしていただきたい。

外郭団体の場合には長年事業を行ってきた中で、社会情勢や国の政策等の経営環境の変化によって、現在行っている事業の中身が、結果として設立目的に必ずしも十分に適合しているとはいえない状況になっている場合がある。民間企業であれば定款目的を広く解釈し、法令等に適合していれば利益を上げ存続していけばよいが、外郭団体の存在意義は政策目的を実現するために補完機能を果たすという大義名分があることを忘れてはならないと考える。

地方公共団体から出資等を受けている外郭団体は一般社会における組織の形態としては特殊な存在であるということを十分に認識し、事業の公益性や設立の目的、公共への貢献性を検討する必要があると考える。

【株式会社大分ポール種苗センター】

1. 概要

目的

株式会社大分ポール種苗センターは次の事業を営むことを目的とする。

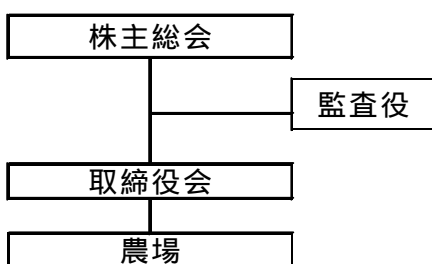
- (1) 野菜、花卉の苗及び種子の生産及び販売
- (2) 上記に附帯する一切の事業

沿革（大分県が出資した経緯）

大分県は21世紀に向けコスト、品質、消費者を基本視点とした新農業振興計画「新農業プラン 21」を策定し、農業振興を積極的に進めていた。中でも、野菜や花卉の生産拡大を進めるため、施設化を強力に推進するなど、県内各地の立地条件を生かした園芸品目の生産振興を図っていた。こうしたなか、野菜、花卉の生産振興を図るため育苗と生産の分業化や優れた種苗の安定供給体制を確立することが緊急の課題であった。当時は円高、ガットウルグアイラウンドにおける農産物貿易の自由化、消費構造の多様化が急激に進展しており、一方、産地間競争に加え外国産との競争が激化する中、高品質化、低コスト化等が必要であった。

このような情勢を踏まえ、「野菜、花卉の生産振興を一層進め、生産農家規模拡大や優良種苗の振興」という県施策と合致し、公益性も有していることから、大分県経済農業協同組合連合会や株式会社ティ・エムポール研究所とともに大分県は平成6年に当社に出資（11,250千円）することになった。

組織図



役職員の状況

年 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	5	1	4	-	3	-	3	-	15	15	-	23	1	22	-
19	5	1	4	-	4	-	4	-	15	15	-	24	1	23	-
20	5	1	4	-	5	-	5	-	15	15	-	25	1	24	-
21	5	1	4	-	5	-	5	-	15	15	-	25	1	24	-
22	5	1	4	-	5	-	5	-	18	18	-	28	1	27	-

財務内容

(1) 財産及び損益の状況

財産の状況		損益の状況	
単位：千円		単位：千円	
【資産】	【負債及び純資産】	【収益】	【費用】
流動資産47,431	流動負債45,424	売上高182,844	売上原価165,956
固定資産92,823	固定負債32,879	営業外収益47	営業外費用1,824
	純資産61,950	法人税等188	販管費7,950

(2) 3年間の推移

科目	19年	20年	21年
資産の部			
流動資産	89,213	43,252	47,431
固定資産	140,191	119,032	92,823
有形固定資産	133,778	112,562	86,353
無形固定資産	6,110	6,110	6,110
投資その他の資産	303	360	360
資産の合計	229,405	162,284	140,254
負債の部			
流動負債	80,834	52,589	45,424
固定負債	76,785	54,716	32,879
負債の部合計	157,620	107,305	78,304
純資産の部			
株主資本	71,784	54,978	61,950
資本金	45,000	45,000	45,000
利益剰余金	26,784	9,978	16,950
純資産の部	71,784	54,978	61,950
負債・純資産の部合計	229,405	162,284	140,254

科目	19年	20年	21年
売上高	167,693	187,902	182,844
売上原価	165,551	185,984	165,956
売上総利益	2,142	1,917	16,888
販売費及び一般管理費	24,699	16,277	7,950
営業利益	22,556	14,359	8,937
営業外収益	110	116	47
営業外費用	2,783	2,390	1,824
経常利益	25,228	16,633	7,160
特別利益	8	25	-
特別損失	-	-	-
税引前当期純利益	25,220	16,607	7,160
法人税住民税及び事業税	204	198	188
法人税等調整額	-	-	-
当期純利益	25,424	16,805	6,971

県との関係

(1) 出資

県出資額 11,250 千円 (総出資額 45,000 千円) 県出資比率 25.0%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

当社は、野菜・花卉の種苗生産を行い、県内の園芸農家に優良種苗を供給することで、園芸振興に寄与することを目的としている。これらの目的に基づき、主にカスミソウ、リシアンサス、フィエスタ、パンジー、マトリカリア、イチゴ苗等の野菜・花苗の生産販売を行っている。

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 >

当団体に対する出資について

当社の経営安定が確認できた時点で株式の譲渡も含めた県関与のあり方を検討すべきである。

現地視察を行い、農業長及び大分県担当者にヒアリングを行うとともに事業報告、定款取締役会議事録、出勤簿等を閲覧した。

当社は設立以後、全国農業協同組合連合会大分県本部を通じて県下の花卉、野菜生産者に優良種苗を安定的に供給している。そのため設立当初の県内の園芸農家に優良種苗を供給することで、園芸振興に寄与するという目的は達成していると考えられる。

また平成 19 年、平成 20 年度と赤字であったが平成 21 年度には 6 百万円の当期純利益を計上するなど経営状況は改善しており、純資産の部も 61 百万円となっており現状では大分県が当社に対して出資を保有し続ける理由はなくなっているものと考えられる。

他方で当社は平成 18 年に大分県及び九重町と「優良種苗生産施設増設に関する協定書」を締結しており、花卉、野菜の優良種苗の生産施設を増設する計画を進めている。この計画が進めば設備投資資金が必要となり、一時的に財政状態及び経営状況が悪化し、県下の花卉、野菜生産者に優良種苗が提供できなくなることが懸念される。

大分県としては当社の経営安定が図られる目途が立つまでは株式の保有を続ける方針とすることであるので、当社の経営状況を定期的にモニタリングするとともに経営安定に向けて協力し、経営の安定が確認できた時点で株式の譲渡も含めた県関与のあり方を検討すべきである。

【大分県土地改良事業団体連合会】

1. 概要

目的

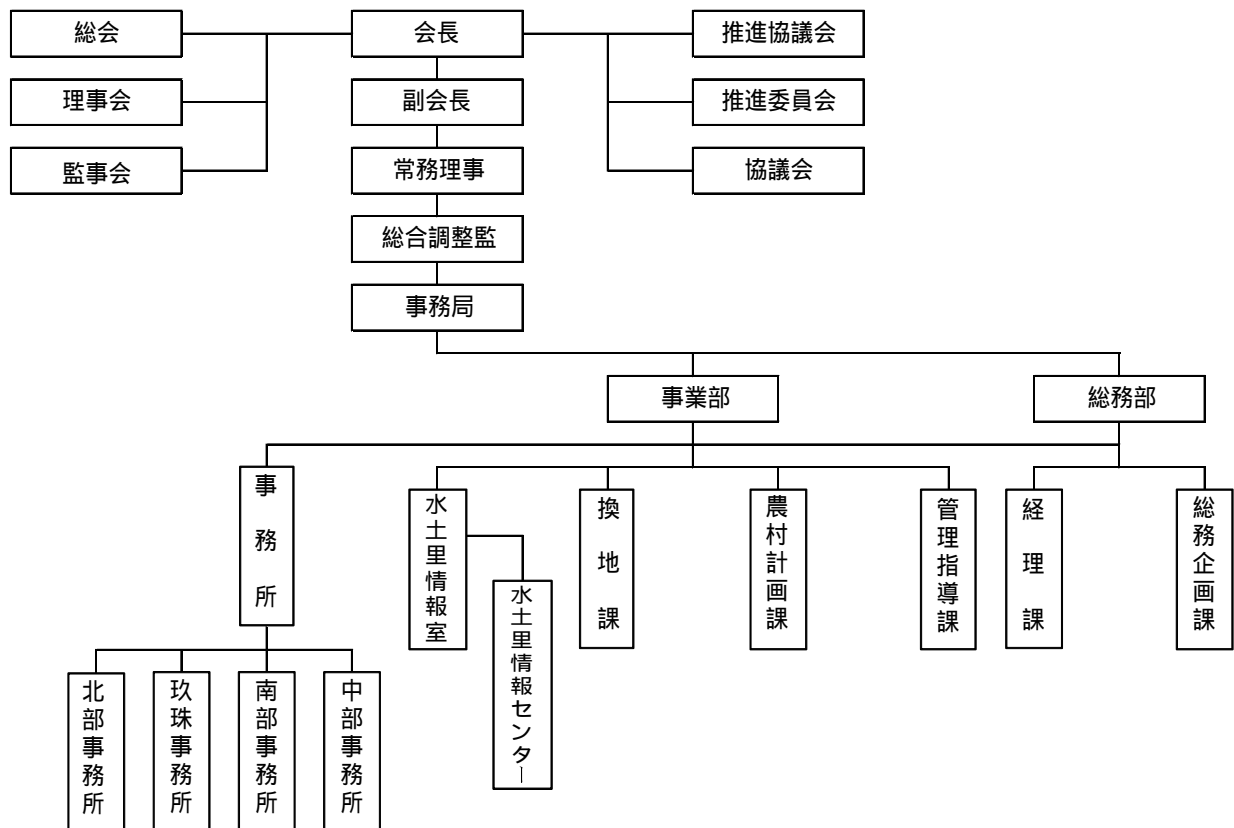
大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的とする。

沿革

本会の前身である「大分県耕地協会」は、大正 15 年に発足した。同協会は、昭和 24 年に土地改良法が制定されたことに伴い、昭和 27 年に「社団法人 大分県土地改良協会」に改組され、組織強化が図られた。

その後、これら農業土木関係唯一の協力団体も時勢の要請による土地改良法の趣旨に則り、協会を発展的に解散し、昭和 33 年 3 月 31 日に解散及び創立総会が行われ、同 7 月 29 日農林大臣の許可（農林省四零 33 のうち第 2601 号）を受け、「大分県土地改良事業団体連合会」が設立され、今日に及んでいる。

組織図

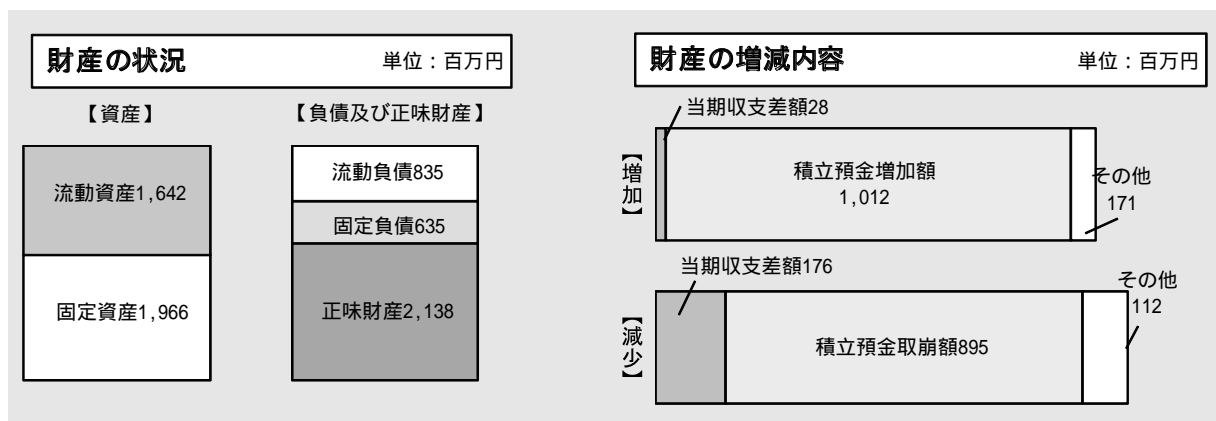


役職員の状況

年度 (平成)	役員			正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	19	19	2	69	1	68	-	26	26	-	114	1	113	2
19	18	18	2	68	1	67	-	24	24	-	110	1	109	2
20	18	18	2	68	1	67	-	30	30	-	116	1	115	2
21	18	18	2	68	1	67	-	27	27	-	113	1	112	2
22	17	17	2	67	1	66	-	24	24	-	108	1	107	2

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
1. 流動資産			
現金預金	298	449	439
未収入金	919	972	1,203
流動資産合計	1,217	1,422	1,642
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	560	560	560
基本財産積立預金	33	34	36
基本財産合計	593	595	596
(2) その他の固定資産			
建物	478	459	546
退職給与積立預金	421	522	540
財政調整積立金	300	100	200
その他	69	71	83
その他の固定資産合計	1,269	1,152	1,370
固定資産合計	1,863	1,747	1,966
資産合計	3,080	3,170	3,609
1. 流動負債			
未払金	559	467	835
その他	0	0	0
流動負債合計	559	467	835
2. 固定負債			
退職給与引当金	447	548	594
役員退任慰労引当金	2	4	5
減価償却引当金	37	38	35
固定負債合計	487	591	635
負債合計	1,047	1,059	1,471
1. 正味財産	2,033	2,110	2,138
(うち基本金)	593	595	596
負債及び正味財産合計	3,080	3,170	3,609

科目	19年度	20年度	21年度
1. 増加の部			
当期収支差額	5	299	28
退職給与積立預金増加額	421	522	540
財政調整積立預金増加額	300	100	400
基本財産積立預金増加額	33	34	36
減価償却積立預金増加額	35	34	30
役員退任慰労積立預金増加額	0	4	5
資産購入額	10	12	140
資産増加額合計	806	1,007	1,181
職員退職給与引当金取崩額	47	-	26
役員退任慰労引当金取崩額	-	1	0
その他	4	5	4
負債減少額合計	51	6	31
増加額合計	858	1,014	1,212
2. 減少の部			
当期収支差額	30	2	176
退職給与積立預金取崩額	355	421	522
財政調整積立預金取崩額	300	300	300
基本財産積立預金取崩額	32	33	34
減価償却積立預金取崩額	35	35	34
役員退任慰労積立預金取崩額	-	0	4
減価償却累計額	32	32	38
資産減少額合計	786	825	1,110
退職給与引当金繰入額	91	101	72
役員退任慰労引当金繰入額	2	2	1
その他	1	6	1
負債増加額合計	95	110	74
減少額合計	881	936	1,185
当期正味財産増減額	23	77	27
前期繰越正味財産額	2,056	2,033	2,110
当期正味財産増減額	2,033	2,110	2,138

県との関係

(1) 出資

該当なし。

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
134 百万円	126 百万円	112 百万円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
507 百万円	607 百万円	369 百万円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

団体営調査設計事業

団体営設計事業は、農業の近代化を促進するため、ほ場の土地、水利等に関する条件を整備し、もって農業生産性の向上及び農業構造の改善に資することを目的として実施される各種の土地改良事業の円滑かつ的確な実施を図るために必要な調査設計等を行うものである。

土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の維持管理を行うには、()電気料、油代あるいは管理人の賃金などのように毎年恒常的にかかる費用 ()ポンプ、モーターのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の浚渫、機械等の部品の交換などのように数年に1回行うような施設の整備補修にかかる費用が必要となる。

この土地改良施設維持管理適正化事業は、上記の「数年に1回行うような施設の整備補修」に対して助成する制度である。

水土里情報利活用促進事業

農業の持続的な発展を図るためには、農地や水利施設等の既存ストックを有効に利用することが必要であり、このような農地や水利施設等に関する情報は、既存ストックの有効利用に当たっての判断材料としても不可欠である。この事業は、農地の有効利用の促進に資するために、農地や水利施設等に関する地図情報及び農地情報を県単位で整備し、農業者等が相互に利用できるようにするものである。

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

今後の事業運営について

今後の事業運営に当たっては、支部事務所の統廃合も含めた抜本的な効率化の検討が必要である。

担当者にヒアリングを実施し、事業計画等の関連資料を閲覧した結果、上記のように判断した。

連合会の今後の一般会計収入計画及び支出計画によれば、それぞれの予測値は以下のとおりとなっている。

	一般会計収入予測	一般会計支出予測
22年度	1,121 百万円	908 百万円
23年度	932 百万円	863 百万円
24年度	743 百万円	799 百万円

このように連合会の今後の事業運営は、特に収入の減少面でかなり厳しい状況が予想されるが、これに対しては、業務受託の推進を図り、少しでも収入の下支えに努力する必要があり、さらに抜本的に支部事務所の統廃合も含めて検討する必要性が生じていると考えられる。

< 監査意見 2 >

役員について

退職した県職員が外郭団体の役員として再就職する場合にはその必要性・合理性を慎重に検討した上で、再雇用を決定する必要がある。また、プロパー職員の役員が不在の状況にある。

プロパー職員のモチベーションを向上させるためにも、将来的にはプロパー職員が役員となるような体制を構築する必要がある。

当該事業の担当者にヒアリングを実施し、組織図を閲覧した結果、上記のように判断した。

退職した県職員は長年行政に携わっており、その知識・経験は貴重なものであり、退職後も意欲・能力があれば、その知識・経験を有効活用することは、社会的にも重要なことである。しかしながら、退職した県職員が外郭団体の役員として再就職することは、天下り問題として、県職員を厚遇することとなり、その必要性・合理性を慎重に検討した上で、再雇用を決定する必要がある。

本団体には、2名の県職員 OB が役員として在任しているが、プロパー職員の役員が不在の状況である。プロパー職員のモチベーションを向上させるためにも、将来的にはプロパー職員が役員となるような体制を構築する必要がある。

また、本団体の会長は、県職員 OB であり、県職員の在職から県の土地改良事業に従事しており、その知識・経験は極めて貴重なものであるといえる。その一方で会長の在任期

間は、20年を超えている。

一般に経営トップの在任期間が長期に及ぶとその弊害も発生する恐れがあることから、経営トップの在任期間については、一定の制限を設ける必要がある。

< 監査意見 3 >

土地改良資料館について

土地改良資料館については、利用状況も明らかでなく、一般市民の利用率は非常に低いとみられ、有効に活用されているとはいえないことから、廃止すべきである。
--

当該事業の担当者にヒアリングを実施し、家賃の算定資料等を閲覧した結果、上記のように判断した。

県下各地で土地改良事業が進められてきたが、その事業に関する各種資料を保管・管理するため、土地改良資料館が設立された。現在の土地改良資料館は、土地改良会館の1階にあり、館長がその資料の管理を行っている。

土地改良資料館を運営するため、大分県土地改良資料館運営委員会が組織されており、運営委員会から館長に給料が支払われている。本団体は、運営委員会に資料館運営の対価を支払っているが、現場調査で契約書の閲覧を要請したところ、契約書が整備されていなかった。対価の支払を行うのであれば、契約書を作成した上で、支払を行う必要がある。

館長は、館長室で職務を執行しているが、館長室のスペースに対応する賃料が本団体に支払われておらず、現状では、無償で館長室を利用している状況にある。大分県土地改良資料館運営委員会と賃貸借契約を締結し、適正な家賃を徴収する必要がある。

資料館には、過去の県の資料が保管されているため、県と本団体との間で賃貸借契約を締結し、県が本団体に対して、家賃を支払っている。

その賃料であるが、近隣相場の50%以下の金額であり、県にとって著しく有利な価格で決定されている。賃料の決定に当たっては、公正な時価すなわち近隣相場から大幅に乖離しない水準で決定する必要があり、賃料の再検討が必要である。

土地改良資料館を継続するとすれば、上記の不備を改善すべきであるが、そもそも当該施設はその利用状況すら明らかでなく、ヒアリングの状況からも一般市民の利用率は非常に低く、有効に活用されているとはいえない。

従って、土地改良資料館については廃止し、スペースが余るのであれば環境が厳しくなっている現状から鑑みて他に賃貸する等有効に活用すべきである。

< 監査意見 4 >

理事の選任について

理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能である人物に対して理事就任への依頼を行う必要がある。

担当者にヒアリングを実施し、議事録を閲覧した結果、上記のように判断した。

平成 21 年度の理事会の議事録を閲覧したところ、出席率の低い理事が見受けられた。理事会の目的は、団体の適切な意思決定、事業運営のモニタリングにあり、理事を選任するに当たっては、ある程度の理事会の出席が可能であることが前提条件である。

理事の選任に当たっては、理事会への出席が可能か否かを確認した上で、理事就任への依頼を行う必要がある。

< 監査意見 5 >

事前着手について

業務の事前着手に当たっては、文書での承認も確実に得る必要がある。

担当者にヒアリングを実施し、事前着手許可申請を閲覧した結果、上記のように判断した。

諸事情により、請書を作成する前に、業務に着手する必要がある場合があり、このような場合、事前着手許可申請を提出し、業務に着手することになっている。

工事契約書のファイルを閲覧したところ、事前着手許可申請が承認される前に着手していた工事が 1 件あった。工事の着手に当たり、口頭での承認は得ているとのことであるが、文書での承認も確実に得る必要がある。

< 監査意見 6 >

稟議制度について

稟議制度を適切に運用するために、稟議書に決裁日を記入する必要がある。決裁日の記入のない稟議書は重要な要件を落としているといわざるをえない。

担当者にヒアリングを実施し、稟議書を閲覧した結果、上記のように判断した。

稟議制度は意思決定を行うために必要な制度であるが、本団体の稟議書には、決裁日の欄がなく、決裁日が不明となっている。決裁日が不明であれば、適切に稟議制度が運用されているのか、事後稟議等により稟議制度そのものが形骸化しているのか等判明しない。

稟議制度を適切に運用するために、決裁日を記入し、稟議制度を運用する必要がある。

< 監査意見 7 >

日出町の土地・建物について

日出町の土地・建物については、有効に活用されていないため、速やかに売却等を検討する必要がある。

担当者にヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

以前は、日出町に事務所を開設していたが、事務所の統廃合に伴い、日出町の手事務所を閉鎖し、現在は、固定資産税見合いの賃料で日出町に土地・建物を賃貸しており、資産の有効活用が行われていない。

土地及び建物の平成 22 年度末の簿価は、それぞれ 29 百万円、13 百万円であり、資産の有効活用の観点から、速やかに売却等を検討する必要がある。

< 監査意見 8 >

推進協議会への役務提供について

推進協議会に役務の提供を行った場合、一定の対価を請求する必要がある。

担当者にヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

本協会では、業務を円滑に行うため、大分県農業農村整備事業推進協議会等の推進協議会に対して、役務の提供を行っている。この役務提供の対価について確認したところ、本団体は、無償で役務の提供を行っているとのことである。

連合会の事業の一環として協議会の運営に協力しているものという説明であったが、そうであれば、どういう協議会に対してどの程度まで協力するのかを明確にしておくべきであると考えます。

【大分県農業会議】

1. 概要

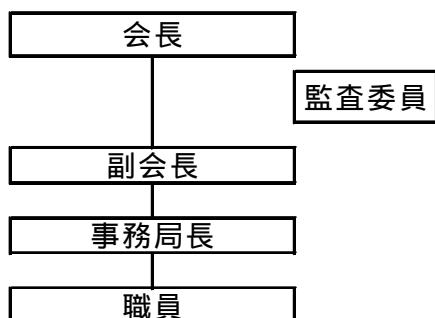
目的

大分県農業会議は、農民の公正な意見を反映し、農業の立場を代表する組織として、その業務を行うことにより、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与することを目的とする。

沿革

「農業委員会等に関する法律」(昭和 26 年)の一部改正により大分県農業委員会が廃止され、認可法人である大分県農業会議が設立された。

組織図

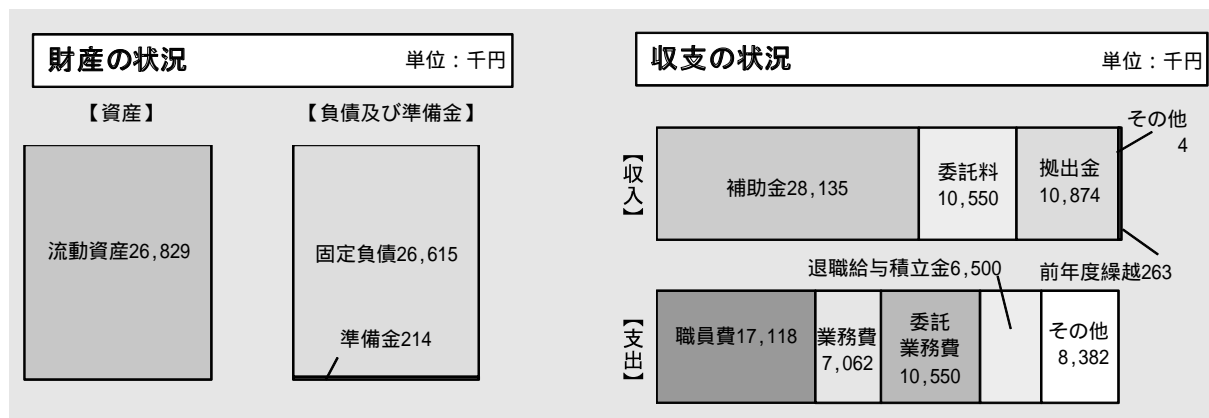


役職員の状況

年度(平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	3	-	3	-	6	-	6	2	2	2	-	11	-	11	2
19	3	-	3	-	7	-	7	2	2	2	-	12	-	12	2
20	3	-	3	-	7	-	7	2	2	2	-	12	-	12	2
21	3	-	3	-	6	-	6	1	2	2	-	11	-	11	1
22	3	-	3	-	5	-	5	1	3	3	-	11	-	11	1

財務内容

(1) 財産及び収支の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	13,340	20,371	26,829
流動資産合計	13,340	20,371	26,829
資産合計	13,340	20,371	26,829
負債の部			
1. 固定負債			
退職準備金	13,090	20,107	26,615
固定負債合計	13,090	20,107	26,615
負債合計	13,090	20,107	26,615
準備金の部			
1. 次期繰越収支差額	249	263	214
準備金合計	249	263	214
負債及び準備金合計	13,340	20,371	26,829

科目	19年度	20年度	21年度
収入の部			
1 補助金	40,449	35,155	28,135
2 委託料	9,148	9,167	10,550
3 拠出金	11,682	10,874	10,874
4 雑収入	148	117	4
5 前年度繰越金	230	249	263
総計	61,659	55,563	49,827
支出の部			
1 会議員費	3,982	3,989	4,018
2 職員費	18,020	17,464	17,118
3 事務費	1,767	1,189	1,622
4 業務費	18,569	13,717	7,062
5 委託業務費	9,148	9,167	10,550
6 表彰費	45	22	28
7 負担費	2,276	1,960	2,030
8 農業委員会会長会補助	500	500	500
9 借入金利子	212	207	172
10 雑支出	86	80	10
11 退職給与積立金	6,800	7,000	6,500
12 予備費	-	-	-
総計	61,409	55,299	49,612

県との関係

(1) 出資

該当なし。

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成19年度	平成20年度	平成21年度
20,740千円	15,792千円	9,137千円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
2,160 千円	2,368 千円	1,800 千円

(4) 交付金・負担金

県からの交付金・負担金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
19,709 千円	19,363 千円	18,998 千円

(5) 借入金

該当なし。

(6) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

大分県農業会議は、農業委員会等に関する法律の規定により、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与することを目的に設置されている組織で、農地法による農地転用許可における知事からの諮問等の業務、農業経営基盤強化促進法による農業経営基盤強化促進実施方針の承認における業務、農業委員会等活動強化支援事業、集落農地利用調整事業、農用地利用対策事業、農業者年金業務委託事業・総合指導事業、おおいた集落営農組織強化緊急対策事業、外国人研修受入れ適正化支援事業、農の雇用事業を行っている。

3. 監査結果

< 指摘事項 >

退職準備金の積み立て不足について

退職準備金が 4,844,857 円の積み立て不足となっている。

大分県農業会議事務所の視察を行い、担当者にヒアリングを行うとともに会則、総会議案書等の閲覧を行った結果、上記のように判断した。

平成 22 年 3 月末時点で退職準備金が 26,615,252 円計上されているが、85%程度しか引き当てられておらず、100%退職準備金を積み立てると仮定すると 4,844,857 円の積み立て不足となっている。

これを考慮すると平成 22 年 3 月末時点での次期繰越収支差額は 214,585 円の黒字から、

4,630,272 円の赤字になる。平成 22 年度からは退職準備金を 100%引き当てて正しい繰越収支差額を計上すべきである。

【財団法人大分県建設技術センター】

1. 概要

目的

財団法人大分県建設技術センターは、県及び市町村の建設事業の円滑、効率的な推進と技術の向上を図り、社会資本の整備に寄与することを目的とする。

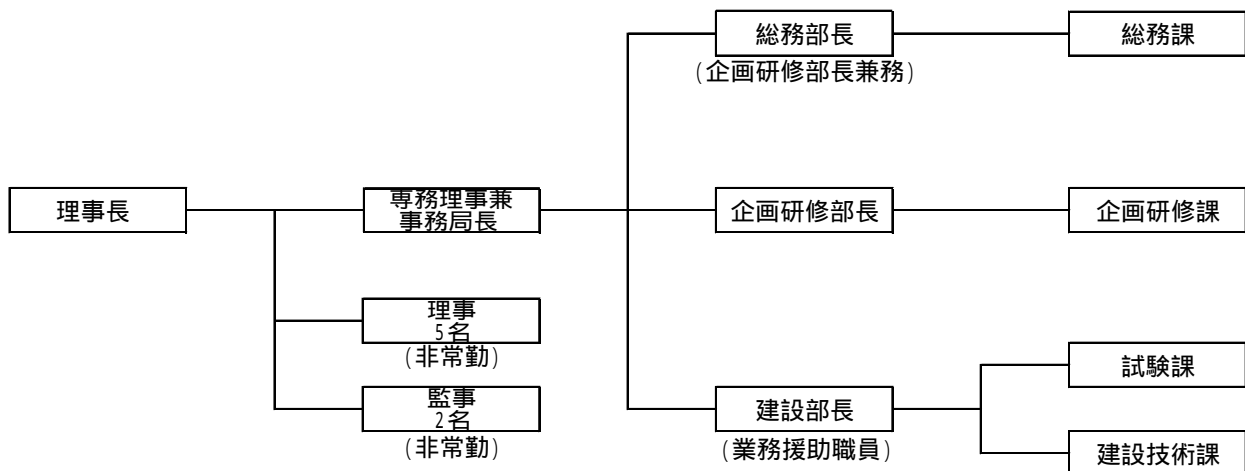
沿革

当センターは、県と市町村の出捐金により、知事の設立許可を受けて、平成6年4月1日に設立され、研修、設計積算受託、道路維持管理等の事業で業務を開始した。

平成7年度からは施工管理受託、道路台帳補正受託を開始し、平成11年度には、県から建設材料試験事業の移管を受け、平成11年度から電子ファイル事業、平成12年度から工事積算システム運用事業を開始、事業の拡充と体制の整備に努めてきた。

さらに、時代に適応した事業を積極的に展開するために組織の充実や技術力の強化に取り組み、発注者支援機関として県及び市町村の建設事業を広範囲に支援、補完している。

組織図

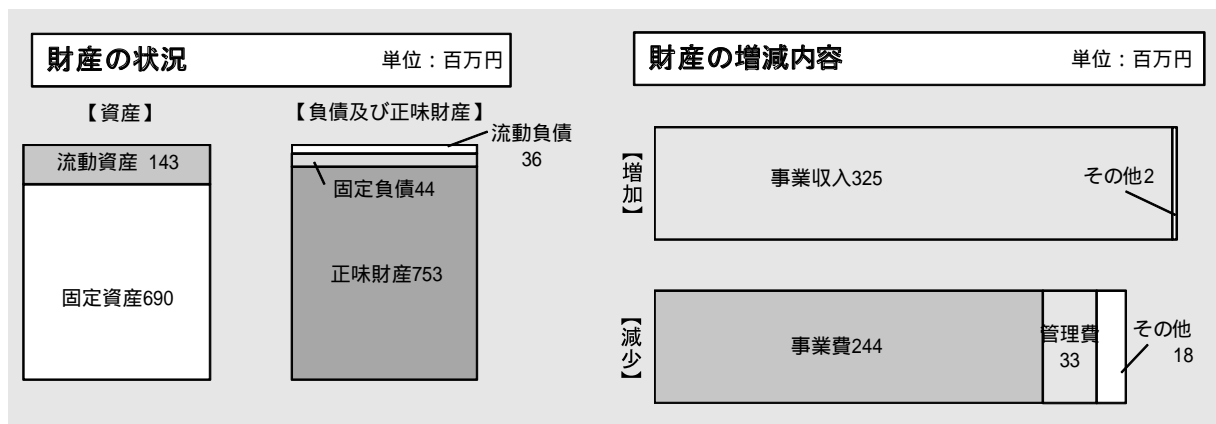


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	10	4	6	1	21	6	15	1	26	26	3	57	10	47	5
19	10	4	6	1	19	4	15	1	28	28	2	57	8	49	4
20	10	4	6	1	19	4	15	1	25	25	4	54	8	46	6
21	10	4	6	1	19	4	15	1	23	23	2	52	8	44	4
22	9	1	8	2	18	4	14	-	23	23	4	50	5	45	6

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

貸借対照表			
(単位:百万円)			
科目	19年度	20年度	21年度
1. 流動資産			
現金預金	64	77	62
未収金	91	70	68
その他	2	7	12
流動資産合計	159	155	143
2. 固定資産			
(1) 基本財産合計	30	30	30
(2) 特定資産			
施設整備積立資産	265	265	265
財政調整積立資産	130	130	130
器具及び備品購入積立資産	125	145	170
退職給付引当資産	33	37	44
その他	7	9	11
特定資産合計	561	587	620
(3) その他の固定資産合計	38	35	40
固定資産合計	630	653	690
資産合計	789	809	834
1. 流動負債			
未払金	42	32	14
未払法人税等	16	14	18
その他	2	3	4
流動負債合計	61	50	36
2. 固定負債			
退職給付引当金	33	37	44
固定負債合計	33	37	44
負債合計	95	88	81
正味財産の部			
1. 指定正味財産	-	-	-
2. 一般正味財産	694	721	753
正味財産合計	694	721	753
負債及び正味財産合計	789	809	834

正味財産増減計算書			
(単位:百万円)			
科目	19年度	20年度	21年度
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	347	321	325
土木積算等受託事業収益	106	112	115
電子ファイル事業収益	101	94	102
建設材料試験事業収益	68	66	64
施工管理受託事業収益	32	20	23
その他の事業収益	39	27	20
その他	5	2	2
経常収益計	353	323	328
(2) 経常費用			
事業費	249	252	244
管理費	54	31	33
他会計への繰出金	0	-	-
経常費用計	303	283	277
当期経常増減額	50	40	50
2. 経常外増減の部			
当期経常外増減額	1	0	0
税引前当期	49	40	50
一般正味財産増減額	16	14	18
法人税、住民税及び事業税	32	26	32
当期一般正味財産増減額	662	694	721
一般正味財産期首残高	694	721	753
一般正味財産期末残高	694	721	753
正味財産期末残高	694	721	753

県との関係

(1) 出資

県出資額 20 百万円 (総出資額 30 百万円) 県出資比率 66.7%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
167 百万円	146 百万円	146 百万円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証

該当なし。

(6) その他 (平成 21 年度)

県有財産 (庁舎) の貸付 (減免なし) 試験機器の無償貸付

2 . 主な事業の概要

土木積算等受託事業

住宅品質確保促進法の施行等により公共事業の発注者の責任はより重くなっている。そこで、県・市町村が実施する公共事業の積算補助・施工監理等の業務を支援している。

具体的には、県・市町村が発注する公共工事の調査・計画段階での技術相談、調査等、設計段階での設計書・仕様書の作成等、工事施工段階での施工監理等を行っている。また、災害時において査定の参考資料の作成等も支援している。

電子ファイル事業

執務環境の改善や事務の効率化のために、県の土木建築部の公共土木施設に関する測量、調査、設計委託成果品及び工事完成図書等のデータベース化を行っている。

紙媒体の工事完成図書等を電子化及びデータベース化することで、保管スペースの削減、過去のデータを検索する際の時間の短縮化、登録データの利活用の効果がある。

建設材料試験事業

県から各種の設備を借り、公共土木建設・建築物等の品質を確保するという、公的試験機関の使命を果たすことを第一の目的として、コンクリート、鋼材、骨材等の試験を実施している。

3 . 監査結果

指摘事項なし。

4 . 監査意見

< 監査意見 1 >

常勤役員について

退職した県職員が外郭団体の役員として再就職する場合にはその必要性・合理性を慎重に検討した上で、再雇用を決定する必要がある。また、プロパー職員のモチベーションを向上させるためにも、将来的にはプロパー職員が役員となるような体制を構築する必要がある。

当該事業の担当者にヒアリングを実施し、組織図を閲覧した結果、上記のように判断した。

退職した県職員は長年行政に携わっており、その知識・経験は貴重なものであり、退職後も本人に意欲・能力があれば、その知識・経験を有効活用することは、社会的にも重要なことである。しかしながら、退職した県職員が外郭団体の役員として再就職することは、天下り問題として、県職員を厚遇することとなり、その必要性・合理性を慎重に検討した上で、再雇用を決定する必要がある。

本財団には、常勤役員が2名（技術職1名、事務職1名）いるが、その2名ともに県職員OBで占められている。これは、本財団の設立が平成6年であり、十分な経験を積んだプロパー職員が不在のため、やむをえない側面もあるといえる。

将来的には、プロパー職員を役員として登用する等して、上記の問題点を解消することが望まれる。

< 監査意見2 >

各種積立金について

本財団の貸借対照表には、各種積立金が計上されているが、その積立の根拠となる文書についても、理事会での承認が必要である。

当該事業の担当者にヒアリングを実施し、貸借対照表等を閲覧した結果、上記のように判断した。

本財団には、施設整備積立資産等の積立金が計上されているが、その積立の根拠となる「財団法人大分県建設技術センター各種積立金等要領」が正式に理事会で承認されていない状態にある。この理由は、公益法人への移行の段階で正式に承認を得る方針であるためである。

積立金額そのものについては、毎期の決算で理事会により承認されているため重要な問題はないが、その根拠となる要領についても理事会の正式な承認を得る必要がある。

< 監査意見3 >

委託事業の明確化について

財団は、県から土木積算等の事業を受託しているが、県が財団に委託する事業が明確にされておらず、県が財団に委託する必要性、合理性が十分に説明されていない。

従って、県は財団へ発注する業務の基準を明確化する必要がある。

当該事業の担当者にヒアリングを実施した結果、県が委託する事業について以下の問題点が検出された。

本財団は、土木積算、施工監理の事業を県から受託しているが、その受託している事業は、トンネル、橋梁等の積算に手間がかかる事業、業務量の観点から県の職員では対応が困難な事業である。

しかしながら、県が本財団に委託する事業の明確な基準はなく、県が本財団に業務を発注する必要性、合理性が十分に説明できていない。従って、県は将来的な本財団のあり方を踏まえた上で、本財団へ発注する業務の基準を明確化する必要がある。

【財団法人大分県公園協会】

1. 概要

目的

財団法人大分県公園協会は、都市公園の円滑な管理運営に寄与し、都市公園（大洲総合運動公園）の効果的な利用の増進を図り、もって住民福祉を向上させることを目的とする。

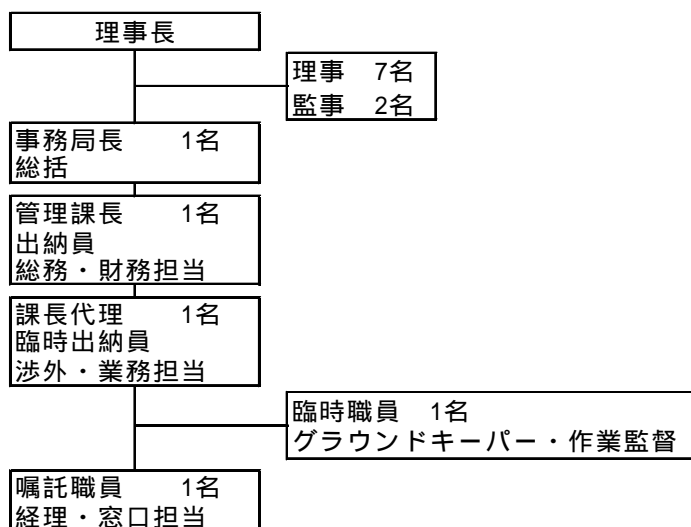
沿革

大洲総合運動公園は旧大分空港跡地を国から大分県並びに大分市が払い下げを受けて、工業地帯と市街地を遮断する緩衝緑地帯として、また県民の健康と体力の維持増進を図るための新大分球場や総合体育館など各種スポーツ施設を備えた運動公園として、昭和48年度から大分県が大分市の協力を得て建設されたものであり、昭和56年度に完成したものである。

当協会は大洲総合運動公園の管理運営を目的に設立された団体で、昭和53年8月の大洲総合運動公園の供用開始から、県立総合体育館を除く大洲総合運動公園全体（緑地、駐車場、硬式野球場、軟式野球場、テニスコート、水泳プール、ゲートボール場、多目的広場、弓道場（近的・遠的）、アーチェリー場）の管理運営業務を大分県から受託している。なお、平成18年度より大洲総合運動公園の管理について大分県から指定管理者に指定されているが、平成22年度から県立総合体育館の指定管理化に伴い、大洲総合運動公園と県立総合体育館が一括した指定管理者として公募されることとなり当協会単独での対応が困難となったことから、民間企業との共同事業体を組み平成24年度まで指定管理者となっている。

平成16年度に策定された大分県行財政改革プランにおいては、当協会は大洲総合運動公園を大分市へ譲渡後、解散することになっていたが、大分市との協議が整わず大分市に譲渡されるまでの間存続している。

組織図



役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	10	5	5	-	3	-	3	-	2	2	-	15	5	10	-
19	10	4	6	-	3	-	3	-	2	2	-	15	4	11	-
20	10	4	6	-	3	-	3	-	2	2	-	15	4	11	-
21	10	4	6	-	3	-	3	-	2	2	-	15	4	11	-
22	10	4	6	-	3	-	3	-	2	2	-	15	4	11	-

財務内容

(1) 財産及び損益の状況

財産の状況		財産の増減内容	
単位：千円		単位：千円	
【資産】	【負債及び正味財産】	【増加】	【減少】
流動資産4,713	流動負債4,588	受託事業収入71,227	人件費37,017
固定資産22,486	固定負債19,897	事業収入1,961	需用費15,088
	正味財産2,714	その他31	委託費18,201
		その他3,023	

(2) 3年間の推移

貸借対照表			
(単位：千円)			
科目	19年度	20年度	21年度
資産の部			
1 流動資産			
現金	200	335	261
普通預金	4,991	4,075	4,452
定期預金	2,500	-	-
流動資産合計	7,691	4,410	4,713
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	-	2,500	2,500
(2)特定資産			
退職給付引当資産	-	6,662	19,897
(3)その他固定資産			
備品	159	119	89
固定資産合計	159	9,281	22,486
資産合計	7,851	13,692	27,200
負債の部			
1 流動負債			
未払金	4,084	1,890	2,559
未払消費税等	654	952	1,070
未払法人税等	71	74	71
預り金	-	1,285	887
流動負債合計	4,809	4,201	4,588
2 固定負債			
退職給付引当金	-	6,662	19,897
固定負債合計	-	6,662	19,897
負債合計	4,809	10,863	24,485
正味財産の部			
1 一般正味財産			
正味財産	3,041	2,828	2,714
(うち基本財産)	2,500	2,500	2,500

正味財産増減計算書			
(単位：千円)			
科目	19年度	20年度	21年度
一般正味財産			
経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産利息収入	3	4	4
受託事業収入	74,724	73,227	71,227
事業収入	2,163	2,011	1,961
受取利息	2	2	2
その他雑収入	38	44	24
事業活動収入計	76,931	75,289	73,220
(2)経常費用			
報酬	3,888	3,402	1,944
給料	11,952	12,037	12,086
職員手当	5,566	5,376	4,646
共済費	3,814	3,828	3,715
賃金	-	358	1,389
旅費	69	50	47
交際費	2	2	0
需用費	21,106	17,447	15,088
役務費	849	646	780
委託料	28,028	23,688	18,201
備品購入費	60	63	-
使用料及び賃借料	115	105	76
負担金補助及び交付金	66	16	53
退職給付費用	-	6,662	13,235
公課費	1,476	1,777	2,038
減価償却費	53	39	29
経常費用計	77,051	75,503	73,334
当期正味財産増減額	120	213	113
一般正味財産期首残高	3,162	3,041	2,828
一般正味財産期末残高	3,041	2,828	2,714
正味財産期末残高	3,041	2,828	2,714

県との関係

(1) 出資

県出資額 1,000 千円 (総出資額 2,500 千円) 県出資比率 40.0%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
74,724 千円	73,227 千円	71,227 千円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

平成 21 年度までは当協会が単独で大洲総合運動公園の指定管理者として、緑地、駐車場、硬式野球場、軟式野球場、テニスコート、水泳プール、ゲートボール場、多目的広場、弓道場（近的・遠的）、アーチェリー場の管理業務を行っていた。

平成 22 年度から県立総合体育館の指定管理化に伴い、大洲総合運動公園と県立総合体育館が一括した指定管理者として公募されることになり、当協会単独での対応が困難となったため長年委託業者として一緒に大洲総合運動公園の施設維持管理業務に携わっていた民間企業と共同事業体を組み、共同事業体として大洲総合運動公園と県立総合体育館の指定管理者としてこれらの施設の管理・運営を行っている。

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 >

収入拡大の方向性について

当協会の財政基盤は極めて脆弱であり、経営に占める収入の大半を大洲総合運動公園の指定管理受託に伴う受託事業収入に依存している。しかしながら受託事業収入は毎年減少する傾向にあるため、今後は特別会計に係る収入を増やして財政基盤を安定させるべきである。

現地視察を行うとともに、担当者に事業内容に係るヒアリングを行い、寄附行為、事業報告書等の閲覧を行った。

平成 21 年度の当協会の正味財産は 2,714 千円であり財政的な基礎は脆弱である。収入のうち大洲総合運動公園の指定管理受託に伴う受託事業収入が 71,227 千円となっており事業

活動収入の97%を占めている。受託事業収入が増加すれば財政基盤は安定するが下記の表のように受託事業収入は減少傾向にあり、県の財政状況を考慮すると今後増加することは期待しにくいと考えられる。そこで特別会計の収入を増やして財政基盤を安定させる方策を検討すべきである。

		19年度	20年度	21年度
一般会計	受託事業収入	74,724	73,227	71,227
特別会計	基本財産運用収入	3	4	4
	事業収益	2,163	2,011	1,961
	雑収入	41	47	28
	特別会計合計	2,207	2,062	1,993
事業活動収入合計		76,931	75,289	73,220

特別会計の収入の大半は事業収入であり、これは自動販売機の使用料と売店の売上であるため自動販売機売上と売店売上を増加させる方策を検討する。

平成21年度の自動販売機の飲料メーカーごとの収入実績は以下の表のようになっている。

21年度各社別自販機収入実績(千円)

	自販機収入
A社	699
B社	41
C社	299
D社	336
E社	39
タバコ	3
合計	1,418

これを見てもB社、E社、タバコの自動販売機は収入金額が少ないためB社とE社の自動販売機をA社、C社、D社の自動販売機に入れ替えて効率的、効果的な収入拡大策を講じるべきである。

また平成21年度の売店収入は下記の表のようになっている。現在売店は常設しておらず、行事があれば出店形式で売店を開設している。下記の表によれば高校野球、ソフトボールの行事があるときに開設しているが、他にも弓道大会、アーチェリー大会、高校体育大会などの行事が開催されているので可能な限り売店を設置して収入拡大を図るべきである。

21年度売店収入実績

(千円)

大洲運動公園行事等	売店出店業者					合計
	a社	b社	c社	d社	e社	
高校野球(春)	10	5	-	-	-	16
高校野球(県選手権)	6	2	-	-	-	9
高校野球(夏)	138	57	198	74	-	469
高校野球(秋)	7	7	-	-	-	14
日本ソフトボールリーグ	9	14	-	-	-	24
その他	-	-	-	-	8	8
合計	173	87	198	74	8	543

【大分県住宅供給公社】

1. 概要

目的

大分県住宅供給公社は、勤労者に居住環境の良好な住宅及び宅地を供給し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

沿革

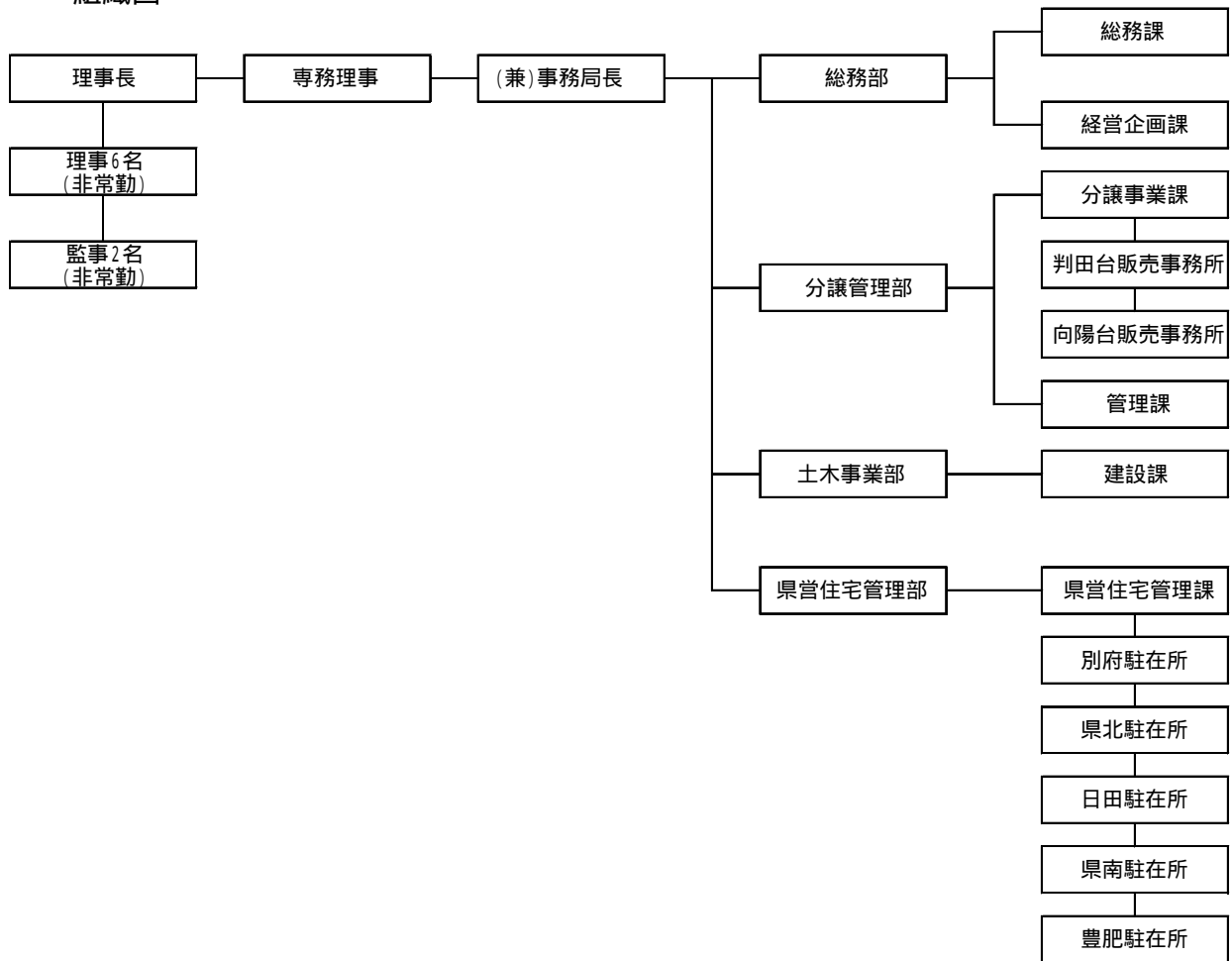
住宅供給公社は、戦後の住宅難解消のため昭和 27 年 2 月 2 日に設立された財団法人大分県住宅協会をその前身とし、「地方住宅供給公社法」の公布施行により勤労者に居住環境の良好な住宅及び宅地を供給し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として昭和 40 年 9 月 20 日に改組した。

高度経済成長や県都大分市の新産業都市指定等による人口増加により、増大する住宅需要に対応するため、城南団地をはじめ明野団地や敷戸団地等これまで県内各地において多数の住宅建設及び宅地供給を実施してきた。

また、分譲住宅のほかに公社賃貸住宅・利便施設の建設、管理事業や県営住宅管理等の受託事業を実施してきた。

特に、県営住宅の管理においては、平成 18 年度から「指定管理者」として、事業に取り組んでいる。

組織図



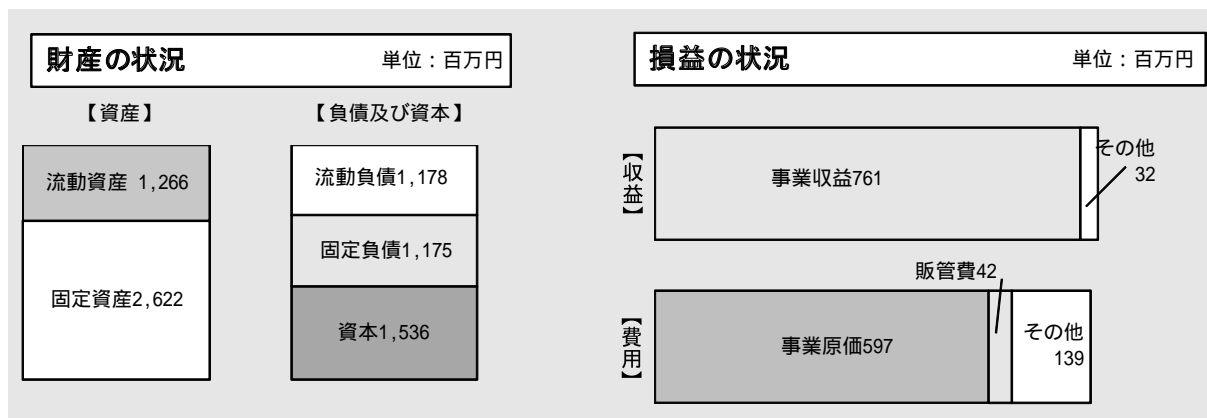
役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	11	4	7	1	38	1	37	-	29	29	1	78	5	73	2
19	12	3	9	2	35	1	34	-	29	29	1	76	4	72	3
20	12	3	9	2	32	2	30	-	33	33	1	77	5	72	3
21	11	2	9	3	28	1	27	-	34	34	1	73	3	70	4
22	10	1	9	3	27	1	26	-	33	33	1	70	2	68	4

(注) 大分県住宅供給公社、大分県土地開発公社、大分県道路公社の3公社の合計を記載している。

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
1. 流動資産			
現金預金	137	258	447
分譲事業資産	1,296	983	756
その他流動資産	10	43	62
貸倒引当金	-	0	0
流動資産合計	1,444	1,285	1,266
2. 固定資産			
分譲事業資産	3,130	2,737	2,622
賃貸事業資産	2,452	2,391	2,303
事業用土地資産	621	316	298
その他の固定資産	57	28	21
貸倒引当金	-	0	0
固定資産合計	3,130	2,737	2,622
資産合計	4,575	4,022	3,889
1. 流動負債			
短期借入金	1,019	928	1,026
次期返済長期借入金	9	9	7
未払金	160	169	140
その他流動負債	3	8	2
流動負債合計	1,194	1,115	1,178
2. 固定負債			
長期借入金	1,126	1,109	913
預り保証金	68	65	65
引当金	285	210	195
固定負債合計	1,480	1,385	1,175
負債合計	2,674	2,501	2,353
資本金	10	10	10
剰余金	1,890	1,511	1,526
資本剰余金	1,350	1,350	1,350
利益剰余金	123	126	126
特定目的積立金	416	33	49
資本合計	1,900	1,521	1,536
負債及び資本合計	4,575	4,022	3,889

科目	19年度	20年度	21年度
事業収益	819	858	761
分譲事業収益	268	311	204
賃貸管理事業収益	191	186	183
管理受託住宅管理事業収益	355	355	344
その他事業収益	4	4	30
事業原価	766	745	597
分譲事業原価	349	354	199
賃貸管理事業原価	41	39	31
管理受託住宅管理事業原価	367	348	344
その他事業原価	7	3	22
一般管理費	61	55	42
事業利益(損失)	8	57	121
その他経常収益	12	2	1
その他経常費用	42	103	133
経常利益(損失)	39	43	9
特別利益	0	0	31
特別損失	11	336	6
当期純利益(純損失)	50	379	15
特定目的積立金取崩	53	382	0
当期総利益(総損失)	2	3	15

県との関係

(1) 出資

県出資額 10 百万円 (総出資額 10 百万円)、県出資比率 100%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
372 百万円	373 百万円	361 百万円

(4) 借入金

県からの借入金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1,076 百万円	1,019 百万円	928 百万円

(5) 債務保証等

該当なし。

2. 主な事業の概要

分譲事業

公社が土地を取得し、宅地として開発・分譲を行っている。公社が現在分譲している宅地は、大分市の判田台、国東市の向陽台であり、過去 3 期の宅地等の簿価及び引渡の状況は、「5. 監査意見 < 監査意見 1 > 分譲事業等資産の販売状況について」に記載している。

賃貸管理事業

過去に公社が開発した宅地等の一部を所有し、住宅、店舗及び利便施設等として賃貸・維持管理を行っている。公社の所有する物件の概要は、賃貸住宅 148 戸 (468 百万円)、店舗等 17 店舗 (233 百万円)、駐車場 7 箇所 (263 百万円)、賃貸土地 7 箇所 (1,337 百万円) である。

(注)()内は、平成 22 年度末の簿価を記載している。

県営住宅管理事業

指定管理者として全県下の県営住宅の入退去事務、窓口受付事務、緊急修繕業務及び維持管理業務等を実施しており、公社が管理する県営住宅の戸数は 8,621 戸である。

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

分譲事業等資産の販売状況について

分譲事業等資産の販売状況が低調であり、今後は更なる販売促進活動が必要である。
--

担当者にヒアリングを実施し、財務諸表等を閲覧した結果、上記のように判断した。

公社では、大分市の判田台、国東市の向陽台において宅地の分譲を実施しており、併せて団地内に商業施設等のための事業用土地資産の分譲も行っている。公社が所有する分譲事業資産、事業用土地資産の残高の推移及び精算（引渡）の推移は以下のとおりである。

分譲事業資産、事業用土地資産

(単位：百万円)

			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
分譲事業資産	一般分譲住宅	判田台	31(1)	- (-)	26(1)
	分譲宅地	判田台	566(50)	493(51)	307(35)
	分譲宅地	向陽台	698(95)	490(82)	423(75)
		小計	1,296(146)	983(133)	756(111)
事業用土地資産		判田台	392	139	131
		向陽台	228	177	166
		小計	621	316	298
		合計	1,918	1,300	1,055

(注)()内は、区画数を記載している。

平成 20 年度において、判田台の事業用土地資産を分譲事業資産に振り替えている。

精算（引渡）の状況

(単位：百万円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
判田台	139(12)	210(10)	160(15)
向陽台	74(10)	101(13)	43(7)
合計	213(22)	311(23)	204(22)

(注)()内は、区画数を記載している。

公社は県と協力し、様々な販売施策を実施しているものの、上記のように向陽台の販売の状況は低調であり、公社の資金繰りに重要な影響を与えている。

今後は、民間経験者を活用したり、販売手当の付与等の更なる販売促進活動が必要である。

< 監査意見 2 >

今後の資金繰りについて

分譲事業等資産の販売状況が低調であり、資金繰りが厳しい状況にあり、対応策を速やかに決定する必要がある。また、借入金の返済について理事会でも検討する必要がある。

担当者にヒアリングを実施し、大分県住宅供給公社長期収支計画等を閲覧した結果、上記のように判断した。

公社では、分譲資産及び賃貸資産を取得するため、借入金で資金を調達しており、過年度の分譲資産、賃貸事業資産及び借入金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	区分	種別	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
分譲資産等		判田台	990	632	465
分譲資産等		向陽台	927	667	589
		小計	1,918	1,300	1,055
賃貸事業資産			2,452	2,391	2,303
		合計	4,370	3,692	3,358
借入金	分譲資産等	判田台	1,030	1,020	831
借入金	分譲資産等	向陽台	989	900	1,000
		小計	2,019	1,920	1,831
借入金	賃貸資産	賃貸住宅	136	126	116
		合計	2,155	2,047	1,947

(注)分譲資産等については、分譲事業資産及び事業用土地資産を合算して記載している。

分譲資産等については、時価の下落があるため、借入金の簿価が分譲資産等の簿価を大幅に超過している状況にあり、分譲資産等を現時点の簿価で売却しても、当該資産に係る借入金を全額返済することは、困難な状況にある。

分譲資産のうち判田台に係る借入金については、大部分が民間の金融機関からの借入であり、向陽台に係る借入金については、ほとんどが県からの借入金である。

判田台に係る民間の金融機関からの借入金については、平成 23 年度末の一括償還である。また、向陽台に係る県からの借入金については毎年度 1 億円の定額返済であり、平成 25 年度の末に残額 5 億円を一括返済する予定となっている。

現在のところ、向陽台の分譲収入で不足する返済原資は優良賃貸物件の賃貸収入で補填して県に返済している。

前期の販売実績に基づき公社が作成した平成 23 年度までの収支の見込（一般会計）は以下のとおりとなっている。

（単位：百万円）

区分	平成 22 年度	平成 23 年度
（収入）		
分譲収入	163	163
賃貸管理収入	181	179
受託収入	37	5
計	381	347
人件費	91	85
（支出）		
事務経費	23	23
賃貸管理費	29	25
借入金返済 （県）	102	102
借入金返済 （金融機関）	107	58
借入金返済 （金融機関）	7	6
支払利息	17	17
その他	14	12
計	393	331
収支差額	11	15
現金預金残高	328	344
借入金残高	1,730	1,563

平成 23 年度末の借入残高の中で、判田台に係る金融機関からの借入金残高は 650 百万円であり、この金額を平成 23 年度末に一括返済する予定である。賃貸資産については、平成 21 年度末において 23 億円（土地が 22 億円）の簿価があるが、ほとんど根抵当権が設定されており、かつ、借地権者等が存在することから、売却処分することには困難が伴う。

従って、上表から明らかなように 650 百万円の一括返済を実施することは極めて困難な状況にある。今後の方針について確認したところ、金融機関に対して返済期限の延長等の要請を行う方針である。

また、向陽台に係る県からの借入金についても同様に平成 25 年度末に 5 億円を一括返済することは極めて困難な状況にあるが、具体的な方針は検討中の状況である。この点について、速やかに県と協議の上、方針を決定する必要がある。

上記から明らかなように、借入金の返済は事業に重要な影響を及ぼしているが、借入金の返済について、理事会で十分な検討が行われた形跡が議事録には、残されていなかった。公社における借入金の返済に関する事項は、事業に重要な影響を与えるため、理事会で十分に検討を行う必要がある。

< 監査意見 3 >

今後の方針について

住宅供給事業は既に役割を終えており、このままでは向陽台を完売するまでに 10 年程度は必要と考えられる。

向陽台の販売のために分譲事業を継続することは不合理であり、判田台の完売にめどがついた時点で分譲事業から撤退し、残った分譲資産は県が承継して販売代理等の形でやることが望ましいといえる。

分譲事業撤退後は公社という形態を残すか、別途の法人形態でやるかを検討して、県営住宅管理事業及び賃貸管理事業に集中して借入金の返済を進めていくべきと考える。

担当者にヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

公社の設立の目的は、居住環境の良好な住宅及び宅地の供給であるが、少子高齢化が進む状況を考慮すると、今後の住宅の需要は減少することが見込まれるとともに民間の住宅販売も充実してきたという現状に直面している。

向陽台の販売状況も低調であり、平成 21 年度の実績ベースで売却したとしても、完売するまでに 10 年程度は必要な状況にあり、向陽台の販売のために分譲事業を継続することは、合理的でないと考えられる。

今後の住宅需要の減少及び向陽台の完売に相当の年数を要することから、判田台の完売に目途がついた時点で、公社は分譲事業から撤退し、県が残った分譲資産を承継し、販売代理等の形で県が関与する形式が望ましいと考える。

分譲事業から撤退した後の事業運営については、県営住宅管理事業及び賃貸管理事業の集中し、残った借入金の返済を進めていく必要がある。

< 監査意見 4 >

理事の選任について

理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能である人物に対して理事就任への依頼を行う必要がある。

担当者にヒアリングを実施し、議事録を閲覧した結果、上記のように判断した。

平成 21 年度の理事会の議事録を閲覧したところ、出席率の低い理事が見受けられた。理事会の目的は、公社の適切な意思決定、事業運営のモニタリングにあり、理事を選任するに当たっては、ある程度の理事会の出席が可能であることが前提条件である。

理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能か否かを確認した上で、理事就任への依頼を行う必要がある。

< 監査意見 5 >

費用の按分について

県営住宅管理事業会計で計上すべき役員報酬が計上されていなかった。適切な損益管理を行うため、合理的に費用按分を行う必要がある。

担当者にヒアリングを実施し、県営住宅管理事業の費用明細書を閲覧した結果、上記のように判断した。

県営住宅管理事業の費用明細書を閲覧したところ、理事の報酬が県営住宅管理事業会計に負担されていなかった。適切な損益管理のために、合理的な按分基準に基づき、各会計において費用負担を行う必要がある。

< 監査意見 6 >

担保注記情報の記載について

担保情報は重要な情報であるため、財務諸表利用者のために注記することが望ましいと考える。

担当者にヒアリングを実施し、財務諸表等を閲覧した結果、上記のように判断した。

平成 21 年度末の賃貸資産の簿価は、2,303 百万円であるが、このうち 2,175 百万円については、根抵当権が設定されている。この根抵当権設定済みであるという情報については、財務諸表の利用者にとっては、重要な情報であると考えられるが、「地方住宅供給公社会計基準及び注解」に明文化されていないため、担保資産としての注記が行われていない。

財務諸表利用者へ重要な情報であることを考慮して、担保資産に係る注記を行うのが望ましいと考える。

【大分県道路公社】

1. 概要

目的

大分県道路公社は、大分県の区域及びその周辺の地域において、その通行またはその利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

沿革

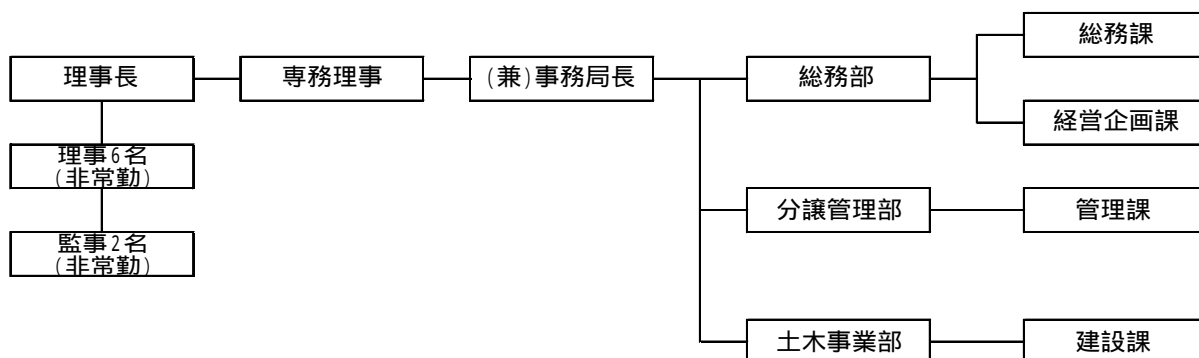
地方道路公社法に基づく大分県道路公社は、上記の目的を遂行するため昭和51年2月2日に設立された。

現在、大野川大橋有料道路をはじめ3路線1駐車場を管理運営している。

なお、各道路の供用開始、工事完成及び無料開放の時期は以下のとおりであり、平成22年12月1日から大野川大橋有料道路、米良有料道路及び大分空港道路が無料化され、それに伴い公社は解散する。

昭和53年	臼杵坂ノ市有料道路供用開始
昭和55年	大野川大橋有料道路供用開始
昭和56年	大分湯の平有料道路供用開始
昭和61年	米良有料道路供用開始
平成元年	大手町駐車場供用開始
平成3年	大分空港道路供用開始
平成8年	大野川大橋有料道路改築工事完成
平成9年	米良有料道路改築工事完成
平成14年	大分湯の平有料道路無料開放
平成14年	臼杵坂ノ市有料道路無料開放

組織図



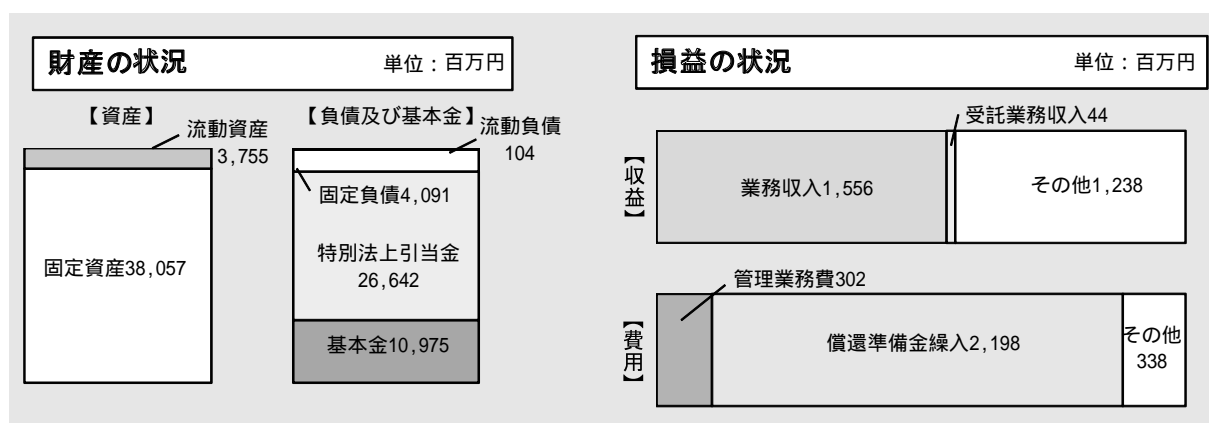
役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	11	4	7	1	38	1	37	-	29	29	1	78	5	73	2
19	12	3	9	2	35	1	34	-	29	29	1	76	4	72	3
20	12	3	9	2	32	2	30	-	33	33	1	77	5	72	3
21	11	2	9	3	28	1	27	-	34	34	1	73	3	70	4
22	10	1	9	3	27	1	26	-	33	33	1	70	2	68	4

(注) 大分県住宅供給公社、大分県土地開発公社、大分県道路公社の3公社の合計を記載している。

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
1. 流動資産			
現金及び預金	1,276	2,042	3,705
有価証券	1,598	-	-
未収入金	52	43	44
その他流動資産	6	6	5
流動資産合計	2,933	2,093	3,755
2. 固定資産			
道路	36,147	36,147	36,147
駐車場	1,049	1,049	1,049
事業資産合計	37,197	37,197	37,197
有形固定資産	10	12	8
無形固定資産	1	1	1
投資その他の資産	851	1,353	849
固定資産合計	38,061	38,564	38,057
資産合計	40,994	40,657	41,812
1. 流動負債			
未払金	93	207	101
その他流動負債	2	2	3
流動負債合計	95	209	104
2. 固定負債			
政府借入金	4,327	3,259	2,484
長期借入金	2,290	1,882	1,569
退職手当引当金	35	36	37
固定負債合計	6,653	5,178	4,091
償還準備金	18,307	19,177	21,376
道路事業損失補てん引当金	4,963	5,117	5,265
特別法上の引当金合計	23,270	24,294	26,642
負債合計	30,019	29,682	30,837
基本金	10,975	10,975	10,975
負債及び基本金合計	40,994	40,657	41,812

科目	19年度	20年度	21年度
業務収入	1,731	1,619	1,556
道路料金収入	1,661	1,550	1,490
駐車場収入	68	68	65
業務雑収入	0	0	0
受託業務収入	44	45	44
業務外収入	24	28	1,238
補助金収入	-	-	1,216
その他	24	28	22
収益合計	1,800	1,693	2,839
管理業務費	600	459	302
一般管理費	80	75	74
諸減価償却費	3	3	3
諸引当損	164	155	148
道路事業損失補てん引当損	164	154	148
退職手当引当損	0	1	0
受託業務損	44	45	44
業務外費用	102	84	65
支払利息	102	84	65
雑損	0	0	0
償還準備金繰入	804	869	2,198
費用合計	1,800	1,693	2,839

県との関係

(1) 出資

県出資額 10,975 百万円 (総出資額 10,975 百万円) 県出資比率 100%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
- 百万円	- 百万円	1,216 百万円

1,216 百万円 (平成 21 年度) は、平成 22 年 12 月 1 日からの有料道路無料化に伴う、有料道路無料化対策事業費補助金の交付によるもの。

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
44 百万円	45 百万円	44 百万円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証等

県の損失補償契約等に基づく債務残高の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
6,618 百万円	5,141 百万円	4,054 百万円

2. 主な事業の概要

有料道路の維持管理業務

大野川大橋有料道路、米良有料道路及び大分空港道路の維持管理業務を行っている。

なお、これらの有料道路は、平成 22 年 12 月 1 日から無料化され県が直接管理する。

有料駐車場の維持管理業務

大手町駐車場の維持管理業務を行っている。なお、駐車場の管理は平成 22 年 12 月 1 日から県の直営となる。

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

該当なし。

平成 22 年 12 月 1 日から大野川大橋有料道路、米良有料道路及び大分空港道路が無料化され、それに伴い公社は解散することとなっている。

【大分県土地開発公社】

1. 概要

目的

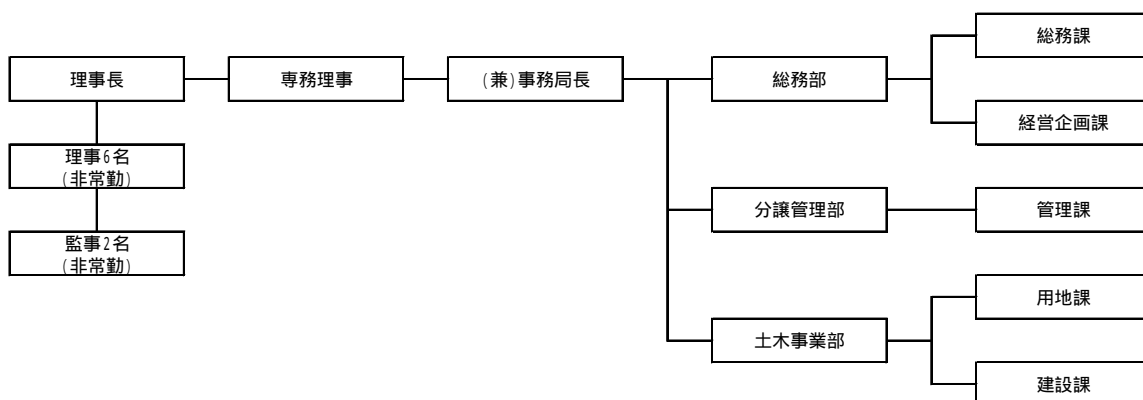
大分県土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分などを行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

沿革

昭和 35 年 10 月 24 日財団法人大分県開発公社(基本財産 1,000 千円)として発足以来、新産都一期計画の背後地の整備事業用地並びに進出企業のための住宅用地の取得・造成工事及び内陸用地の取得等を推進してきた。

昭和 48 年 3 月には、「公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)」に基づく特別法人大分県土地開発公社として改組され、大分自動車道、東九州自動車道及び一般国道、地方道等の道路用地や河川、ダム用地、公園、学校等の公共の用に供する土地の取得造成などに取組み、また、大分北部中核工業団地、大分インテリジェントタウンや流通業務団地として、大分市等のキャノン用地の取得・造成事業を実施してきた。

組織図



役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	11	4	7	1	38	1	37	-	29	29	1	78	5	73	2
19	12	3	9	2	35	1	34	-	29	29	1	76	4	72	3
20	12	3	9	2	32	2	30	-	33	33	1	77	5	72	3
21	11	2	9	3	28	1	27	-	34	34	1	73	3	70	4
22	10	1	9	3	27	1	26	-	33	33	1	70	2	68	4

(注) 大分県住宅供給公社、大分県土地開発公社、大分県道路公社の3公社の合計を記載している。

財務内容

(1) 財産及び損益の状況

財産の状況		損益の状況	
単位：百万円		単位：百万円	
【資産】	【負債及び資本】	【収益】	【費用】
流動資産10,836	流動負債2,048	事業収益7,304	事業外収益16
固定資産188	固定負債7,363		その他 ²³
	資本1,613	事業原価7,211	販管費65

(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
1. 流動資産			
現金預金	1,428	1,309	1,607
事業未収金	1,237	161	148
公有用地	5,918	6,751	6,627
完成土地等	1,452	1,296	1,290
開発中土地	1,587	6,172	1,049
代替地	40	40	40
事業外未収金	110	91	72
その他の流動資産	1	0	0
流動資産合計	11,776	15,823	10,836
2. 固定資産			
有形固定資産	184	183	179
無形固定資産	0	0	0
投資その他の資産	256	228	8
固定資産合計	441	412	188
資産合計	12,218	16,235	11,025
1. 流動負債			
事業未払金	571	2,087	213
短期借入金	2,885	3,395	1,800
その他の流動負債	55	109	34
流動負債合計	3,512	5,592	2,048
2. 固定負債			
長期借入金	6,676	8,705	6,984
退職給付引当金	352	228	240
地価変動等調整引当金	95	115	138
固定負債合計	7,125	9,049	7,363
負債合計	10,638	14,642	9,411
資本金	30	30	30
準備金	1,550	1,563	1,583
資本合計	1,580	1,593	1,613
負債及び資本合計	12,218	16,235	11,025

科目	19年度	20年度	21年度
事業収益	4,377	1,081	7,304
公有地取得事業収益	2,876	766	1,943
土地造成事業収益	987	121	5,273
補助金等収入	312	46	2
その他事業収益	201	147	84
事業原価	4,354	1,059	7,211
公有地取得事業原価	2,879	766	1,943
土地造成事業原価	1,300	167	5,204
その他事業原価	174	125	62
事業総利益	23	21	93
一般管理費	28	13	65
事業利益(損失)	5	8	27
事業外収益	18	24	16
事業外費用	0	0	0
経常利益	13	32	43
特別損失	5	20	23
当期純利益	7	12	20

県との関係

(1) 出資

県出資額 30 百万円 (総出資額 30 百万円) 県出資比率 100%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
312 百万円	46 百万円	2 百万円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1,462 百万円	567 百万円	747 百万円

(4) 借入金

県からの借入金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
4,061 百万円	3,844 百万円	3,844 百万円

(5) 債務保証等

県の損失補償契約等に基づく債務残高の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
2,883 百万円	5,074 百万円	1,800 百万円

2. 主な事業の概要

公有地取得事業

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、県が行う公共事業を円滑に進めるために、事業に必要な用地等の先行取得を行うものである。具体的には、大分自動車道、東九州自動車道及び一般国道、地方道等の道路用地や河川・ダム用地、公園、学校等の公共の用に供する用地取得を行っている。

土地造成事業

県の政策に沿い、工業用地等の造成、処分を行うものである。具体的には、大分北部中核工業団地、大分インテリジェントタウンや流通業務団地、内陸工業用地として、大分市等のキャノン用地の取得・造成事業を実施してきた。

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

長期保有土地について

長期保有土地については、速やかに利用方法、処分の方針を決定する必要がある。

担当者にヒアリングを実施し、土地の時価資料等を閲覧した結果、上記のように判断した。

公社が現状、長期間保有する土地の概要は以下のとおりである。

(単位：百万円)

事業名	事業年度	帳簿価額(百万円)
大分北部中核工業団地	H5～12	851
大分インテリジェントタウン	H8	438
県立文化施設付帯施設用地	H5、6	3,411
代替用地(日田市)	H8	9
代替用地(大分市)	H10	31
玖珠工業団地	H6～	1,049
	合計	5,791

(注) 大分インテリジェントタウン、代替用地(日田市)及び代替用地(大分市)については、時価評価を実施し、地価変動等調整引当金を計上している。

県立文化施設付帯施設用地は、県の依頼により先行取得された土地であり、現在は駐車場として利用されているが、将来的には、県が簿価で買い取る取り決めになっているため、公社では土地の評価損を計上していない。

大分北部中核工業団地については、売却に伴い損失が発生した場合、その損失額に対して県から補助金が交付されるので、同様に公社では土地の評価損を計上していない。

玖珠工業団地については、現在、文化財調査中であり、進出企業が決まり次第、造成工事に着手する計画となっている。

代替用地については、公社独自の判断で処分が可能であり、処分を検討することが必要である。代替用地以外の土地については、公社独自の判断で処分することはできず、県の意思決定に大きく依存している。

上記の内、特に県立文化施設付帯施設用地(4308.12㎡)については、時価の算定方法に

よっても変わってくるが、現状、㎡当たり 200 千円程度とみられ、帳簿価額が㎡当たり 790 千円であることから考えると多額の含み損が発生しているとみられる。この含み損は県が負担することになっているため、県としても速やかに利用計画を決定し、土地の有効活用を図る必要がある。大分北部中核工業団地についても含み損が大きいと考えられ、大分インテリジェントタウンともども速やかに売却する必要がある。また玖珠工業団地についても速やかに進出企業を決定し、造成工事に着手できる体制を整える必要がある。

< 監査意見 2 >

今後の運営方針について

県の企業誘致の方針を考慮すると、大分県は土地開発公社に対して一定の存在意義を見出しているが、将来のあり方については検討する必要がある。

担当者にヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

公社の設立の目的は、「公共用地、公用地等の取得、管理、処分などを行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること」である。公共事業の事業費も減少傾向にあり、公共用地、公用地等の取得も減少することが見込まれる。そのため、他県では、土地開発公社の廃止も含めたあり方の検討をしているところが増加してきている。

しかしながら、県としては今後も企業誘致を積極的に推進する方針であり、そのため土地開発公社に対して一定の存在意義を見出している。県の企業誘致の実績及び今後の企業誘致の方針を踏まえると、公社の当面の存続に不合理な点はないと考えるが、国内の産業構造が大幅に変わった場合に備え、公社のあり方を十分に検討する必要がある。

< 監査意見 3 >

理事の選任について

理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能である人物に対して理事就任への依頼を行う必要がある。

担当者にヒアリングを実施し、議事録を閲覧した結果、上記のように判断した。

平成 21 年度の理事会の議事録を閲覧したところ、出席率の低い理事が見受けられた。理事会の目的は、財団の適切な意思決定、事業運営のモニタリングにあり、理事を選任するに当たっては、ある程度の理事会の出席が可能であることが前提条件である。

理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能か否かを確認した上で、理事就任への依頼を行う必要がある。

【財団法人大分県体育協会】

1. 概要

目的

財団法人大分県体育協会は、スポーツを振興し県民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的としている。これらの目的に基づき、主に次のような事業を行っている。

- (1) スポーツ大分パワーアップ事業
- (2) 国民体育大会参加費補助事業
- (3) スポーツ少年団の指導者養成や連絡調整
- (4) 総合型地域スポーツクラブの設立促進

沿革

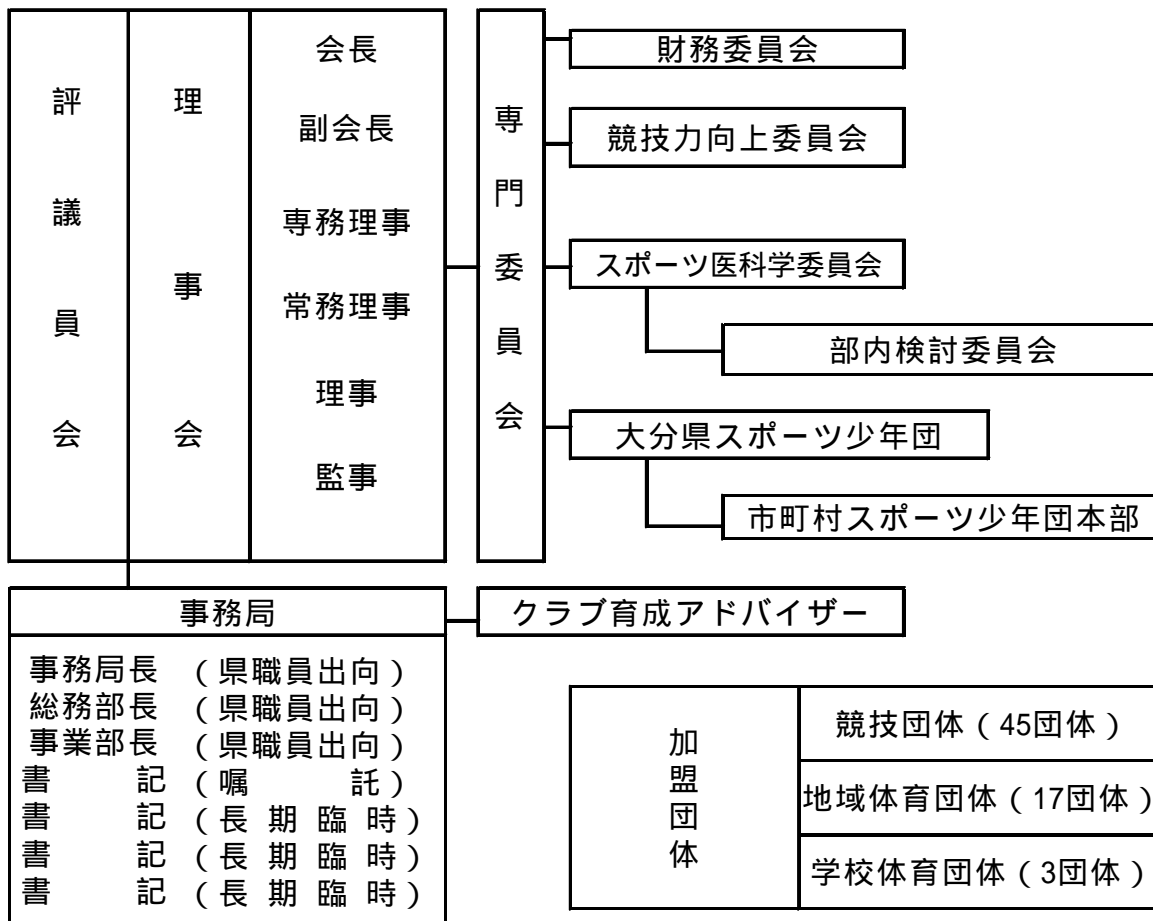
昭和 21 年 10 月：大分県体育会発足

昭和 25 年 3 月：大分県体育協会設立

昭和 48 年 2 月：大分県体育協会設立申請、許可

平成 20 年 9 月：第 63 回国民体育大会チャレンジ！大分国体開催

組織図

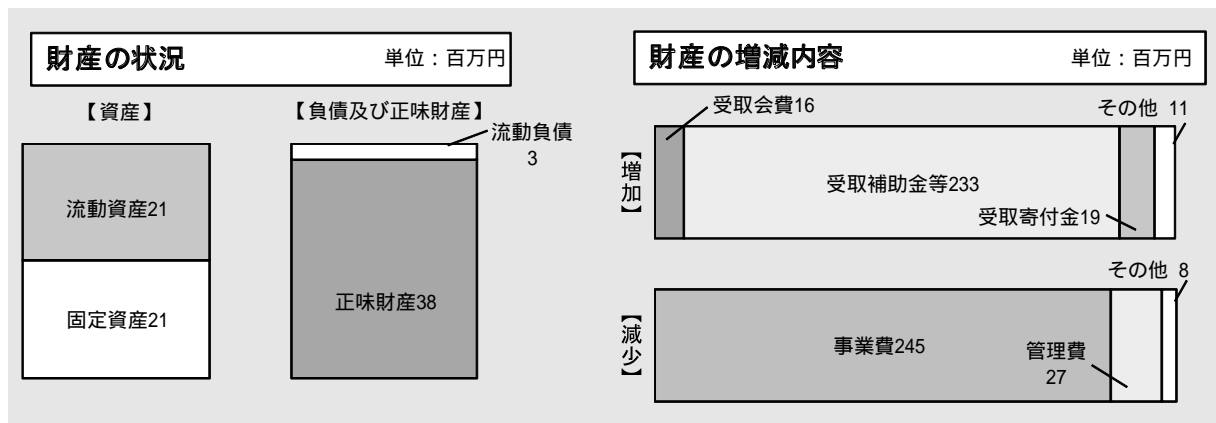


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	30	-	30	4	3	3	-	-	4	4	-	37	3	34	4
19	30	-	30	2	3	3	-	-	4	4	-	37	3	34	2
20	30	-	30	2	4	4	-	-	4	4	-	38	4	34	2
21	30	-	30	6	3	3	-	-	4	4	-	37	3	34	6
22	30	-	30	6	3	3	-	-	4	4	-	37	3	34	6

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3 年間の推移

貸借対照表			
(単位:百万円)			
科目	19年度	20年度	21年度
【資産】			
現金預金	24	20	19
未収金	1	0	1
前払金	-	-	0
流動資産計	25	20	21
基本財産	20	20	21
特定資産	-	-	-
その他固定資産	0	0	0
固定資産計	21	20	21
資産計	46	41	42
【負債及び正味財産】			
未払金	4	2	3
前受金	-	-	0
流動負債計	4	2	3
固定負債計	-	-	-
負債計	4	2	3
指定正味財産	0	0	0
一般正味財産	42	39	38
正味財産計	42	39	38
負債及び正味財産計	46	41	42

正味財産増減計算書			
(単位:百万円)			
科目	19年度	20年度	21年度
【一般正味財産】			
受取会費	16	16	16
受取補助金等	264	193	233
受取負担金	2	1	1
受取寄付金	32	24	19
その他	11	18	10
経常収益計	327	253	280
国民体育大会参加費	137	65	107
強化対策費	110	110	110
その他事業費	30	35	28
管理費	27	28	27
その他	10	17	8
経常費用計	315	256	281
経常増減	12	3	0
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	-	-
経常外増減	-	-	-
一般正味財産増減	12	3	0
一般正味財産期末残高	42	39	38
【指定正味財産】			
指定正味財産増減	0	-	-
指定正味財産期末残高	0	0	0
【正味財産】			
正味財産期末残高	42	39	38

県との関係

(1) 出資

県出資額 2,000 千円 (総出資額 21,001 千円) 県出資比率 9.5%

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
145,664 千円	74,811 千円	225,449 千円

225,449 千円 (平成 21 年度) の内訳

国民体育大会参加補助金	107,757 千円
選手強化費補助金	110,000 千円
大分県体育協会補助金	7,292 千円
日独同時交流参加費補助金	400 千円

(3) 受委託関係

該当なし。

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証

該当なし。

(6) その他(平成21年度)

県立総合体育館スポーツ交流館施設使用料減免 955千円 減免率 8/10

2. 主な事業の概要

スポーツ大分パワーアップ事業

国体等に向け継続的な選手強化の条件を整備し重点強化を図ることにより、全国に通じるスポーツの育成を目指している。国体や九州大会の競技実績などに基づき強化指定費・特別奨励費として県補助金を交付するほか、指導者育成のための研修会など指導者強化対策費のための県補助金の交付を行っている。

大分県は県の競技スポーツの底辺拡大と全国に通用するスポーツの育成、県民に夢と希望を与えること、指導者の資質向上と優秀指導者の養成確保を事業効果に掲げており、県体協は県補助金交付先の選定と交付業務を行っている。

国民体育大会参加費補助事業

スポーツ振興法により財団法人日本体育協会、国、地方公共団体の共催が定められた国民体育大会の実施要領によると「選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜したもの」とされていることから、県体協が当該事業を行っている。県は国体に大分県代表団として出場する選手・監督・役員に対して、旅費・宿泊費、移送費などの参加経費を補助しており、県体協は補助金交付の窓口となっている。

スポーツ少年団の指導者養成や連絡調整

スポーツ少年団からの加盟負担金(受取会費)を大会開催費や、指導者の講習・研修会の費用などに充当している。スポーツ少年団の加入者は平成21年度で17,053人である。

総合型地域スポーツクラブの設立促進

県体協では、多世代・多志向・多種目のスポーツがいつでもどこでも行える総合型地域スポーツクラブの普及・啓発に向け日本体育協会所属の総合型地域スポーツクラブ育成アドバイザーとともに取り組んでおり、現在大分県の全市町村に総合型地域スポーツクラブが設置されている。

3. 監査結果

< 指摘事項 1 >

県からの業務援助職員に対する補助金について

公益法人等への職員派遣協定書で定められた派遣職員分の県と県体協の負担関係と、実際の負担関係が異なるため、いずれかを改善する必要がある。

公益法人等への職員派遣協定書及び県予算に係る事業説明書、経費内訳書を閲覧した結果、上記のように判断した。

公益法人等への職員派遣協定書によると、給料、扶養手当住宅手当などは県が負担することになっているが、時間外手当、通勤手当、健康保険等は県体協が負担するよう定められているが、経費内訳書によると大分県体育協会補助金のうち、4,741千円は県からの業務援助職員の時間外手当、通勤手当、健康保険等の手当によるものであり、補助金に時間外手当、通勤手当、健康保険等が入っている。従って、時間外手当、通勤手当、健康保険等についても実質的には県が負担していることになっているため、実態に合わせて協定書の変更を行うか、協定書に記載されている県体協が負担する部分の補助金の支出を停止すべきである。

< 指摘事項 2 >

預金に関する残高証明について

決算時に預金の残高証明書が入手されていないが、資産の实在性や網羅性を確かめるためにも残高証明書の入手が必要である。

預金残高証明書の入手等について事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

期末時には、財務諸表の資産及び負債の实在性・網羅性を担保するため、金融機関から残高証明書を手入して上席者が検証すべきであるが、県体協では残高証明書を手入せず帳簿と通帳の突き合わせしか行っていなかった。通帳に記載されている預金金額の实在性は確かめられるが、その他の資産や負債があった場合には、通帳確認だけでは見落とす可能性がある。

今後は少なくとも期末時には残高証明書を手入するなど、網羅的に管理すべきである。またこのような事態が放置されていたということは、監査機能にも問題があったといわざるをえない。

< 指摘事項 3 >

リース取引の契約について

県体協には、会計処理規程や固定資産規程が設けられていない。コピー機、電話機、FAX、リソグラフ、会計ソフトなどをリースで賄っており、年間 860 千円余りの支出があるが、相見積もりはまったく取られていなかった。

今後は資産取得など資金支出について一定の基準を設け、相見積もりを取るなどコスト削減を図るべきである。

固定資産等の契約状況について事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

時間外勤務について

賃金台帳で 21 年度の時間外勤務の状況を調べたところ、職員 7 人のうち 6 人が毎月同一の時間外勤務時間が記録されていた。県体協では内部の取り決めとして、業務援助の職員は月 18 時間、その他職員は月 10 時間を上限としており、時間外勤務命令簿にはすべて上限の残業時間が記されていた。時間外勤務時間が適切に記載されていない可能性がある。

賃金台帳の閲覧及び事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

実際の勤務時間が時間外勤務簿に正しく記入されておらず、サービス残業などの時間外勤務が継続して発生している可能性がある。協会は財源がないため、時間外勤務手当を支給できない状況にあるとの説明も受けたが、時間外勤務簿には事実を記入すべきである。

また、このような状態が今後も発生し続けるようであれば業務量と人員の調整について対応する必要がある。

< 監査意見 2 >

受取寄付金の還元について

スポーツ振興資金と免税募金を受取寄付金として全額計上しているが、寄付団体との取り決め等で還元することを定めており、一部を当該団体に返還しているため、実質的には寄付の性格を有していないものがある。純粋な寄付部分だけを受入・処理するように改めるべきであると考えます。

正味財産増減計算書の閲覧及び事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

正味財産増減計算書の受取寄付金における、スポーツ振興資金 18,996 千円と免税募金 500 千円の収益のうち、スポーツ振興資金 8,793 千円と免税募金 475 千円を、寄付団体に還元（返還）している。

これにつき、寄付団体との覚書や募金の手引き等によると、寄付金の一定割合の金額を業務手数料や競技振興費として返納する取り決めがあった。

寄付金とは反対給付を求めない資金であり、そもそもこのようなものは寄付の性格を有しておらず当該取り決めには疑問が残る。

さらに、県体協に入る寄付金は結果的に総収入と要返済額との差額である純額であり、スポーツ振興資金 10,203 千円、免税募金 25 千円が経済的実体を表す会計上の寄付金収益であり、要返済分を含んだ総額で表示するのは正味財産の増減を過大に表示していることになる。また、一般的に考えて、同一の寄付団体に還元する資金をわざわざ徴収するのは、事務作業や金融機関の振込手数料の無駄であり、取引を見直す必要がある。

上記事項とは別に、県体協は類似の方法により 17 の市町村体育協会から地域団体加盟金を徴収し、交付金を市町村体育協会に支給しており、21 年度は 5,019 千円の加盟金の中から 502 千円を交付している（還元率 10%）。スポーツ振興資金等と同様、あらかじめ還元が定められている資金を徴収するのは、双方の協会にとって非効率であり、合理的ではないと考えられる。加盟負担金から支払交付金分を除いた純額で徴収するよう改めるべきである。

< 監査意見 3 >

備品の管理について

県体協では備品台帳が作成されているが、備品台帳を備え付けるべきとの規定はあるものの、備品台帳に記載すべき備品や実物調査等に関する規定がなく、実物調査も行われていなかった。規定の整備とともに定期的な実物調査を行うべきである。

規程集の閲覧及び事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 4 >

パワーアップ事業（選手強化費）の効果の検証について

選手強化費と競技成績との因果関係が不明確であるため、パワーアップ事業の効果の検証を行っていく必要があると考える。

事業実施報告書の閲覧及び事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

国体等に派遣する継続的な選手強化の条件整備及び重点強化を図ることを主目的に、「スポーツアップ事業」として県補助金 110 百万円が支出されており（21 年度）、そのうちおよ

そ 80 百万円は、選手の過去 3 年間の国体実績等に応じて、強化・有望選手が所属する団体に支出されている。

県体協は、団体から事業実施報告書として、大会や強化合宿等の成績や領収証などを回収しており、事業実施報告書をファイリングされ、書類の不備はないか確認されていたものの、報告書に記載された成績をとりまとめたような文書は存在せず、強化費の効果の検証が十分ではないと考えられる。

競技ごとに強化費をどれほど負担すれば競技成績が上がるのか、あるいは、強化費の有効な使途にどのようなものがあるかなどの検証は、競技力向上及び補助金の有効利用のために行うべきであるとする。

< 監査意見 5 >

加盟負担金及び国民体育大会参加費・パワーアップ事業（選手強化費）に関する回収リストの作成について

17 の市町村体育協会からの加盟団体負担金や競技団体、学校体育団体の加盟負担金の回収業務については、毎年 6 月末を振込期限としているが、一部振込もれが発生しているという。県体協では現在、回収すべき負担金が回収されているか否かを適時把握できる一覧表の作成を行っていないが、加盟団体一覧表に、回収や催促の記載欄を設けるなど、回収リストを作成するのがより効率的な管理といえる。

国民体育大会参加費、パワーアップ事業（選手強化費）においても、補助金交付先からの実績報告書について適時・適切に回収状況が把握できるよう回収リストを作成すべきである。

実績報告書綴りの閲覧及び事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 6 >

切手の貯蔵品計上について

県体協は平成 22 年 3 月末時点で、未使用分切手 113 千円を保有しているがすべて通信費処理していたが、金額がある程度大きい場合には「貯蔵品」として貸借対照表及び財産目録への記載が望ましい。

切手受払簿の閲覧及び事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。金額の基準としては、団体の規模にもよるが、この場合はおおむね 100 千円以上を目安としてよいと考えられる。

< 監査意見 7 >

県体協の事業見直しについて

県体協の設立目的である「県民体力の向上」と主な事業である国体関係事業との関連性は不明である。このような中で、寄付金の減少などによる協会運営コストの確保が難しくなっていること、経営資源が蓄積しにくい組織体制となっている県体協の現状を鑑みると、事業の再編等を検討する余地があるものと考えられる。

財務諸表や要覧の閲覧及び事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

組織の設立目的との整合性

県体協の設立目的は、「スポーツを振興し、県民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うこと」であるが、現在行っている主な事業は、国民体育大会参加費（旅費支給等）とパワーアップ事業であり、特定の個人や団体を対象にしたものがある。ところが、国体と県民全体の体力向上やスポーツ精神を養うという目的にどれほどの因果関係があるのか、当該事業がスポーツ精神を養う上で効果的なものか見えにくい状況である。

不特定多数の県民がかかわることのできるものとしては前述のような総合型地域スポーツクラブがある。県体協の事業費のうち、総合型地域スポーツクラブに係る費用は 2,249 千円であり、国民体育大会参加費（107,757 千円）、選手強化費等（110,000 千円）と比較すると極めて少ない上に、現在、職員の業務時間のほとんどが特定選手の参加する国体やブロック大会関係に充てられているという。

特定の選手・団体のサポートに重点を置くのではなく、不特定の県民全体に対する業務について重点的にコストを投入していくことの方が、県体協の設立目的とより合致するものと考えられる。

財政状況

県体協の主な収入である県補助金（一般会計）は業務援助職員に対する人件費を除き原則すべて選手の強化費や各種大会開催費等に拠出されている。県体協の維持管理コストは、主にスポーツ振興資金等の寄付金収入と過去の積立金で賄われている。

次表は、3期の寄付金（還元後の実質寄付金）と積立金、基本財産の状況である。

寄付金の状況（正味財産増減計算書）

	19年度	20年度	21年度
受取寄付金	32,790千円	24,157千円	19,496千円
スポーツ振興資金 還元額	4,438千円	8,393千円	8,793千円
免税募金還元額	2,458千円	2,510千円	475千円
実質受取寄付金 (- -)	25,894千円	13,254千円	10,228千円

積立金の状況（積立金会計における正味財産増減計算書）

	19年度	20年度	21年度
積立金会計 正味財産期末残高	10,902千円	5,909千円	4,911千円
一般会計への繰入額		5,000千円 (一般会計の基本 財産に組入)	1,000千円

基本財産（貸借対照表及び正味財産増減計算書）

	19年度	20年度	21年度
基本財産	20,901千円	20,941千円	21,000千円
基本財産運用益	29千円	77千円	94千円

県体協の正味財産は、2期連続で減少しており上表でも明らかなように受取寄付金の減少、スポーツ振興資金の還元額（還元割合）の増加がその大きな要因と考えられる。

さらに、他県では外部からのスポーツ振興資金そのものが廃止となった県もあり、万一そのような事態が生じた場合には県体協の運営コストの確保がより困難となる可能性も否定できず、将来事業規模や人員体制の縮小の検討を迫られるおそれがある。

このため、協会では新たな財源を確保するため、企業等への賛助会費制度を設けることを検討している。

人員体制

県体協には常勤役員は存在せず、業務援助として県職員3名、嘱託1名、臨時職員3名の計7名で通常業務を行っている。県体協に所属する職員の中で最も長い職員は10年余りの臨時職員であり、業務として帳簿や文書管理など組織内部の業務を主とする。また、業務援助の県職員は数年で入れ替わる慣習となっている。

このように、県体協は業務援助の県職員と臨時職員などの従事年数が短い職員から構成

される小規模の団体であるため、幅広い業務や競技団体に精通した職員を育てられず、組織のノウハウ等の経営資源が蓄積されず、設立目的や事業目的を達成するための各競技団体や各地域との連携及び組織業務が、効果的かつ効率的に行えない可能性がある。

県体協では人員に比べ作業量が多く、時間外勤務が恒常的に発生しており、状況を改善するため、県体協にとっては業務量の減少や職員の増加等の対応も検討する必要があると思われるが、財政状況から現段階で職員を増やすめどはたっており、このままでは事業の選択と集中を検討する必要がある。

そこで、を総合的に勘案し、国民体育大会参加補助業務やパワーアップ事業を県直営の形にするなどして、事業を縮小した上で、不特定多数の県民の体力が向上する組織目的に見合った事業に注力するなどの対応を検討すべきではないかと考えられる。

【財団法人暴力追放大分県民会議】

1. 概要

目的

財団法人暴力追放大分県民会議は、県民の暴力追放意識を高揚するとともに、暴力追放運動を推進することにより、暴力団及び反社会勢力による暴力根絶を図り、暴力のない明るく住みよい大分県の実現に寄与することを目的としている。これらの目的に基づき、主に次のような事業を行っている。

- (1) 暴力根絶のための広報啓発活動
- (2) 暴力追放運動組織に対する支援活動
- (3) 暴力団に関するモニター活動
- (4) 不当要求情報調査業務
- (5) 不当要求防止責任者講習事業

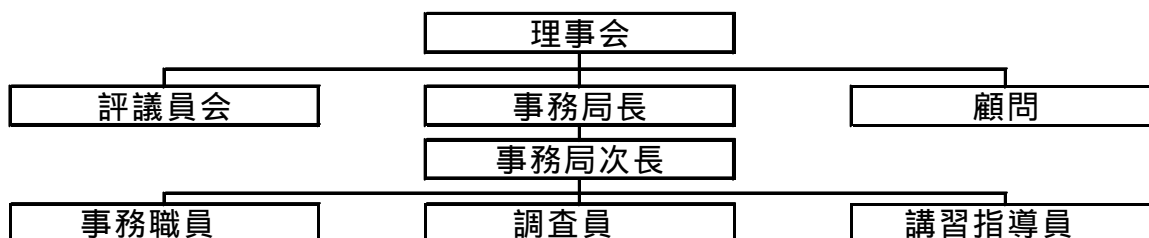
沿革

平成3年2月：官民一体「暴力追放大分県民会議」結成

平成3年8月：財団法人暴力追放大分県民会議設立認可

平成4年5月：大分県公安委員会による大分県暴力追放運動推進センター指定

組織図

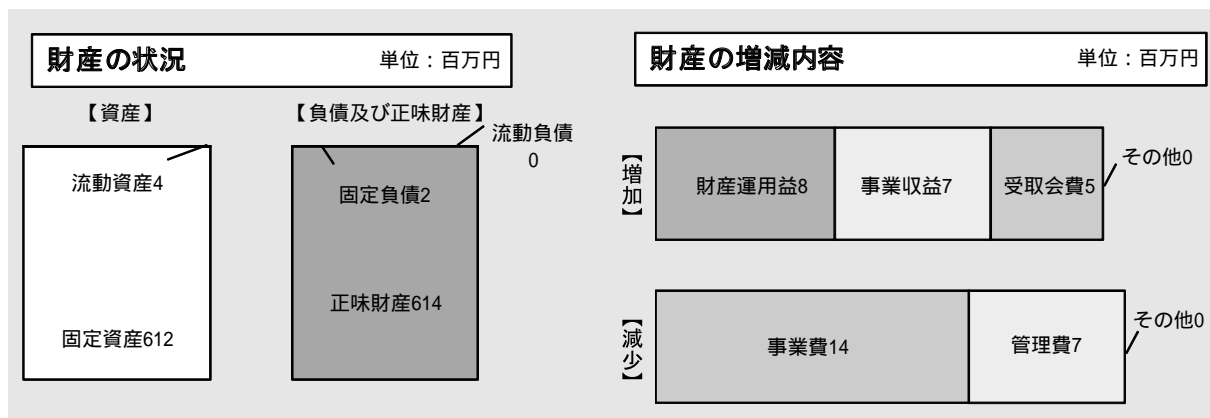


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	19	-	19	3	3	-	3	2	2	2	-	24	-	24	5
19	19	-	19	3	3	-	3	2	2	2	-	24	-	24	5
20	20	-	20	2	2	-	2	1	2	2	-	24	-	24	4
21	20	-	20	2	2	-	2	1	2	2	-	24	-	24	4
22	20	-	20	2	2	-	2	1	2	2	-	24	-	24	4

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
【資産】			
現金預金	3	2	4
その他	0	0	0
流動資産計	3	2	4
基本財産特定預金	0	0	0
定期預金	1	1	1
投資有価証券	607	607	607
基本財産計	609	609	609
積立預金	7	4	1
その他特定資産	1	2	2
特定資産計	8	6	3
固定資産計	618	615	612
資産計	621	618	616
【負債及び正味財産】			
流動負債	0	0	0
固定負債	1	2	2
負債計	2	2	2
指定正味財産	-	-	-
一般正味財産	619	615	614
正味財産計	619	615	614
負債及び正味財産計	621	618	616

科目	19年度	20年度	21年度
【一般正味財産】			
基本財産運用益	11	8	8
受取会費	4	4	5
受取寄付金	-	-	0
事業収益	11	8	7
その他収益	0	0	0
経常収益計	27	22	21
責任者講習事業費	4	3	3
不当要求調査事業費	5	4	4
その他事業費	11	8	7
管理費	9	7	7
経常費用計	29	25	22
経常増減	2	2	1
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	-	-
経常外増減	-	-	-
一般正味財産増減	2	2	1
一般正味財産期末残高	620	616	614
【指定正味財産】			
指定正味財産増減	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
【返還金】			
返還金	1	0	0
【正味財産】			
正味財産期末残高	619	615	614

県との関係

(1) 出資

県出資額 465,000 千円 (総出資額 609,500 千円) 県出資比率 76.3%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
9,570 千円	8,084 千円	7,382 千円

7,382 千円（平成 21 年度）の内訳

責任者講習事業 3,042 千円

不当要求調査業務 4,339 千円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証

該当なし。

(6) その他（平成 21 年度）

行政財産目的外使用許可減免額 202 千円 減免率 8/10

2. 主な事業の概要

暴力根絶のための広報啓発活動

機関紙「暴追だより」の発行や不当要求対応の手引き、暴力賛助会員之証の作成・配布、「暴力追放・銃器根絶大分県民大会」の開催など、暴追意識の高揚や被害防止のための活動を行っている。ただし、県民大会については、予算が確保できなかったため、平成 22 年度の開催は見送られている。

暴力追放運動組織に対する支援活動

県内 15 地区の暴力絶滅協議会等に対し、暴力団排除組織活動助成金の交付を行っており、また、暴力追放推進委員に対し研修会議を開催し、暴力追放活動の促進や情報交換により各地区との連携強化を図っている。

暴力団に関するモニター活動

地域に暴追運動を浸透させることを目的に住民の中から暴力追放推進員の委嘱を行っており、推進員 1 人当たり年額 10 千円の報償費を交付している。

不当要求情報調査業務

不当要求情報調査員（県警 OB）が、県下の事業所や公務所を訪問し、暴力団等に関する相談受理及び被害防止のための助言を行うとともに暴排意識の浸透に努めている。

また、事業所・公務所の従業員・職員らを対象に「暴力団等の不当要求に関する無記名アンケート調査」を実施し、暴排活動への活用資料としている。

不当要求防止責任者講習事業

県下の事業所、公務所の職員らに対し不当要求防止責任者講習を開催、不当要求の実演やビデオ上映、地域の暴力団組織の話などにより不当要求被害の防止に努めている。

3．監査結果

指摘事項なし。

4．監査意見

< 監査意見 1 >

暴力団排除組織活動助成金の助成金交付先へのモニタリングについて

助成金を交付した地区の暴絶協等に対し暴排活動の実績報告書の提出を求めているが、1地区分が未回収となっていた（21年度）。地域暴力団排除活動助成金取扱規程によると、暴絶協等暴排組織は、事業年度終了後速やかに助成金に関する収支実績報告書を提出するものと定められている。県民会議は、当該報告書の提出を交付先に求め、交付元として交付先の活動内容を検証すべきである。

助成金交付の実績報告書の綴りを閲覧し、事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

実績報告書の回収において、回収済・未回収の団体を適時に把握できる管理表が作成されていなかった。今後は、実績報告書の回収リストを作成し、報告書の回収を適時・適切に行えるよう改めるべきである。

< 監査意見 2 >

業務日誌の管理について

不当要求調査業務と責任者講習事業について各業務職員により業務日誌が作成されているが、管理者（事務局長）の検閲を示す押印のもれが散見された。管理者によるチェックが十分に行われていない可能性がある。業務日誌は管理者が各業務の状況を適時にモニタリングできる貴重な資料であるため管理者は必ず日々の業務に目を通し、押印するべきである。

業務日誌の閲覧と管理者へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 3 >

収支改善を含む資金計画について

平成 21 年度では流動資産 4,052 千円、流動負債 233 千円で、流動比率 1733%と高く、短期支払能力が高いように見えるが、現預金の減少が続いており、このままでは暴力団員からの被害に係る訴訟費用等の貸付金制度において、被害者への貸付資金が確保できない可能性も考えられる。収支の改善はもちろん、貸付資金不足時の対応を、借入で行うのか基本財産を充当するのか等の検討を行っておく必要がある。

財産目録及び収支予算書の閲覧と管理者へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

下表は短期的に資金を支出できる流動資産と業務に充当する積立預金等の推移である。

(単位：千円)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
流動資産	4,765	3,278	2,532	4,052
積立預金 (特定資産)		7,000	4,000	1,000
定期預金 (その他の固定資産)	9,000			
計	13,765	10,278	6,532	5,052

平成 22 年度予算では、積立預金 (特定預金) 1,000 千円が全額取り崩され、収支は 1,071 千円のマイナスとなる見込みであり、支出可能な預金が減少するものと考えられる。

一方、県民会議の収入は 基本財産運用収入 賛助会員会費収入 県委託事業収入でほぼ占められているが、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間で、総額 6 百万円減少した。正味財産増減計算書で示されているように賛助会員会費収益は微増しており、管理費の減少もみられるが、収入全体の減少に歯止めをかけているとまではいえず、収支改善にさらなる対応が求められる。

一方、暴力団員からの被害に係る貸付金制度では、1 件当たり限度額 1,000 千円までの貸付を行っている。この数年間貸付事案は発生していないものの、発生した場合には、資金状況に大きな影響を与えるとともに、貸付資金の確保が困難になることも想定される。

資金不足の際には、借入で行うのか基本財産で行うのかなど対応を早めに検討し、被害に係る訴訟費用等の貸付業務が滞りなく行えるよう準備しておく必要がある。

< 監査意見 4 >

未納の賛助会員について

平成 21 年度の賛助会員 250 会員のうち、39 会員が会費未納であった。未納会員は毎年度発生している。未納会員はそもそも賛助しておらず、賛助会員数に含めるのには問題がある。今後は会費納入を行った者のみ賛助会員とするよう改めるべきである。

賛助会員について事務局にヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 5 >

基本財産について

基本財産 100,000 千円をユーロ円債で運用しているが 21 年度から 22 年度にかけ利息ゼロの状況が続いている。今後は、預金や国債等安全かつ確実な運用が望ましいと考える。

基本財産内訳表の閲覧と管理者へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。
県民会議はドイツ復興金融公庫が発行し、ドイツ連邦共和国により保証された 20 年ものユーロ円債 100,000 千円を平成 18 年に購入している。

利率は以下の通り。

【最初の 1 年間】 5.5%

【以降の 19 年間】 前利率 + 0.3% - 6 ヶ月円 LIBOR × 2

(最高利率：前利率 + 0.3% 最低利率：0.00%)

LIBOR：ロンドン銀行間の貸出金利のこと

ユーロ円債は元本・利息とも円で支払われるため為替変動リスクを直接受けないものの、利率を構成する円 LIBOR が為替変動の影響をまったく受けないとはいえない。また、利率が一度ゼロになると、それ以後は連続して利率ゼロになりやすい構造となっている。県民会議は平成 21 年 3 月から平成 22 年 9 月にかけて 4 回連続して利率ゼロの状況が続いている。平成 21 年 9 月末の 6 ヶ月円 LIBOR は 0.4275% となっており、今後も利率がゼロの状況が続くことも予想され、預金や国債等に運用を行えば得られたはずの利益、つまり機会損失が生じ続けている。

一方、債券の時価は 22 年 7 月時点で、購入額の 66.92% となっており、償還日（38 年 3 月）前に債券を売却すると大きな損失が生じるおそれがあるため、売却できない状況である。

本来、基本財産はその運用益により公益活動を行うためのものであり、安定かつ確実な運用が求められる。基本財産に関する運用規定では、一定以上の格付けのあるユーロ円債などの金融商品の運用を認めているが、運用担当者が 3 年程度で異動により交替している状況で、運用が担当者の情報収集能力や判断能力に依存することになりかねない。

リスクを十分認識せず、過度な収益アップを考えて運用した結果、今回のような大きな機会損失が発生する可能性も高い。

今後は、基本財産の運用対象を預金や国債・地方債等に限定し、低リターンであっても安全かつ確実な投資を行うべきと考える。

【財団法人大分県交通安全協会】

1. 概要

目的

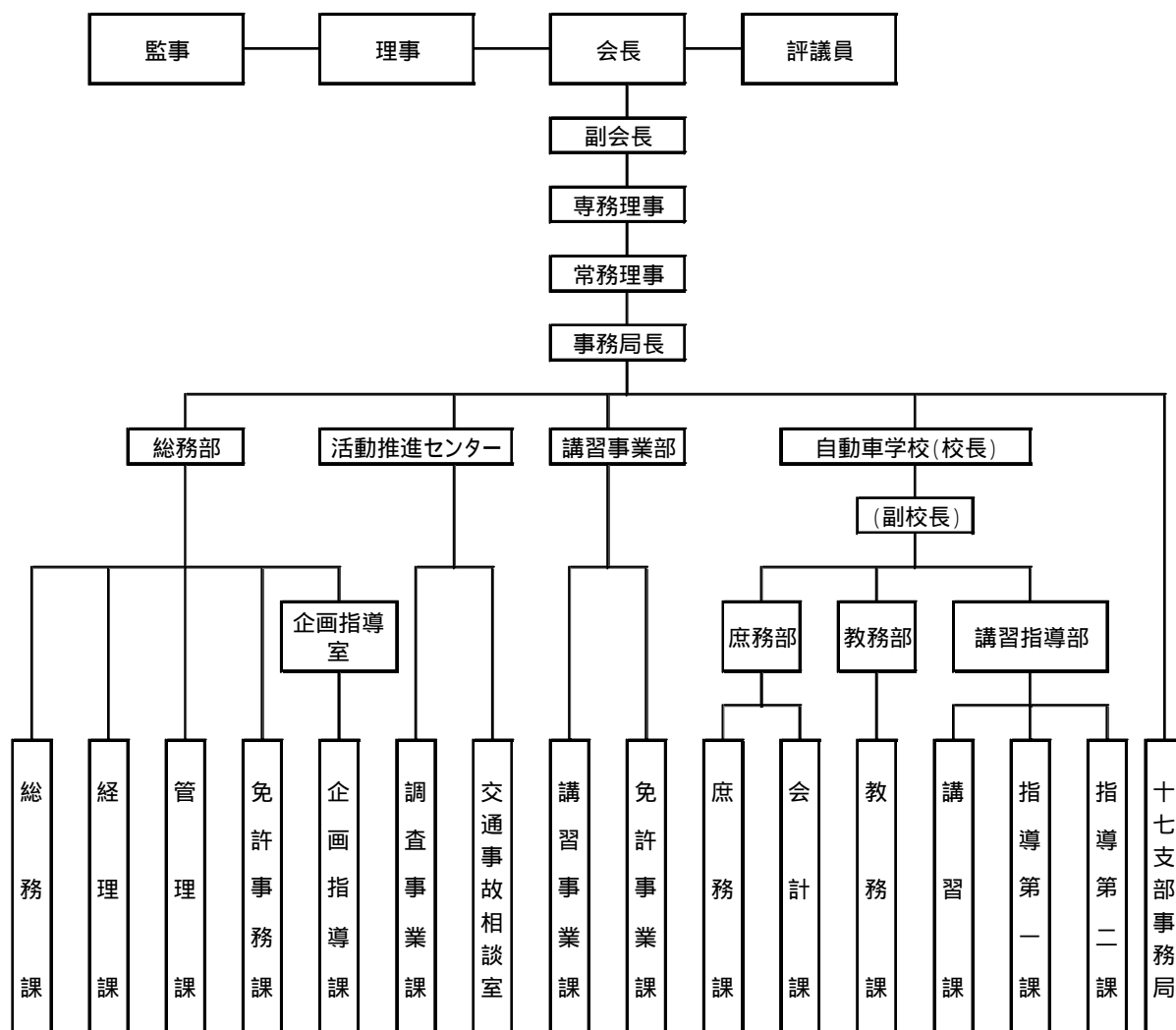
財団法人大分県交通安全協会は、交通道德の高揚を図り、明朗で整然とした交通秩序を確立し、併せて交通事故の発生を防止することを目的としている。これらの目的に基づき次のような事業を行っている。

- (1) 交通安全活動推進事業
- (2) 更新時講習事業 (県委託)
- (3) 免許関係事務受託事業 (同)
- (4) 停止処分者・違反者講習業務受託事業 (同)
- (5) 更新、講習通知業務受託事業 (同)
- (6) 道路使用調査受託事業 (同)
- (7) 自動車学校事業

沿革

- 昭和 7 年 : 大分県自動車協会発足
- 昭和 22 年 : 大分県交通安全協会発足
- 昭和 30 年 9 月 : 財団法人大分県交通安全協会設立認可
- 昭和 31 年 7 月 : 財団法人大分県交通安全協会立大分県自動車学校設立
- 昭和 62 年 4 月 : 大分県道路使用適正化センターに指定 (大分県公安委員会)
- 平成 4 年 10 月 : 原付講習業務委託
- 平成 6 年 5 月 : 更新時講習、運転免許更新通知、停止処分者講習業務委託
- 平成 7 年 4 月 : 運転免許関係事務委託
- 平成 10 年 10 月 : 違反者講習、違反者講習通知、高齢者講習通知業務委託
- 平成 12 年 4 月 : 道路使用許可調査事務委託

組織図

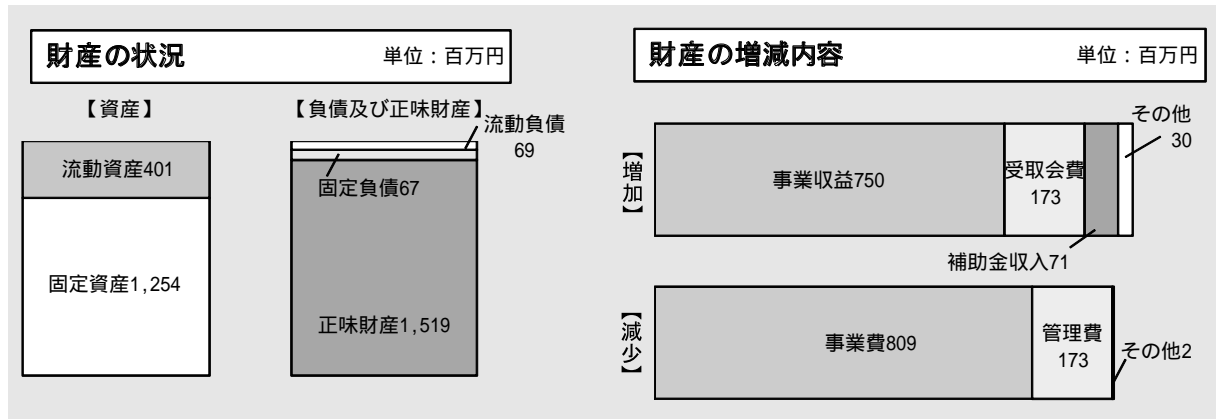


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員			嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	法人	うち県OB	計	県職員	法人	うち県OB
18	22	-	22	2	143	143	27	56	56	14	221	-	221	43
19	22	-	22	2	134	134	24	57	57	21	213	-	213	47
20	22	-	22	2	121	121	21	67	67	24	210	-	210	47
21	23	-	23	2	124	124	19	61	61	23	208	-	208	44
22	23	-	23	2	125	125	20	56	56	18	204	-	204	40

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	271,493	280,164	356,780
未収金	55,275	48,098	39,804
その他	3,126	3,643	5,108
流動資産合計	329,895	331,905	401,693
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	45,155	45,155	45,155
(2) 特定資産			
建物等減価償却引当資産	216,464	210,577	210,249
収入証紙資産	116,374	139,199	140,609
車輛購入積立資産	70,201	65,735	67,769
その他特定資産	278,344	240,121	215,004
特定資産合計	681,384	655,634	633,632
(3) その他固定資産			
土地	93,405	93,405	93,405
建物及び建物附属設備	115,655	110,990	106,473
公益事業積立預金	123,101	122,571	116,081
収入激減対策積立預金	220,867	187,770	184,074
その他	78,720	76,984	76,141
その他固定資産合計	631,750	591,722	576,176
固定資産合計	1,358,289	1,292,511	1,254,964
資産合計	1,688,185	1,624,416	1,656,657
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	25,046	20,657	12,201
その他	78,477	48,423	57,046
流動負債合計	103,523	69,080	69,248
2. 固定負債			
退職給付引当金	77,502	75,564	67,546
固定負債合計	77,502	75,564	67,546
負債合計	181,026	144,645	136,794
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	-	-	-
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	1,507,159	1,479,771	1,519,862
正味財産合計	1,507,159	1,479,771	1,519,862
負債及び正味財産合計	1,688,185	1,624,416	1,656,657

科目	19年度	20年度	21年度
一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
経常収益			
基本財産運用益	96	183	154
特定資産運用益	1,575	1,801	1,321
事業収益	814,089	714,686	750,727
その他事業収益	1,190	1,349	1,324
受取会費	168,035	147,754	173,721
受取補助金等	73,548	72,131	71,042
その他	33,936	29,007	25,388
経常収益計	1,092,472	966,914	1,023,679
経常費用			
事業費	873,332	807,484	809,925
管理費	206,764	186,089	173,513
経常費用計	1,080,097	993,574	983,439
当期経常増減額	12,374	26,659	40,240
経常外増減の部			
経常外収益			
経常外収益計	-	10	1,872
経常外費用			
経常外費用計	377	739	2,021
当期経常外増減額	377	728	148
当期一般正味財産増減額	11,997	27,387	40,091
一般正味財産期首残高	1,495,161	1,507,159	1,479,771
一般正味財産期末残高	1,507,159	1,479,771	1,519,862
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
正味財産期末残高	1,507,159	1,479,771	1,519,862

県との関係

(1) 出資

県出資額 なし。

(2) 補助金

県からの補助金の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
2,160 千円	1,840 千円	1,840 千円

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
290,998 千円	263,237 千円	309,646 千円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証

該当なし。

(6) その他 (平成 21 年度)

行政財産目的外使用許可減免額 2,335 千円 減免率 8/10

賃貸借契約減免額 5,986 千円 減免率 8/10

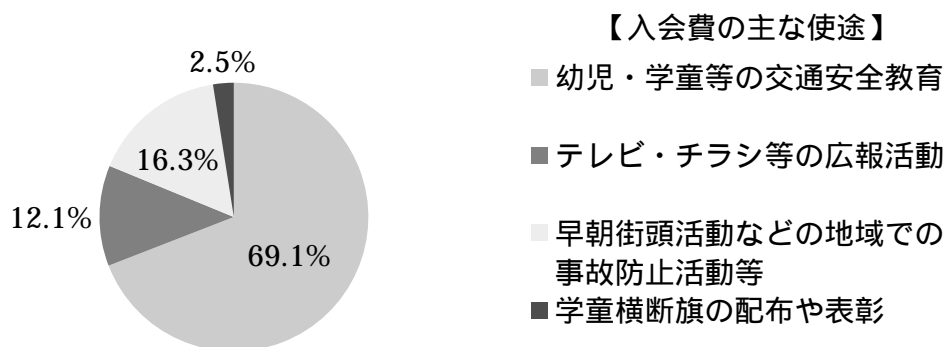
2 . 主な事業の概要

交通安全活動推進事業

交通事故の防止及び交通道德の高揚のための広報啓発活動を中心に行っている。具体的には、高齢者と子供の交通事故防止のためテレビ・新聞による広報や新入学児童への交通安全旗の通学路への設置、交通安全教室などを行っており、また、二輪車・自転車運転中の交通事故防止に関する、子供自転車大会や自転車教室を開催、自転車用反射ステッカーや自転車ヘルメットの配付なども行っている。

毎年春・秋には全国交通安全運動が開かれており、各 10 日間、テレビやラジオ・チラシを通じ、集中的に広報活動を実施しており、免許取得者・更新者から任意で収入する交通安全協会費 (入会費) を当該活動費に充てている。

平成 21 年度入会費総額は 173,721 千円であり、同年度末の入会者総数は 383,225 人である。



（協会発行資料より抜粋）

県委託事業

県からの委託業務として、以下の免許事務・講習会業務等を行っているが、県委託業務の大半が随意契約から一般競争入札に移行しており、運転免許関係事務委託についても、平成 22 年度中に一般競争入札に契約方法が見直されている。

委託業務名	契約方法		21 年度決算額
	18 年度	21 年度	
1 停止処分者講習業務委託	随意契約	一般競争	30,957 千円
2 違反者講習業務委託	随意契約	一般競争	10,758 千円
3 違反者講習通知業務委託	随意契約	一般競争	1,710 千円
4 更新時講習業務委託	随意契約	一般競争	120,220 千円
5 高齢者講習通知業務委託	随意契約	一般競争	2,449 千円
6 原付講習業務委託	随意契約	一般競争	9,960 千円
7 運転免許更新通知業務委託	随意契約	一般競争	14,309 千円
8 高齢者講習・チャレンジ講習・特定任意 高齢者講習業務及び認知機能検査事務委託	なし	随意契約	12,268 千円
9 中型車・普通車・大型二輪車・普通二輪 車・第一種応急救護処置講習業務等委託	なし	随意契約	288 千円
1 0 仮運転免許試験事務委託	なし	随意契約	669 千円
1 1 運転免許関係事務委託	随意契約	随意契約	87,258 千円
1 2 自動車保管場所 O A 化入力委託	随意契約	一般競争	13,315 千円
1 3 道路使用許可調査事務委託	随意契約	随意契約	5,479 千円
		計	309,646 千円

自動車学校事業

大分県公安委員会指定の「大分県自動車学校」の運営を行っており、平成 21 年度の四輪車及び二輪車を合わせた入校生は 1,546 名である。

安全協会は県下の警察署内に 17 か所支部を設置し、82 名の職員（嘱託・臨時含む）を配置している。警察署は、大分中央・大分東・大分南・別府・日出・杵築・国東・豊後高田・宇佐・中津・玖珠・日田・竹田・豊後大野・佐伯・津久見・臼杵の 17 警察署であり、支部では、県からの委託業務や交通安全活動推進事業を行っている。

3. 監査結果

<指摘事項 1> 統合・支部化について

安全協会が県下各地区交通安全協会を統合・支部化する際、各支部の組織運営を支部運営規則により各支部長に委任したことから、支部では各々の支部規則に基づき業務が行われており、本部（事務局）が支部をコントロールできていない状態である。点在する規程等を整理し、業務の効率化を図り収益・コストの改善を行っていく必要がある。

規程類の閲覧及び本部・支部へのヒアリング等を実施した結果、上記のように判断した。

支部長への権限移譲による非効率な業務運営として、費用面では給与規程や固定資産の取得に関する規程、協会費の用途方針等が協会で統一されていないこと、収益面では流動資産の現預金や固定資産の積立預金等に関して、統一された資産運用・管理規程等がなく、支部でバラバラに運用している点などが挙げられる。数年間引き出しがなされないような特定資産の預金が定期預金でなく普通預金で運用されている支部もあり、協会本部で集約し運用すれば得られたはずの利益が損なわれている状況である。

また、統制という観点においても、支部運営規則により本部に決裁権限がないため、支部に対するコントロールが十分ではないと推察される。

今後は、支部長権限を定めた支部運営規則を改廃し、本部への権限移譲を行い、協会全体で統一すべき重要な業務については、各支部に委ねることのないように改善すべきである。具体的には、物品調達の本部発注や支払事務等業務の集約による費用の改善、統一した資金運用方針と運用（例えば、資金管理を本部に一本化し大口定期預金での運用を行うこと）による収益の改善を行っていく必要がある。

現在、協会は安全協会費として免許更新者等 1 人当たり 2,000 円授受しており（5 年間有効）、21 年度の入会費総額は 173 百万円である。協会の財産状況を見ると、流動資産の現預金は 356 百万円、特定資産の公益事業積立預金 116 百万円、収入激減対策積立預金 184 百万円、正味財産 1,519 百万円となっており、借入金も存在せず、相当の資金を有しているものと思われる。ただ、協会入会率は減少傾向にあり、積立資産の取り崩しも予定され

ているという。

このような中で、業務効率化により収益・費用が改善されれば、積立資産取り崩しの時期を遅らせたり、入会費の減額も検討したりすることができるのではないかと考えられる。交通安全活動がより効率的に行えるよう、今一度業務の見直しを行う必要がある。

< 指摘事項 2 >

預金残高の検証について

ある支部において、平成 21 年度の貸借対照表の普通預金の一部の口座について、金融機関からの残高証明書の入手をせず、通帳との照合も行われていなかった。預金の実在性を確かめるため、残高証明書や通帳と帳簿金額との照合を行う必要がある。

支部を訪問し、預金通帳や残高証明書を閲覧し、担当者にヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

照合のなされていなかった口座について通帳と貸借対照表の金額を突合したところ、利息分 1,082 円の差額が生じていた。金額的には少額であるが、この口座については毎年、帳簿の預金残高と残高証明書及び通帳との照合が行われていなかった。支部については毎年度末、支部監事による監査が行われているが、監査が機能していなかった可能性があり、事務局においても、支部の口座について銀行からの残高証明書の入手・閲覧を行っていなかったことも、誤りに気付かなかった原因の 1 つである。

今後は残高証明書の入手とともに、支部監査の適正化や事務局による支部預金の実在性の検証を適切に行っていくべきである。

< 指摘事項 3 >

会員証・領収証の管理について

安全協会は免許交付者や更新者等のうち、交通安全協会費を支払った個人に交通安全協会の会員証を発行しているが、印刷コストが割高になる等の理由から会員証の連番管理がされていなかった。しかし、会員証と引き換えに受け取った会費（現金）に関する内部牽制上連番管理を行うべきである。

また、会費を受取る際に発行する領収証も連番管理がなされていなかった。領収証の連番管理についても内部牽制上重要であることから行うべきである。

本部・支部へのヒアリング等を実施した結果、上記のように判断した。

会員証は本部から支部へ送付されているが、本部は送付した会員証の枚数は把握しているものの、残数については把握しておらず、また、会員証の受払簿が作成されていない支部があった。今後は会員証に関する最低限の内部牽制を整えるため、受払簿を作成するなど会員証の枚数を適切に管理すべきである。

領収証については、各支部により様式が異なっており、支部ごとに領収証を業者に注文していた。不正防止等の観点から、統一された連番式の領収証を本部が一括注文し、全支部の分を本部で冊数管理を行い、必要な分だけ支部に送付すべきである。

< 指摘事項 4 >

内部取引について

平成 21 年度正味財産増減計算書において、講習会計における事業費の委託費 8,172 千円は、協会が所有する大分県自動車学校（学校会計）に委託した講習受講料であるため、内部取引に該当するが、外部公表用財務諸表を作成の際、内部取引として表示・消去されていなかった。

財務諸表の閲覧、本部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 指摘事項 5 >

科目表示について

平成 21 年度貸借対照表において、収入証紙 2,148 千円が「仮払金」として表示されていたが「貯蔵品」として表示すべきである。また、ある支部の退職金掛金が「福利厚生費」として表示されていたが「退職給付費用」として処理・表示すべきである。

支部の決算報告書の閲覧等を行い、本部・支部へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

4 . 監査意見

< 監査意見 1 >

支部の人員体制について

支部の人員体制の見直しを図り、管理コストの削減に努められたい。

現在 17 支部のほとんどに支部長のほか、事務局長などの管理職員が存在しているが、管理業務を本部へ集約することにより、各支部の管理業務が削減されれば、支部の管理職員の数も削減できるのではないかと考えられる。例えば、現行の「1 支部・1 支部長 1 事務局長制」を見直し、17 支部を「県東エリア」「県南部エリア」「県北部エリア」「県中部エリア」の 4 か所に振り分け、それぞれのエリアごとに支部長や事務局長を配置するなどの対応が考えられる。

また、各支部については、決算時に支部の監事による支部監査が実施されているが、安全協会の監事は各支部の監査は行っていない。そのため、支部単独で見ると支部の運営・決算が適正であったと判断できても、安全協会全体から見ると異常や誤ったものがあって

も認識しづらいという可能性が高い。

安全協会全体として各支部が業務を適正に行っているかという観点が不足しているため、支部間の比較可能性という観点を備えた支部監査ができるよう、支部監査においても見直しを図るべきである。

< 監査意見 2 >

組織の目的と達成度合いについて

安全協会の設立目的は、交通道德の高揚、交通秩序の確立、交通事故の発生防止である。しかし、現在のところ上記目的の達成度合いを検証できる指標が見当たらない状況である。

ただ、協会が当該目的に対して効果的・効率的な活動を行っていくためには事業の効果の測定は不可欠である。さらに、協会は免許交付者及び更新者等から交通安全活動を推進する目的で交通安全協会費を収入しており、会員に対しては協会費の用途を示す活動報告のみならず、活動の効果を開示していく必要があると考える。

協会の事業報告書や財務諸表の閲覧、及び支部監査を実施した結果、上記のように判断した。

【財団法人大分県公営企業協会】

1. 概要

目的

財団法人大分県公営企業協会は、県及び市町村が行う工業用水道事業、上水道事業及び電気事業に対し積極的に協力するとともに、広く県民に対し水資源の有効利用などに関して啓発及び普及事業を行うことにより、県民福祉の向上に寄与することを目的としている。これらの目的に基づき、主に次のような事業を行っている。

- (1) 浄水場汚泥処理設備運転管理業務の受託事業
- (2) 発電事業用施設の保安業務及び保守業務の受託事業
- (3) 市町村が行う上水道事業に対する技術的指導及び維持管理業務等の受託事業
- (4) 水源のかん養、水資源の有効利用等に関する知識の啓発普及事業

沿革

昭和 54 年：財団法人大分県公営企業協会設立

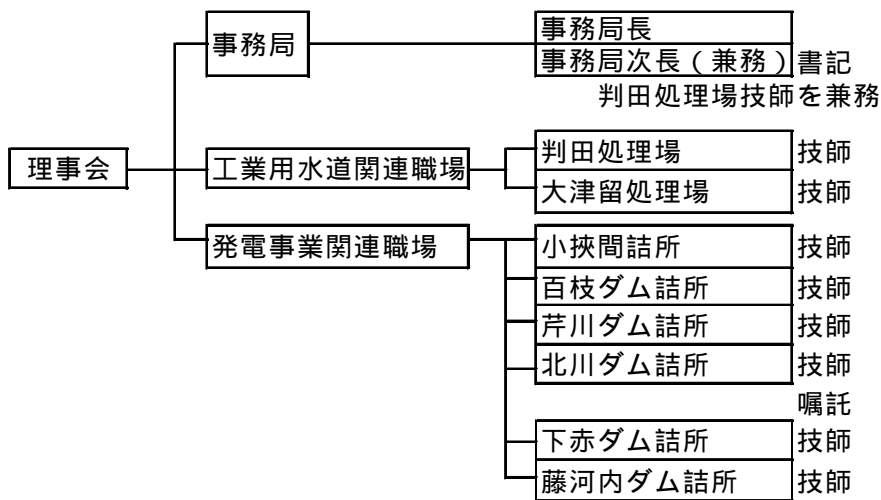
企業局判田浄水場・大津留浄水場汚泥処理設備の運転管理業務を受託
 挾間町上水道施設の点検整備、技術的な指導及び援助業務の受託

昭和 58 年：別府市水道局内成地区農業用水揚水施設の維持管理業務の受託

平成 4 年：企業局大野川発電所百枝ダムの保守業務受託

平成 8 年：企業局発電総合管理事務所、芹川・北川ダム管理事務所の開設に伴い、
 芹川ダム・北川ダム・下赤ダム・藤河内ダムの保安業務を受託三重川ダム・導水路の保守業務を百枝ダムの保守業務に追加

組織図

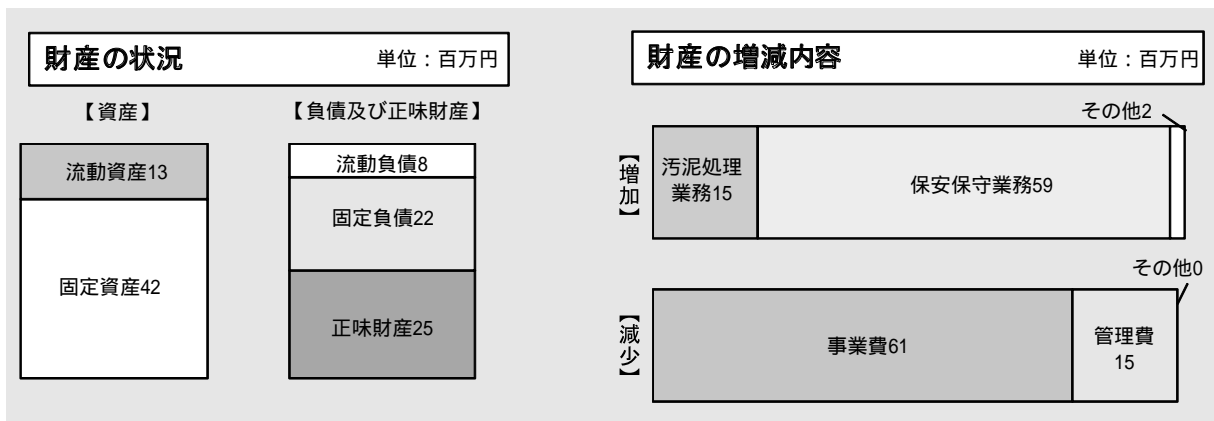


役職員の状況

年度 (平成)	役員				正規職員				嘱託・臨時等			計			
	計	県職員	法人	うち 県OB	計	県職員 (業務援助)	法人	うち 県OB	計	法人	うち 県OB	計	県職員	法人	うち 県OB
18	9	2	7	2	20	-	20	17	1	1	-	30	2	28	19
19	9	1	8	2	20	-	20	17	1	1	-	30	1	29	19
20	9	2	7	1	18	-	18	15	1	1	-	28	2	26	16
21	9	2	7	1	18	-	18	15	1	1	-	28	2	26	16
22	9	2	7	1	18	-	18	15	1	1	-	28	2	26	16

財務内容

(1) 財産及び損益の状況



(2) 3年間の推移

科目	19年度	20年度	21年度
【資産】			
現金預金	16,833	11,112	12,577
未収金	-	1,379	1,067
流動資産計	16,833	12,492	13,645
基本財産(定期預金)	20,000	20,000	20,000
特定資産 (退職給付引当資産)	20,844	21,445	22,589
その他固定資産	479	400	301
固定資産計	41,323	41,846	42,891
資産計	58,157	54,338	56,537
【負債及び正味財産】			
流動負債(未払金)	11,951	7,432	8,065
固定負債 (退職給付引当金)	20,844	21,445	22,589
負債計	32,795	28,878	30,655
指定正味財産	20,000	20,000	20,000
一般正味財産	5,361	5,459	5,881
正味財産計	25,361	25,459	25,881
負債及び正味財産計	58,157	54,338	56,537

科目	19年度	20年度	21年度
【一般正味財産】			
基本財産運用益	94	98	96
特定資産運用益	49	70	53
汚泥処理業務収益	24,184	19,488	15,032
保安保守業務収益	60,977	58,647	59,807
その他収益	2,308	2,307	2,308
経常収益計	87,614	80,613	77,298
事業費 - 給与手当	54,654	52,814	51,942
事業費 - 法定福利費	7,866	7,447	7,402
その他事業費	2,571	2,627	2,468
管理費	22,267	17,626	15,015
経常費用計	87,359	80,514	76,827
経常増減額	255	98	470
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	-	49
経常外増減額	-	-	49
一般正味財産増減	255	98	421
一般正味財産期末残高	5,361	5,459	5,881
【指定正味財産】			
指定正味財産増減	-	-	-
指定正味財産期末残高	20,000	20,000	20,000
【正味財産】			
正味財産期末残高	25,361	25,459	25,881

県との関係

(1) 出資

県出資額 20,000 千円 (総出資額 20,000 千円)、県出資比率 100%

(2) 補助金

該当なし。

(3) 受委託関係

県からの委託料の推移は以下のとおりである。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
85,162 千円	78,135 千円	74,840 千円

74,841 千円 (平成 21 年度) の内訳

浄水場汚泥設備運転管理業務 15,032 千円

発電事業用の施設の保安・保守業務 59,807 千円

(4) 借入金

該当なし。

(5) 債務保証

該当なし。

(6) その他(平成21年度)

行政財産目的外使用許可 全額免除 228 千円(協会事務所)

2. 主な事業の概要

浄水場汚泥処理設備運転管理業務の受託事業

大分県企業局工業用水道判田浄水場・大津留浄水場の汚泥処理施設の運転管理業務を受託しており、汚泥処理量は判田で 7248.3 m³、大津留で 6567 m³(21 年度)となっている。

発電事業用施設の保安業務及び保守業務の受託事業

芹川ダム、北川ダム、別府発電所の取水施設 3 箇所と導水路、百枝ダム、三重川ダム、大野川発電所導水路などで保守・保安業務を受託している。保安業務では、警報車による警報や河川パトロールや企業局職員の業務補助、保守業務では、取水流量の調節、故障対応、塵芥除去作業を実施している。大雨等の出水時には勤務時間外においても現場に出動する。また、下赤ダムや藤河内ダムなど一部のダムでは宿泊・ローテーション制で年間 365 日間業務を行っている。

市町村が行う上水道事業に対する技術的指導及び維持管理業務等の受託事業

由布市挾間町上水道施設の点検・整備を 2 名 1 組で行うとともに、施設の保守管理の指導を行っており、年間従事人員は延べ 106 名、また、別府市水道局内成地区の揚水施設で、定期巡回点検整備及び灌漑期前後の点検整備を実施しており、年間従事人員は延べ 56 名となっている。

水源のかん養、水資源の有効利用等に関する知識の啓発普及事業

国土交通省が実施する「水の週間」事業で、同省発行の小冊子「日本の水」を県下の小学校に配付している。

3. 監査結果

指摘事項なし。

4. 監査意見

< 監査意見 1 >

県貸与物品の管理について

汚泥処理委託業務において、県企業局から特殊工具等を貸与されているが、協会は貸与物品の把握ができていなかった。貸与物品を特定して、管理台帳で現物管理すべきである。

汚泥処理施設運転保守管理業務（県委託業務）の仕様書を閲覧し、事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

協会から県企業局に問い合わせたところ、県企業局でも協会への貸与物品は不明ということであった。貸与物品の管理が不十分であったといわざるをえない。委託業務仕様書によると、貸与物品の損失等に過失があれば、協会が県企業局に損害賠償をしなければならないと記載されている。早急に対応すべきである。

< 監査意見 2 >

汚泥処理業務における手順の整備について

汚泥処理業務における運転管理マニュアルや業務記述書等の整備が必要である。

汚泥処理施設の現場観察を行い、事務局・技師へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

汚泥設備運転管理業務は、排泥槽ポンプからケーキ置き場までの各機器の運転操作や監視、記録、点検及び整備を行うことになっている。汚泥処理は、工程が多数存在する連続した業務であるが、各工程で行うべき業務を記載した業務記述書などが作成されていなかった。担当者が県 OB であり、県職員時代から専門的知識や技術を有していると推察されるが、組織で統制・モニタリングすることができない状況にある。

当該委託業務の遅延や不備が浄水処理に支障を生じ、工業用水の水質悪化、供給停止等の事態に至ると、工業用水を受水する工場等の操業に多大な被害を生じることとなる。

今後は県企業局が直営で行うこととなるが、運転管理マニュアル等を作成して適切な業務管理を行っていく必要がある。

< 監査意見 3 >

台帳記載の不備

会計処理規程によると、耐用年数 1 年以上かつ取得価額 10 万円以上の資産は有形固定資産として固定資産台帳に、所得価額 10 万円未満の備品及び消耗品等については物品管理簿に記録・整理することとされているが、固定資産台帳に記録すべき車庫 44 万円及び公益法人会計ソフト 61 万円が物品管理簿に記載されていた。

台帳記録については、規定に従った適切な管理が求められる。

会計処理規程を閲覧し、事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

< 監査意見 4 >

入出金に係る業務の流れについて

協会では経理職員が会計システム上で仕訳入力を行った後に手書きの振替伝票を別個作成し、事務局長の承認を取っている。この方法では、実際に入力された内容と承認された内容が異なっても発見することができない可能性がある。仕訳入力の前に承認を取ることが、入力ミス未然に防ぐことができ、承認した伝票が正しく入力されているかを管理できる適切な方法である。

伝票を通査し、事務局へのヒアリングを実施した結果、上記のように判断した。

第2 . その他出資等団体

既に記載したとおり、大分県は『大分県公社等外郭団体に関する指導指針』により、県からの出資等の比率が25%未満の団体のうち、特に「指定団体」として取り決めた団体以外についても「その他出資等団体」として県との関連の度合いに応じて必要な範囲内で指定団体に準じた指導監督を行うこととしている。

ただし、県出資比率が25%以上のような、県との結びつきの非常に強い指定団体とは異なり、その他出資等団体については出資比率が低く、また23法人のうち14法人が営利法人であるなど、パブリックセクターというよりもプライベートセクターの色合いが強い法人も含まれている。

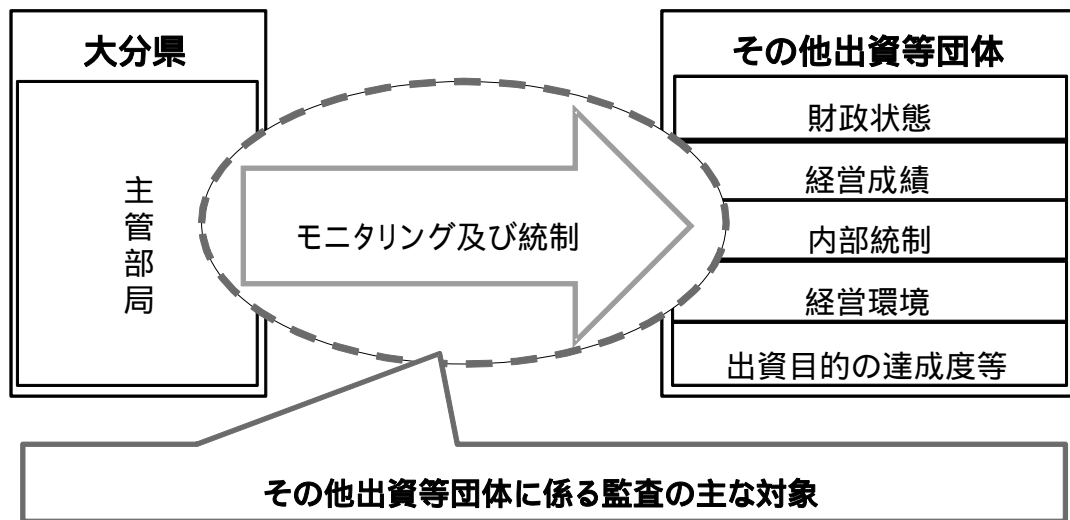
また、指導指針においても「県との関連度合いに応じ、必要な範囲内で指定団体に準じた指導監督を行うもの」とされているだけであって、指導監督事項が具体的に定められておらず、当該団体の自主性をより尊重した形となっている。

本外部監査のテーマは「大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制」であり、その他出資等団体においては、外郭団体の事業運営そのものではなく、事業運営に対する県主管部局のモニタリング及び統制に重点を置いて検討した。

従って、県主管部局のモニタリング及び統制について、特に指摘及び意見等がない団体については記載をしていない。

今回のヒアリングの着眼点は以下のとおりである。

- ・ 県の主管部局が十分に出資先へのモニタリングを行っているか
- ・ 県の主管部局が出資先の経営状況等をどの程度把握しているか
- ・ 県の主管部局が出資先のリスク情報をどの程度把握しているか
- ・ 県の主管部局により事業計画の入手及びその実現可能性の検討が図られているか
- ・ 県の主管部局により決算書の検討等、実績及び問題点の把握がなされているか



また、上記の個別的な見方のほかに、主管部局の全体的な観点及び県全体の観点から以下の点についても検討を行った。

- ・ 出資の目的が既に達成されていないか
- ・ 出資及び設立の目的が薄れ、中長期的にみて薄れることが予測されていないか
- ・ 県が当該営利法人に出資する必要性が存在するか
- ・ 累積欠損があり、かつ経営状況等からみてその解消が見込めるかどうか

その他出資等団体一覧

NO	主管部局	団体名
1	総務部	(財)大分県市町村職員研修センター
2	企画振興部	(株)別府交通センター
3	企画振興部	(株)サン・グリーン宇佐
4	企画振興部	大分ホーバーフェリー(株)
5	企画振興部	大分バス(株)
6	企画振興部	(株)大分フットボールクラブ
7	福祉保健部	(財)大分県アイバンク協会
8	生活環境部	(財)大分県環境管理協会
9	生活環境部	(株)エスプレス大分
10	商工労働部	(財)大分県自動車会議所
11	商工労働部	(株)大分放送
12	商工労働部	大分県デジタルネットワークセンター(株)
13	商工労働部	(株)エフエム大分
14	商工労働部	大分朝日放送(株)

15	農林水産部	(社)大分県果実生産出荷安定基金協会
16	農林水産部	(株)大分県畜産公社
17	農林水産部	九州乳業(株)
18	農林水産部	周防灘フェリー(株)
19	農林水産部	(有)大分県酪農振興公社
20	土木建築部	(財)大分県土地地区画整理協会
21	土木建築部	大分ウォーターフロント開発(株)
22	教育庁	(財)大分県奨学会
23	県警本部	(財)大分県防犯協会

監査結果及び監査意見等

(1) 県出資及びモニタリングの必要性の検討

< 監査意見 >

出資の目的が既に達成されているため、株式の譲渡を含めて検討すべき団体が存在する。組織の規模及び存続可能性を加味すると、このままの体制での存続が難しい団体がある。出資目的と整合しない業務を行っているため、株式の譲渡を含めて検討すべき団体がある。

債務超過が解消されたが、政策的観点から、今後とも何らかの形で十分なモニタリングが必要と考えられる団体がある。

【株式会社エスプレス大分】設立当初は、大分地区に将来産業廃棄物の処理問題が発生することが予見されたため、新規業者に対し出資を行ったものの、事業が発生すると次第に同種事業を行う業者の数が増加し、今となっては特定の処理業者に出資する必要性はなくなっている。出資目的も達成されており、株式の譲渡を検討すべきである。

【大分朝日放送株式会社】

大分県は、県内民放3社のうち2社(株)大分放送と大分朝日放送(株)の株式を保有しているが、地上波テレビ放送の普及促進という観点からすれば当初の出資目的は達成されていると考えられる。デジタル放送への完全移行後も、放送と通信の融合事業やデータ放送事業等、県と放送事業者との連携が必要と思われる施策が考えられるものの、昨今県と外郭団体とのかかわり方が見直されている中、今後とも株式を保有し続けることが本当に必要なのかを検討すべきである。

【財団法人大分県アイバンク協会】

今後、公益財団法人に移行するか等の選択をしなければならないが、当協会の事務局の正規職員（副理事長を含む）は一人であり、その中で活動を行っている現状では存続していくことができるのかどうかを慎重に検討しなければならない。実質的に切り盛りしている方が高齢であることに鑑みると現状のままでは活動を将来にわたって継続していくことは厳しい状況といえる。

選択肢としては専門職員を県として雇用し、当該事業を継続していくことも含めた検討が必要となる。

【大分ウォーターフロント開発株式会社】

県経済の発展に寄与するため行政及び関係企業により設立されたものの、現在は設立当初の目的である活動よりも、県から委託業務に重点を置いた活動となっている。すなわち設立当初の目的を果たしておらず、このような状況では県が継続して出資し続ける意味があるのか疑問が残る。現在でも委託料を支払っており、これに加えて出資が当初の目的を果たしていないことは望ましくないと考えられる。

【大分バス株式会社】

過去に多額の負債を抱えるに至り、再建計画を策定した団体に対し、県は出資者たる株主として年1回の株主総会に出席することにとどまり、特に指導監督権限を持っていないため、当社の財政状態及び経営成績のモニタリングを行っていない。このような現状では当社の決算書類等の信憑性を把握することはできないものと思われる。

会社の決算内容は債務超過が解消されており、県としては再建を果たしたものとみなして株式を譲渡する方針であるということであるが、事業内容及び財務内容の十分な検討がなされていない状況で株式を譲渡するという判断を下すことは拙速すぎると考えられる。

債務超過が解消したとはいえ、いまだ再建途上にあること、及び公共性の高い交通機関について大分県として陸上交通の維持・存続を図っていく総合的な交通施策の観点から、今後とも何らかの形で十分なモニタリングが必要と考える。

(2) モニタリングの適正性の検討

< 監査結果 >

債務超過や赤字の会社に対して経営計画の入手・検討が行われていない。

取締役会資料や決算書等の検討が不十分である。

債務超過の可能性や事業存続の可否に対する検討が不十分である。

理事会の議事録が入手されていない。

出資先の関係会社や取引先について十分に把握していない。

年に一度（株主総会への出席）しか出資先に関与していない。

勘定明細表等の詳細情報を入手することが望ましい。

多額の投資を要する企業については中期経営計画を入手したうえでの予算実績比較分析等も行い、経営状況や財務内容の把握に努める必要がある。

資金繰りに対する十分なモニタリングを行う必要がある。

【周防灘フェリー株式会社】

平成22年3月末時点で債務超過となっている会社に対し、県は年に一度株主総会に出席するとともに取締役と意見交換を行っている。しかし、このような場合には、会社の経営計画を入手して計画値と実績値の乖離状況を常時モニタリングし計画の達成状況を進捗管理することが必要と考えられる。

【株式会社サン・グリーン宇佐】

平成22年3月期は当期純利益を計上しているが、債務超過の状態である。このような会社について現状は大分県として年に一度の株主総会に出席し、また不定期に経営陣と面談するという程度の対応が主なものである。

出資比率が25%未満ということで積極的な指導監督権限はないということであるが、少なくとも債務超過を解消するための中長期経営計画（再建計画）等を入手して、今後の事業の存続可能性や方向性を検討する必要がある。

【株式会社エフエム大分】

県は、団体の売上高が5年連続で減少し、繰越利益剰余金のマイナスが継続している状況の中、有利子負債がほとんどないことなどから資金繰りには当面は問題がないと判断しており、事業計画の入手・検討や営業努力の確認を十分に行っていない。

ところが、売上減少を食い止めることや経費を節減すること等を急がなければ、資本の毀損が進み債務超過に陥ったり、資金繰りへの影響が出ることも考えられる。

県としては、経営改善は特定事業の収入増加にかかっていると認識してはいるが、事業計画の入手や計画の合理性の検討、損益分岐点等の重要なポイントの把握が十分ではなく、また、役員構成や主な広告主も把握していなかった。繰越利益剰余金がマイナスでもある

ことから、現在のモニタリングを強化する必要がある。

【株式会社別府交通センター】

会社の役員構成を見ると、常勤取締役は2名（うち1人は県OB）で、常勤の監査役は存在せず、取締役の業務執行が適正に行われているかどうかを日常的に監視・監督するのは難しいと考えられる。

このような状況で、県は持株比率21%を超える筆頭株主となっており、公金を出資する以上、株主として出資先の経営状況を把握すべきであり、とりわけ会社の業務執行に対する監視・監督機能が十分でない場合には、筆頭株主である県が率先して、取引の合理性や財務諸表の信頼性への検証等を行う必要がある。

また、会社では事業の公益性を鑑みた上で、適正な業務執行や県によるモニタリングを維持する必要性により、県OBが取締役に選任されていることから、会社は指定団体ではないものの、県が出資先の経営・財務状況を把握するのは困難ではないと考えられる。

さらに、利益剰余金がマイナスであることから、事業計画及び経営改善の状況に係るモニタリングも強化しなければならない。

外部環境の悪化により今後の売上減少も予想される中、会社がどのように経営改善に取り組むのか、会社が作成する事業計画の合理性の検討を、取引の合理性や財務諸表の信頼性の確認と合わせ行っていくべきである。

【株式会社大分放送】

大分県としては放送局が許認可事業として保護されている業種であって、このところの赤字がデジタル化に伴う多額の減価償却費というすべての放送局に共通した理由に基づくものであり、かつ自己資本も潤沢に残っていることから、事業報告の閲覧や年に2回商工労働部が実施する景況感の訪問調査でモニタリングを行っているのみである。

しかしながら大分県知事が取締役となっているため、商工労働部としては取締役会資料と決算書との関連性を分析し異常点がないことを注意深く確かめたり、また過去3年間で連続して赤字になっていることから、中期計画等を入手して将来の黒字化の計画についての把握も行うべきである。

さらに、長期的観点でのモニタリングは、放送通信に関する県の政策を検討する上で欠くべからざる検討といえる。つまり、統制目的のモニタリングだけでなく業界の今後の方向性を把握し、政策に生かすためにも必要な作業といえる。

【大分ホーバーフェリー株式会社】

ホーバー利用客は昭和46年度から増加傾向にあったものの、平成2年度（439千人）以降、大分空港道路の開通や景気低迷により減少傾向が続いた。平成20年度には254千人、平成21年度（4～10月）146千人となっている。

平成 20 年のリーマンショックによる法人利用客の減少が債務超過・事業廃止の決定打となったものの、たびたび営業利益がマイナスとなっており、債務超過となる前兆は既にあった。しかも、リーマンショック前にも外部環境により事業の存廃を含む大きな経営判断をすべき機会は 2 度あった。

最初は大分空港道路が全線開通した平成 14 年 3 月前後であり、この時期は大分市内から大分空港までの所要時間が 1 時間半超から 1 時間以内に短縮され、他の交通機関の利便性が向上し利用客が大きく減少した。2 回目は平成 18 年度から 19 年度の原油価格の高騰によって経営悪化したときである。

このように大きく見ても 2 回のターニングポイントがあったが、この間に県が現状や将来の見通しを会社と十分に話し合い、早めの対応をとる必要があったと考えられる。県によると、平成 20 年の 12 月ごろにホーバーフェリーの社長から債務超過に陥る恐れがあるとの連絡を受け、平成 21 年 4 月に債務超過に陥ったとの説明を受けるまで、この事態は想定していなかったという。県は事業存続のためにホーバーの買取りや新会社の設立、料金の値下げ・割引などの対応を検討したものの、すべて債務超過となった後に行われており、対応が後手に回ったとの印象はぬぐいきれない。

出資先の経営状況の把握ということはもちろん、この場合には県職員が非常勤取締役も務めていたわけであるから、会社の重要な意思決定を行う取締役会の構成員として、県がなぜもっと早く事態を想定し、対応を取ることができなかったのか疑問が残る。

そもそも、県には債務超過以前の取締役会の議事録やメモ、経営に関する資料が残されておらず、経営状況の把握が不十分ではなかったかと思われる。ホーバーフェリーに対する県の姿勢が明確ではなかったこと、外部環境（景気等）がいつか好転するであろうという甘い見込みがあったことも状況の認識・対応を遅らせた要因と考えられる。

営利を目的とする多くの民間企業の中から、県が特有の団体に資本拠出するのは、事業の公益性や継続性等「特別な理由」があるといえ、それであるならば、公金で出資する民間企業へのモニタリングは強く求められると考える。

また、県職員が取締役に就任する場合があるが、取締役は業務執行に関与する一方、経営責任を問われる立場でもあることを十分に認識する必要がある。異動が多い県の職員が代わる代わる非常勤取締役として会社へ赴き、経営能力を発揮して取締役としての職責を全うすることは容易ではなく、安易な取締役への就任は行うべきではない。特に民間企業への役員就任は控えるのが望ましいと考える。

【有限会社大分県酪農振興公社】

県が公社に出資するのは酪農振興のためであり、酪農者保護のためにも、製造される配合飼料が安全で、かつ乳用牛が生乳を生産するのに十分な栄養分を有しているかどうかをチェックする必要がある。

県酪農界は飼料の生産資材の高止まり、減産型計画生産による生乳消費量の落ち込み、牛乳離れという厳しい状況が続いており、問題の早期是正に向け、県は公社への積極的な関与を行っていくべきと考える。

【社団法人大分県果実生産出荷安定基金協会】

当協会の非常勤理事には県職員が就任しており理事会にも出席しているが、主管部局ではその理事会議事録を入手していない。通常総会や理事会の前には事前にその内容について報告を受けているとのことであるが、実際の議事録で事前内容と相違がないかを確認すべきである。また主管部局の担当者が2年から3年ほどで異動していくことを考慮すれば、このような口頭での内容把握では後任の担当者に引き継ぐための十分なインフォメーションが蓄積されるとは思えない。

担当者が限られた時間で当該法人の業務に習熟し、効率的に仕事を行うためにも理事会議事録等の文書の入手は必要である。

【株式会社エスプレス大分】

県は年1回の株主総会に出席しているようであるが招集通知と計算書類を含む事業報告書を綴り回覧しているのみで、総会でのメモや記録などの証跡が残されていなかった。また、出資先の情報が十分に把握されておらず、出資先の経営が適法かつ適正行われているか、出資先及び関係会社や取引先の中に県が出資する団体として不適切な個人や会社が存在しないかといった観点でチェックした証跡はなかった。適時・適切なモニタリングを実施すべきである。

【大分県デジタルネットワークセンター株式会社】

企業環境の変化が激しいことを考慮すれば、年に1度の業績把握では不十分と考えられる。

単年度の経営計画（予算）及び中期計画を入手した上で、取締役会等で報告される期中の業績がそれらと比較して大きく乖離していないか等、業績の推移は可能な限り期中でも把握し、異常性がないか確認すべきである。

また、ケーブルテレビの設備には多額の初期投資が必要となるものの、技術革新の速度も速いことを考慮すると今後新たに設備投資が必要になることも考えられる。従って、現時点では設備更新の必要はないにしても、設備投資計画等を入手し将来の設備投資により、どのような財務内容になるかについても把握しておく必要があると考える。

【株式会社大分県畜産公社】

決算書は入手しているが、勘定明細表等の詳細情報は入手していない。公社の財政状況や取引の実態を適切に把握するため、定期的に勘定明細表等の詳細情報を入手し、異常な

増減や不明な取引について検証を行っていくことがより望ましいと考える。

【大分朝日放送株式会社】

大分県は株主であることから、主管課で招集通知により決算数値の把握を行っている。また、期中で行われる取締役会の議事録についても入手し、それを通じて期中の営業状況の把握を行っている。これとは別に、商工労働部では年2回県内企業の訪問を実施しており、当社もその中に含まれている。この訪問では、主に企業の景況感、業績見込み、雇用等について簡単な質問表に基づくヒアリングを実施している。

このように、一定の水準でモニタリングが実施されているが、当社のような放送設備に多額の投資を要する企業については、可能であるならば3ヵ年計画等の中期経営計画を入手したうえでの予算実績比較分析等も行い、経営状況や財務内容の把握に努める必要があると考えられる。

またこのような長期的観点でのモニタリングは、放送通信に関する県の政策を検討する上で欠くべからざる検討といえる。つまり、統制目的のモニタリングだけでなく業界の今後の方向性を把握し、政策に生かすためにも必要な作業といえる。

【株式会社大分フットボールクラブ】

経営危機が表面化し、Jリーグからの融資や大分県の外郭団体である文化スポーツ振興財団より資金の貸付けを受ける等各方面より支援を受けており、人件費の削減等大幅なリストラを実施している。

主管部局としても課長級職員（現社長）を派遣する等、最大限の支援を行っており、直近においては胸スポンサーがつく等明るい話題もあるが、今後とも各方面の支援がなければ事業として成り立たない状況には変わりはない。

このような状況において主管部のモニタリングとしては、現在のところは、かなり頻繁に会社と連絡を取り状況を把握していると感じられた。

業態として資金計画が立てづらい事情はあるが、本来は、収入等が下振れしたとしても若干の余裕をもってやっていけるだけの資金的な手当が必要といえ、主管部としては、これまで以上に頻繁に経営状況をモニタリングして早めの対応を取る必要がある。

